

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第一部】 安倍政権の暴走政治をストップし、南スーダンPKOからの撤退、戦争法廃止、立憲主義と民主主義をとりもどす。 消費税10%増税中止、格差と貧困なくし、TPPではなく、農業と経済主権守る政治を</p>				
<p>1、南スーダンPKOへの「駆け付け警護」等の新任務付与に反対し、派兵の撤退を求めること。憲法違反の戦争法廃止と集団的自衛権行使容認の閣議決定の撤回、立憲主義の回復を政府に強く要望すること。日本の貢献は憲法9条に立った非軍事の人道支援、民生支援の抜本的強化に転換するよう国に求めること。</p>	<p>南スーダンでの自衛隊のPKO活動については、安全保障関連法の合憲性の問題や現地の情勢に鑑み、南スーダンからの自衛隊の撤退を求める声があることは承知しています。 なお、政府は、平成29年3月に同年5月末をもって自衛隊の施設部隊の活動を終了する旨の発表をしています。</p>	総務部	総務室	S その他
<p>2、アベノミクスは中止し、格差と貧困を正す経済政策に転換を図ること。消費税10%増税は中止するよう政府に求めること。</p>	<p>成長と分配の好循環を創り上げるには、地方における人口減少と地域経済の縮小の悪循環から早期に脱却し、地域経済に好循環をもたらすことが不可欠です。 このため、国に対して、地方重視の経済財政政策の実施や消費税率の引上げによって被災地の経済の落ち込みや復興の遅れを招くことのないよう、引上げ前から国において被災地に配慮した実効性ある対策を講じるよう要望してきたところであり、今後も、こうした観点で国に対し、要望を行っていきます。</p>	政策地域部	政策推進室	B 実現に努力しているもの
<p>3、日本と岩手の農業を破壊するTPPからの撤退、多国籍企業の利益優先でなく、各国の国民生活、経済主権を守る公正・平等な貿易と投資のルール確立を求めること。</p>	<p>TPP協定は、本県の基幹産業である農林水産業のみならず、国民生活や経済活動の幅広い分野に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。 このため、県は、国に対し、合意内容や国民生活に及ぼす影響について、十分な情報開示と説明を行い、国民的議論を尽くすよう要望してきたところです。 今後、国において、国民生活に大きな影響を及ぼす可能性がある対外経済交渉を進める場合には、その動向を注視しながら、必要に応じ、同様の趣旨の要望を行っていきます。</p>	政策地域部	政策推進室	B 実現に努力しているもの
	<p>貿易・投資のルールの確立に当たっては、現在の国際貿易秩序の範囲内で、お互いの国内事情に配慮しながら、個別課題ごとに、相互に知恵と力を合わせて解決策を探っていくことが重要と考えます。 県では、これまで、国に対し、国際貿易交渉に当たっては、農林水産業の持続的発展が可能となるよう適切に対応することなどを要望してきたところであり、今後においても、国益にそぐわない交渉は行わないよう求めています。</p>	農林水産部	農林水産企画室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>4、原発再稼働を許さず原発ゼロの日本」を目指すこと。原発被害の全面賠償を求めること。再生可能エネルギーの飛躍的普及を図ること。</p>	<p>(賠償について) 県では、原発事故による被害の賠償責任は、一義的に東京電力が負うべきものと考え、県内で発生している全ての損害について、被害の実態に即した十分な賠償を速やかに行うよう東京電力に求めてきました。また、国に対しても、東京電力が確実かつ速やかに賠償を行うために必要な措置を講じるよう要望してきたところです。今後も引き続き、東京電力及び国に対して強く働きかけていきます。</p>	<p>総務部</p>	<p>総務室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
	<p>原発事故以降、国民の間で原子力の安全性に対する信頼が大きく揺らぎ、エネルギーに対する問題意識や、再生可能エネルギー導入への意欲が高まってきており、こうした意識の変化を踏まえた政策が求められていると考えます。</p> <p>県としては、再生可能エネルギーは地産地消エネルギー自給率の向上はもとより、地球温暖化防止や防災のまちづくり、地域振興など多面的な効果をもたらすものであり、再生可能エネルギーによる電力自給率を倍増する目標の達成に向けた取組を進めているところです。</p>	<p>環境生活部</p>	<p>環境生活企画室</p>	<p>S その他</p>
<p>5、沖縄名護市辺野古への米軍新基地建設に反対すること。墜落事故を起こしたオスプレイの配備に反対し、撤去を求めること。米軍の低空飛行訓練の中止を求めること。</p>	<p>米軍普天間飛行場の名護市辺野古移設については、今後、沖縄県と国とがしっかり話し合い、沖縄県民が納得できるような解決が図られることが望ましいと考えています。</p> <p>また、オスプレイの飛行訓練について、県では、オスプレイの安全性の確保はもとより、県民に不安を与えることのないよう国において十分な対応を図るべきと考えており、防衛省東北防衛局長に対して、県民の不安が払拭されない中での飛行訓練は容認しかねる旨申入れを行っている他、全国知事会を通じて飛行高度や区域等に関する日米合同委員会合意事項が遵守されるよう要請しています。</p>	<p>総務部</p>	<p>総務室 総合防災室</p>	<p>S その他</p>
<p>6、憲法改悪を許さず、憲法を生かした政治の実行を求めること。</p>	<p>憲法改正については、憲法審査会の場において国民にわかりやすい形で、十分な審議が尽くされるべきと考えています。</p>	<p>総務部</p>	<p>総務室</p>	<p>S その他</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>【第二部】 東日本大震災津波からの復興と台風10号災害の復旧・復興の取り組み すべての被災者の生活再建と生業の再生を最優先に、地域社会と地域経済の全体を再建する復興を</p>				
<p>I、東日本大震災津波からの復興を国政の最優先課題に—国政上の6つの緊急課題 1、建設費が高騰している被災者の住宅再建に、国の被災者生活再建支援金を現行の300万円から500万円に引き上げること。 平成30年4月10日となっている申請期日を延長するよう求めること。</p>	<p>被災者生活再建支援金の拡充については、これまでも繰り返し国に要望しているところですが、国では、依然として慎重な姿勢を示しているところ。国では、資材高騰等の物価上昇等に対して、災害公営住宅の建設費を含む公共事業費やグループ補助金の額については引き上げており、被災者の住宅の再建支援についても同様に扱うべきと考えられることから、今後も引き続き、増額について国に対して強く要望していきます。 また、被災者生活再建支援金の申請期間の再延長については、住宅再建の進捗状況等を踏まえ、被災者の方々が安心して自立再建できるよう検討を進めていきます。</p>	復興局	生活再 建課	B 実現 に努力 している もの
<p>I、東日本大震災津波からの復興を国政の最優先課題に—国政上の6つの緊急課題 2、被災者の医療費・介護保険利用料等の免除措置を国として復活し、社会保険被保険者も対象となるようにすること。被災者の「孤独死」を出さない対策、見守りの取組を抜本的に強化すること。</p>	<p>被災者の国民健康保険・後期高齢者医療制度に係る医療費の一部負担金及び介護保険の利用者負担の減免措置への支援については、平成24年9月末までと同様な国の特別な財政措置について、平成24年度から継続して国に対して要望しているところであり、今後も、様々な機会を通じて、国に要望していきます。 また、応急仮設住宅や災害公営住宅の見守りは、社会福祉協議会に配置する生活支援相談員や市町村が配置する支援員等により行っているところであり、被災者の生活再建のステージに応じた切れ目のない支援の実現を図るため、国の被災者支援総合交付金を活用しながら、国や市町村、社会福祉協議会等の関係団体とも連携し、引き続き見守り体制の構築に努めていきます。</p>	保健福 祉部	地域福 祉課、 健康国 保課、 長寿社 会課	B 実現 に努力 している もの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>I、東日本大震災津波からの復興を国政の最優先課題に—国政上の6つの緊急課題</p> <p>3、グループ補助の拡充・改善を図り、事業者の再建が進むまで継続すること。仮設店舗等の営業継続への支援と事業者の本設への支援策を講じること。</p>	<p>グループ補助金については、平成26年度から資材高騰等による補助金額の増額を、平成27年度から新分野需要開拓等を見据えた新たな取組の支援を行ってきており、平成29年度においても国に制度の継続を要望し、政府予算案に盛り込まれたことから、県としても必要な予算を確保し、事業を継続する予定です。</p> <p>仮設店舗で営業を行っている事業者に対しては、専門家による経営相談、会計指導及び販売促進指導等を通じて売上向上やにぎわいの創出を支援するとともに、本設店舗への移行を計画する事業者に対しては、専門家等を派遣しながらグループ補助金等の利用に必要な事業計画づくりを支援しており、今後も引き続き支援していきます。</p>	<p>商工労働観光部</p>	<p>経営支援課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
<p>I、東日本大震災津波からの復興を国政の最優先課題に—国政上の6つの緊急課題</p> <p>4、JR東日本の責任でJR山田線の早期復旧を行うこと。JR大船渡線の復旧については、全線開通から80年の歴史を踏まえ、鉄道での復旧を再検討すること。特定被災地公共交通調査事業を災害公営住宅や防災集団移転地を経由できるよう改善し、継続実施すること。</p>	<p>JR山田線については、復旧に関連する復興まちづくりとの調整を図るとともに、早期の復旧に向けてJR東日本等との協議を進めているところであり、JR大船渡線については、BRTによる本格復旧が合意されたところです。</p> <p>また、「特定被災地域公共交通調査事業」については、応急仮設住宅の集約が進み、生活拠点が災害公営住宅や高台団地に移行している途上にあることから、被災者の生活の足の確保や、復興後の持続的かつ利便性の高い交通体系の構築を図るため、応急仮設住宅に加え、災害公営住宅や高台団地等の生活拠点を運行する路線についても幅広く補助対象とするよう、国に対し要望しているところです。</p>	<p>政策地域部</p>	<p>地域振興室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>I、東日本大震災津波からの復興を国政の最優先課題に—国政上の6つの緊急課題</p> <p>5、東京電力福島第一原発事故による放射能汚染については、東電と国の責任で汚染されたほだ場・ほだ木の処理、側溝汚泥の除去、山林の除染など徹底した除染と全面賠償を求めると。特に小中学校や保育園・幼稚園等に保管されている汚染土壌等について、国が早期に処理方針を示すよう求めること。</p>	<p>県では、原発事故による被害の賠償責任は、一義的に東京電力が負うべきものと考え、除染に係るものを含む県内で発生している全ての損害について、被害の実態に即した十分な賠償を速やかに行うよう東京電力に求めてきました。</p> <p>また、国に対しても、東京電力が確実かつ速やかに賠償を行うために必要な措置を講じるよう要望してきたところです。</p> <p>今後も引き続き、東京電力及び国に対して強く働きかけていきます。</p>	総務部	総務室	B 実現に努力しているもの
	<p>8,000Bq/kg以下のほだ木については、国のガイドラインにおいて明確化されていない事項について、県独自のガイドライン(第2版)を策定し、焼却処理する場合は、既存の焼却施設において一般廃棄物と混焼し、市町村等の最終処分場を活用して埋め立てる処理方針を示したところです。</p> <p>その処理費用については、処理終了時まで「農林業系廃棄物の処理加速化事業」を継続するよう国に要望しているところです。</p> <p>側溝汚泥については、国に対して処理方針を速やかに示すとともに、汚染濃度や除染実施区域内外にかかわらず、除去等撤去に要する費用や地域で必要となる一時保管場所の整備等の掛かり増し経費について、財政措置を拡大するよう要望しているところです。</p> <p>なお、国庫補助対象外となる一時仮置場の設置に要する経費については、「放射性物質汚染廃棄物処理円滑化事業(県単)」により支援し、東電に賠償を求めています。</p> <p>除染により生じた土壌等については、早急に処理基準を示すよう国に対して要望しています。</p>	環境生活部	資源循環推進課	A 提言の趣旨に沿って措置
	<p>県では、原発事故により汚染されたほだ木の処理や、生産再開のためのほだ場の環境整備に取り組んでおり、これに要した費用は東電へ賠償請求しているとともに、国に対し、東電による損害賠償が迅速かつ十分に実施され、国が責任を持って対処するよう要望してきました。</p> <p>なお、山林の除染については、国の「広葉樹林再生実証事業」や「林内放射性物質モニタリング調査事業」により、除染方法の開発・実証に取り組んでいます。</p>	農林水産部	林業振興課 森林整備課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>I、東日本大震災津波からの復興を国政の最優先課題に—国政上の6つの緊急課題</p> <p>6、2016年度以降の復興事業費の地元負担の撤回を求め、国が責任を持って復興財源を確保するとともに、復興交付金事業の厳しい査定を改善し、地方自治体が自由に使える財源の確保を強く求めること。</p>	<p>県では、これまでも機会を捉えて、復旧・復興事業の迅速かつ着実な推進のため、国への要望を続けてきたところですが、平成28年6月にも、</p> <p>① 復興に必要な予算の確実な措置、 ② 財源措置の充実、 ③ 社会資本整備総合交付金（復興）の復興の進度に応じた確実な予算措置等について、国への要望を行ったところです。</p> <p>平成28年度以降の復旧・復興事業に係る政府方針決定に当たっては、市町村や他県と連携し、強力に国への要望活動を行ったところであり、今後とも国に対して被災地の実情を説明し、必要な予算が確実に措置されるよう、国に対して要望していきます。</p> <p>また、復興交付金の柔軟な制度運用についても、他県と連携し、機会を捉えて国に対して要望しており、今後とも改善を強く働きかけていきます。</p>	復興局	復興推進課、まちづくり再生課	B 実現に努力しているもの
<p>II、被災者の命とくらしを守るあらゆる対策を</p> <p>1、被災者のいのちと健康、くらしを守る総合的な支援を強化すること</p> <p>1) 被災者の国保・後期高齢者医療費の免除や介護保険利用料等の免除措置を、県独自に来年度以降も継続実施すること。</p>	<p>東日本大震災の被災者に係る一部負担金の免除に対する国の特別な財政支援措置が平成24年9月末で終了し、平成24年10月から既存の特別調整交付金の仕組み（基準を満たした場合に8割を支援）に変更されたことから、県では、被災者の医療及び介護サービスを受ける機会を確保するため、平成24年10月以降も引き続き免除措置が講じられるよう財政支援を実施しています。</p> <p>現在のところ、この財政支援は平成29年12月末までとなっており、平成30年1月以降については、被災地の生活環境や被災者の受療状況等を勘案し、市町村と協議しながら、改めて判断したいと考えています。</p> <p>平成24年9月末までと同様な国の特別な財政措置については、平成24年度から継続して国に対して要望しているところであり、今後も、様々な機会を通じて、国に要望していくこととしています。</p>	保健福祉部	健康国保課、長寿社会課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>Ⅱ、被災者の命とくらしを守るあらゆる対策を 1、被災者のいのちと健康、くらしを守る総合的な支援を強化すること 2)震災関連の自殺、孤独死の防止のために、保健師と生活支援相談員の増員を図り、継続的な見守り支援と心のケア対策、生活再建支援などの総合的な対策を強化すること。仮設団地と災害公営住宅に支援員を配置し、コミュニティと絆の確立に特別の対策を講じること。</p>	<p>被災地における保健師等の人材確保に係る財政支援については、国に対し要望するとともに、今後も職能関係団体や教育機関等と連携した人材確保に係る情報提供や人材育成等の取組を行っていきます。 被災地における見守りについては、生活支援相談員が応急仮設住宅や災害公営住宅等において、戸別訪問、安否確認や相談、見守り活動を行うとともに、保健医療や福祉サービス等への適切な橋渡し、サロン活動など住民同士の交流の場の提供による福祉コミュニティの再生に努めています。 生活支援相談員の配置については、これまでも県社協が地域の実情を踏まえて適正な配置に努めてきており、市町村が配置している支援員等も含め、被災者の生活や環境の変化に適切に対応した見守りや相談体制となるよう、県としても市町村や社会福祉協議会等の関係団体と連携し、引き続き適正な配置に努めていきます。 被災者のこころのケアについては、地域の保健・医療・福祉・教育の関係機関と連携を図り、専門家による支援や市町村の地域保健活動への支援を行っていますが、転居等による生活環境の変化や、これまでのストレスが積み重なって疲労が増し心身ともに不調を訴える者が多いことから、今後こころのケアや健康づくりを推進していきます。</p>	保健福祉部	健康国保課、地域福祉課、障がい保健福祉課	B 実現に努力しているもの
	<p>現在、応急仮設住宅や災害公営住宅の見守りは、社会福祉協議会が配置する生活支援相談員の他、市町村が配置する支援員等が、巡回により行っています。 県では、市町村に対し、地域で必要とされる見守り等の支援体制が総合的に確保されるよう、平成28年度に拡充された被災者支援総合交付金の活用を含め要請しており、陸前高田市や釜石市においては、災害公営住宅に市の施設を併設するなどの取組も見られるところです。 なお、応急仮設住宅から災害公営住宅等への移行期においては、支援員による支援に加え、同じ地域で暮らす方々がお互いに助け合う仕組みづくりが重要であることから、平成29年度は新たなコミュニティ形成に向けた市町村の取組を支援するコーディネーターの配置や、被災者の心の復興を支援する民間団体等の取組に対して補助し、活動を支援することとしています。</p>	復興局	生活再建課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>Ⅱ、被災者の命と暮らしを守るあらゆる対策を 1、被災者のいのちと健康、暮らしを守る総合的な支援を強化すること 3)震災関連死の申請の周知徹底を図り、長期にわたる避難生活という被災者の実態を踏まえた審査を行うこと。再審査請求についても周知すること。被災市町村で審査できる体制を確立すること。</p>	<p>災害弔慰金については、県のホームページ、被災者支援ガイドブックの他、各市町村の広報を通じて繰り返し周知を図っています。 審査については、県が市町村から受託している審査会では「認定基準」を策定、公表するなど客観性を保つとともに、個別具体案件について丁寧に審査しているところです。 再審査については、新たな事実が明らかになった場合は、市町村で再審査を受け付け、審査会に諮問するなど柔軟に対応しており、市町村に対し、結果通知の際にその旨周知するよう依頼しています。 審査会については、市町村からの依頼を受け、県が受託しているものであり、今後については、委託終了の意向を示した市町村については、順次受託を終了していきます。</p>	復興局	生活再建課	B 実現に努力しているもの
<p>Ⅱ、被災者の命と暮らしを守るあらゆる対策を 1、被災者のいのちと健康、暮らしを守る総合的な支援を強化すること 4)被災地福祉灯油等特別助成事業は、内陸に避難している被災者を含め実施すること。</p>	<p>県では、平成28年度においても、沿岸被災市町村のうち高齢者等の低所得世帯を対象に福祉灯油事業を実施する市町村に対して、平成23年度から平成27年度と同様に重点的な財政支援を行う必要があると判断し、その経費の一部を補助する「被災地福祉灯油等特別助成事業」を実施しています。 なお、被災により内陸に避難している世帯についても、福祉灯油の対象となる要件を満たし、かつ沿岸市町村が助成する場合には、県補助の対象とする取扱いとしています。</p>	保健福祉部	地域福祉課	B 実現に努力しているもの
<p>Ⅱ、被災者の命と暮らしを守るあらゆる対策を 1、被災者のいのちと健康、暮らしを守る総合的な支援を強化すること 5)防災集団移転事業による自治体への土地買い上げが所得とみなされ、住民税、国保税、介護保険料が大幅に引き上げとなり、居住費・食事代の補足給付の軽減措置が受けられなくなるなどの事態が生じています。国は今年8月から特例措置を実施したが、全世帯の現金・預貯金等の合計が450万円以下の要件が厳しく、まだ誰も対象となっていない。要件の緩和とさかのぼって実施することなどの改善を強く求めること。県独自にも可能な対策を講じること。</p>	<p>国民健康保険料(税)、後期高齢者医療保険料への影響については、東日本大震災津波被災地の防災集団移転促進事業に協力して土地譲渡等をしたにもかかわらず、譲渡代金等が一時所得とみなされ、被災者の費用負担増となる場合があることから、県では、国民健康保険料(税)、後期高齢者医療保険料の算定にあたり特例措置を講じ負担軽減を図るよう、国に要望しています。 介護保険については、介護保険料の段階や補足給付の利用者負担段階の判定の際に、防災集団移転促進事業などによる土地売却収入等に対して特別控除を適用する見直しが行われ、平成28年8月から補足給付の利用者負担段階の判定への適用が開始されたところです。県としては、防災集団移転促進事業による土地買収が継続している市町村もあることから、特例減額措置に係る要件緩和後の状況について、市町村から詳しく伺いながら国に対して必要な働きかけを行っていきます。</p>	保健福祉部	健康国保課、長寿社会課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>Ⅱ、被災者の命と暮らしを守るあらゆる対策を 1、被災者のいのちと健康、暮らしを守る総合的な支援を強化すること 6)保証人を義務付けることなく、災害援護資金を使いやすく改善し活用を進めること。義援金や災害弔慰金等の受給を理由とした生活保護の打ち切りは中止すること。</p>	<p>災害援護資金は、被災世帯の生活の早期立て直しを推進するため、市町村の条例に基づく貸付制度であり、県では制度の趣旨に沿って適正な審査をした上で貸付けを行い、また、相談の際には丁寧に説明を行うよう依頼しています。</p>	復興局	生活再建課	B 実現に努力しているもの
	<p>災害援護資金貸付について、県では希望のあった市町村に対し、国と協議の上貸付申請の期間を延長した他、利子相当額を補助する県単独補助制度を創設するなどの措置を講じています。 東日本大震災津波では、保証人を要しない、或いは保証人を立てた場合は無利子とするなど貸付条件緩和の特例措置が講じられたところですが、同等の貸付条件とするには特別法の制定が必要であることから、実現は難しいものと考えています。(C) 生活保護制度における義援金等の取扱いについては、災害等によって損害を受けたことにより臨時的に受ける補償金、保険金又は見舞金のうち、「当該被保護世帯の自立更生に当てられる額を収入として認定しない」とし、その超える額を収入として認定することとされています。 各福祉事務所においては、被災者である被保護世帯に対し、義援金等の取扱いについて説明を行った上で自立更生計画書の提出を受け、ケース診断会議などで保護の要否を組織的に検討しており、また、保護の廃止決定を行う際には、再び保護申請が必要な場合に相談や申請を行うことを助言するなど、適切な対応に努めています。(A)</p>	保健福祉部	地域福祉課	C 当面は実現できないもの A 提言の趣旨に沿って措置
<p>Ⅱ、被災者の命と暮らしを守るあらゆる対策を 1、被災者のいのちと健康、暮らしを守る総合的な支援を強化すること 7)特定被災地交通確保調査事業の改善・拡充を求め、仮設住宅や災害公営住宅等の被災者の通院・買い物等の交通の確保のために、ワンコインバスやデマンドタクシーなど、きめ細かい対策を講じること。</p>	<p>国の特定被災地域公共交通調査事業は、応急仮設住宅を経由する路線のみを補助対象としていることから、応急仮設住宅の解消に伴い、災害公営住宅や高台団地等の生活拠点を運行する路線について幅広く補助対象とするよう国に要望しています。 また、県では「地域公共交通活性化推進事業」により、市町村が行うデマンドタクシーの導入等に対し財政支援を行うとともに、有識者等で構成する公共交通活性化支援チームを派遣し、市町村の取組への助言を行うなどの支援を行っており、今後も被災市町村と連携し、地域の交通確保に努めていきます。</p>	政策地域部	地域振興室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>Ⅱ、被災者の命とくらしを守るあらゆる対策を 1、被災者のいのちと健康、くらしを守る総合的な支援を強化すること 8) 仮設住宅団地とともに災害公営住宅の集会所・事務室に、見守りとコミュニティ確立支援のために支援員を配置すること。市民交流プラザの取組を広げること。集会室にはテレビ、椅子・机、ストーブ、カラオケセット等を設置し、入居者が交流し、自主的な活動ができるよう支援すること。応急仮設住宅の空き室は正月やお盆などでの家族等の帰省にも活用できるようにすること。</p>	<p>災害公営住宅の集会室には、入居開始後速やかに集会や趣味の会等に使用できるよう長机、座布団、ホワイトボード、石油ストーブ等の備品を整備しています。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>建築住宅課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
	<p>現在、災害公営住宅の見守りは、社会福祉協議会が配置する生活支援相談員の他、市町村が雇用する支援員等が、巡回により行っています。 県では、市町村に対し、地域で必要とされる見守り等の支援体制が総合的に確保されるよう、平成28年度に拡充された被災者支援総合交付金の活用を含め要請しており、陸前高田市や釜石市においては、災害公営住宅に市の施設を併設するなどの取組も見られるところです。 なお、応急仮設住宅から災害公営住宅等への移行期においては、支援員による支援に加え、同じ地域で暮らす方々がお互いに助け合う仕組みづくりが重要であることから、平成29年度は新たにコミュニティ形成に向けた市町村の取組を支援するコーディネーターの配置や、被災者の心の復興を支援する民間団体等の取組に対して補助し、活動を支援することとしています。 また、応急仮設住宅の帰省客の利用については、集会所や談話室を利用することについては、市町村や自治会の判断により可能である旨助言しているところです。</p>	<p>復興局</p>	<p>生活再建課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>Ⅱ、被災者の命とくらしを守るあらゆる対策を 2、住宅確保に更なる抜本的な支援を一県独自に200万円以上の支援を 1)住宅の建設費が地元業者の場合坪48.5万円から坪57.2万円に、8.7万円上昇しています。大手ハウスメーカーでは坪70万～80万円となっています。被災者の住宅再建に、県独自に更なる支援を強化し200万円以上(現行100万円、市町村と共同、11月末現在6863件)に拡充すること。申請期日については、木造戸建ての災害公営住宅の買い取りが可能となるよう延長すること。</p>	<p>県では、これまで国に対し、被災者生活再建支援制度の拡充について繰り返し要望してきたところですが、国では依然として慎重な姿勢をとっているところです。 このため、県では、復興基金を財源に、市町村と共同で最大100万円を補助する「被災者住宅再建支援事業」や「生活再建住宅支援事業」を実施していますが、厳しい財政状況の中で、県独自での更なる措置の拡充は極めて難しいものと認識しており、国に対して、被災者住宅再建支援金の増額について、引き続き強く要望していきます。 また、申請期限の延長については、住宅再建の前提となるまちづくりの進捗状況等を踏まえ、被災者の方々が安心して自立再建できるよう検討していきます。</p>	復興局	生活再 建課	B 実現 に努力 している もの
<p>Ⅱ、被災者の命とくらしを守るあらゆる対策を 2、住宅確保に更なる抜本的な支援を一県独自に200万円以上の支援を 2)被災者生活再建支援金は、現行300万円を500万円以上(大規模半壊は400万円)に上げるよう国に強く求めること。申請期日の延長を求めること。</p>	<p>被災者生活再建支援金の拡充については、これまでも繰り返し国に要望しているところですが、国では依然として慎重な姿勢を示しているところです。 国では、資材高騰等の物価上昇等に対して、災害公営住宅の建設費を含む公共事業費やグループ補助金の額については引上げており、被災者の住宅再建支援制度についても同様に扱うべきと考えられることから、今後も引き続き、増額について、国に対して強く要望していきます。 また、被災者生活再建支援金の申請期間の再延長については、住宅再建の進捗状況等を踏まえ、被災者の方々が安心して自立再建できるよう検討していきます。</p>	復興局	生活再 建課	B 実現 に努力 している もの
<p>Ⅱ、被災者の命とくらしを守るあらゆる対策を 2、住宅確保にさらなる抜本的な支援を一県独自に200万円以上の支援を 3)県の生活再建住宅支援事業費補助、バリアフリー・県産材活用への補助制度の周知徹底を図り、積極的な活用を推進すること。被災者の要望がある限り事業を継続すること。</p>	<p>住宅再建制度については、市町村等との連携の下、住宅再建相談会の開催を継続して周知徹底を図っており、積極的に活用していただくよう取り組んでいます。事業期間については、事業の利用状況や宅地整備供給などの状況を踏まえながら、各機関と協調して更なる申請期限の延長について検討していきます。</p>	県土整 備部	建築住 宅課	B 実現 に努力 している もの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>Ⅱ、被災者の命とくらしを守るあらゆる対策を 2、住宅確保にさらなる抜本的な支援を一県独自に200万円以上の支援を 4)地元業者と県産材活用による岩手県地域型復興住宅や山田町など市町村独自の取組の普及を図り、地元業者の取組を支援すること。住宅建設の需要拡大に対応する供給体制の確立に取り組むこと。</p>	<p>県では、民間団体や行政機関等からなる岩手県地域型復興住宅推進協議会を通じた取組や、住宅再建に関する相談会及び展示相談会の開催などにより、地域型復興住宅の普及を図るとともに、建設を促進しています。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>建築住宅課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>Ⅱ、被災者の命とくらしを守るあらゆる対策を 2、住宅確保にさらなる抜本的な支援を一県独自に200万円以上の支援を 5)希望者が全員入居できる災害公営住宅の早期建設に取り組むこと。1,327戸(11月末現在)整備された木造戸建て・長屋方式の災害公営住宅の建設を重視し、集落とコミュニティを維持した公営住宅の建設を行うこと。集合住宅についてもできるだけ県産材を活用すること。重いドアの改善を図るとともに高齢者世帯向けに引き戸式のドアを増やすこと。6市7地区に291戸の内陸部への災害公営住宅の整備に当たっては、交通の便の良い場所に整備するとともに最大限木造公営住宅として整備すること。</p>	<p>災害公営住宅の整備は県と市町村が連携して進めており、必要戸数についても被災者の意向調査を基に市町村と協議しながら整備を進めています。 また、地域の実情等に応じた多様な住宅の供給を推進する方針としており、立地特性等に応じて、戸建て、長屋や木造での整備を実施しています。 集合住宅の玄関ドアについては、住戸の気密性が高いことによる開きづらさの解消のため、換気扇や吸気口の使用について周知を図るとともに、今後整備する住宅については、扉の操作性に配慮して計画しています。 内陸への災害公営住宅整備については、県内4カ所で開催した個別相談会では、高齢者の方々などから交通の便が良い場所に建設して欲しいとの要望を多く頂いた一方、木造の戸建てや長屋建ての災害公営住宅を建設する場合、集合住宅と比較して広い土地の確保が必要となります。要望を踏まえつつ、まとまった土地が確保できる場合には、木造での建設も含めて検討していきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>建築住宅課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>Ⅱ、被災者の命とくらしを守るあらゆる対策を 2、住宅確保にさらなる抜本的な支援を一県独自に200万円以上の支援を 6)自力で住宅の確保が困難な高齢者や障害者のために、グループホーム型公営住宅や介護付き公営住宅の整備を進めること。</p>	<p>県では、グループホーム型仮設住宅の運営費に対する補助について予算措置し、当該運営を支援しています。 グループホーム型公営住宅等の整備に関しては、県内及び県外の整備事例について、市町村や住宅担当部局への情報提供に努めていきます。</p> <p>福祉対応型の住宅については、意向調査等により地域のニーズを的確に把握した上で、整備の主体や手法等について市町村と十分に協議しながら、計画を検討していきます。</p>	<p>保健福祉部</p>	<p>長寿社会課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>Ⅱ、被災者の命と暮らしを守るあらゆる対策を 2、住宅確保にさらなる抜本的な支援を一県独自に200万円以上の支援を 7)金融庁・東北財務局の通知(2013年12月10日)に基づき、「個人版私的整理ガイドライン」の周知徹底を図ること。相談・申請の3分の2が排除されている住宅の二重ローンの解消(12月2日現在、相談件数1,101件、債務整理成立件数357件、準備中3件、合計360件)に積極的に取り組むこと。申請者の多数が対象となるよう改善を求めること。弁護士等による相談活動を強化すること。原則730万円の収入基準の見直しを求めること。</p>	<p>「個人版私的整理ガイドライン」については、県においても、被災者全員に配布している「暮らしの安心ガイドブック」により周知を図るとともに、支援者を対象とした勉強会を開催するなど様々な機会を捉え、繰り返し被災者への周知に努めているところです。 この他、沿岸4地区に設置している被災者相談支援センターにおいて弁護士が相談に応じている他、相談員が情報提供を行っています。 なお、被災者のいわゆる二重ローン問題を解決するためには、制度の運用の見直しはもとより、法整備を含む新たな仕組みの構築が必要であることから、これまでも国に対し要望してきたところであり、引き続き、国が積極的に対応するよう要望していきます。</p>	復興局	生活再 建課	B 実現 に努力 している もの
<p>Ⅱ、被災者の命と暮らしを守るあらゆる対策を 2、住宅確保にさらなる抜本的な支援を一県独自に200万円以上の支援を 8)仮設住宅の空き室については、Uターン・イターンしてきた家族等も活用できるように、県としても積極的に取り組むこと。(11月末実績、9市町村387戸)</p>	<p>応急仮設住宅の空き家の利用については、国と協議し、応急仮設住宅の集約化・撤去の妨げになったり入居者のコミュニティ維持に支障が生じないことを条件に、平成26年度から目的外使用として、地元に戻りたいが実家が被災し住む家がない方や、被災地で就職し定住を希望するが住む家がない方などについて、許可を受ければ使用料を支払って居住することが可能としています。</p>	復興局	生活再 建課	A 提言 の趣旨 に沿っ て措置
<p>Ⅲ、働く場の確保―再建の意志のある全ての事業者を対象に直接支援を強化すること 1、再建の意思のある全ての事業者の早期再建を強力に支援し、雇用の確保を 1)グループ補助事業については、申請を希望する全ての事業者が対象となるよう大幅に拡充すること。商業者グループや小規模事業者グループも申請し、採択されるよう具体的な支援を強化すること。前払いなどの措置を徹底すること。補助を受けた事業者のフォローアップを強化すること。来年度以降も継続実施するよう国に強く求めること。</p>	<p>グループ補助事業については、事業再建・本設移行を希望する事業者が補助金を活用できるよう、商工団体と連携して、復興事業計画の作成や計画の熟度を高めるための支援を行っています。 交付決定事業者には、資金調達の負担を軽減し、補助事業を迅速に進められるよう、前金払いにもきめ細かく対応しています。 また、事業者が抱える経営課題の解決を図るため、商工団体と連携して、専門家による指導助言など支援策を講じているところです。 国に対しては、事業の継続のため予算措置を講じるよう要望し、平成29年度においても予算措置されたところです。</p>	商工労 働観光 部	経営支 援課	A 提言 の趣旨 に沿っ て措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>Ⅲ、働く場の確保—再建の意志のあるすべての事業者を対象に直接支援を強化すること</p> <p>1、再建の意思のあるすべての事業者の早期再建を強力に支援し、雇用の確保を</p> <p>2)グループ補助に準じた小規模事業者に対する支援策を講じること</p>	<p>グループ組成が困難な小規模事業者にも、認定済みグループに追加することによりグループ補助金を活用することが可能です。</p> <p>また、事業者単独での申請でも補助金の活用が可能な制度として、沿岸地域の市町村と連携して、事業者の復旧経費に対する補助事業を実施しています。</p>	<p>商工労働観光部</p>	<p>経営支援課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
<p>Ⅲ、働く場の確保—再建の意志のあるすべての事業者を対象に直接支援を強化すること</p> <p>1、再建の意思のあるすべての事業者の早期再建を強力に支援し、雇用の確保を</p> <p>3)326カ所・1,525区画(商業・サービス業は564業者)となる仮設店舗・施設については、実態調査を行い、経営支援策を強化すること。既に本設移行した事業者が127事業者、休廃業が26事業者となっています。本設への抜本的な支援策を講じること。仮設店舗等の5年後の使用と地代などの支援を継続し、解体費用について国が責任を持って対応するように求めること。</p>	<p>平成27年度に実施した商店街実態調査において、仮設商店街等の状況についても調査を実施しています。</p> <p>仮設店舗に対して、専門家による経営相談、会計指導及び販売促進指導等を通じて売上向上やにぎわい創出を支援しています。</p> <p>また、本設店舗への移行を計画する事業者に対しては、専門家などを派遣しながらグループ補助金の利用に必要な事業計画づくりを支援しています。</p> <p>仮設店舗等の使用期限や地代については、設置主体である市町村が土地利用計画など地域の実情を踏まえて管理運営を行っています。</p> <p>仮設店舗の解体費用については、国に対し要望等を行った結果、平成26年度に国の仮設施設有効活用等助成事業が創設され、平成28年2月に助成対象期間が完成後5年以内から平成30年度末までに延長されています。</p>	<p>商工労働観光部</p>	<p>経営支援課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
<p>Ⅲ、働く場の確保—再建の意志のあるすべての事業者を対象に直接支援を強化すること</p> <p>1、再建の意思のあるすべての事業者の早期再建を強力に支援し、雇用の確保を</p> <p>4)県の中小企業被災資産復旧費補助については、内陸の被災事業者も対象に拡充し、継続実施すること。テナントで被災した事業者の再建への支援策を講じること。</p>	<p>東日本大震災津波では、特に沿岸区域の事業者が甚大な被害を受けており、地域経済の早期再生を図るため、被災資産の復旧を迅速に進める必要があることから、中小企業被災資産復旧費補助については、沿岸地域の市町村を対象としているものです。</p> <p>テナントで被災した事業者については、共同店舗に入居する場合等にグループ補助金の利用が可能な他、所有していた設備等の復旧費用は中小企業被災資産復旧費補助金の対象となります。</p>	<p>商工労働観光部</p>	<p>経営支援課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>Ⅲ、働く場の確保—再建の意志のあるすべての事業者を対象に直接支援を強化すること</p> <p>1、再建の意思のあるすべての事業者の早期再建を強力に支援し、雇用の確保を</p> <p>5)被災地での基幹産業である水産加工業など食料品製造業では震災前と比べて雇用保険被保険者数が1,445人減少しており、販路の回復・新商品の開発等の支援を強めるとともに、雇用の確保に特別の取組を強化すること。</p>	<p>販路の回復・新商品の開発等については、各支援機関と連携した専門家による相談会や個別指導の実施、県内外での商談会や大手量販店でのフェアの開催、いわて希望ファンド等による助成事業、カイゼンの導入など総合的な支援に取り組んでおり、今後、一層の支援の充実に努めます。</p> <p>被災地の雇用の確保については、企業見学会・面接会等の開催によるマッチング支援、就業支援員による就職支援など、きめ細かく対応している他、企業向けセミナーの開催による職場定着支援、企業の採用力強化のための求人情報発信支援やU・Iターン事業の強化を図るなど、地域内外からの人材確保に積極的に取り組んでいます。また、水産加工業者が人材確保のために必要な宿舍整備等に要する経費の一部を補助する制度を引き続き実施する他、事業復興型雇用確保助成金を活用した雇用確保支援に取り組めます。</p>	商工労働観光部	雇用対策・労働室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>Ⅲ、働く場の確保—再建の意志のあるすべての事業者を対象に直接支援を強化すること</p> <p>1、再建の意思のあるすべての事業者の早期再建を強力に支援し、雇用の確保を</p> <p>6)仮設団地や災害公営住宅など被災者の見守りと生活支援に関わる緊急雇用事業を拡充・継続すること。事業復興型雇用創出事業費補助は、既に被災者を再雇用した場合も遡及して対象とすること。新規採用を条件にしないよう改善を国に求めること。被災者の生活を支援し、事業の再生に結びつく安定した雇用の創出に取り組むこと。</p>	<p>県では、震災等対応雇用支援事業の実施期間の延長等を国に要望してきましたが、平成27年度限りで終了することとなりました。(沿岸12市町村に限り平成28年度まで)</p> <p>被災者支援の課題に総合的かつ効果的に対応するため、被災者支援総合交付金(復興庁所管)により支援を行うこととなっています。</p> <p>事業復興型雇用創出事業については、要件の緩和を国に要望してきたところですが、平成29年度政府予算案において、新たに事業復興型雇用確保事業(仮称)が創設され、これまでの事業復興型雇用創出事業から要件が一部緩和される見込みですが、引き続き、沿岸被災地の雇用の創出と就業支援に努めるとともに、被災地の実情に合った事業となるよう、必要に応じて国に要望します。</p>	商工労働観光部	雇用対策・労働室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>Ⅲ、働く場の確保—再建の意志のあるすべての事業者を対象に直接支援を強化すること</p> <p>1、再建の意思のあるすべての事業者の早期再建を強力に支援し、雇用の確保を</p> <p>7) 県は復興事業を推進するためにも、正規職員の大幅な増員を図ること。復興に必要な職員の確保に取り組み、任期付き職員、全国からの応援職員の確保に努めること。応援職員の健康と心のケア対策を一層強化すること。任期付職員の待遇改善と正職員への登用を進めること。</p>	<p>震災以降、増大する業務に対応するため、新採用職員の採用数を拡大している他、任期付職員や再任用職員の採用を進め、各都道府県等からの応援職員の受入れなど、引き続き、多様な方策による人員確保に取り組んでいきます。</p> <p>任期付職員のうち、勤務成績が優秀で、一定の要件を満たしている職員については、任期更新時に主任への任用を行うとともに、平成28年度においては、任期の定めのない職員として採用する選考試験を実施し、29年4月に10名を採用する予定です。</p> <p>また、他自治体からの応援職員の健康管理については、健康診断結果に問題があった職員や長時間労働による健康障害が懸念される職員に対し、産業医による指導や個別相談を実施していきます。</p> <p>併せて、心のケア対策として、全員を対象としてメンタルヘルスチェックを行い、その結果に応じて、精神科嘱託医や臨床心理士による巡回メンタル健康相談や健康管理サポート研修等を行うとともに、関係課が連携してストレス要因の排除対策等にも取り組んでいきます。</p>	総務部	人事課	B 実現に努力しているもの
<p>Ⅲ、働く場の確保—再建の意志のあるすべての事業者を対象に直接支援を強化すること</p> <p>2、二重ローン問題の解決に全力を挙げること。</p> <p>1) 二重ローンを抱える全ての事業者を対象に、相談活動を強化し、迅速に債権の買い取りを進めること。既存債務を凍結・減免し、新規融資を早急に行うこと。金融機関に返済猶予の延長を求めること。</p>	<p>岩手県産業復興相談センターでは、日頃から債権買取等支援制度の周知や相談ニーズの把握のため、被災事業者に対する聴き取り調査等を行っています。さらに、平成28年度には、仮設店舗で操業中の約800者を対象とした訪問調査を実施中です。</p> <p>また、国が設立した東日本大震災事業者再生支援機構では、平成29年2月から6月までの期間に集中して広報活動・相談会等を行うこととしており、それぞれの機関において相談活動の強化を図っているところです。</p> <p>これら二つの機関では、事業者の既存債務の凍結・減免や新規融資による資金調達を実現するため、債権買取等の手法による支援を行っており、これまで県内事業者に累計378件の支援を行っているところです。(H29.2月末現在)</p> <p>県としては、これら二つの機関等と連携し、引き続き、多くの事業者が円滑に支援を受けられるよう努めていきます。</p>	商工労働観光部	経営支援課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>Ⅲ、働く場の確保—再建の意志のあるすべての事業者を対象に直接支援を強化すること</p> <p>2、二重ローン問題の解決に全力を挙げること。</p> <p>2)岩手県産業復興相談センターの機能を拡充し、被災事業者の立場に立った支援を強化すること。岩手県産業復興機構は、事業者を選別することなく、107件(11月末現在)にとどまっている債権の買い取りの対策を抜本的に強化すること。</p>	<p>岩手県産業復興相談センターでは、現役の金融機関職員など経営・金融の専門家が常駐し、事業再生計画の策定支援や債権買取支援等にきめ細かく対応しています。</p> <p>今後は、県南沿岸地域の区画整理事業の進展により、仮設店舗から本設店舗への移行が本格化し、被災事業者の資金需要の増加が見込まれることから、本格復興に向けた支援を継続して進めます。</p>	商工労働観光部	経営支援課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>Ⅲ、働く場の確保—再建の意志のあるすべての事業者を対象に直接支援を強化すること</p> <p>2、二重ローン問題の解決に全力を挙げること。</p> <p>3)東日本大震災事業再生支援機構の債権買い取りも164件(11月末現在)にとどまっており、債権買い取りの取組を抜本的に強化すること。</p>	<p>東日本大震災事業者再生支援機構(震災支援機構)では、宮古市に現地事務所を設置し、本県沿岸の被災地において直接相談に応じているところです。</p> <p>また、被災事業者に対する支援内容の周知徹底を図るため、平成29年2月から6月までの期間に集中して広報活動・相談会等を行うこととしています。</p> <p>さらに、岩手県産業復興相談センターが対応した相談案件のうち、営業拠点が広域にある場合などは震災支援機構が案件を引き継いで対応しており、機構とセンターは相互に連携・補完しながら、二重ローン問題の解決に取り組んでいます。</p> <p>今後、県南沿岸地域において仮設店舗から本設店舗への移行が本格化し、債権買取支援等のニーズの増加が見込まれることから、県としても、引き続き円滑な相談対応がとられるよう努めていきます。</p>	商工労働観光部	経営支援課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>Ⅲ、働く場の確保—再建の意志のあるすべての事業者を対象に直接支援を強化すること</p> <p>2、二重ローン問題の解決に全力を挙げること。</p> <p>4)債権買い取りの支援を行った事業者へのフォローアップ支援を強化すること。</p>	<p>岩手県産業復興相談センターでは、債権買取支援を実施した事業者を定期的に訪問して経営状況を確認しており、その状況に応じて、外部専門家の派遣や中小企業再生支援協議会との連携等を通じてフォローアップ支援に取り組んでいます。</p> <p>また、東日本大震災事業者再生支援機構においてもフォローアップを行っているほか、金融機関等との連携による商品開発や販路開拓などの様々な支援を行っています。</p>	商工労働観光部	経営支援課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>Ⅲ、働く場の確保—再建の意志のあるすべての事業者を対象に直接支援を強化すること</p> <p>3、沿岸被災地の基幹産業である漁業・水産業の再建を</p> <p>1)漁業協同組合を核とした漁業・養殖業の再建整備と産地魚市場を核とした流通・加工体制の構築を一体的に進めること。</p>	<p>水産業の復興に向けては、漁業と流通・加工業の一体的な再生に取り組んできたところであり、その結果、漁業・養殖業の生産再開が進み、被災した水産加工事業所の8割以上が事業を再開するなど、本格的な水産業の復興に向けて、一定の基盤が整ってきたところです。</p> <p>今後も引き続き、水産業共同利用施設の復旧・整備を支援し、一層の生産回復を図るとともに、漁獲から流通・加工までの一貫した高度衛生品質管理体制の構築等に取り組む、水産物の販路の回復・拡大を図っていきます。</p>	農林水産部	水産振興課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>Ⅲ、働く場の確保—再建の意志のあるすべての事業者を対象に直接支援を強化すること</p> <p>3、沿岸被災地の基幹産業である漁業・水産業の再建を</p> <p>2)希望する漁船の確保(3月末で整備6,485隻、稼働可能漁船数10,592隻、震災前の73.9%)を進めること。漁船確保への補助を継続実施するよう国にも求めること。</p>	<p>漁業者の要望に基づいて実施した補助事業は平成28年3月に完了し、漁船数は平成28年3月末現在で、6,485隻、自己復旧などを加えた稼働可能な漁船数は10,592隻となり、漁業者が必要とする隻数は、確保されたと考えています。</p> <p>今後は、整備した共同利用漁船を有効に活用して、一層の生産回復に取り組んでいきます。</p>	農林水産部	水産振興課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>Ⅲ、働く場の確保—再建の意志のあるすべての事業者を対象に直接支援を強化すること</p> <p>3、沿岸被災地の基幹産業である漁業・水産業の再建を</p> <p>3)養殖施設の整備(3月末で17,428台、震災前の65.6%)を引き続き進めること。</p>	<p>養殖施設の整備については、漁業協同組合等の要望に基づき支援をしてきたところであり、平成28年3月末現在で補助事業により整備された養殖施設は17,428台となり、震災後の養殖生産体制における必要数は概ね確保されたと考えています。</p> <p>今後は、漁業者と流通加工事業者等が連携した新たな生産体制の構築や、養殖業の経営規模拡大に向けた仕組みづくりを進め、一層の生産量の回復に取り組んでいきます。</p>	農林水産部	水産振興課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>Ⅲ、働く場の確保—再建の意志のあるすべての事業者を対象に直接支援を強化すること</p> <p>3、沿岸被災地の基幹産業である漁業・水産業の再建を</p> <p>4)がんばる漁業・養殖復興支援事業(漁業は9グループ10経営体、養殖は41グループ492経営体)の取組を推進すること。申請の簡素化を図ること。漁民の所得確保対策を講じること。</p>	<p>がんばる漁業・養殖復興支援事業については、事業の周知や事業計画の策定指導等を行う他、事業団体に対して、事業の申請手続きの簡素化等を求めてきたところです。</p> <p>また、県では、がんばる漁業・養殖復興支援事業の計画達成に向け、漁場の効率的な利用などの経営改善に係る指導を行ってきたところです。今後は、漁協の地域再生営漁計画の実行支援を通じて、更なる漁場利用の効率化や、生産物の付加価値向上などの取組を促進し、漁業者の所得確保に取り組んでいきます。</p>	農林水産部	水産振興課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>Ⅲ、働く場の確保—再建の意志のあるすべての事業者を対象に直接支援を強化すること</p> <p>3、沿岸被災地の基幹産業である漁業・水産業の再建を</p> <p>5)サケふ化場の再建とともに放流事業の改善に取り組み、サケ資源の確保を進めること。アワビ・ウニの種苗生産施設の再建整備に取り組むこと。</p>	<p>サケふ化場の再建について、震災により被災した施設は平成27年度に復旧が完了し、現在台風10号により被災した施設の復旧を進めているところです。平成29年春のサケ稚魚放流数は、台風第10号の影響もあり、当初計画を下回る3.3億尾にとどまる見込です。今後は、復旧する施設の機能強化を図るとともに、資源の回復に向けて国等の研究機関と連携した稚魚生残向上の実証試験や、海産親魚の利用、ふ化場における適正な飼育管理の指導等に取り組んでいきます。</p> <p>また、アワビ・ウニについては、平成25年度に種苗生産施設の復旧が完了しており、平成28年度の種苗放流実績はウニ263万個、アワビ700万個と概ね震災前と同等の水準となっています。</p>	農林水産部	水産振興課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>Ⅲ、働く場の確保—再建の意志のあるすべての事業者を対象に直接支援を強化すること</p> <p>3、沿岸被災地の基幹産業である漁業・水産業の再建を</p> <p>6)ワカメ等の風評被害対策を強化し、再生産可能な価格対策を講じること</p>	<p>ワカメの市場価格は、震災前の水準に回復しているものの、生産者及び生産量の減少が課題となっています。このため、レストランシェフ等の産地見学や商談会の開催等を通じて、本県産ワカメ等の評価を高め、生産者の意欲につながる取引価格となるよう、関係団体と連携しながら取組を進めていきます。</p>	農林水産部	農林水産部流通課	B 実現に努力しているもの
<p>Ⅲ、働く場の確保—再建の意志のあるすべての事業者を対象に直接支援を強化すること</p> <p>3、沿岸被災地の基幹産業である漁業・水産業の再建を</p> <p>7)不漁に直面している小型漁船漁業の振興策を具体的に講じること。</p>	<p>小型漁船漁業は、経営の規模が小さく収入も不安定なことから、減収補てんを受けられる国の経営安定対策事業の導入や、ケガニなどの資源管理の取組を支援する他、マダラなど資源状態の良い魚種への転換を促すなど、経営の安定化に向けた取組を支援していきます。</p>	農林水産部	水産振興課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>Ⅲ、働く場の確保—再建の意志のあるすべての事業者を対象に直接支援を強化すること</p> <p>3、沿岸被災地の基幹産業である漁業・水産業の再建を</p> <p>8)固定資産税の減免など漁協に対する支援を強化すること。「水産特区」の押し付けに反対すること。</p>	<p>沿岸被災12市町村では、漁協が組合員の代わりに取得した漁船、漁具・漁網、養殖施設について、被災代替資産取得特例と同等の減免措置が講じられています。</p> <p>水産業復興特区(漁業権の免許に関する特別措置)については、本県水産業が沿岸地域の集落を形成し、地域コミュニティの中心となって発展してきた歴史を踏まえ、水産業の中核をなす漁協を中心として、漁業、養殖業の復興に取り組んでいるところです。</p>	農林水産部	団体指導課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>Ⅲ、働く場の確保—再建の意志のあるすべての事業者を対象に直接支援を強化すること</p> <p>3、沿岸被災地の基幹産業である漁業・水産業の再建を</p> <p>9)被災した108漁港の早期再建整備に取り組むこと。</p>	<p>被災した108漁港全てで本格的な復旧工事に着手しており、平成29年1月末までに94漁港で復旧工事が完了しています。</p> <p>引き続き、関係市町村や漁協などと緊密に連携しながら復旧工事を進め、平成29年度末までに被災した全ての漁港の復旧完了を目指していきます。</p>	農林水産部	農林水産部	B 実現に努力しているもの
<p>Ⅲ、働く場の確保—再建の意志のあるすべての事業者を対象に直接支援を強化すること</p> <p>3、沿岸被災地の基幹産業である漁業・水産業の再建を</p> <p>10)被災農地、沿岸725ha(復旧対象農地面積653haのうち482ha完了、73.8%、10月末)の早期復旧と整備に取り組むこと。</p>	<p>被災農地については、平成29年4月までに511haの復旧を見込んでいます。残りの142haについても、まちづくり計画との調整を図りながら、平成31年までに営農が再開できるよう取り組んでいきます。</p>	農林水産部	農村建設課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>IV、被災した県立病院を再建し、地域の医療と介護の体制を確保すること</p> <p>1)大槌病院、山田病院の再建に続き、県立高田病院の早期の再建整備に取り組むこと。医師・看護師確保に全力で取り組むこと。</p>	<p>県立高田病院については、再建方針に基づき、当初の計画どおり平成29年度の開院に向けて、本年9月に工事業者を決定し、10月から建築工事に着手しています。今後とも良質な医療を提供できるよう、市と緊密に連携し、高田病院の早期再建に向けた取組を進めていきます。</p> <p>常勤医師が不在となっている診療科への医師の配置については、派遣元の大学においても医師の絶対数が不足していることから非常に厳しい状況となっています。</p> <p>県においては、関係大学を訪問し医師の派遣を要請する他、即戦力となる医師の招聘や奨学金養成医師の計画的な配置、県立病院間や大学からの診療応援等により必要な診療体制の確保に取り組んでいるところであり、平成29年1月から内科の医師を1名増員したところです。</p> <p>今後においても、このような医師確保対策の推進を図りながら医師の確保に取り組んでいきます。</p> <p>看護師確保対策については、医療局独自に看護職員就職説明会を開催している他、県内外の看護師養成校主催の就職セミナーへの参加や、看護学生就職支援業者主催の就職説明会への参加及び看護師養成校への訪問などを行い、県立病院の魅力を積極的に情報発信しています。採用選考試験についても、被災沿岸地域病院への配属を要件として専門試験の免除等、試験区分を追加して実施しており、今後とも、様々な取組を行い看護師確保に努めていきます。</p>	医療局	<p>経営管理課</p> <p>医師支援推進室</p> <p>職員課</p>	B 実現に努力しているもの
<p>IV、被災した県立病院を再建し、地域の医療と介護の体制を確保すること</p> <p>2)被災した民間医療機関の再建への支援を強化し、薬局を含め地域医療体制を確立すること。</p>	<p>被災した医療提供施設の再建支援について、県では、被災地における医療提供機能の早期回復を図るため、国の補助事業による災害復旧や仮設診療所の整備に取り組むとともに、国の補助事業の対象とならない被災医療提供施設については、地域医療再生基金を活用して、既存施設の修繕や医療機器の再取得などの応急的な診療再開等に要した経費に対する補助の他、医療機関の早期の移転新築に対する支援も行ってきたところです。</p> <p>平成24年度からは、地域におけるまちづくりや住民ニーズに対応した医療機関の移転・新築を支援しており、引き続き地域における医療提供体制の復興を支援していきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>IV、被災した県立病院を再建し、地域の医療と介護の体制を確保すること</p> <p>3)被災地では要介護高齢者が増加しており、介護施設の再建整備を図るとともに、介護職員など人材の確保に努めること。</p>	<p>被災地における介護施設については、全半壊し使用不能となった14施設のうち廃止した1市設を除き、平成26年度までに13施設が再建され、新たに整備された施設も加えると、震災前の状況を上回っていますが、被災地においては介護職員の確保が特に厳しい状況にあることから、マッチング支援などの新規参入を促す取組に加え、新規採用職員の住宅確保に要する経費への支援などを行い、市町村や事業者、関係団体と連携しながら、介護人材の確保定着に努めていきます。</p>	保健福祉部	長寿社会課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>IV、被災した県立病院を再建し、地域の医療と介護の体制を確保すること</p> <p>4)被災した障害者と就労支援事業所等の職員確保と、事業活動等への支援を強化すること。</p>	<p>本県では、平成25年度から、被災により受注先や製品の販路を失うなど、多大な影響を受けた障がい者就労支援事業所に対し、専門アドバイザーの派遣や研修会の開催等、運営の安定化、商品力向上、販路拡大等に向けた支援を実施しています。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>V、高台移転や都市再生区画整理事業などのまちづくりの再建—コミュニティの確立を</p> <p>1)防災集団移転促進事業、都市再生区画整理事業、漁業集落防災機能強化事業などのまちづくりに当たっては、徹底した住民の協議と合意づくりを大原則に進めるとともに、コミュニティの確立に取り組みこと。専門家・アドバイザーを派遣して住民が主体のまちづくりを進めること。</p>	<p>現在、被災市町村では、住民との合意形成を図りながら、早期の住宅再建に向けて防災集団移転促進事業や都市再生区画整理事業を進めているところです。</p> <p>また、県では、まちづくり協議会等の住民団体からの要請に基づき、まちづくりの専門家をアドバイザーとして派遣する「復興まちづくり活動等支援制度」を平成24年度に創設し、住民主体のまちづくり活動を支援しています。</p>	県土整備部	都市計画課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>V、高台移転や都市再生区画整理事業などのまちづくりの再建—コミュニティの確立を</p> <p>2)高台集団移転等に当たっては、集落・コミュニティの維持を基本に、持ち家の再建と災害公営住宅をセットで整備することを重視すること。区画整理事業に当たっても再建しない土地の買い取りなどで、まちなか災害公営住宅の整備を進めること。</p>	<p>災害公営住宅の整備は、県と市町村が連携して進めており、建設箇所は復興まちづくりの計画等をもとに基本的に市町村が決定しています。</p> <p>そのため、土地区画整理事業区域内での災害公営住宅の整備については、市町村の判断となっています。</p>	県土整備部	建築住宅課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>V、高台移転や都市再生区画整理事業などのまちづくりの再建—コミュニティの確立を</p> <p>3)津波で浸水した市街地やまちの再建は、二度と住民の命が損なわれないように、津波災害だけでなく、大雨洪水や土砂災害の危険なども総合的に検討し、ハード、ソフトの両面を組み合わせた安全なまちづくりを、住民合意で進めること。避難路の整備を進めること。</p>	<p>津波等の専門家から構成された岩手県津波防災技術専門委員会の意見等を踏まえ、「比較的発生頻度の高い津波(数十年から百数十年)」に対しては、施設整備により人命・財産や種々の産業・経済活動などを守り、「最大クラスの津波」に対しては、住民の避難を軸として土地利用・避難施設の整備などハード・ソフトを総動員するという多重防御の考え方にに基づき取り組んでいます。</p> <p>なお、洪水や土砂災害の危険性も考慮しながら市町村が行うまちづくりと調整を図るとともに、施設の整備に当たっては、地域住民、市町村、国と話し合いながら進めています。</p>	県土整備部	河川課	B 実現に努力しているもの
<p>V、高台移転や都市再生区画整理事業などのまちづくりの再建—コミュニティの確立を</p> <p>4)地盤のかさ上げや防災集団移転事業は、全額国庫負担とし、被災宅地の買い上げは、被災者が住宅再建できるように震災前の価格を基本とすること。まちづくりの事業によって被災者に対する支援に格差が生じないように制度の改善を求めるとともに、県としても独自の支援策を講じること。防災集団移転事業による瑕疵担保責任はほぼ2年となっているが、民法上の10年に見直すこと。区画整理上は前例のないかさ上げ・盛土を行っており、防集事業と同様に、土地の陥没や崩壊等への補償など対応を行うようにすること。</p>	<p>東日本大震災に係る復興交付金事業として土地区画整理事業や防災集団移転促進事業を実施する場合、通常の補助に加え、地方負担分の1/2は追加的に国庫補助され、残りの1/2は震災復興特別交付税により手当てされることから、基本的には地方の負担は生じないこととなっています。なお、効果促進事業については、平成28年度から地方負担1%になっています。</p> <p>防災集団移転促進事業の実施に当たり、移転促進区域内の宅地等を買収する際の価格の評価については、一般の公共事業により用地を取得する場合と同様に、契約締結時における適正な価格により算定することとされています。</p> <p>まちづくり事業については、それぞれの目的を持って事業が創設されたものであり、実施メニューが異なるとともに、被災者向けの支援内容が必ずしも同様となっていないため、市町村では、震災復興特別交付税を活用した独自の支援を行っています。</p> <p>また、県及び市町村では、被災者が住宅の新築、補修又は改修及び宅地復旧を行う場合に、費用の一部を補助する独自の支援を行っています。</p> <p>防災集団移転事業による瑕疵担保責任は、契約書に2年と記載されているが、2年後のある日を境に一切応じないということではなく、地方自治体として丁寧に住民に対応していくと、市町村から聞いています。また、土地区画整理事業についてですが、土地に不具合が生じないように施工することが一番ですが、仮に不具合が生じた場合には、防災集団移転促進事業と同様に適切に対応すると、市町村から聞いています。</p>	県土整備部	都市計画課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>V、高台移転や都市再生区画整理事業などのまちづくりの再建—コミュニティの確立を 5)復興にかかる埋蔵文化財調査の体制を強化し、専門職員の確保に努め発掘調査の効率化を図ること。</p>	<p>大規模な集団移転等に係る埋蔵文化財発掘調査は今年度でほぼ終了しますが、復興道路に係る調査は今後も継続の予定です。次年度はこのような事業量の予測から、他の地方公共団体からの専門職員の派遣については終了する見通しです。発掘調査に当たっては、人員の配置、着手時期及び期間、デジタル機器を使用した調査速度の向上等種々の調整を行い、効率化に努めています。また、県内市町村事業に係る発掘調査についても継続して支援していきます。</p>	教育委員会事務局	生涯学習文化課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>V、高台移転や都市再生区画整理事業などのまちづくりの再建—コミュニティの確立を 6)防潮堤、水門の整備については、地域住民の十分な協議と多面的な検討を行い、住民合意を大前提に、必要なら見直しを行うこと。</p>	<p>計画から工事着手まで、市町村が行う復興計画等の説明会や市町村と連携しながら事業説明会等において、地域の理解を得ながら進めてきています。市町村からも、復興まちづくりにあわせて、防潮堤、水門を一刻も早く完成してほしいとの考えが伝えられており、防潮堤、水門の早期復旧・整備に取り組んでいます。 なお、防潮堤、水門の高さは、まちづくりと密接に関連するものなので、今後はまちづくり計画(かさ上げの高さを変えるとか)の大幅な変更がない限り、見直す予定はありません。</p>	県土整備部	河川課	B 実現に努力しているもの
<p>V、高台移転や都市再生区画整理事業などのまちづくりの再建—コミュニティの確立を 7)「用地取得についての特例措置」について、積極的に活用するとともに、更なる改善を国に求めること。</p>	<p>用地取得の特例制度の活用については、平成26年5月に部局横断組織の用地取得特例制度活用会議を設置し、積極的な県事業の推進と市町村事業の実務支援により、用地取得の迅速化が図られてきたところであり、一日も早い復興のため、引き続き取り組んでいきます。 また、更なる改善については、国に対して、将来見込まれる大災害に備えるため、復興に要する土地等の私有財産の制限のあり方について検討を進めるよう提言しているところです。</p>	復興局	まちづくり再生課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>VI、JR大船渡線・山田線の早期復旧を、被災地交通の確保を</p> <p>1)JR東日本の責任でJR山田線の早期復旧を行うよう求めること。JR大船渡線については、全線開通80年の歴史を踏まえ、鉄道での復旧について再検討を求め、気仙沼駅・陸前矢作駅間の鉄道での運行再開を求めるとともに、新幹線への接続など住民の要望に応えたBRTの運行を確保すること。</p>	<p>JR山田線については、復旧に関連する復興まちづくり事業等との調整を図るとともに、早期の復旧に向けてJR東日本等との協議を進めているところです。また、国に対しても、早期復旧に向けたJR東日本への適切な指導・助言を図るよう要望しているところです。</p> <p>JR大船渡線については、BRTによる本格復旧が合意されたところです。また、JR大船渡線の気仙沼から陸前矢作間のみ鉄道で復旧させた場合、十分な運行本数が確保できないなど、持続的な地域公共交通の役割を果たせなくなるおそれがあることから、JR東日本においては、運行再開は行わない旨の考えが示されました。</p> <p>JR大船渡線BRTの新幹線駅へのアクセス改善や利便性の向上等については、沿線市がJR東日本に対し要望し、改善に向けて協議していると聞いており、県としては沿線自治体の意向が反映されるよう、必要な支援を行っていきます。</p>	政策地域部	地域振興室	B 実現に努力しているもの
<p>VI、JR大船渡線・山田線の早期復旧を、被災地交通の確保を</p> <p>2)かさ上げやルート変更による経費については、国の責任で経費の負担措置を行うこと。</p>	<p>県では、宮城県及び福島県と連携し、国に対してJR線復旧のための財政支援措置の要請を重ねており、JR山田線復旧に係る鉄道の嵩上げなどのかかり増し費用約70億円については、概ね目途がつきつつあると認識しています。今後、財政支援を要する箇所が生じる場合には、支援の働きかけを図っていきます。</p>	政策地域部	地域振興室	B 実現に努力しているもの
<p>VI、JR大船渡線・山田線の早期復旧を、被災地交通の確保を</p> <p>3)代替の交通確保にJRは責任を持ち、早朝、夜を含めた必要な便数と駅を確保すること。</p>	<p>JR山田線の代替交通については、路線バスの振替え輸送により、一定程度確保されている状況ですが、更なる利便性の向上に向け、今後も引き続き関係市町、バス事業者及びJR東日本との協議を継続してまいります。</p>	政策地域部	地域振興室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>VI、JR大船渡線・山田線の早期復旧を、被災地交通の確保を</p> <p>4)JR山田線の土砂崩落・脱線事故(宮古市門馬地区)の早期復旧をJR東日本に強く求めること。JR岩泉線の廃線にあたっては、JR東日本の責任を明確にして、地域住民の利便性の確保を前提に行うこと。</p>	<p>県では、土砂崩落に伴う脱線事故により不通となっているJR山田線(上米内～川内間)について、JR東日本に対して早期復旧を、また、国に対して早期復旧に係る支援を要望したところであり、現在、平成29年秋頃の復旧に向け、安全対策工事が進められています。</p> <p>JR岩泉線については、同区間に代替となる路線バスが運行されている他、JR東日本から同線押角トンネルの無償譲渡と整備費用の一部提供を受け、現在、並行する国道340号押角峠の道路改良を進めているところです。</p>	政策地域部	地域振興室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>VI、JR大船渡線・山田線の早期復旧を、被災地交通の確保を</p> <p>5)特定被災地公共交通調査事業(上限6,000万円)は、7市町村で活用しているが、仮設住宅を経由することが条件となっており、高台団地や災害公営住宅と病院や市街地を結ぶ交通確保にも取り組めるように改善と拡充を強く政府に求めること。</p>	<p>特定被災地公共交通調査事業については、復興まちづくりが進む中で、災害公営住宅や高台団地等に生活の拠点が移っているものの、応急仮設住宅を経由する路線のみを補助対象としている現状にあることから、県では、災害公営住宅や高台団地等の生活拠点を運行する路線について、幅広く補助対象とするよう国に要望しているところであり、今後も機会を捉えて要望していきます。</p>	政策地域部	地域振興室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>VI、JR大船渡線・山田線の早期復旧を、被災地交通の確保を</p> <p>6)復興道路の整備とともに、復興支援道路整備を推進すること。国道343号新笹野田トンネルの整備を進めること。</p>	<p>国道343号については、東日本大震災津波において内陸部と気仙地区をつなぐ道路として大きな役割を果たしたことから、復興実施計画において県の復興支援道路に位置付け、重点的に整備を進めているところです。(B)</p> <p>笹ノ田峠の新しいトンネル等による抜本的整備については、大規模な事業と見込まれることから、現在、国において進められている復興道路の整備に伴い形成される道路ネットワークによる物流の変化や、国際リニアコライダーの立地構想による大規模な開発計画の進展に応じ、必要な検討をしていきたいと考えています。(C)</p>	県土整備部	道路建設課	<p>B 実現に努力しているもの</p> <p>C 当面は実現できないもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>Ⅶ、防潮堤、湾口防、復興道路—安全の確保は徹底した検証と住民合意を貫いて進めること</p> <p>1)防潮堤の高さや水門の整備については、安全の確保とともにまちづくりの計画、漁業や観光、環境との共生など総合的な検討を行い、地域住民との協議と合意に基づいて進めること(これまでに19カ所22地区で防潮堤の高さを見直し)。</p>	<p>計画から工事着手まで、市町村が行う復興計画等の説明会や市町村と連携しながら事業説明会等において、地域の理解を得ながら進めてきています。市町村からも、復興まちづくりとあわせて、防潮堤、水門を一刻も早く完成してほしいとの考えが伝えられており、防潮堤、水門の早期復旧・整備に取り組んでいます。</p> <p>なお、防潮堤の高さは、まちづくりと計画策定の過程で、頻度の高い津波に対する安全度が確保される場合などには、地域の意向や他地区への影響を確認した上で、防潮堤の高さを最大値より低くした箇所もあります。</p>	県土整備部	河川課	B 実現に努力しているもの
<p>Ⅶ、防潮堤、湾口防、復興道路—安全の確保は徹底した検証と住民合意を貫いて進めること</p> <p>2)大船渡・釜石の湾口防波堤については、津波による被災状況の検証を行い、漁業への影響なども含め、地域住民に情報を公開し、住民の協議と合意を踏まえて進めること。</p>	<p>湾口防波堤の防災効果等については、国において「東日本大震災による被害状況と津波防災施設の役割の評価」に係る検証が行われ、「中間とりまとめ」において、「防波堤には、①津波波高を低減、②港内の水位上昇を遅延させて避難時間を確保、流速を弱め破壊力を低減させる効果がある。」と報告されており、機能したことがわかっています。</p> <p>また、漁業等への影響について、特に閉鎖性の高い大船渡湾への配慮として中央開口部へ通水管を設置する等の対策を行っています。湾内水質の調査結果の公表等地域住民の理解を得ながら、湾口防波堤の早期復旧を行うよう国に対して強く働きかけていきます。</p>	県土整備部	港湾課	B 実現に努力しているもの
<p>Ⅶ、防潮堤、湾口防、復興道路—安全の確保は徹底した検証と住民合意を貫いて進めること</p> <p>3)総事業費1兆1,400億円余に及ぶ復興道路については、その必要性、緊急性を精査し進めること。あくまでも生活再建と生業の再生を最優先に優先順位を定め復興事業を進めること。</p>	<p>三陸沿岸地域の早期復興のためには、高規格幹線道路や地域高規格道路による三陸沿岸の縦貫軸及び内陸と沿岸を結ぶ横断軸で構成される道路ネットワークの構築が必要不可欠であると考えています。県ではこれらの復興道路等について、国の「東日本大震災からの復興基本方針」に沿って、着実に整備を進めるとともに、早期に全線開通することを国に対し要望しています。</p> <p>県としては、引き続き、関係市町村と連携を図りながら、復興道路の早期整備、予算の確保について、国に対し強く働きかけていきます。</p> <p>なお、道路事業については、復興道路を補完する復興支援道路、復興関連道路の整備の他、沿岸市町村のまちづくりと一体となった「まちづくり連携道路整備事業」についても最優先で整備を進めています。</p>	県土整備部	道路建設課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>Ⅷ、子どもも高齢者もみんなが暮らし続けられる地域社会に一福祉と教育の再生を</p> <p>1)県として、子どもの医療費助成を現物給付に、当面、小学校通院まで拡充すること。</p>	<p>県では、人口減少対策としての総合的な子育て支援施策の一環として、市町村等と協議の上、平成27年8月から助成対象を小学校卒業の入院まで拡大するとともに、昨年8月から未就学児及び妊産婦を対象とした窓口負担の現物給付を実施したところです。</p> <p>本県の子ども医療費助成について、対象者の範囲を小学校卒業の通院までの拡大した場合、年間約2億8千万円と多額の財源を確保する必要があり、本県では、県立病院等事業会計負担金が多額になっているという事情もあることから、今後、国の動向を注視しながら、県の医療・福祉政策全体の中で、総合的に検討する必要があると考えています。</p>	保健福祉部	健康国保課	C 当面は実現できないもの
<p>Ⅷ、子どもも高齢者もみんなが暮らし続けられる地域社会に一福祉と教育の再生を</p> <p>2)県立高田高校のグラウンド整備を含めできるだけ早期に行うこと。通学やクラブ活動などの交通の確保を行うこと。</p>	<p>県立高田高校は、これまでに本校舎及び仮設グラウンドを整備したところであり、平成29年度は艇庫・講義棟の整備を予定しています。グラウンドの本格復旧やその他附帯施設は、陸前高田市の土地区画整理事業との関係から平成30年度以降となる見込みですが、引き続き、早期復旧ができるよう関係機関と調整を図っていきます。</p> <p>県立高田高校が被災したことから、大船渡の仮校舎に移転した期間中(平成23～26年度)、通学バスを運行し、生徒の通学の手段を確保し、平成27年4月の新校舎の供用開始をもってその運行を終了したところです。</p> <p>県教育委員会としては、新校舎移転後の通学の安全確保のために学校や市等と連携しているところであり、生徒の通学状況は自家用車による送迎やBRTIによる通学は9割、自転車又は徒歩による通学が1割と状況を確認しています。学校においては、教員と保護者の連携による定期的な街頭指導等、通学上の安全確保に向け取り組んでいます。</p> <p>また、クラブ活動の交通確保については、新校舎と旧大船渡農業高校グラウンド等の部活動場所の間を移動するためのスクールバスを運行し、クラブ活動を行う生徒を支援していきます。</p>	教育委員会事務局	教育企画室 学校教育室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>Ⅷ、子どもも高齢者もみんなが暮らし続けられる地域社会に一福祉と教育の再生を</p> <p>3)仮設校舎(5校)、他施設を使用(5校)の小中学校の早期の再建整備を進めること。当面、仮グラウンドや体育館などの確保に努めること。校庭に仮設住宅が整備されている学校を含め、運動不足対策を講じること。</p>	<p>小中学校の早期再建については、現在までに校舎を改築により復旧した市町村立学校は、山田町立船越小学校など8校あり、本年度末までに更に大船渡市立赤崎小学校など4校の復旧が見込まれています。</p> <p>校庭に、仮設住宅等が建設されている小中学校においては、仮設グラウンド等を整備する他、校地内の空きスペースの活用や他校・他施設のグラウンドの利用など、学校の状況に応じて対応しています。</p> <p>なお、応急仮設住宅の解消も進んでいることから、解消後は、速やかに復旧、返還が行われるよう関係機関と必要な調整を行っていきます。</p> <p>全県での運動習慣の形成を目指して、「希望郷いわて 元気・体力アップ60(ロクマル)運動」を展開しています。被災地においても、各学校の実情に応じた取組が展開されるよう、毎年1月に地区別会議を開催し、同規模校や同一中学校区内の小中学校間の協議による効果的な取組の推進を支援しています。今後においても、各学校の計画を把握し、課題改善のため個別の支援を実施します。</p>	教育委員会事務局	教育企画室 スポーツ健康課	B 実現に努力しているもの
<p>Ⅷ、子どもも高齢者もみんなが暮らし続けられる地域社会に一福祉と教育の再生を</p> <p>4)仮設住宅から通学する児童・生徒は小学校584人、中学校381人、高校433人、特別支援学校15人、合計1,413人となっており、放課後の学習室の確保と学習支援(今年度60教室)の取組を進めること。小中一貫校や統廃合計画については、地域住民による十分な協議と合意を踏まえて行うこと。</p>	<p>児童の放課後の居場所を確保するため「放課後子供教室」を24市町村において116教室開設しており、体験活動や交流活動、学習活動等を行っています。この他、中高生の放課後及び週末の学習支援を7市町15カ所において行っています。研修機会の提供や実践事例の紹介等を通して活動の充実に引き続き努めていきます。</p> <p>小中一貫教育の導入や小中学校の統廃合については、児童生徒の健やかな成長を促し、豊かな人間性を育む上で必要な教育環境の整備や教育向上の観点から、地域住民の意見を十分に聞きながら進めることが重要であると考えており、被災地の学校においても設置者である市町村が策定する復興計画等に基づき、地域住民の意見を聞きながら進められるものと考えています。</p>	教育委員会事務局	生涯学習文化課 学校教育室	S その他

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>Ⅷ、子どもも高齢者もみんなが暮らし続けられる地域社会に一福祉と教育の再生を</p> <p>5)被災地への教員の加配措置(今年度、小中で201人、高校で46人)を継続し、スクールカウンセラー(今年度巡回型カウンセラー13人)、スクールソーシャルワーカーの配置を強化し、児童生徒の心のケアの取組を強化すること。教員等の宿舎の確保に努めること。</p>	<p>本県においては、国から措置される復興加配を被災地等の小中学校等に配置し、児童生徒の心のケアに努めているところです。復興加配の今後の措置については、国に対し被災地の状況を説明しつつ、その継続を求めています。</p> <p>また、いまだに復興の途上にある被災地においては、児童生徒に対する相談活動や心のケア等に関わり、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの必要性は高まっていると認識しています。このような状況を踏まえ、国において検討が進められている「チーム学校」の議論の動向を注視しつつ、その配置の充実に努めています。</p> <p>スクールカウンセラーの配置については、平成29年度においても被災地への巡回型カウンセラー13人の継続配置に努める他、スクールカウンセラー配置校の拡充にも努めています。また、スクールソーシャルワーカーの配置拡充に努めています。</p> <p>教員等の宿舎の確保については、沿岸部の教職員住宅の入居率は、内陸部に比べ高い状況が続いていることなどを踏まえ、必要な住宅の確保に向け東日本大震災津波で被災した高田高校及び大槌高校の教職員公舎の復旧整備を行うこととしたところであり、平成29年度は設計を実施することとしています。</p>	教育委員会事務局	教職員課 学校教育室 教育企画室	B 実現に努力しているもの
<p>Ⅷ、子どもも高齢者もみんなが暮らし続けられる地域社会に一福祉と教育の再生を</p> <p>6)被災児童生徒を対象とした「いわての学び希望基金奨学金給付事業」(今年度、遺児489人、孤児94人)の拡充を図ること。被災高校生を対象とした奨学金制度(実質給付制、今年度200人)の活用を図ること。被災児童就学援助制度の継続を求めること。</p>	<p>いわての学び希望基金奨学金については、平成25年度に定期金、一時金とも給付額を増額しています。</p> <p>被災高校生を対象とした奨学金については、十分に活用されるよう高等学校等を通じて周知に努めています。</p> <p>被災児童生徒就学援助制度については、就学援助を必要とする幼児児童生徒が解消するまで継続するよう国に要望しています。</p>	教育委員会事務局	教育企画室	B 実現に努力しているもの
<p>Ⅷ、子どもも高齢者もみんなが暮らし続けられる地域社会に一福祉と教育の再生を</p> <p>7)震災孤児・遺児に対する支援を強化すること。児童福祉司・児童心理司を大幅に増員し、養育里親への支援も強化すること。</p>	<p>被災孤児・遺児に対する支援については、児童相談所の職員や、沿岸広域振興局に配置している「遺児家庭支援専門員」が家庭訪問等により、各種支援制度の周知やきめ細かな相談支援を行うとともに、必要に応じて、子どものこころのケアに努めています。</p> <p>また、児童相談所の体制強化については、改正児童福祉法に対応した人員配置を行っていきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>Ⅸ、震災遺構の保存に取り組み、観光と教育旅行・復興支援ツアーで交流人口の拡大を</p> <p>1) 東日本大震災津波の教訓を後世に伝える震災遺構の保存に、被災者の感情を踏まえつつ積極的に取り組むこと。被災市町村への支援を強化すること。</p>	<p>震災遺構の保存については、犠牲者の追悼や防災文化の醸成、復興まちづくり、財政負担の観点から、所在市町村の意向が重要であり、市町村における住民との十分な議論による合意形成に基づき、保存と活用方法を決定することが重要と考えています。</p> <p>なお、震災遺構の所在する市町村において、①復興まちづくりとの関連性、②維持管理費を含めた適切な費用負担の在り方、③住民・関係者間の合意が確認されるものに対し、各市町村につき1カ所までを対象として、保存のために必要な初期費用が復興交付金の対象となっています。</p>	復興局	まちづくり再生課	B 実現に努力しているもの
<p>Ⅸ、震災遺構の保存に取り組み、観光と教育旅行・復興支援ツアーで交流人口の拡大を</p> <p>2) 震災遺構等を生かした教育旅行(2015年、584校、21,154人回、うち沿岸は329校、22,748人回)、研修旅行、復興応援バスツアー(15年、295回、3,067人)の取組を強化し、交流人口の拡大に努めること。</p>	<p>県では、震災(防災)学習を目的とした教育旅行や企業研修旅行、復興支援ツアーを沿岸地域の観光振興の柱とするため、教育旅行説明会への参加、企業研修誘致説明会の開催、各種情報発信などのプロモーションを強化するとともに、震災語り部活動への支援など受入態勢の整備を進めているところです。</p> <p>また、訪日教育旅行の誘致や、いわて三陸観光応援バスツアーに対する運行支援など二次交通の整備にも取り組んでいるところであり、今後においても、三陸DMOセンターをはじめとする幅広い分野の関係者と連携を強化し、本県への誘客を促進していきます。</p>	商工労働観光部	観光課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>Ⅸ、震災遺構の保存に取り組み、観光と教育旅行・復興支援ツアーで交流人口の拡大を</p> <p>3) 三陸復興国立公園、三陸ジオパークを生かした滞在型の観光の取組を強化すること。</p>	<p>県では、第3期復興実施計画において、将来にわたって持続可能な新しい三陸地域の創造を目指す「三陸創造プロジェクト」の一つとして、三陸ジオパークの推進をはじめ定住交流人口の拡大による活力みなぎる地域づくりに向けた「新たな交流による地域づくりプロジェクト」を掲げています。</p> <p>平成29年度当初予算においては、三陸ジオパークによる三陸復興、津波防災等の情報発信や来訪者の受入体制整備を実施する他、環境省が三陸復興国立公園内で歩道環境整備等を進めている「みちのく潮風トレイル」を活用した周遊コースの設定等を通じ、沿岸地域における滞在型観光の取組を強化し、国内外からの誘客促進に努めていきます。</p>	政策地域部	地域振興室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>X、災害廃棄物の処理について 1) 災害廃棄物(推計525万トン、実績618万トンを処理)の処理を一昨年度中に完了。</p>	<p>貴党をはじめとする各政党や議員の皆様、国や他自治体の御協力をいただき、平成25年度末までに全ての災害廃棄物を撤去し、最終的に618万トンを処理することができました。</p>	環境生活部	資源循環推進課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>X、災害廃棄物の処理について 2) 再生利用、焼却処理、県内・県外処理、費用等について今後に生かせるように実績と教訓を明らかにして情報提供すること。</p>	<p>東日本大震災津波における本県の災害廃棄物処理の記録とともに、今後に備えた提言をまとめた記録誌を作成し、関係機関に配付するとともに、HPにデータを掲載するなど広く情報発信に努めています。</p>	環境生活部	資源循環推進課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>VI、復興予算の流用と被災自治体負担許さず、復興基金の大幅増額と復興交付金の改善を 1) 2016年度以降の復興事業についての被災自治体の負担の撤回を求めること。必要な復興財源を確保するよう国に求めること。</p>	<p>平成28年度以降5年間の復興事業については、平成27年6月に政府方針が決定され、本県が必要と見込んでいたほぼその全額を国費対象額として措置されたところです。 政府方針決定に当たっては、市町村や他県と連携し、強力に国への要望活動を行ったところでありますが、今後とも、必要な予算が確実に措置されるよう、国に対し要望していきます。</p>	復興局	復興推進課	B 実現に努力しているもの
<p>VI、復興予算の流用と被災自治体負担許さず、復興基金の大幅増額と復興交付金の改善を 2) 復興予算の被災地以外での流用を許さず、返還を求めること。流用に道を開いた復興基本法の改正を求めること。</p>	<p>復興予算の使い方については、東日本大震災からの復興の基本方針の中で、「国の総力を挙げて、『東日本大震災からの復旧、そして将来を見据えた復興』へと取組を進めていかなければならない」とされており、こうした復興の基本方針を大前提として、予算が計上されることが必要と考えています。 そこで、復旧・復興が実現するまでの間、まずは、復興交付金やグループ補助金をはじめとする被災地で必要とされている事業予算が確実に確保されるべきであり、県では、復興予算の用途に関する被災地の疑念を払拭するとともに、一日も早い迅速な復興に向けて、既存の枠組みを超える強力な復旧・復興対策を講じていただくよう、平成24年10月に財務省及び復興庁に対し復興予算の用途に関する要望を行っているところです。 今後とも一日も早い復興の実現に向け、復興が完了するまでの間の確実な財源と、被災地が創意工夫できる自由度の高い財源について、国に対し、引き続き要望していきます。</p>	復興局	復興推進課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>VI、復興予算の流用と被災自治体負担許さず、復興基金の大幅増額と復興交付金の改善を</p> <p>3)県・市町村が自由に使える復興基金の大幅な増額を国に求めるとともに、5省庁40事業に限られている復興交付金の改善を求め、使い勝手の良いものにする</p>	<p>財源措置の充実については、被災地方公共団体において、今後具体化が進むまちづくりの進捗に応じ、住民生活の安定や地域経済の復興に向けた事業を継続的・安定的に実施できるよう、用途の自由度の高い交付金等、従来の枠組みを超えた財源措置の充実を図るよう要望しており、今後も機会を捉え、国に対し要望していきます。</p> <p>また、復興交付金の交付対象事業の拡大及び柔軟な制度運用についても、他県と連携し、機会を捉えて国に対して要望しており、今後とも改善を強く働きかけていきます。</p>	復興局	復興推進課 まちづくり再生課	B 実現に努力しているもの
<p>VII、原発災害—徹底した測定と除染、全面賠償を、即時「原発ゼロ」の実現と再生可能エネルギーの最大限の普及を</p> <p>1)希望する子どもに健康調査を継続実施すること。住民の要望にこたえる検査・測定の体制と機器の配備を行うこと。</p>	<p>県では、平成25年度までにモニタリングポスト10台、サーベイメータ29台、ゲルマニウム半導体検出器5台を配備し、空間線量を定期的に測定し公表しています。</p>	環境生活部	環境保全課	A 提言の趣旨に沿って措置
	<p>県では、汚染重点調査地域に指定されている県南3市町に対し、希望者への内部被ばく検査実施に要する費用の補助を行っており、引き続き支援していくこととしています。</p> <p>また、現在、福島県で行われている健康管理調査の結果や、放射線の健康影響に関する新たな知見の動向を注意深く見守りながら、県としての対応が必要な場合には、その方策について検討していきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	A 提言の趣旨に沿って措置
	<p>今後も定期的に空間線量率を測定し公表するとともに、その状況に応じて適切に対応していきます。</p>	教育委員会事務局	スポーツ健康課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>VII、原発災害—徹底した測定と除染、全面賠償を、即時「原発ゼロ」の実現と再生可能エネルギーの最大限の普及を</p> <p>2)農林水産物の放射能検査体制を抜本的に強化すること。食品、とりわけ学校給食・保育園給食の放射線量の検査を徹底すること。</p>	<p>食品の放射性物質濃度については、毎年度策定する食品衛生監視指導計画に基づき、流通食品の収去検査※において計画的に測定しており、その結果を県のホームページで随時公表しています。</p> <p>※収去検査とは、食品衛生法に基づいて食品衛生監視員が食品関係施設に立ち入り、必要最少量の食品や食品添加物を無償で持ち帰り、試験検査することをいいます。</p>	環境生活部	県民くらしの安全課	A 提言の趣旨に沿って措置
	<p>県では、「県産食材の安全確保方針」に基づき、県産食材等を中心とした放射線量の検査の実施や検査結果の速やかな公表など安全な県産食材の供給に向けた取組を積極的に実施しており、これらの取組により保育所等の給食の安全性の確保に努めてきたところです。</p> <p>さらに、給食のより一層の安全安心を確保する観点から、既存の流通段階における検査体制に加え、市町村や関係各部と連携のうえ、給食等で使用する食材の検査体制の整備に努めているところです。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課	B 実現に努力しているもの
	<p>県では、国の「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」に基づき放射性物質濃度の検査計画を策定し、県産農林水産物の検査を実施しています。</p> <p>また、野生山菜類・きのこについては、県内全市町村を対象とした検査の他、産地直売所等に対し安全性確保のための自主的な検査を要請し、検査により放射性物質が一定以上検出された場合には、精密検査を実施しており、今後もこうした取組を継続していきます。</p>	農林水産部	農林水産企画室	B 実現に努力しているもの
	<p>県立学校においては、自校で学校給食を調理している11校で測定機器を整備し、流通の場を通じない地場産物などの食材及び提供後の給食について、放射性物質濃度測定を実施し、より一層の安全・安心の確保に努めています。</p>	教育委員会事務局	スポーツ健康課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>VII、原発災害—徹底した測定と除染、全面賠償を、即時「原発ゼロ」の実現と再生可能エネルギーの最大限の普及を</p> <p>3)汚染された稲わらや堆肥、牧草の一時保管と処理を国の責任で、県も市町村任せにせず行うこと。牧草の除染については、風評被害対策を含め出来るだけ早期に完了すること。</p>	<p>汚染された稲わらや堆肥、牧草の一時保管等については、現在、岩手県利用自粛牧草等処理円滑化事業により、支援しているところです。</p> <p>また、風評被害対策のための除染については、台風第10号で被害を受けた3市町村の一部工事を除き、平成28年度で終了する見込みです。</p>	農林水産部	畜産課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>VII、原発災害—徹底した測定と除染、全面賠償を、即時「原発ゼロ」の実現と再生可能エネルギーの最大限の普及を</p> <p>4)汚染された原木とシイタケの処理を早急に行い、ほだ場の除染に取り組むとともに、シイタケ栽培の再生にあらゆる対策を講じること。</p>	<p>県では、汚染されたホダ木の処理を進めるとともに、新しいホダ木の設置に必要なホダ場の環境整備として、落葉層の除去とその一時保管、跳ね返り防止資材の敷設を実施してきました。</p> <p>また、原木購入の掛り増し経費に対する賠償金が支払われるまでの間のつなぎ融資や、原木購入に対する経費助成、新規参入者への種駒助成等を実施する他、県や関係団体が、広域的な原木の需給調整を行うなど、原木の確保と植菌量の増加を図ってきたところであり、シイタケ産地の再生に向けて、今後も、これらの取組を継続していきます。</p>	農林水産部	林業振興課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>VII、原発災害—徹底した測定と除染、全面賠償を、即時「原発ゼロ」の実現と再生可能エネルギーの最大限の普及を</p> <p>5)農用地及び森林の汚染実態を把握し、詳細な汚染マップを早急に作成するとともに、関係機関の英知を結集して除染方法の開発・実証を進め、除染を急ぐこと。</p>	<p>農用地については、文部科学省の「航空機モニタリング結果」のデータを利用するなどし、汚染マップを作成し、公開済みです。</p> <p>森林についても同様に、「航空機モニタリング結果」を利用し、森林基本図と重ねて確認できるデータを各市町村に提供しました。</p> <p>また、放射性物質の除染については、牧草地で既に完了したほか、しいたけほだ場の落葉層の除去等を進めているところです。</p>	農林水産部	<p>農業普及技術課</p> <p>森林整備課</p> <p>農林水産企画室</p>	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>Ⅶ、原発災害—徹底した測定と除染、全面賠償を、即時「原発ゼロ」の実現と再生可能エネルギーの最大限の普及を</p> <p>6)原発災害による農林漁業者や業者、県・市町村の損害について、早期に全面賠償を行うよう強く東京電力と国に求めること。農林水産物の賠償請求額455億5,800万円に対し支払額は399億9,800万円、87.8%、商工観光では38億8,600万円(10月末現在)となっており、早期の全面賠償を求めること。賠償金については非課税扱いとするよう国に求めること。賠償請求の手続きを簡素化させること。</p>	<p>原発事故による商工観光事業者の損害や、県・市町村の損害については、国に対し、十分な賠償が速やかに行われるよう、東京電力を指導するなどの必要な措置について要望しているところです。さらに、県としても、直接、東京電力に対して十分かつ迅速な賠償を強く求めています。</p> <p>また、賠償金の課税については、国税庁から営業損害等に対するものについて課税対象とする旨示されていますが、東京電力に対して被害の実態に即した十分な賠償を行うよう引き続き求めるとともに、賠償請求手続の簡素化についてもその都度申入れを行っていきます。</p>	商工労働観光部	商工企画室	B 実現に努力しているもの
	<p>農林漁業者の損害や、県・市町村の損害については、原発事故に伴う風評被害を含むすべての損害にかかる賠償金を早期に支払うよう、機会あるごとに、東京電力に対して強く求めるとともに、国に対し本事案の原因者である東京電力に強く働きかけるよう要望していきます。</p>	農林水産部	農林水産企画室	B 実現に努力しているもの
	<p>県では、原発事故による被害の賠償責任は、一義的に東京電力が負うべきものと考え、県内で発生している全ての損害について、被害の実態に即した十分な賠償を速やかに行うよう東京電力に求めてきました。</p> <p>また、国に対しても、東京電力が確実かつ速やかに賠償を行うために必要な措置を講じるよう要望してきたところです。</p> <p>なお、賠償金への課税については、心身に加えられた損害に対して支払を受ける慰謝料その他の損害賠償金や、不法行為その他突発的な事故により資産に加えられた損害に対して支払を受ける損害賠償金は非課税、必要経費を補てんするためのものや営業損害のうち減収分(逸失利益)に対するもの、就労不能損害のうち給与等の減収分に対するものなどは、事業所得等の収入金額となり課税対象となる旨、国税庁から示されています。</p> <p>県としては、東京電力が広く責任を認め、被害の実態に即した十分な賠償が行われることを第一とし、東京電力及び国に対して強く働きかけていきます。</p>	総務部	総務室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>Ⅶ、原発災害—徹底した測定と除染、全面賠償を、即時「原発ゼロ」の実現と再生可能エネルギーの最大限の普及を</p> <p>7)即時「原発ゼロ」の実現をめざし、原発の再稼働に反対すること。</p>	<p>原発事故以降、国民の間で原子力の安全性に対する信頼が大きく揺らぎ、エネルギーに対する問題意識や、再生可能エネルギー導入への意欲が高まっており、こうした意識の変化を踏まえた政策が求められていると考えます。</p> <p>県としては、再生可能エネルギーは地産地消のエネルギー自給率の向上はもとより、地球温暖化防止や防災のまちづくり、地域振興など多面的な効果をもたらすものであり、再生可能エネルギーによる電力自給率を倍増する目標の達成に向けた取組を進めているところです。</p>	環境生活部	環境生活企画室	S その他
<p>Ⅶ、原発災害—徹底した測定と除染、全面賠償を、即時「原発ゼロ」の実現と再生可能エネルギーの最大限の普及を</p> <p>8)再生可能エネルギーの最大限の普及に取組むこと。発送電の分離など電力体制の改革を求め、地域密着型の新産業の構築を目指すこと。住宅の断熱リフォームなど低エネルギー社会への取組を強化すること。</p>	<p>県では、東日本大震災津波の際の長期間の停電などの経験を踏まえ、将来にわたって豊かさを実現できる環境と共生した持続可能な社会の構築を目指しており、平成24年3月には再生可能エネルギーによる電力自給率を平成32年度までに倍増する計画を盛り込んだ「岩手県地球温暖化対策実行計画」を策定しました。</p> <p>この目標の実現に向け、市町村と連携して防災拠点や被災家屋等への太陽光発電設備等の導入など、自立・分散型エネルギー供給体制整備に向けた支援の他、低利融資制度による県内中小事業者の設備導入支援や、各種セミナー開催による導入機運の醸成などを行っています。</p> <p>こうした取組により、再生可能エネルギーの導入が進展しつつある一方、今後の導入拡大に当たっては、送電網の接続制約が最大の課題となっていることから、県ではこれまでも機会を捉えて国に対し送電網の増強や発送電分離などの電力システム改革の要望を行ってきたところです。</p> <p>国においては、平成32年度の発送電分離に向け、電力システム改革を実施しているところであり、その状況を注視しながら、地域に根ざした再生可能エネルギーの最大限の導入を図られるよう、具体的課題に応じて必要な働きかけを行っていきます。</p> <p>併せて、省エネルギー対策のモデル事例の普及・啓発や、省エネルギー設備の導入支援等の他、住宅においても国の省エネ施策の周知や県の住みたい岩手の家づくり促進事業の実施、関係団体との連携による講習会の開催などにより、一定の省エネルギー性能を持つ住宅への支援を行いながら、将来にわたって持続可能な低炭素社会の実現を目指していきます。</p>	環境生活部	環境生活企画室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>Ⅷ、台風10号災害からの復旧・復興の課題について</p> <p>1)被災者の命とくらしを守る生活再建の対策について</p> <p>①避難所や被災した自宅で避難生活を強いられている被災者の暖房や温かい食事など生活環境の確保と保健師等による見守りを強化すること。</p>	<p>市町村では、被災者の状況把握を継続的に行っており、支援物資の提供、ボランティアによる住宅の片付け、自宅の応急修理など、被災者それぞれの状況に応じた支援を実施してきたところです。</p> <p>また、被災者の見守り等については、県では、市町村や社会福祉協議会等の関係機関と連携しながら、被災者の見守り等の取組を支援するとともに、被災者の健康の維持・増進のため、被災市町村が講じる必要な対策について実施できるように支援に努めていきます。</p>	保健福祉部	健康国保課 地域福祉課	B 実現に努力しているもの
<p>Ⅷ、台風10号災害からの復旧・復興の課題について</p> <p>1)被災者の命とくらしを守る生活再建の対策について</p> <p>②被災者の医療費・介護保険利用料等の免除を行うこと。</p>	<p>国民健康保険、後期高齢者医療制度、介護保険においては、災害等により一部負担金等の減免を行った場合、一定の基準を満たした保険者に対して、減免に要した費用の8割が国特別調整交付金で交付される制度があります。</p> <p>国特別調整交付金の基準に満たない場合、国民健康保険については県の特別調整交付金により、減免した額の8割を交付することとしています。</p>	保健福祉部	健康国保課 長寿社会課	D 実現が極めて困難なもの
<p>Ⅷ、台風10号災害からの復旧・復興の課題について</p> <p>2)被災者生活再建支援金の申請と支給を徹底し、住宅再建を支援すること。</p> <p>①被災者生活再建支援金の申請を徹底し、速やかな支給を行うこと。(12月9日現在、基礎支援金889件、加算支援金192件)</p>	<p>被災者生活再建支援金の申請については、1月末現在、基礎支援金902件、加算支援金263件の申請を受け付けております。</p> <p>今後とも、窓口となる市町村や支給決定を行う都道府県会館と連携し、支援金の速やかな支給に努めていきます。</p>	保健福祉部	地域福祉課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>Ⅷ、台風10号災害からの復旧・復興の課題について</p> <p>2)被災者生活再建支援金の申請と支給を徹底し、住宅再建を支援すること。</p> <p>②国に被災者生活再建支援金の300万円から500万円への引き上げを求めるとともに、宮古市・久慈市・岩泉町の取組を踏まえて、県独自の支援も検討すること。</p>	<p>今回の災害では、被災3市町において住宅再建の独自の支援策を決定し、県では、被災者生活再建支援法の支給対象とならない半壊及び床上浸水世帯に対し、市町村が支援金の支給を行う場合、補助金を交付する県単独補助制度を創設したところです。</p> <p>県としては、国に対し、被災者生活再建支援金の増額及び制度の要件緩和と充実を求めているほか、幅広い財政需要に対応できる弾力的で自由度の高い総合的な支援制度の創設等を要望しているところであり、今後も機会を捉え、必要な財源措置や制度改正等について要望していきます。</p>	保健福祉部	地域福祉課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>Ⅷ、台風10号災害からの復旧・復興の課題について 3)商工業・観光事業者への支援の強化について ①東日本大震災津波の被災地での二重の被害であることを踏まえて、国に対してグループ補助金の実施を強く求めること。</p>	<p>今回の台風第10号豪雨災害では、東日本大震災津波からの復旧・復興に取り組んでいる沿岸部を中心に広範な地域が被災し、特に激甚災害(局激)指定を受けた宮古市、久慈市及び岩泉町では、地域経済や雇用に与える影響が大きな事業所における被災も多数あることから、県では、被災事業者が施設・設備を復旧する費用に対する助成や、市町が行う補助事業に対する財政措置等について国に要望を行い、これを受け、国では革新的ものづくり・商業・サービス開発支援補助金、小規模事業者持続化補助金等において、台風で被災した事業者向けの措置を講じた補助事業を実施しています。</p>	商工労働観光部	経営支援課	B 実現に努力しているもの
<p>Ⅷ、台風10号災害からの復旧・復興の課題について 3)商工業・観光事業者への支援の強化について ②地域なりわい再生緊急対策交付金は、業種を問わず上限2,000万円の補助が可能ことから、被害状況に合わせて柔軟に、積極的に活用するよう徹底を図ること。</p>	<p>地域なりわい再生緊急対策交付金は、市町の判断により柔軟に対応できる制度としており、市町を通じて積極的に活用するよう周知していきます。</p>	商工労働観光部	経営支援課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>Ⅷ、台風10号災害からの復旧・復興の課題について 3)商工業・観光事業者への支援の強化について ③国の小規模事業者持続化補助金、革新的ものづくり補助金等も県の交付金と併用して活用できることから、積極的な活用を図るように商工団体を支援すること。商工団体への人的支援も強化すること。</p>	<p>甚大な被害を受けた宮古、久慈及び岩泉の商工会議所・商工会においては、県の交付金や国の補助金の活用支援を含め、被災事業者への経営指導や事業再開の支援を行っています。 県では、当該商工団体が行う経営指導等に必要なマンパワーを確保するため、新たに職員の増員を措置しており、来年度もこの体制を維持することとしています。</p>	商工労働観光部	経営支援課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>Ⅷ、台風10号災害からの復旧・復興の課題について 3)商工業・観光事業者への支援の強化について ④雇用調整助成金の拡充を求め、休業補償の延長を求めること。</p>	<p>当面の雇用の維持・継続を図るため、被災事業者に対する雇用調整助成金の拡充について、国への要望を実施した結果、助成金の支給要件の緩和、遡及適用の特例措置が実施されたところです。 県としては、同助成金の活用を図りながら、被災した事業者、労働者、離職者等への支援を継続するとともに、支援策の拡充について、要望を継続していきます。</p>	商工労働観光部	雇用対策・労働室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>VIII、台風10号災害からの復旧・復興の課題について 4) 農林漁業被害の対策について ① 農地・農業用施設の早期復旧を図り、来年の作付けが行えるようにすること。</p>	<p>農地・農業用施設の復旧工事については、早期復旧に向け、工事の準備ができたものから、順次、着工しています。 また、作付け時期については、今春に作付けできるよう復旧工事を進めているところですが、復旧に当たり、河川改修計画等との調整が必要な農地もあり、今後、農家や関係機関などと協議の上決定していきます。</p>	農林水産部	農村建設課	B 実現に努力しているもの
<p>VIII、台風10号災害からの復旧・復興の課題について 4) 農林漁業被害の対策について ② 水稲被害などについては、共済の早期支払いを求めること。</p>	<p>県では、平成28年8月30日付で、岩手県農業共済組合に対し、組合員に「損害防止」や「被害が発生した場合の申告」について指導を徹底するとともに、「迅速かつ適切な損害評価の実施」及び「共済金の早期支払態勢の確立」を図るよう要請したところです。 なお、台風第10号被害に係る水稲共済金は、10月31日に仮渡しの後、12月2日に支払われています。</p>	農林水産部	団体指導課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>VIII、台風10号災害からの復旧・復興の課題について 4) 農林漁業被害の対策について ③ サケマスふ化場の復旧、漁具・定置網等の復旧に国の抜本的な支援を求めるとともに、県としても支援を強化すること。</p>	<p>被災したサケ・マスふ化場施設の復旧については、国の「農林水産業共同利用施設災害復旧事業」を活用する他、施設整備から年数が経過しており、災害復旧事業では対応できない施設については、「水産業競争力強化緊急施設整備事業」を活用し、整備を行う経費を支援していきます。県としても上記事業に対する嵩上げを行うなど、支援をしています。 漁具・定置網の復旧については、共済金の充当が基本ですが、不足する部分については水産関係制度資金の活用を促していきます。</p>	農林水産部	水産振興課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>VIII、台風10号災害からの復旧・復興の課題について 4) 農林漁業被害の対策について ④ 林道・山腹崩壊等の復旧に早期に取り組むこと。</p>	<p>林道の復旧については、平成28年度2月補正予算及び平成29年度当初予算において措置した、林道災害復旧事業により、市町村が実施する復旧工事を支援することとしています。 山腹崩壊等については、治山対策として、平成28年9月補正予算で災害関連緊急治山事業を措置するなど、緊急性等の優先度を勘案し順次着手することとしています。 また、平成29年度当初予算においても、台風10号により被災した山腹崩壊地等への治山対策費を予算措置しています。</p>	農林水産部	森林保全課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>VIII、台風10号災害からの復旧・復興の課題について 5)水位周知河川の指定を強化し、抜本的な河川改修に取り組むこと ①水位周知河川の指定を抜本的に強化すること。水位計の設置を進め河川情報システムの改善強化を図ること。</p>	<p>水位周知河川の指定については、年次計画を策定し指定を拡大していきます。水位計については、状況に応じて必要な箇所を設置していきますが、洪水時の状況を把握するため、量水標を設置していきます。また、水位周知河川の水位観測所に監視カメラを設置することとしています。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>河川課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>VIII、台風10号災害からの復旧・復興の課題について 5)水位周知河川の指定を強化し、抜本的な河川改修に取り組むこと ②抜本的・改良的な河川改修を進めること。堆積土の撤去、河道掘削、流木の撤去を行うこと。</p>	<p>「近年洪水により被害実績がある区間」、「資産の集中している箇所」などを優先して、河道拡幅や築堤等による河川改修を進めていきます。併せて堆積土の撤去、河道掘削、流木の除去などについても、年次計画を見直し、計画的に実施します。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>河川課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>VIII、台風10号災害からの復旧・復興の課題について 6)情報通信基盤関係の災害復旧について ①国の補助制度で整備した情報通信基盤施設・設備の災害復旧制度を実現し、早期の復旧を図ること。</p>	<p>採算面での課題などから民間による整備が進まない中山間地域等の条件不利地域では、市町村が国の支援を受けるなどして光ファイバー網等の情報通信基盤整備を進めてきたところです。 県としても情報通信基盤は、情報共有や情報伝達等のツールとして重要なライフラインと認識しており、市町村が整備した情報通信基盤の復旧にかかる補助制度の創設を要望しているところです。 現時点で新たな補助事業創設の見通しは立っていませんが、一部共聴移設の復旧については、既存の国庫補助制度の要綱改正により、補助対象として認められたところです。 県としては、今後も引き続き、市町村とも連携し国に対して、光ファイバ網等の復旧に対する新たな補助制度の創設について要望を継続していきます。</p>	<p>政策地域部</p>	<p>情報政策課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>VIII、台風10号災害からの復旧・復興の課題について 6)情報通信基盤関係の災害復旧について ②一般災害復旧事業債の活用による早期復旧の場合には、県の支援を強化すること。</p>	<p>特に被害が大きく、局地激甚災害の指定を受けた宮古市、久慈市、岩泉町に対しては早期の復興を支援するため、自由度の高い県単独の交付金を交付することとして平成28年度2月補正予算において措置したところです。</p>	<p>政策地域部</p>	<p>情報政策課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>Ⅷ、台風10号災害からの復旧・復興の課題について 7) 台風災害の検証を行い、住民の命と安全を守る今後の災害対策に生かすこと。 ① 大きな犠牲者を出した今回の災害の検証を行い、避難勧告など災害情報の在り方と避難対策、高齢者施設等の災害・避難対策、河川改修など安全なまちづくり等に生かすこと。</p>	<p>県では、台風第10号災害の教訓を踏まえ、新たな風水害に対応した防災体制の整備を推進するため、県防災会議幹事会議の下に3つの分科会を設置し、県、市町村の防災体制、社会福祉施設等の防災体制、河川、土砂災害防災について検討してきたところです。 今般、分科会の検討結果を「新たな風水害に対応した防災体制の整備について」として報告書にとりまとめたところであり、今後は県地域防災計画の修正を行うとともに、防災対策を着実に推進していくこととしています。</p>	総務部	総合防 災室	A 提言 の趣旨 に沿っ て措置
	<p>県では、平成28年に岩手県防災会議幹事会議において設置された「社会福祉施設等防災分科会」を平成28年12月から平成29年1月までに計3回開催し、県内の社会福祉施設等における防災体制などについて検討するとともに、今後、台風第10号のような風水害が発生した場合、住民の命を守り、被害を少なくするために必要な取組について検討しました。 その結果、社会福祉施設等においては、水害・土砂災害のリスクが高い区域に立地している施設等は、非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施を徹底し改善することや、地域と連携した非常災害対策計画及び避難訓練の実施をしていくことが取りまとめられました。また、県や市町村等においては、社会福祉施設等の計画策定や避難訓練実施の支援や協力を行うとともに、実施状況等の定期的な確認を行うことや社会福祉施設等に対して避難情報の伝達を徹底していくこと、社会福祉施設等と地域との連携への支援をしていくことなどが取りまとめられました。 今後は、このとりまとめ結果の具体化に向け必要な取組等の検討を行い、関係機関・団体や関係部局と連携しながら実施し、安全の確保に努めていきます。</p>	保健福 祉部	保健福 祉企画 室	B 実現 に努力 している もの
	<p>洪水被害に対する住民の様々な課題が確認されたことから、早めの避難を促すため、水位周知河川の指定の拡大、ハザードマップ作成の基礎となる洪水浸水想定区域図の指定を進めていきます。 洪水情報について河川管理者から直接市町村長へ連絡するホットライン、時系列的に防災行動が分かるタイムラインの作成を行うこととしています。 また、要配慮者利用施設において水害及び土砂災害に対して適切な避難行動がとれるよう、県内全域の社会福祉施設等の管理者を対象に、河川・砂防情報等に関する理解を深めていただくための説明会を実施しています。</p>	県土整 備部	河川課	B 実現 に努力 している もの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>VIII、台風10号災害からの復旧・復興の課題について</p> <p>7) 台風災害の検証を行い、住民の命と安全を守る今後の災害対策に生かすこと。</p> <p>② 行政の災害対策と体制の在り方を検証し、防災担当者の研修と養成を図ること。自主防災組織の点検と研修、実践的訓練を強化し、災害対策の抜本的強化を図ること。</p>	<p>県では、台風第10号災害の教訓を踏まえ、県防災会議幹事会議の下に、地域防災体制分科会を設置し、市町村における避難勧告等の発令体制や県の支援体制について検討してきたところです。</p> <p>今般分科会での検討結果をとりまとめ、県・市町村の防災担当者を対象とした研修の実施や自主防災組織等による地域の災害リスクの把握、また県や市町村の防災訓練における住民参加型の実践的な訓練の実施などについて、今後取り組むこととしたところです。</p> <p>今後は、これらの取組を着実に推進し、より一層の地域防災力強化を図っていきます。</p>	総務部	総合防災室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>VIII、台風10号災害からの復旧・復興の課題について</p> <p>8) 災害査定から災害復旧事業と技師、応援職員の派遣が必要です。県内外からの必要な職員の派遣が行われるように取り組むこと。</p>	<p>東日本大震災津波からの復興に向けた取組と並行して、台風第10号災害によって、甚大な被害が生じた公共土木施設等の災害復旧事業を迅速に進めていく必要があることから、国に対して、技術職員を中心とした人材確保を要請しているところです。</p> <p>また、台風災害への対応のため県プロパー職員を重点配置していることから、震災の復興事業にこれまで以上に応援派遣職員を充てる必要があるため、特に土木職の派遣増について、各都道府県に対し、個別に働きかけているところです。</p> <p>国や各都道府県に対し、引き続き要請を行い、職員派遣に理解を得るとともに、内陸の公所からの職員の配置も含め、台風10号災害からの復旧事業に係るマンパワー確保に努めていきます。</p>	総務部	人事課	B 実現に努力しているもの
	<p>復旧事業を迅速かつ着実に行うため、県では、公共土木施設の復旧工事等を担う技術職員等の人材の確保について国に要望するとともに、県市長会及び県町村会と連携して、県内市町村からの職員派遣の調整を行っています。</p> <p>また、平成28年11月下旬から平成29年1月にかけて行われた公共土木施設等の災害査定に対応するため、内陸市町村から交代で土木職員を派遣することで調整を行い、概ね必要数を確保しました。</p> <p>災害復旧の着実な推進に向け、今後は中長期的な人材確保が必要となることから、県では、内陸市町村に支援を要請するとともに、県外の自治体への働きかけなどを行っており、引き続き、関係団体や被災市町と連携しながら、様々な手段によりマンパワーの確保に取り組んでいきます。</p>	政策地域部	市町村課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>Ⅷ、台風10号災害からの復旧・復興の課題について 9)国に対し、東日本大震災、熊本地震等の対応策に準じた抜本的な対策を求めるとともに、必要な財源を確保すること。県・市町村が自由に活用できる特別交付税・復興基金の創設を求めること。</p>	<p>台風第10号災害により被害を受けた市町村は、東日本大震災津波の被災地が多く、東日本大震災津波からの復興事業において重ねて被害を受けた施設や、東日本大震災津波と二重の被害を受けた事業者等も数多く存在することから、被災市町村と連携して地域の実情を国に伝え、幅広い財政需要に対応できる弾力的で自由度の高い総合的な支援制度も含め、特段の財政措置を講じること等を要望しているところです。</p>	<p>政策地域部</p>	<p>台風災害復旧復興推進室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
【第三部】福祉と防災の新たな県政目指して				
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>1、国民のくらしと経済を悪化させる消費税10%増税の中止を求めること。</p>	<p>成長と分配の好循環を創り上げるには、地方における人口減少と地域経済の縮小の悪循環から早期に脱却し、地域経済に好循環をもたらすことが不可欠です。</p> <p>このため、国に対して、地方重視の経済財政政策の実施や消費税率の引上げによって被災地の経済の落ち込みや復興の遅れを招くことのないよう、引上げ前から国において被災地に配慮した実効性ある対策を講じるよう要望してきたところであり、今後も、こうした観点で国に対し、要望を行っていきます。</p>	政策地 域部	政策推 進室	B 実現 に努力 している もの
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>2、高すぎる国保税は引き下げ、滞納者に対する国民健康保険証の取り上げはただちに中止すること。</p> <p>1)基金と黒字のある市町村はもとより、低所得者対策として投入される1,700億円を活用し、高すぎる国保税の引き下げを実現すること。また、国庫負担の復元を求めるとともに、県の独自補助を実現し、市町村の繰り入れも行うようにすること。国保の広域化に反対すること。</p>	<p>国民健康保険税は、各市町村が給付費の状況や収納率等に応じて責任を持って設定すべきものであることから、県が独自補助を行うことや法定外繰入による国保税の引下げを行うよう助言することは、適当でないと考えています。</p> <p>県としては、国民健康保険法に基づく財政負担を着実に行うとともに、市町村への助言指導や研修会等を通じて、適切な財政運営が図られるよう支援していきます。</p> <p>今般の国民健康保険制度改革により、平成30年度から都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体として、市町村とともに国民健康保険の運営を担うこととなり、低所得者対策の1千7百億円を含め、国民健康保険に対して毎年3千4百億円の財政支援が行われることとなりました。</p> <p>しかしながら、今後も医療費の増嵩が見込まれることから、それに耐えうる財政基盤を確立することなどが課題となっており、将来にわたる国民健康保険制度の安定的な運営について、全国知事会を通じて国に働きかけています。</p>	保健福 祉部	健康国 保課	C 当面 は実現 できない もの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>2、高すぎる国保税は引き下げ、滞納者に対する国民健康保険証の取り上げはただちに中止すること。</p> <p>2) 窓口全額負担となる資格証明書の発行はやめ、短期保険証の未交付は直ちに是正すること。短期保険証の発行も見直すこと。滞納者への資産の差し押さえを見直すこと。</p>	<p>国民健康保険制度では、被保険者間の負担の公平を図る観点から、災害や病気などの特別な事情がないにもかかわらず、1年以上の国保税滞納者に対し、被保険者証の返還及び資格証明書の交付措置を講ずるよう義務付けています。</p> <p>県としては、交付に際しては一律に交付することなく、滞納者個々の事情に十分配慮するとともに、資格証明書を交付した者に対しては、分納指導などきめ細かな相談対応によって短期被保険者証への移行を促進するなど、制度の適正な運用について、これまで同様、市町村に対し助言していきます。</p> <p>短期被保険者証の交付については、国の通知を受け、保険税を滞納している世帯に対し、市町村の窓口において納付相談をすることができる旨を周知するとともに、納付相談に来ない等を理由に窓口における留めおきを放置することなく、電話連絡や家庭訪問等で接触を試み、できるだけ速やかに手元に届けるよう、市町村に対し通知している他、会議等の場で適切に運用するよう要請しているところであり、今後も必要な助言を行っていきます。</p> <p>滞納処分は、税負担に関する公平性や安定した国保財政を確保するため、担税能力がありながら納付していただけない方に対して、市町村において、地方税法、国税徴収法等の法令に基づき、十分な調査を行ったうえで実施されているものと認識しています。</p>	保健福祉部	健康国保課	B 実現に努力しているもの
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>2、高すぎる国保税は引き下げ、滞納者に対する国民健康保険証の取り上げはただちに中止すること。</p> <p>3) 市町村が減免制度を具体的に制定し、低所得者に対する保険料の軽減、一部負担金の軽減の取組を徹底させること。</p>	<p>国民健康保険税は、医療費の動向等をもとに各市町村において判断すべきものであり、国民健康保険税の減免については、県内の全市町村において減免条例を定め、個々の生活実態等を踏まえて減免しています。</p> <p>また、一部負担金の減免については、平成22年9月の国からの一部負担金減免等の取り扱いに関する通知を受け、県では、市町村が本通知等の趣旨を踏まえ、地域の実情、被保険者個々の生活実態を考慮しながら減免措置を適切に行うための基準の整備等について要請し、必要な助言を行っていきます。</p> <p>県としては、今後も国民健康保険事業の運営が健全に行われるよう適切に助言していきます。</p>	保健福祉部	健康国保課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>3、子どもの医療費助成は、現物給付とし、中学校卒業までの拡充を目指すこと。</p> <p>1)子どもの医療費助成は、県議会での請願採択を踏まえ、中学校卒業までの医療費助成と現物給付化を目指すこと。当面、小学校卒業(通院)までの対象年齢の拡充と現物給付化を実施すること。国の現物給付に対するペナルティーの廃止を強く求めること。県単独医療費助成の一部負担(通院、医療機関ごと月1,500円、入院月5,000円)を見直し無料化を復活すること。所得制限を撤廃すること。</p>	<p>県では、人口減少対策としての総合的な子育て支援施策の一環として、厳しい財政状況にはありますが、市町村等と協議のうえ、平成27年8月から助成対象を小学校卒業の入院まで拡大するとともに、昨年8月からの未就学児及び妊産婦を対象として現物給付を実施したところです。</p> <p>子どもの医療費助成は、本来、自治体の財政力の差などによらず、全国どこ地域においても同等な水準で行われるべきであり、平成28年6月に実施した県の政府予算提言・要望において、全国一律の制度を創設及び現物給付化による国庫負担金の減額調整の廃止について要望したところであり、全国知事会からも同様の要請を行っています。</p> <p>要望のありました制度拡充には、小学校卒業(通院)までの対象年齢の引上げに約2億8千万円、さらに中学校卒業までの対象年齢の引上げに約4億8千万円、受給者負担の撤廃に約7億6千万円、所得制限の撤廃に約3億3千万円、合計で約15億7千万円と、多額の財源を確保する必要があり、本県では、県立病院等事業会計負担金が多額になっているという事情もあることから、県の医療・福祉政策全体の中で、総合的に検討する必要があると考えています。</p>	保健福祉部	健康国保課	C 当面は実現できないもの
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>3、子どもの医療費助成は、現物給付とし、中学校卒業までの拡充をめざすこと。</p> <p>2)在宅酸素療法患者の負担軽減を図るため、障害者医療費助成制度の対象を3級まで拡大すること。</p>	<p>重度心身障がい者(児)医療費助成制度において、身体障害者手帳3級まで対象を拡大した場合、年間約3億7千万円と多額の財源を確保する必要があり、現在の厳しい財政状況の中で、直ちにこれを実施することは、難しいと考えています。</p> <p>また、在宅酸素療法患者のみ障害者手帳3級まで拡大し、重度心身障がい者(児)医療費助成を行うことは、公平性の観点から難しいと考えています。</p> <p>なお、在宅酸素療法患者の負担軽減を図るため、重度心身障がい者(児)医療費助成制度の対象とならない在宅酸素療法患者の方々に対しては、平成16年から酸素濃縮器の使用電気料金の一部を助成しています。</p>	保健福祉部	健康国保課	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>3、子どもの医療費助成は、現物給付とし、中学校卒業までの拡充をめざすこと。</p> <p>3)高額医療費の償還払いについて、新潟県のように市町村、国保連と協力して、窓口負担の軽減を図る措置を講じること。</p>	<p>高額療養費の医療機関窓口での支払いについては、限度額適用認定証等の提示により、平成24年4月から自己負担限度額に留めることができるようになっていきます。</p>	保健福祉部	健康国保課	S その他
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>3、子どもの医療費助成は、現物給付とし、中学校卒業までの拡充をめざすこと。</p> <p>4)難病医療費助成の新制度について、対象疾患が増加することは評価できるが、市町村民税非課税世帯も新たな負担増となるなど重大な問題点があり、抜本的な見直しを求めること。</p>	<p>新たな難病医療費助成制度では、対象疾病数が、これまでの56疾病から306疾病に拡大されたことや医療費の一部負担割合が3割から2割に引き下げられたことなどにより、より多くの方々が医療費助成の対象となり、医療費の負担が軽減されることから、一定程度の自己負担が導入されています。</p> <p>受給者の負担を軽減しながらも、安定した制度運営を図るため、国においてこうした制度としているものと考えています。</p> <p>なお、医療費助成も含めた難病対策のあり方については、難病法の附則において、施行後5年以内を目途に検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずることとされていますので、国の動向を注視していきます。</p>	保健福祉部	健康国保課	S その他
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>4、安心してお産ができる岩手目指して、対策を強化すること。</p> <p>1)産婦人科、小児科の医師確保と養成に特別に重視して取り組むこと。</p>	<p>医師の不足と偏在の根本的な解決に向けては、全国的な取組が必要であるにもかかわらず、これまでの国における医師確保の施策の方向性は、都道府県ごとの取組にとどまっています。</p> <p>このことから、国に対しては、地域別、診療科別の医師偏在を解消するため、各都道府県・医療圏ごとに必要な病院勤務医師数を算出するガイドラインを策定し、その必要数を踏まえて、産婦人科・小児科の医師不足を解消する施策を充実するよう要望しています。</p> <p>現在、国では、医療従事者の需給に関する検討会等において、医師の地域偏在や診療科偏在の解消に向けた具体的な取組方策の検討を行っているところであり、これらの議論等を踏まえながら、産婦人科医や小児科医の確保に向けて取り組んでいく考えです。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 4、安心してお産ができる岩手めざして、対策を強化すること。 2)助産師外来とともに院内助産院システムの導入を関係者の理解と協力のもとで円滑に進めること。</p>	<p>本県では、県医師会が設置した「産科医療対策検討会」を中心として、医師会や看護関係団体、助産師養成機関、医療機関、行政などが連携し、助産師外来の拡大に向けた取組を行ってきたところであり、現在では13医療機関において助産師外来が行われています。 また、院内助産システムについては、平成19年度に県立釜石病院で導入され、現在は県立宮古病院でも導入しています。 県としては、助産師がその専門性を生かし、医師と協働で安全で安心できるお産の提供ができるよう、必要な知識・技術の習得や実践能力の向上を図ることを目的とした助産師研修会を開催し、助産師外来や院内助産システムの導入拡大に向けて取り組んでいます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 4、安心してお産ができる岩手めざして、対策を強化すること。 3)安心して妊婦健診が受けられるよう14回の公費助成を継続すること。妊婦・お産の救急医療体制を確立すること。</p>	<p>妊婦健康診査については、平成25年度以降は、地方財源が確保され、市町村への普通交付税措置を講ずることにより、恒常的な仕組みへ移行することとされたところです。 周産期医療における救急体制については、総合周産期母子医療センターである岩手医科大学附属病院を中核とし、各圏域の地域周産期母子医療センター等との機能分担と連携による周産期医療体制を整備し、分娩リスクに応じた適切な医療の提供に努めています。 さらに、妊産婦や新生児の救急搬送に当たっては、「周産期医療情報ネットワークシステム」を活用し、受入医療機関への迅速かつ必要な医療情報の提供を行っているほか、平成23年度から総合周産期母子医療センターに周産期救急搬送コーディネーターを配置し、緊急時の搬送・連携体制を確保しています。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課 医療政策室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 4、安心してお産ができる岩手めざして、対策を強化すること。 4)開業助産院への嘱託医師配置に県と医師会が責任を持ち、多様で選択できるお産の環境を整備すること。助産師の役割と活用を抜本的に強化すること。</p>	<p>現在、県内において分娩を取り扱う助産所はありませんが、産婦人科医師が少ない本県の現状において、院内助産システムの導入や助産師外来の開設等、地域における医療資源を有効に活用した産科医療体制の整備を図る取組の支援に努めていきたいと考えています。 また、平成17年度からは、助産師の資質向上を目的として助産師講習会を開催しています。</p>	保健福祉部	医療政策室	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>4、安心してお産ができる岩手めざして、対策を強化すること。</p> <p>5) 不妊治療費助成を拡充するとともに、不妊専門相談の実施と不妊症看護認定看護師を養成すること。</p>	<p>不妊治療のうち、医療費が高額な特定不妊治療及び男性不妊治療については、国の制度を基本に助成を拡充してきたところです。</p> <p>また、不妊専門相談センター(岩手医大に委託)における不妊に関する医学的・専門的な相談等による知識の普及啓発や相談体制の充実に継続して努めていきます。</p> <p>なお、看護の質の向上と医療安全を推進するため、高度な看護技術と知識を持つ認定看護師の育成は重要であり、医療機関による認定看護師教育課程への派遣に対する支援に取り組んでいます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課 医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>5、小児救急医療体制の強化を図るよう国に求めるとともに、県独自に医療圏ごとの体制の強化を図ること。地域医師会の協力を得て救急医療体制の確立を目指すこと。小児科医師の確保について国に強く求めること。</p>	<p>小児救急医療体制の強化については、国に対して財政支援の拡充や各種施策の充実を要望しています。</p> <p>また、県の取組として、比較的体制が整備されている盛岡保健医療圏において、他圏域からの救急搬送を受け入れる体制の整備や「小児医療遠隔支援システム」「小児救急電話相談」等の取組を通じて、体制強化に努めています。</p> <p>小児科医の確保については、「医師確保対策アクションプラン」に基づく医師養成のための奨学金貸付対象者の拡大や県外からの医師招聘に取り組んでいるところですが、国に対しても小児科医の養成・確保のための実効性ある対策について、引き続き強く要望していきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>6、リハビリ医療の制限、療養病床の一方的切捨てに反対し抜本的な見直しを求めること。</p>	<p>介護療養病床については、平成30年3月末とされていた廃止時期を6年延長するとともに、新たな類型の施設である「介護医療院」(仮称)を創設することなどを盛り込んだ「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」案が国会において審議中であることから、審議の動向を注視していきます。</p>	保健福祉部	長寿社会課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 7、介護保険の大改悪を撤回させ、誰もが安心して利用できる介護保険の改善を 1)補足給付の削減、一定以上の所得(年金収入280万円以上、65歳以上の20%)のある人は利用者負担を1割から2割に引上げ、要支援の訪問・通所介護の切り捨て、特養ホーム入所は要介護3以上とする介護保険制度の改悪の撤回と介護報酬引き下げの撤回を国に求めること。</p>	<p>平成27年度の介護保険制度改正では、補足給付の見直しなど利用者に直接影響する改正が行われましたが、介護を必要とする高齢者が必要な時に必要なサービスを利用できるよう、制度改正による課題把握と必要に応じた見直しを国に対して要望しています。 また、介護報酬改定についても、影響を調査の上、安定的なサービス提供が図られる適切な水準の介護報酬の設定を国に要望しています。</p>	保健福祉部	長寿社会課	S その他
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 7、介護保険の大改悪を撤回させ、だれもが安心して利用できる介護保険の改善を 2)特別養護老人ホームの緊急増設に取り組み、待機者(4,406人、在宅1,410人、早期入所が必要893人、4月1日現在)の解消を図ること。小規模特養に偏重することなく低所得者も入所できる多床室の特養ホームも整備すること。そのために施設整備への補助を増額すること。居住費、食費の負担増によって退去せざるを得ない高齢者の実態を調査し、特別の対策を講じること。</p>	<p>県内市町村の平成27年度から29年度までの第6期介護保険事業計画においては特別養護老人ホーム991床相当が開設見込となっています。県では介護を必要とする高齢者が必要な時に必要なサービスを受けることができるよう、市町村が行う介護サービス基盤の整備に対し補助等により支援を行っていきます。なお、市町村の判断により多床室の特別養護老人ホームを整備することも可能であり、補助の対象としています。 居住費、食費については、低所得者を対象に、負担限度額を超える分を助成する「補足給付」という制度が設けられています。国に対しては、低所得の方であっても必要な介護サービスを利用することができるよう、利用者負担の軽減など低所得者対策を一層拡充するよう要望しています。</p>	保健福祉部	長寿社会課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 7、介護保険の大改悪を撤回させ、だれもが安心して利用できる介護保険の改善を 3)介護老人保健施設、グループホームの整備、ご近所介護ステーションなどの増設に積極的に取り組むこと。療養病床の廃止・削減に反対すること。</p>	<p>市町村においては、平成27年度から29年度までの第6期介護保険事業計画を策定しており、施設サービスや居住系サービスなど各種介護サービス量の増加を見込み、県全体で、特別養護老人ホーム991床相当、介護老人保健施設で285床相当、認知症高齢者グループホームで347床相当の開設を見込んでいます。県では、介護を必要とする高齢者が必要な時に必要なサービスを利用することができるよう、市町村が行う介護サービス基盤の整備に対し、補助等により支援していきます。(A) ご近所介護ステーションについては、通所・宿泊・訪問サービスを一体的に提供する「小規模多機能型居宅介護」サービスが制度化されたことから、平成20年度をもって当該ステーションに対する補助を廃止したところです。(D) また、介護療養病床については、平成30年3月末とされていた廃止時期を6年延長するとともに、新たな類型の施設である「介護医療院」(仮称)を創設することなどを盛り込んだ「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」案が国会において審議中であることから、審議の動向を注視していきます。(B)</p>	保健福祉部	長寿社会課	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p> <p>D 実現が極めて困難なもの</p> <p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 7、介護保険の大改悪を撤回させ、だれもが安心して利用できる介護保険の改善を 4)訪問介護利用者の7割が使う生活援助の基準時間の短縮と介護報酬の引き下げ、予防給付の制限の狙う「介護予防・日常生活支援総合事業」の撤回と見直しを求めること。</p>	<p>平成27年度の介護報酬改定の影響については、国において調査を行っているところですが、県では関係団体との意見交換などを通じて寄せられた現場の声を踏まえ、国に対して必要な要望を行ったところです。 なお、介護予防・日常生活支援総合事業については、平成27年度の介護保険制度改正により見直しが行われ、平成27年度から一部市町が着手し、平成29年4月までに全市町村が取り組むこととされており、今後とも市町村が行う地域の実情に応じた取組を支援していきます。</p>	保健福祉部	長寿社会課	S その他

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 7、介護保険の大改悪を撤回させ、だれもが安心して利用できる介護保険の改善を 5)高齢者の状況が変わらないのに介護度が軽くなる介護認定制度の改悪を見直すこと。要介護認定制度や利用限度額は廃止し、専門家の判断で必要な介護を提供できる制度に改善するよう国に求めること。訪問介護、通所介護、福祉用具の利用制限などの「介護の取り上げ」をやめること。</p>	<p>要介護(支援)認定については適切な運用がなされるよう、認定関係の研修実施等により、保険者(市町村)の取組を支援していきます。なお、社会保険方式となっている介護保険制度においては、必要な方に適切にサービスを利用していただくことができるよう、要介護認定制度や利用限度額の取扱は必要であると考えられます。 また、社会保障審議会介護保険部会がとりまとめた「介護保険制度の見直しに関する意見」では、「軽度者に対する訪問介護における生活援助やその他の給付の地域支援事業(総合事業)への移行に関しては、まずは介護予防訪問介護と介護予防通所介護の総合事業への移行や、「多様な主体」による「多様なサービス」の展開を着実に進め、事業の把握・検証を行った上で、その状況を踏まえて検討を行うことが適当である」とされたところであり、今後、国の動向を注視していきます。</p>	保健福祉部	長寿社会課	S その他
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 7、介護保険の大改悪を撤回させ、だれもが安心して利用できる介護保険の改善を 6)全国最低の居宅サービス利用量となっている実態と課題を検証し、対策を講じること。介護サービスを利用していない在宅要介護高齢者の実態調査を行うとともに、在宅介護者訪問相談員の取組を広げること。</p>	<p>居宅サービスの利用が本県で低調な原因としては、山間地が多く、サービス事業者、サービス利用者ともに訪問や通所の移動コストがかかることなどの地理的要因や、他人を家に入れたくないという意識的な問題が考えられています。このことから、地域包括支援センターの機能を強化し、地域包括ケアを推進することにより居宅サービスの利用を促進するほか、訪問・通い・泊りのサービスを一体的に提供できる介護サービス基盤の充実を図ることとしています。 また、在宅介護者への支援については、先進事例を提供する等、市町村が地域支援事業などを活用し、地域の実情に応じた取組が行われるよう支援していきます。</p>	保健福祉部	長寿社会課	B 実現に努力しているもの
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 7、介護保険の大改悪を撤回させ、だれもが安心して利用できる介護保険の改善を 7)認知症の早期発見・診断、初期の相談・家族への支援から終末期のケア・看取りまで、医療、保健、介護、福祉が緊密に連携して切れ目のない支援が行われる体制を構築すること。</p>	<p>認知症のケアは、気づきから地域包括支援センター等への相談、早期対応につながる重要です。県では、認知症になっても、本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らすことができるよう、早期発見から診断、治療につながる市町村の初期集中支援チームの設置を支援するとともに、平成29年度には、認知症疾患医療センターを1か所追加指定し、県内5カ所とした上で、センターを中核とした安心の認知症医療体制の構築に取り組む他、必要な介護サービス基盤の整備を推進するなど、医療と介護等の連携による認知症施策に取り組んでいきます。</p>	保健福祉部	長寿社会課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>7、介護保険の大改悪を撤回させ、だれもが安心して利用できる介護保険の改善を</p> <p>8) 地域包括支援センターに対する市町村の責任を明らかにし、福祉・介護・医療・公衆衛生などの各分野が連携して、高齢者の生活を総合的に支えていく拠点として発展させること。</p>	<p>地域包括支援センターは、高齢者の総合相談や権利擁護、介護予防など、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を担う中核機関であり、市町村はその設置主体としての責務があります。</p> <p>県では、市町村に対し、センターの適正な職員配置やセンターへの実施方針(運営方針)の策定・提示を促すとともに、医療や介護などの多職種が参加し個別事案や地域課題等を話し合う「地域ケア会議」の運営を支援するなど、地域包括ケアシステムの構築に向けた、市町村による地域包括支援センターの機能の充実・強化の取組を支援していきます。</p>	保健福祉部	長寿社会課	B 実現に努力しているもの
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>7、介護保険の大改悪を撤回させ、だれもが安心して利用できる介護保険の改善を</p> <p>9) 介護労働者の深刻な実態をふまえ、大幅な賃上げなど労働条件の抜本的な改善に取り組むこと。介護報酬の引上げを求めること。</p>	<p>県では、介護従事者の処遇改善・労働環境の整備を図るため、介護事業所の管理者や職員を対象としたセミナーを開催し事業所での取組を支援しており、今後とも岩手労働局や介護労働安定センター等関係機関と連携し、労働条件の改善の取組を進めていきます。</p> <p>また、国に対しては、介護労働を取り巻く状況(低賃金、重労働、高い離職率等)に鑑み、介護従事者全般に対する処遇改善を図るため、適切な水準の介護報酬を設定するよう要望しています。</p>	保健福祉部	長寿社会課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>8、障がい者権利条約にふさわしく、「基本合意」「骨格提言」に基づいて障がい者総合支援法の見直しを求めること</p> <p>1) 障がい者権利条約の批准にふさわしく、「基本合意」「骨格提言」に基づいて障がい者総合支援法の見直しを求めること。以下の対策を求めること。</p> <p>① 応能負担は速やかに廃止し、利用料は無料にすること。</p>	<p>利用料については、現在、国において所得に応じた負担上限額が設定されており、また、低所得の方に配慮した軽減策が講じられています。</p> <p>安定した障がい福祉サービスの運営を図るため、利用者にとって一定の負担を求める仕組みとしているものと考えています。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	S その他

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 8、障がい者権利条約にふさわしく、「基本合意」「骨格提言」に基づいて障がい者総合支援法の見直しを求めること 1)障がい者権利条約の批准にふさわしく、「基本合意」「骨格提言」に基づいて障がい者総合支援法の見直しを求めること。以下の対策を求めること。 ②障害者サービスの支給決定は障がい者の実態、特性、希望を反映するものとする。</p>	<p>障がい福祉サービスの支給決定は、障害者総合支援法に基づき、市町村の認定調査員による訪問調査や主治医の意見書等により障がいの状態や特性を把握するとともに、サービスの利用に関する本人の希望を確認の上実施することとしています。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	S その他
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 8、障がい者権利条約にふさわしく、「基本合意」「骨格提言」に基づいて障がい者総合支援法の見直しを求めること 1)障がい者権利条約の批准にふさわしく、「基本合意」「骨格提言」に基づいて障がい者総合支援法の見直しを求めること。以下の対策を求めること。 ③グループホームとケアホームの一元化については、安心して暮らせる場にふさわしい体制と条件整備を求めること。</p>	<p>平成26年4月の障害者総合支援法の施行により、グループホームとケアホームが一元化され、国からグループホームにおける介護の提供方法や職員配置基準が示されています。 県では、介護が必要な利用者がグループホームで安心して生活することができるよう、引き続き事業者への指導・助言を行ってまいります。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	S その他

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>8、障がい者権利条約にふさわしく、「基本合意」「骨格提言」に基づいて障がい者総合支援法の見直しを求めること</p> <p>1)障がい者権利条約の批准にふさわしく、「基本合意」「骨格提言」に基づいて障がい者総合支援法の見直しを求めること。以下の対策を求めること。</p> <p>④「新体系」を見直し、就労保障とともに日常生活の支援も拡充すること。小規模作業所と地域活動支援センターに対する補助金を、実態に見合った水準に引上げること。</p>	<p>平成30年4月施行の改正障害者総合支援法において、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「自立生活援助」、「就労定着支援」といった新たなサービスが創設されることから、新しい制度が円滑に実施されるよう、国から関係省令等に関する情報が入り次第、説明会の開催などを通じて事業所等への周知を図っていきます。</p> <p>また、市町村が地域活動支援センターにおいて実施する創作活動や生産活動に係る経費の財源については地方交付税措置されますが、相談支援事業や機能訓練等を実施する分については地域生活支援事業で行うこととされていることから、県では、地域のニーズに基づき必要な事業が実施できるよう、国に対し必要な財源措置を要望しています。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	B 実現に努力しているもの
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>8、障がい者権利条約にふさわしく、「基本合意」「骨格提言」に基づいて障がい者総合支援法の見直しを求めること</p> <p>1)障がい者権利条約の批准にふさわしく、「基本合意」「骨格提言」に基づいて障がい者総合支援法の見直しを求めること。以下の対策を求めること。</p> <p>⑤地域生活支援事業の予算を抜本的に拡充し、地域間格差をなくすこと。移動支援事業、意思疎通支援事業などの利用料は無料化すること。</p>	<p>地域生活支援事業は、障がい者の社会参加や日常生活を支援する事業であり、県では、地域のニーズに基づき必要な事業が実施できるよう、国に対し十分な財政措置を要望しています。</p> <p>利用料については、実施主体である市町村において、従来の利用者負担の状況や他の障がい福祉サービス等を考慮して、適切な利用者負担のあり方を判断するものと考えています。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>8、障がい者権利条約にふさわしく、「基本合意」「骨格提言」に基づいて障がい者総合支援法の見直しを求めること</p> <p>1)障がい者権利条約の批准にふさわしく、「基本合意」「骨格提言」に基づいて障がい者総合支援法の見直しを求めること。以下の対策を求めること。</p> <p>⑥日額払いを月額払いにすること。</p>	<p>平成27年12月に国の社会保障審議会障害者部会が取りまとめた報告書では、障がい福祉サービス等の制度・運用面について、報酬の支払い方式を含め課題が指摘されていることから、県としては、引き続き国の動向を注視していきます。</p> <p>県では、障がい福祉サービス事業所等の運営の安定や必要なサービスの確保のため、国に対し報酬単価の引上げや加算の見直しについて要望しています。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	S その他
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>8、障がい者権利条約にふさわしく、「基本合意」「骨格提言」に基づいて障がい者総合支援法の見直しを求めること</p> <p>1)障がい者権利条約の批准にふさわしく、「基本合意」「骨格提言」に基づいて障がい者総合支援法の見直しを求めること。以下の対策を求めること。</p> <p>⑦発達障がい者の特性を踏まえた支援を拡充すること。</p>	<p>県では、発達障がい者支援センター（盛岡市）及び被災地の発達障がい児等への支援として発達障がい沿岸センター（釜石市）を設置し、相談支援事業所への支援や個別相談に対応しています。</p> <p>また、家族への支援として、発達障がいのある子どもの保護者を対象としたペアレントメンターの養成や保育士等を対象としたペアレントトレーニングの研修を実施しています。</p> <p>この他、障がい保健福祉圏域において、発達障がいに対応できる人材を育成することを目的とした相談支援事業所等に勤務する相談支援専門員を対象とする研修会を盛岡圏域など6圏域で開催しました。</p> <p>今後、未実施の3圏域で研修会の開催を予定しています。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 8、障がい者権利条約にふさわしく、「基本合意」「骨格提言」に基づいて障がい者総合支援法の見直しを求めること 2) 地域で豊かな生活を保障すること。 第3期障がい福祉計画(H24～26)で未達成となっていた就労継続支援A型(計画残57人)に対し平成27年度の実績は45人増、B型(44人)に対し190人の増、短期入所(177人)に対し22人の増、グループホーム(235人)に対し67人の増にとどまっています。第4期障がい福祉計画に基づいて整備を早急に進めること。障がい者の住まいの保障、障がい者年金の引上げ、法定雇用率の引上げと厳守、教育の保障など地域で豊かな生活を保障すること。</p>	<p>第4期障がい福祉計画(H27～H29年度)における平成27年度実績は、就労継続支援A型が744人(見込量756人、達成率98.4%)、就労継続支援B型が3,735人(見込量3,768人、達成率99.1%)、短期入所(福祉型・医療型)が386人(見込量509人、達成率75.8%)、グループホームは1,740人(見込量1,792人、達成率97.1%)となっています。 県では、見込量の確保に向け、引き続き地域の自立支援協議会等の場でサービスの主体となる市町村への情報提供や助言を行っていく他、事業者による施設整備への補助を行っていくこととしており、国に対し障害福祉サービス事業所等の施設整備補助に係る予算の充実について要望しています。 また、年金や法定雇用率の引上げ、教育の保障については、国所管事務であり、その検討状況等を注視していきます。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	B 実現に努力しているもの
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 8、障がい者権利条約にふさわしく、「基本合意」「骨格提言」に基づいて障がい者総合支援法の見直しを求めること 3) 障がい者の医療の拡充 障がい者や難病の医療費は、優先して無料化を目指すこと。自立支援医療の無料化を求めること。重度心身障がい者(児)医療費助成制度を、国の制度として確立するよう求めること。超重度障がい者の医療とともに通所施設やショートステイなど介護と生活支援の体制の強化を図ること。</p>	<p>難病医療費については、世帯の所得に応じた区分により負担上限が定められ、患者負担の軽減が図られており、無料化については、国の動向を注視していきます。 重度心身障がい者医療費助成制度を、国の制度として確立するよう求めることについて、本制度の重要性や必要性を鑑み、今後の要望等について検討していきます。 自立支援医療費については、世帯の所得により費用上限が定められ、利用者負担の軽減が図られており、無料化については、国の動向を注視していきます。 超重度障がい者の介護と生活支援体制の強化について、県では、国に対し重度の障がい児・者を受け入れる施設に対する支援や、重症心身障がい児・者の報酬単価の引上げ、また、施設整備補助に係る予算の充実について要望しています。(B) また、県では、医療的ケアを要する在宅の超重症児・者等を介助する家族の負担軽減を図るため、短期入所事業所の受入体制を拡充する事業を、平成29年度から新たに実施します。(A)</p>	保健福祉部	健康国保課 障がい保健福祉課	B 実現に努力しているもの A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 8、障がい者権利条約にふさわしく、「基本合意」「骨格提言」に基づいて障がい者総合支援法の見直しを求めること 4)高齢障がい者等に対する介護保険制度を優先する仕組みを改め、障がい者本人の必要性に応じて障がい者施策と介護保険を選択できるようにすること。</p>	<p>平成30年4月施行の改正障害者総合支援法においては、介護保険サービスを優先する仕組みに変更はありませんが、一定の高齢障がい者に対しては、介護保険サービスの利用者負担を軽減する仕組みを設けることとしています。具体的な要件は今後政令で定めるとしていることから、県としては、国の検討状況を注視していきます。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	S その他
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 8、障がい者権利条約にふさわしく、「基本合意」「骨格提言」に基づいて障がい者総合支援法の見直しを求めること 5)障がい者の交通、参政権、情報の保障に取り組むこと。</p>	<p>障がい者の参政権に関しては、平成25年に公職選挙法の一部改正により成年後見制度で後見人がついた障がい者にも選挙権が付与されています。 障がい者の情報保障に関しては、地域生活支援事業により聴覚障がい者の意思疎通支援事業について取り組んでいます。 障がい者の交通に関しては、平成28年4月1日から、岩手県交通、岩手県北バス、JRバス東北において、精神障害者保健福祉手帳所持者を対象としたバス運賃の割引サービスが開始されています。 県では国に対し、精神障害者保健福祉手帳の所持者が、他の障がいの手帳所持者と同様の公共交通機関の運賃割引の優遇措置が受けられるよう、要望しています。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	B 実現に努力しているもの
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 9、「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例」の制定をふまえ、障がい者に対する差別と偏見を解決する体制と仕組みを構築すること。</p>	<p>県では、条例に基づく障がい者に対する不利益な取り扱いに関する相談窓口を市町村の社会福祉協議会に設置していますが、相談者の利便性、分かりやすさの観点から、市町村への窓口一本化に向けた調整を行っています(現在、8市町が一本化) 平成28年度は、平成28年4月施行の障害者差別解消法の周知に合わせて、条例の普及啓発を図っています。 また、職員の育成面では、平成28年12月に市町村担当者及び施設従事者等を対象とした虐待防止研修会を開催した他、平成29年3月には、不利益な取扱いに対する相談窓口職員研修会を開催する予定です。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 10、難病法の制定を力に、難病・慢性疾患のある人の新たな段階にふさわしい医療・福祉を 1)新しい難病医療制度は難病患者全てを対象とするよう求めること</p>	<p>対象疾病は、国の指定難病検討委員会の議論を踏まえ、306疾病が指定されています。平成29年4月より、新たに24疾病が追加され、計330疾病となる予定です。県では、研究事業や医療費助成の対象に選定されていない疾病があるなど、疾病間の不公平感を解消するために、対象疾病の拡大について、引き続き要望していきます。</p>	保健福祉部	健康国保課	S その他
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 10、難病法の制定を力に、難病・慢性疾患のある人の新たな段階にふさわしい医療・福祉を 2)軽症者も引き続き医療費助成の対象とするよう求めること。重症者への自己負担は導入しないこと。</p>	<p>新たな難病医療費助成制度では、国が指定した難病で病状の程度が一定の基準を満たす者を医療費助成の対象としているところですが、症状が基準に満たない軽症者について、月ごとの医療費総額が33,330円を超える月が年間3月以上ある場合、支給認定を行う特例が設けられています。 今般の制度改正で、対象疾病数が、これまでの56疾病から306疾病に拡大されたことや医療費の一部負担割合が3割から2割に引き下げられたことなどにより、より多くの方々が医療費助成の対象となり、医療費の負担が軽減されることから、一定程度の自己負担が導入されています。 重症者への自己負担については、3年間の経過措置が設けられ、自己負担額が軽減されているところであり、受給者の自己負担を軽減しながらも、安定した制度運営を図るため、国においてこうした制度としているものと考えています。</p>	保健福祉部	健康国保課	S その他
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 10、難病法の制定を力に、難病・慢性疾患のある人の新たな段階にふさわしい医療・福祉を 3)小児期特有の問題解決のための総合的な施策の展開を図ること。</p>	<p>改正児童福祉法により平成27年1月から新たな小児慢性特定疾病医療費助成制度が施行され、対象疾病が504疾病から704疾病に拡大されました。本県においても新規疾病対象者への支給を行っているところです。 また、ふれあいランド岩手内に「小児慢性特定疾病児童等自立支援センター」を設置し、児童等の自立に向けた相談支援などを行っている他、各保健所においても相談支援を行っているところです。 さらに、小慢児童等及びその家族の療養生活の改善を図るため、契約医療機関において一時預かり(レスパイト)を実施しており、児童等及びその家族が地域で安心して暮らすことができるよう引き続き支援していきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 10、難病法の制定を力に、難病・慢性疾患のある人の新たな段階にふさわしい医療・福祉を 4)難病相談支援センターの充実、相談員の待遇改善など総合的対策を強化すること。</p>	<p>県では、これまで難病相談支援センターの充実のため、就労支援員の増員や、地域での交流会や研修会開催予算の増額を行い、適時・適切にその体制を整備してきたところです。 今後におきましても、地域における難病患者への適切な支援を行うため、難病相談支援センターの更なる充実について、受託者と協議しながら進めていきます。</p>	保健福祉部	健康国保課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 11、生活保護の大改悪を阻止し、必要な人が全て受けられる生活保護制度に改善を 1)格差と貧困の広がりのもとで、生活保護受給者が増加しています。しかし、全国的な捕捉率は約2割となっており、生活保護が必要な人が受けられる制度に窓口対応を含め改善を図ること。</p>	<p>生活保護制度では、支援を必要とする人に確実に保護を行うという基本的な考え方を維持しつつ、保護申請の意思が確認された方に対しては、速やかに保護申請書を交付するとともに、申請手続きについての助言を行っているところであり、県では、引き続き、各福祉事務所への指導に努めていきます。</p>	保健福祉部	地域福祉課	B 実現に努力しているもの
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 11、生活保護の大改悪を阻止し、必要な人がすべて受けられる生活保護制度に改善を 2)「水際作戦」の合法化を許さず、国民の受給権を守ること―「ワンストップサービス」で、どの窓口からでも生活保護にアクセスできるようにすること。窮迫した人には即時対応できる制度・体制に改善すること。</p>	<p>相談窓口において、生活保護の制度について理解されるよう相談者の方に十分説明するとともに、生活保護の申請意思が確認された方に対しては速やかに保護申請書を交付し、申請手続きについての助言を行うことや、保護の申請書類が整っていないことをもって申請を受け付けないということのないよう、各福祉事務所に指導を行っているところであり、今後も引き続き指導に努めていきます。</p>	保健福祉部	地域福祉課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 11、生活保護の大改悪を阻止し、必要な人がすべて受けられる生活保護制度に改善を 3)生活保護の基準引下げに反対し、給付の抜本的改善を求めること。</p>	<p>生活保護の生活扶助基準の見直しは、国において、平成25年8月から平成27年度にかけて段階的に行われたところです。 県としては、生活保護法により国が定めた基準等により法定受託事務として実施する立場です。</p>	保健福祉部	地域福祉課	S その他
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 11、生活保護の大改悪を阻止し、必要な人がすべて受けられる生活保護制度に改善を 4)生活保護基準以下で働いている母子家庭の生活保護受給を進めること。「就労支援」の名による切り捨てを許さないこと。国民の分断を狙った卑劣なバッシングを許さないこと。</p>	<p>生活保護については、国、県及び各市のホームページなどで制度の周知を図っているところであり、引き続き、制度の周知に努めていきます。 なお、県内各福祉事務所において、民生委員や関係機関などと連携して、生活に困窮している方の把握に努めていくとともに、適切な窓口対応が行われるよう、引き続き指導していきます。 また、生活保護受給者については、保護開始直後から自立に向けた集中的かつ切れ目のない就労支援を行っています。 ハローワークとの連携の下、保護受給者の状況に応じた伴走型の就職支援を行うとともに、福祉事務所に配置した就労支援相談員等がきめ細やかな相談支援を行っていますが、保護受給者の意向に沿った就労支援が実施されるよう、引き続き福祉事務所の指導に努めていきます。</p>	保健福祉部	地域福祉課	B 実現に努力しているもの
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 11、生活保護の大改悪を阻止し、必要な人がすべて受けられる生活保護制度に改善を 5)生活困窮者のサポート体制を抜本的に強化すること。生活保護家庭の子どもの学習支援の取組を抜本的に強化すること。</p>	<p>平成27年4月から施行された生活困窮者自立支援法の趣旨に沿って、県内の福祉事務所設置自治体において、生活困窮者への総合的な実施体制として自立相談支援事業の窓口を整備し、相談支援を行っているところです。 また、任意事業である「子どもの学習支援事業」は、生活困窮世帯及び生活保護受給世帯の中学生等を対象とした学習会の開催等により、県内では5福祉事務所設置自治体で実施しています。 県においては、平成29年度において、所管する町村部での対象地域を拡大する予定としており、町村担当課や関係機関等と調整しながら、事業実施に向けて取り組んでいきます。また、各市においても取組が進むよう働きかけていきます。</p>	保健福祉部	地域福祉課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 12、感染症対策—新型インフルエンザ、ヒブワクチンなどの対策を強化すること。 1) 新型インフルエンザに対応する医療機関の体制の強化を図ること。水際検疫体制の確立、ワクチンなどの製造システムの確立、地域の医療・保健体制の抜本的強化、抗インフルエンザ薬とプレパネミック・ワクチンの備蓄量の確保などに取り組むこと。新型インフルエンザワクチンの優先接種者に対する周知を徹底し、負担軽減策を実施すること。</p>	<p>医療機関における新型インフルエンザに対する体制の強化を図るため、これまで医療機関が行う人工呼吸器や簡易ベッド、院内感染防止設備、個人防護具などの設備整備を支援してきたところであり、引き続き支援を行っていきととしていきます。 また、水際検疫体制やワクチン製造システムの確立など、国が担う業務については、今後も十分な対策を行うように要望していきます。 さらに、新型インフルエンザワクチンの優先接種者の登録については、医療分野及び国民生活・国民経済安定分野について進められており、県としても必要な協力をしていきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 12、感染症対策—新型インフルエンザ、ヒブワクチンなどの対策を強化すること。 2) はしか・風疹対策を進め、国の責任でワクチンを備蓄し、追加接種が必要な人には公費助成を行うこと。</p>	<p>はしか(麻しん)及び風しんについては、予防接種法の対象疾病に位置付けられ、積極的に接種勧奨等を行うとともに、国においては、それぞれに特定感染症予防指針を策定し、予防接種の対象者を時限的に拡大するなどの施策を推進してきたところです。 麻しん及び風しん排除のための最も有効な対策は、発生の予防であることから、国では、引き続き生後12月から24月及び小学校入学前1年の者に対し定期の予防接種を行い、それぞれの接種率が95%以上になることを目標として積極的な接種を勧奨しています。 県では、市町村が実施する予防接種に対する経費について、十分な財政措置が講じられるよう国に要望してきたところであり、平成25年度からは経費の9割が交付税措置されています。 また、風しんについては、平成26年度から風しんの予防接種が必要な方を抽出する検査の公費助成事業を実施しています。</p>	保健福祉部	医療政策室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>12、感染症対策—新型インフルエンザ、ヒブワクチンなどの対策を強化すること。</p> <p>3)ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンは、接種による副反応の検証など、安全性の確保・向上を進めながら、保護者の負担軽減・無料化など、制度の更なる充実を目指すこと。子宮頸がんワクチンは、副作用の深刻さを重く受け止め、疫学調査など徹底した検証を求めること。</p>	<p>ワクチンの接種については、予防接種の効果とその副反応のリスクに関する正しい知識を持つことが重要であり、専門家による科学的な評価や知見など、国から提供される情報について、引き続き市町村や医療機関等と連携しながら、適切な情報提供に努めていきます。</p> <p>ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンについては、安全性の確保・向上を確認のうえ、平成25年4月1日より、予防接種法の定期接種に追加されています。</p> <p>子宮頸がんワクチンについては、国の課題研究事業「HPV ワクチンの有効性及び安全性に関する疫学研究」において調査を進めており、その動向を注視していきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>12、感染症対策—新型インフルエンザ、ヒブワクチンなどの対策を強化すること。</p> <p>4)ノロウイルス対策を強化すること。おたふくかぜ、B型肝炎、ロタウイルスワクチンの定期接種化を進めること。HIV、梅毒、クラミジアなど性感染症の予防・治療を進めること。</p>	<p>ノロウイルスによる感染性胃腸炎は、冬季を中心に流行し、社会福祉施設等での集団感染のおそれがあることから、県内の流行状況をホームページ等で情報提供するとともに、社会福祉施設等の職員を対象に研修会を開催し感染予防対策の啓発を行っている他、社会福祉施設等で集団感染が発生した場合は、調査を行い感染拡大の防止のため、指導を行っています。</p> <p>B型肝炎ワクチンについては、安全性の確保・向上を確認のうえ、平成28年10月1日より、予防接種法の定期接種に追加されています。</p> <p>また、HIVや、クラミジアはじめとした性感染症については、発生動向を注視し、保健所で行っている無料匿名検査の周知を図るとともに、引き続き、予防のための普及啓発を行っています。</p>	保健福祉部	医療政策室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>12、感染症対策—新型インフルエンザ、ヒブワクチンなどの対策を強化すること。</p> <p>5)エボラ出血熱、デング熱などへの対応策を講じること。</p>	<p>県では、エボラ出血熱患者の発生に備え、第一種感染症指定医療機関や保健所の対応について訓練・研修を実施し、万々に備えています。</p> <p>また、デング熱及びジカウイルス感染症等の蚊媒介感染症については、岩手県蚊媒介感染症対策行動計画に基づき、発生時には保健所に相談窓口を設置する他、医療機関との連携を強化し、情報提供の徹底するとともに、平時においても県民に対し蚊の発生防止策について周知し、対策を進めています。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 12、感染症対策—新型インフルエンザ、ヒブワクチンなどの対策を強化すること。 6) 保健所の体制を強化すること。</p>	<p>新型インフルエンザへの対策については、平成25年に取りまとめた行動計画・ガイドラインに基づき、各保健所が主体となって、地域の関係機関と連携を図りながら、各圏域において体制を整備し、訓練や研修を実施しているところです。 なお、各種予防接種については、市町村において実施しているものですが、県としても子宮頸がんワクチン対策等の予防接種対策について市町村を支援していきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 13、「がん対策推進条例」の制定をふまえ、総合的ながん対策を推進すること。 1) 「がん対策推進条例」の制定をふまえ、総合的ながん対策を推進すること。</p>	<p>県では、がん対策推進条例及び岩手県がん対策推進計画に基づき、がんの予防から早期診断・早期治療、がん医療、緩和ケアなど多岐にわたる分野の取組を、市町村、保健医療従事者、事業者、教育関係者、がん患者・その家族などの県民と一体となって、総合的かつ計画的に実施していきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 13、「がん対策推進条例」の制定をふまえ、総合的ながん対策を推進すること。 2) 岩手町の取組に学び、がん検診体制を抜本的に強化すること。がんの予防に当たっては喫煙率低下(成人20%未満)の具体的な取組を強化すること。</p>	<p>市町村が行うがん検診の受診率向上に向けて、県では、市町村や検診実施機関、医療関係団体などによる検討会の開催や受診勧奨に係る普及啓発等を行っています。 岩手町などががん検診受診率の高い市町村の取組について、この検討会で情報提供を行うなど、市町村のがん検診体制の充実を支援しています。また、平成26年3月に策定した「健康いわて21プラン(第2次)」において、成人の喫煙率の減少を目標に掲げているところであり、禁煙希望者へのきめ細やかな禁煙支援や、公共的な空間での受動喫煙防止対策などの取組を推進していきます。</p>	保健福祉部	健康国保課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 13、「がん対策推進条例」の制定をふまえ、総合的ながん対策を推進すること。 3)どこにいても必要な治療・検査が受けられる医療体制の整備に取り組むこと。</p>	<p>県では、岩手県がん対策推進計画に基づき、限りある医療資源を有効活用しながら、がん医療の均てん化を図るため、がん診療連携拠点病院の整備や拠点病院と地域のがん診療を担う医療機関との役割分担及び連携体制の整備を進めており、平成26年度に県内全ての二次医療圏にがん拠点病院が整備されたところです。 今後も引き続きがん拠点病院の一層の機能強化について支援していきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 13、「がん対策推進条例」の制定をふまえ、総合的ながん対策を推進すること。 4)緩和ケア病棟の整備と在宅緩和ケアの整備を進めること。</p>	<p>緩和ケア病棟については、県内に6カ所設置されている他、緩和ケア病床や外来が設置されており、また、県内全ての二次医療圏において、緩和ケアチームが設置されるなど、緩和ケアの普及が着実に進んでいます。 県では、緩和ケアに従事する医師の研修やがん診療連携拠点病院における相談体制の整備などへの支援の他、精神心理的苦痛に対する心のケアを含めた全人的な緩和ケアを受けられるよう、がん医療に携わる医療従事者への研修や緩和ケアチームの機能強化などにより、緩和ケアの提供体制を充実させることとしています。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 13、「がん対策推進条例」の制定をふまえ、総合的ながん対策を推進すること。 5)受動喫煙防止対策を徹底し、学校・医療施設はもとより、官公庁・公的施設は全面禁煙とすること。議会棟も全面禁煙とすること。</p>	<p>職員にあっては、県庁舎内(議会棟含む)において全面禁煙としています。</p>	総務部	管財課	A 提言の趣旨に沿って措置
	<p>平成26年3月に策定した「健康いわて21プラン(第2次)」においては、成人の喫煙率の低下をはじめ、受動喫煙の機会を有する者の割合の低下などを目標として掲げており、受動喫煙の健康被害について広く県民に対する普及啓発を行うとともに、官公庁等の行政機関に対しても「世界禁煙デー」などの様々な機会を活用した働きかけを行うことにより、受動喫煙防止対策の取組を進めることとしています。</p>	保健福祉部	健康国保課	B 実現に努力しているもの
	<p>県立病院施設については、施設内全面禁煙となっております。</p>	医療局	経営管理課	B 実現に努力しているもの
	<p>議会棟においては、平成26年11月に喫煙室を設置し、喫煙室以外は全面禁煙としたところです。 なお、総務部管財課が年3回実施している分煙効果測定において、当該喫煙室内及び周辺について調査した結果、浮遊粉じん濃度や一酸化炭素濃度の数値が大幅に基準数値を下回っており、分煙のための必要な措置が適切に講じられているものと理解しています。</p>	議会事務局	議会事務局総務課	A 提言の趣旨に沿って措置
	<p>県立学校においては、平成19年10月1日から敷地内全面禁煙としています。</p>	教育委員会事務局	教職員課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 14、被災者の遺伝子情報の調査・分析を目的とするいわて東北メディカルメガバンク事業について 1)究極の個人情報というべき被災者の遺伝子情報の調査・分析を目的とするいわて東北メディカルメガバンク事業については、被災者等に対する丁寧な説明と包括的合意を大前提に進めること。</p>	<p>東北メディカル・メガバンク事業については、被災地における継続的な健康調査が行われることによる地域住民の健康不安の解消や、医師をはじめとする医療人材の派遣による地域医療への貢献が期待されるところです。 調査の実施に当たっては、事業の実施主体である東北メディカル・メガバンク機構において、事業の趣旨等について地元自治体に事前に説明を行うとともに、事業に参加される住民の方々に対しては、事業の意義や目的、個人情報の保護、提供された試料の保管、健康診断結果の提供などの利益、あるいは採血の際に生じる体調不良などの不利益を詳細に説明した上で同意書をいただくなど、事業実施主体において、丁寧な説明が行われていると聞いています。 県としては、機構が地元に対して引き続き丁寧な説明を行いながら、地元との信頼関係のもとで事業が適切に進められるよう、機構と市町村、関係機関との連携体制の構築に当たり、必要な協力を行っていきたいと考えています。</p>	保健福祉部	医療政策室	S その他
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 14、被災者の遺伝子情報の調査・分析を目的とするいわて東北メディカルメガバンク事業について 2)遺伝子情報の保護と活用については、岩手医科大学と関係市町村において滋賀県長浜市の「長浜ルール」を参考に、しっかりした協定を締結して進めること。</p>	<p>東北メディカル・メガバンクの実施主体である岩手医科大学においては、遺伝子情報の保護は最優先事項であるとの認識のもと、平成25年7月以降、順次関係市町村と秘密情報の取扱い等に係る覚書を取り交わすとともに、住民に対しても、事業の目的や実施内容を丁寧に説明し、同意されたの方々のみ参加いただくなど、厳格な運用をしていると聞いています。</p>	保健福祉部	医療政策室	S その他
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 14、被災者の遺伝子情報の調査・分析を目的とするいわて東北メディカルメガバンク事業について 3)遺伝子情報の調査分析については、以上の対策が講じられるまで中止するよう対応すること。</p>	<p>個人情報の取り扱いについては、生命倫理の専門家等による国の審査等を経て実施しており、厳格な運用を行っていると考えています。</p>	保健福祉部	医療政策室	S その他

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 14、被災者の遺伝子情報の調査・分析を目的とするいわて東北メディカルメガバンク事業について 4)沿岸地域の病院への医師派遣や被災者の健康診断等の取組は積極的に取り組むよう求めること。</p>	<p>東北メディカル・メガバンク事業においては、沿岸被災地の県立病院に延べ8名の医師が派遣され、地域医療に従事している他、これまで3万人超の健康調査を実施するなど、地域医療の復興に寄与することが期待されています。また、同事業は、健康調査の他、健康相談の対応、病気予防のアドバイスなどを行うこととしており、地域の健康意識の向上と住民の健康保全に寄与することが期待されています。</p>	保健福祉部	医療政策室	S その他
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 15、県民の暮らしを守る消費者相談活動など消費者行政を強化すること。 1)どこに住んでいても消費者の相談に対応できるように市町村での配置を進めるとともに、県の配置も後退させないこと。県として研修活動を強化すること。</p>	<p>県では、これまで、市町村における消費生活相談体制整備への補助や、県及び市町村の相談員のレベルアップに資する研修事業などに取り組んできました。 今後とも、国の財政援助を活用しつつ、県と市町村の連携を一層強化し、消費生活相談対応が適切に行われるよう取り組みます。</p>	環境生活部	県民くらしの安全課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 15、県民の暮らしを守る消費者相談活動など消費者行政を強化すること。 2)盛岡市消費生活センターの取組に学び、行政の各部局との連携を強め、解決するまで援助すること。</p>	<p>相談者は、消費生活問題の他にも様々な問題を抱えている場合があるため、関係機関や市町村と連携して、消費生活問題及び抱えている問題の解決に努めています。 特に多重債務問題の解決については、多重債務者の早期把握や潜在化している多重債務者の掘り起こしを行うことによって早期に相談機関につなげることが重要であり、このため庁内各部局や関係機関との情報共有を密にするための連絡会議を開催するなど、連携の強化を図っています。</p>	環境生活部	県民くらしの安全課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>15、県民の暮らしを守る消費者相談活動など消費者行政を強化すること。</p> <p>3)専門職にふさわしく消費生活相談員の待遇を抜本的に改善すること。正規職員化を図ること。</p>	<p>消費生活相談員の待遇については、報酬額や執務環境の維持改善や研修等による能力向上機会の拡充などに努めています。</p> <p>正規職員化については、制度上困難です。</p>	環境生活部	県民くらしの安全課	C 当面は実現できないもの
<p>2、医師・看護師を大幅増員し、県立病院を拠点に地域医療を守ること</p> <p>1)被災した県立大槌・山田病院の再建整備に続き、高田病院の早期再建整備を進めること。医師確保に全力を上げること。</p>	<p>県立高田病院については、再建方針に基づき、当初の計画どおり平成29年度の開院に向けて、平成28年9月に工事業者を決定し、10月から建築工事に着手しています。今後とも良質な医療を提供できるよう、市と緊密に連携し、高田病院の早期再建に向けた取組を進めていきます。</p> <p>常勤医師が不在となっている診療科への医師の配置については、派遣元の大学においても医師の絶対数が不足していることから非常に厳しい状況となっています。</p> <p>県においては、関係大学を訪問し医師の派遣を要請する他、即戦力となる医師の招聘や奨学金養成医師の計画的な配置、県立病院間や大学からの診療応援等により必要な診療体制の確保に取り組んでいるところであり、平成29年1月から内科の医師を1名増員したところです。</p> <p>今後においても、このような医師確保対策の推進を図りながら医師の確保に取り組んでいきます。</p>	医療局	経営管理課 医師支援推進室	B 実現に努力しているもの
<p>2、医師・看護師を大幅増員し、県立病院を拠点に地域医療を守ること</p> <p>2)被災した民間医療機関の再建に支援を強化すること。</p>	<p>被災した医療機関の再建支援について、県では、被災地における医療提供機能の早期回復を図るため、国の補助事業による災害復旧や仮設診療所の整備に取り組むとともに、国の補助事業の対象とならない被災医療機関については、地域医療再生基金を活用して、既存施設の修繕や医療機器の再取得などの応急的な診療再開に要した経費に対する補助の他、早期の移転新築に対する支援も行ってきたところです。</p> <p>平成24年度からは、地域におけるまちづくりや住民ニーズに対応した医療機関の移転・新築を支援しており、引き続き地域における医療提供体制の復興を支援していきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>2、医師・看護師を大幅増員し、県立病院を拠点に地域医療を守ること</p> <p>3)医師確保対策として、医師を支える具体的な取組と体制を抜本的に強化すること。</p> <p>①奨学生の確保、臨床研修医・後期研修医の確保、医師の待遇改善などに積極的に取り組むこと。</p>	<p>奨学生の確保については、ホームページや各種媒体を活用して、岩手医科大学をはじめとする医学部入学を目指す学生に対して積極的に広報活動を行っています。</p> <p>臨床研修医の確保については、県内12の臨床研修病院が相互に連携する「いわてイーハート臨床研修病院群」として県内外の医学生に積極的な働きかけを行う他、指導医等を対象としたセミナーを実施するなど受入体制の充実に努めています。</p> <p>また、後期研修医の確保については、プログラムの周知や受入体制整備に努め、「新専門医制度」に的確に対応できるよう大学等と連携を図っています。</p> <p>医師の待遇改善については、病院現場で勤務する医師から直接意見を聴取するなど幅広く要望の把握に努めている他、「医師の任期付職員採用制度」を導入により、65歳を超えて招聘する医師の待遇改善を図るなど、可能なものから取組を進めています。</p>	医療局	医師支援推進室	B 実現に努力しているもの
<p>2、医師・看護師を大幅増員し、県立病院を拠点に地域医療を守ること</p> <p>3)医師確保対策として、医師を支える具体的な取組と体制を抜本的に強化すること。</p> <p>②医師を支える医療クークを大幅に増員するとともに、看護師、臨床検査技師、薬剤師などの大幅な増員を図ること。</p>	<p>県立病院における医療クークについては、診療報酬で評価されている医師事務作業補助体制加算の最大基準を取得できる定数配置を行い、医師の業務負担軽減に努めています。</p> <p>また、看護師、臨床検査技師、薬剤師などの職員配置については、業務量等に応じた適正な配置を原則として、今後も病院の実情等にも十分配慮しながら取り組んでいきます。</p>	医療局	職員課	B 実現に努力しているもの
<p>2、医師・看護師を大幅増員し、県立病院を拠点に地域医療を守ること</p> <p>3)医師確保対策として、医師を支える具体的な取組と体制を抜本的に強化すること。</p> <p>③地元医師会、開業医との連携を強化し、地域の初期救急・夜間救急の確立を目指すこと。宮古市・宮古市医師会の取組を参考に広域基幹病院等への応援などにも取り組むようにすること。</p>	<p>地域の二次救急医療を担う病院を有する市町村に対し、地元医師会の協力の下、開業医等の派遣による診療応援体制の整備を行う中核病院診療応援事業の活用を働きかけています。</p>	保健福祉部	医療政策室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>2、医師・看護師を大幅増員し、県立病院を拠点に地域医療を守ること</p> <p>3)医師確保対策として、医師を支える具体的な取り組みと体制を抜本的に強化すること。</p> <p>④地域医療・高齢者医療を担う総合医の養成と配置に取り組むこと。</p>	<p>地域医療の担い手として、総合診療専門医は必要と考えており、その養成・確保に向け、検討会を設置し、研修プログラムの作成や広報に取り組んできたところです。</p> <p>今後は、新しい専門医制度の動向を見ながら、総合診療医の養成・確保に努めていきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>2、医師・看護師を大幅増員し、県立病院を拠点に地域医療を守ること</p> <p>4)看護師の大幅増員を実現すること。月8日夜勤の厳守、夜勤専任看護師の見直し、出産・育児休業等による正規看護師による補充、年次有給休暇が取得できる労働条件の抜本的な改善を図ること。</p>	<p>看護師の増員については、岩手県立病院の経営計画《2014-2018》において、平成26年度から30年度までの5カ年間の職員配置計画について、被災病院の再建及び医療の質の向上を図ることなどを目的として、看護師130名の増員を行うこととしており、必要な職員の配置に努めていきます。</p> <p>各病院に対して看護体制上の必要数を配置するとともに、事前に把握している産前産後休暇や育児休業等の取得者に係る代替職員についても正規職員で補充していきます。</p> <p>また、育児支援制度の充実等に伴い不足する夜勤要員を確保するとともに、多様な勤務形態を導入することで、より働きやすい職場環境とするため、正規及び時間制看護師の夜勤専従を行っています。</p>	医療局	職員課	B 実現に努力しているもの
<p>2、医師・看護師を大幅増員し、県立病院を拠点に地域医療を守ること</p> <p>5)無床化された紫波、花泉、大迫、九戸、住田の各地域診療センターについては、県が責任を持って地域住民が求める地域医療の確保のための話し合いと対策を講じること。医師確保の見直しを含め入院ベッドの回復についても検討すること。県立沼宮内診療センターの民間移管に当たっては、花泉診療所の教訓を生かし、県医療局と岩手町の責任が果たされるよう再検討すること</p>	<p>地域診療センターについては、危機的な医師不足の中、限られた医療資源のもとで良質な医療を提供するために病床を休止することとしたところですが、こうした状況については現在も変わらないものと認識しています。</p> <p>このため、病床を確保することは困難であり、現経営計画では、現行の体制を基本として、県立病院等相互の役割分担と連携により、地域医療提供体制の確保を図ることとしています。</p> <p>なお、岩手町が進めている民間移管に向けた取組や新たな検討を行う場合には、引き続き医療局としても、必要な支援等連携を図っていきます。</p>	医療局	経営管理課	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>2、医師・看護師を大幅増員し、県立病院を拠点に地域医療を守ること</p> <p>6)国保藤沢病院や奥州市立まごころ病院などの取組に学び、地域医療の確保と高齢者医療の取組を強化すること。市町村立病院への支援と連携を強化すること。沢内病院への医師派遣を引き続き進めること。</p>	<p>平成27年度策定した岩手県地域医療構想では、高齢化の進展等に伴う医療需要の変化などに対応し、急性期医療から在宅医療に至るまで切れ目のない良質な医療の提供体制を構築するための施策等を定めたところであり、構想の実現に向けて、構想区域毎に設ける協議の場において病床機能の分化と連携や在宅医療等の体制整備などについて関係者の合意を形成しながら将来のあるべき医療提供体制の構築に取り組むこととしています。(B)</p> <p>自治医科大学養成医師に係る平成29年度の配置予定においては、町立西和賀さわうち病院に内科医として1名の配置を予定しています。(A)</p>	保健福祉部	医療政策室	<p>B 実現に努力しているもの</p> <p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
<p>2、医師・看護師を大幅増員し、県立病院を拠点に地域医療を守ること</p> <p>7)国に対し、地域の医師確保、診療報酬の引上げ、地方交付税措置の拡充を強く求めること。県が提案している「地域医療基本法」(仮称)の制定に向けた取組を強化し、広げること。</p>	<p>これまで、政府予算提言要望等を通じて、医師確保等人材の育成支援、地域医療確保に必要な財政支援の拡充等について要望しているところであり、今後も要望を継続していきます。</p> <p>また、「地域医療基本法」(仮称)の制定についても政府予算提言要望をはじめ、様々な機会を捉えて要望や情報発信を継続し、実現に向けて取り組んでいきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>3、安心して子どもを産み育てられる岩手県に一総合的な子育て支援策の推進を</p> <p>1、東日本大震災で被災した被災孤児、被災遺児、養育里親等に対する親身な支援を強化すること。</p>	<p>被災孤児については、里親制度の活用により適切な養育環境を確保するとともに、児童相談所職員が訪問等を行い、相談支援に努めています。被災遺児については、沿岸広域振興局に遺児家庭支援専門員を配置し、各種支援制度の周知や相談支援に努めています。</p> <p>また、被災地における養育里親等については、沿岸部にある児童養護施設へ里親支援専門相談員を配置して訪問等による支援を行っている他、里親サロンや里親研修交流会の開催等による支援を行っています。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>3、安心して子どもを生み育てられる岩手県に—総合的な子育て支援策の推進を</p> <p>2、「子育てするなら岩手県」を目指し、総合的な子育て支援策と本格的な少子化対策を講じて、経済的な負担の軽減や仕事と子育てが両立できる人間らしい働き方などを含めた対策を講じること。</p>	<p>本県の平成27年の合計特殊出生率は1.49と、前年より0.05ポイント増加し、出生数も増加したところですが、引き続きその動向を注視していく必要があります。</p> <p>平成27年4月に施行した「いわての子どもを健やかに育む条例」の基本計画である「いわて子どもプラン」(計画期間:平成27年度～31年度)では、「男女がともに家庭や子育てに希望を持ち、次代を担う子どもたちが健やかに育つ環境づくり」という基本方針の下、施策の基本方向として、「若者が家庭や子育てに夢を持てる環境の整備」「子育て家庭への支援」「子どもの健全育成の支援」の3つを掲げており、今後とも、仕事と子育ての両立支援も含めて、総合的な子育て支援策を推進していきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課	B 実現に努力しているもの
	<p>県では、仕事と生活の調和の実現に向けて、セミナーの開催などによる普及啓発に取り組むとともに、長時間労働の是正や有給休暇の取得促進、仕事と子育ての両立支援など県内企業における働き方の見直しを推進する「いわて働き方改革推進運動」を展開するなど、労働者が生き生きと働くことができる、魅力ある労働環境づくりの推進に取り組んでいます。</p>	商工労働観光部	雇用対策・労働室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>3、安心して子どもを産み育てられる岩手県に—総合的な子育て支援策の推進を</p> <p>3、「子ども子育て支援新制度」の強行による保育の公的責任の後退を許さず、安心して預けられる保育を保障すること</p> <p>1)認可保育所の新增設を進め、待機児童の解消を実現する具体的対策を講じること。</p> <p>①待機児童(192人+481人、4月1日現在)を早急に解消すること。認可外施設やベビーホテルなどに預けられている子ども(約2,000人)を含め待機児童を解消する計画を立て、認可保育所の新增設を思い切って進めること。</p>	<p>子ども・子育て支援新制度では、各市町村において、認可外保育施設も含めた保育ニーズの把握に努め、需要と供給に基づいた「子ども・子育て支援事業計画」を策定しており、これに基づき計画的な認可保育所等の整備を推進することとされており、県はこれを支援していきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課	S その他
<p>3、安心して子どもを産み育てられる岩手県に—総合的な子育て支援策の推進を</p> <p>3、「子ども子育て支援新制度」の強行による保育の公的責任の後退を許さず、安心して預けられる保育を保障すること</p> <p>1)認可保育所の新增設を進め、待機児童の解消を実現する具体的対策を講じること。</p> <p>②延長保育、休日・夜間、一時保育や病児保育を拡充すること。保育料の軽減・第三子保育料の無料化を実施し負担軽減に取り組むこと。</p>	<p>延長保育など多様な保育サービスの拡充に向けては、地域子ども・子育て支援事業交付金等により市町村の取組を財政的に支援していきます。</p> <p>また、特定教育・保育施設に係る利用者負担額については、各市町村におけるその設定状況や多子世帯に係る軽減措置の状況を踏まえ、実態に即した制度となるよう、逐次必要な見直しを行うよう国に対し要望していきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>3、安心して子どもを産み育てられる岩手県に一総合的な子育て支援策の推進を</p> <p>3、「子ども子育て支援新制度」の強行による保育の公的責任の後退を許さず、安心して預けられる保育を保障すること</p> <p>1)認可保育所の新増設を進め、待機児童の解消を実現する具体的対策を講じること。</p> <p>③公立保育園の民営化や「民間委託」の名による保育条件の切り下げは行わないこと。</p>	<p>保育所の民営化については、市町村がその地域の実情に応じて、地域住民の理解を得ながら進められているものと考えています。県としては、民営化以降も保育所の最低基準が遵守され、また適正な保育サービスが提供されるよう、保育所の運営状況等について、児童福祉法の規定に基づく年1回の指導監査等により適切に指導していきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課	S その他
<p>3、安心して子どもを産み育てられる岩手県に一総合的な子育て支援策の推進を</p> <p>3、「子ども子育て支援新制度」の強行による保育の公的責任の後退を許さず、安心して預けられる保育を保障すること</p> <p>1)認可保育所の新増設を進め、待機児童の解消を実現する具体的対策を講じること。</p> <p>④保育所の人員や面積要件を緩和することのないようにすること。</p>	<p>保育所の設備及び運営に関する基準については、地域主権改革に関する第1次一括法により、都道府県条例に委任することとされ、このうち、職員の配置基準及び保育室の面積等の設備の基準については、国が定める基準を下回ることができないとされる「従うべき基準」とされたところです。本県においては、保育所の職員の配置基準及び保育室の面積等の設備の基準について国が定める基準を遵守した条例を策定し、平成25年4月から施行しているところです。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課	S その他
<p>3、安心して子どもを産み育てられる岩手県に一総合的な子育て支援策の推進を</p> <p>3、「子ども子育て支援新制度」の強行による保育の公的責任の後退を許さず、安心して預けられる保育を保障すること</p> <p>2)保育内容を後退させる「子ども子育て新制度」の強行に反対し、公的責任を明確にして安心して預けられる保育を。</p> <p>①保育時間は子どもの状況を基準にし、短時間保育の押し付けはやめること。</p>	<p>子ども・子育て支援新制度では、「保育の必要性」の事由に、フルタイム就労の他、新たにパートタイム就労も対象となりました。</p> <p>「保育短時間」は主にパートタイム就労を想定したものです。保育の必要量の認定は、家庭において必要な保育を受けることが困難である状況に応じて行うものとされており、保護者の就労状況を勘案して、市町村の判断により保育標準時間認定とすることも可能とされています。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>3、安心して子どもを産み育てられる岩手県に一総合的な子育て支援策の推進を</p> <p>3、「子ども子育て支援新制度」の強行による保育の公的責任の後退を許さず、安心して預けられる保育を保障すること</p> <p>2)保育内容を後退させる「子ども子育て新制度」の強行に反対し、公的責任を明確にして安心して預けられる保育を。</p> <p>②保育料の負担を抑え無償化を目指すこと。思い切って遊べる園庭、ホールなどの確保を進めること。</p>	<p>保育料については、国が全国一律に定めている基準額を基本とし、各市町村が地域の実情に応じて独自に設定するものですが、生活保護世帯や母子世帯等の低所得者世帯には、国の基準額において保育料が無料とされているところです。</p> <p>また、保育所同時入所の子どもに係る保育料についても、国の基準額において、第2子が半額、第3子以降が無料とされているところです。</p> <p>園庭等の確保については、保育所の設備及び運営に関する基準で定められており、地域主権改革に関する第1次一括法によって、都道府県条例に委任することとされ、このうち、職員の配置基準及び保育室の面積等の設備の基準については、国が定める基準を下回ることができないとされる「従うべき基準」とされたところです。本県においては、保育所の職員の配置基準及び保育室の面積等の設備の基準について国が定める基準を遵守した条例を策定し、平成25年4月から施行しているところです。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課	S その他
<p>3、安心して子どもを産み育てられる岩手県に一総合的な子育て支援策の推進を</p> <p>3、「子ども子育て支援新制度」の強行による保育の公的責任の後退を許さず、安心して預けられる保育を保障すること</p> <p>2)保育内容を後退させる「子ども子育て新制度」の強行に反対し、公的責任を明確にして安心して預けられる保育を。</p> <p>③保育士の配置、保育室など保育の基準を計画的に改善すること。</p>	<p>保育所の設備及び運営に関する基準については、地域主権改革に関する第1次一括法により、都道府県条例に委任することとされ、このうち、職員の配置基準及び保育室の面積等の設備の基準については、国が定める基準を下回ることができないとされる「従うべき基準」とされたところです。本県においては、保育所の職員の配置基準及び保育室の面積等の設備の基準について国が定める基準を遵守した条例を策定し、平成25年4月から施行しているところです。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課	S その他

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>3、安心して子どもを産み育てられる岩手県に—総合的な子育て支援策の推進を</p> <p>3、「子ども子育て支援新制度」の強行による保育の公的責任の後退を許さず、安心して預けられる保育を保障すること</p> <p>2) 保育内容を後退させる「子ども子育て新制度」の強行に反対し、公的責任を明確にして安心して預けられる保育を。</p> <p>④市町村は児童福祉法第24条第1項に基づき、待機児童の状況を把握し、保育の責任を果たすようにすること。認可保育所の建設や改修への補助金の廃止に反対し、補助金の存続を求めること。</p>	<p>子ども・子育て支援新制度においても、市町村は児童福祉法第24条第1項に規定された保育の実施義務を担うこととされており、さらに、認定こども園や小規模保育など必要な保育の確保のための措置を図ることや、利用者に対する施設・事業者の情報提供や相談対応、優先利用に係る利用調整等の関与を行うこととされ、市町村の責任が後退することはないと考えています。</p> <p>また、保育所整備に係る補助金については、国が市町村に直接補助する「保育所等整備交付金」や、県の「子育て支援対策臨時特例基金」を活用した補助メニューが来年度も継続することとされたところです。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課	S その他
<p>3、安心して子どもを産み育てられる岩手県に—総合的な子育て支援策の推進を</p> <p>3、「子ども子育て支援新制度」の強行による保育の公的責任の後退を許さず、安心して預けられる保育を保障すること</p> <p>2) 保育内容を後退させる「子ども子育て新制度」の強行に反対し、公的責任を明確にして安心して預けられる保育を。</p> <p>⑤株式会社の参入については、全国的に問題が生じており慎重に対応すること。</p>	<p>社会福祉法人及び学校法人以外の者が保育所を設置する場合は、客観的な認可基準への適合に加えて、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識経験に関する要件を満たすことが求められます。</p> <p>県としては、株式会社による保育所の設置認可にあたっては、これらの基準や要件への適合状況を十分に審査するとともに、施設の職員や保育計画等の情報開示を徹底し、利用者に対する施設の運営状況の透明化に努めていきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課	S その他

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>3、安心して子どもを産み育てられる岩手県に—総合的な子育て支援策の推進を</p> <p>3、「子ども子育て支援新制度」の強行による保育の公的責任の後退を許さず、安心して預けられる保育を保障すること</p> <p>2)保育内容を後退させる「子ども子育て新制度」の強行に反対し、公的責任を明確にして安心して預けられる保育を。</p> <p>⑥消費税に頼らない財源を確保するよう国に求めること。</p>	<p>子ども・子育て支援新制度では、消費税の引上げ及び消費税以外の財源により、全ての子ども・子育て家庭を対象に、幼児教育、保育、地域の子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の向上」を図ることとされています。</p> <p>県としては、子ども・子育て支援新制度の円滑な実施に向けた財源の確保について、引き続き国に要望します。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課	D 実現が極めて困難なもの
<p>3、安心して子どもを産み育てられる岩手県に—総合的な子育て支援策の推進を</p> <p>3、「子ども子育て支援新制度」の強行による保育の公的責任の後退を許さず、安心して預けられる保育を保障すること</p> <p>3)学童保育を拡充すること。</p> <p>①「遊びと生活」の場にふさわしい設置基準を明確にし、施設改善を図ること。学童保育の増設に取り組むこと。</p>	<p>放課後児童クラブの設備・運営基準については、国が省令で定める基準を踏まえ、地域の実状に応じて、市町村が条例により定めているところであり、当面は、当該条例に基づく基準を市町村が満たすよう、必要な助言等を行っていきます。</p> <p>また、放課後児童クラブの増設については、毎年度、市町村と協議しながら設置促進を図っているところであり、施設整備に要する経費の一部を補助する等の支援を行っていきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課	B 実現に努力しているもの
<p>3、安心して子どもを産み育てられる岩手県に—総合的な子育て支援策の推進を</p> <p>3、「子ども子育て支援新制度」の強行による保育の公的責任の後退を許さず、安心して預けられる保育を保障すること</p> <p>3)学童保育を拡充すること。</p> <p>②指導員の正規化・労働条件の改善を図り、複数配置を行うこと。</p>	<p>子ども・子育て支援新制度の実施に伴い、国においては、放課後児童クラブの職員の人件費相当額を含む運営費の補助基準額の改善が図られています。</p> <p>また、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準により支援の単位毎に2人以上の放課後児童支援員を配置することとされています。</p> <p>放課後児童クラブに対する財政支援の拡充について、従前から国に要望してきたところであり、引き続き要望してまいります。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>3、安心して子どもを産み育てられる岩手県に—総合的な子育て支援策の推進を</p> <p>3、「子ども子育て支援新制度」の強行による保育の公的責任の後退を許さず、安心して預けられる保育を保障すること</p> <p>3)学童保育を拡充すること。</p> <p>③大規模化が進む学童保育クラブについては、施設の整備に助成を行うこと。</p>	<p>国では、省令で定める基準において放課後児童クラブの支援の単位を概ね40人以下としているところであり、大規模な放課後児童クラブの解消のための施設整備費や既存施設の改修費を補助対象としています。</p> <p>県においても、放課後児童クラブを利用する児童に対して適切な環境が提供されるよう、市町村と協議しながら必要な施設整備を支援していきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課	B 実現に努力しているもの
<p>3、安心して子どもを産み育てられる岩手県に—総合的な子育て支援策の推進を</p> <p>3、「子ども子育て支援新制度」の強行による保育の公的責任の後退を許さず、安心して預けられる保育を保障すること</p> <p>3)学童保育を拡充すること。</p> <p>④利用料の軽減策を講じること。</p>	<p>国では、放課後児童クラブの運営に要する費用の半分程度は利用者負担と整理しているところですが、県では、従前から放課後児童クラブの運営経費に対する財政支援の拡充について要望してきたところです。</p> <p>放課後児童クラブの利用料の軽減のためにも、財政支援の拡充について、引き続き要望していきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課	B 実現に努力しているもの
<p>3、安心して子どもを産み育てられる岩手県に—総合的な子育て支援策の推進を</p> <p>4、非正規雇用と長時間労働をなくし、子育てと仕事両立できる働き方に改善を図ること。</p> <p>1)当面、正規雇用で年間労働時間1800時間の達成を目指し、長時間労働の是正を図ること。サービス残業の根絶に取り組むこと。</p>	<p>長時間労働の是正や過労死の防止に向け、国の長時間労働削減推進本部では、労働時間の適正把握の徹底、企業への監督指導の強化、電話相談窓口「労働条件相談ほっとライン」の開設日増加等の対策を講じています。</p> <p>県では、岩手労働局と連携し、労使団体への要請や「働くルール ガイドブック」による学生等への労働教育、セミナーの開催等の普及啓発を実施してきたところですが、更に平成28年度から「いわて働き方改革推進運動」を展開し、長時間労働の是正などの働き方の見直しに関する企業の自主的な取組の促進や、優良事例の紹介・表彰等の取組を進めているところです。</p>	商工労働観光部	雇用対策・労働室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>3、安心して子どもを産み育てられる岩手県に—総合的な子育て支援策の推進を</p> <p>4、非正規雇用と長時間労働をなくし、子育てと仕事が両立できる働き方に改善を図ること。</p> <p>2) 育児休業制度の改善、妊娠・出産に伴う不当な解雇や退職勧奨、不利益な扱いをなくすこと。</p>	<p>妊娠・出産・産休・育休などを理由とする解雇などの不利益取扱いをすることは、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法で禁止されており、県では、ホームページ等により事業主へ周知・啓発を行っている他、岩手労働局雇用環境・均等室における相談窓口についても周知しているところです。</p> <p>また、問題を抱えた方が県に対し相談された場合には、速やかに岩手労働局につなぐ等、迅速丁寧な対応に努めているところであり、今後もこうした取組を継続していきます。</p>	商工労働観光部	雇用対策・労働室	B 実現に努力しているもの
<p>3、安心して子どもを産み育てられる岩手県に—総合的な子育て支援策の推進を</p> <p>4、非正規雇用と長時間労働をなくし、子育てと仕事が両立できる働き方に改善を図ること。</p> <p>3) 子育てができる賃金・労働時間を保障すること。正規雇用の拡大と派遣・請負の見直し・正社員化で、若者に安定した雇用・仕事を確保すること。</p>	<p>子育てができる賃金・労働時間の保証については、育児・介護休業法に基づく短時間勤務制度など柔軟な労働時間の設定、労働者のニーズや会社の実情に応じた育児支援措置など具体的な取組が促進されるよう、周知・啓発を図っていきます。</p> <p>また、県では岩手労働局と連携し、商工関係団体や企業に対して、雇用の維持・確保等に関する要請活動を行い、正規雇用の拡大を呼びかけています。</p>	商工労働観光部	雇用対策・労働室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>3、安心して子どもを産み育てられる岩手県に—総合的な子育て支援策の推進を</p> <p>5、「子どもの貧困」の解決に総合的な対策を講じること。</p> <p>1) 「子どもの貧困」の実態調査を行い、削減目標を設定し、総合的な対策を講じること。</p>	<p>国では、国民生活基礎調査を基に、子どもの貧困率等を公表しているところですが、県において国と同様の調査を行うことは困難と考えており、本県では、生活保護世帯の子どもや就学援助を受けている子どもの割合など、公的支援の対象となっている子どもに関する統計資料等により、子どもの貧困の実態を把握しているところです。</p> <p>県では、平成28年3月に「いわての子どもの貧困対策推進計画」を策定したところであり、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援、被災児童等に対する支援を重点施策として、総合的に子どもの貧困対策を推進しています。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>3、安心して子どもを産み育てられる岩手県に—総合的な子育て支援策の推進を</p> <p>5、「子どもの貧困」の解決に総合的な対策を講じること。</p> <p>2)働いても生活保護基準以下の母子家庭については積極的に生活保護の受給を進めること。その際、通勤や保育所への送り迎えなどの車の保有を認めること。母子家庭等の子どもの学習を支援すること。</p>	<p>生活保護については、国、県及び各市のホームページなどで制度の周知を図っているところであり、引き続き、制度の周知に努めていきます。</p> <p>なお、県内各福祉事務所において、民生委員や関係機関などと連携して、生活に困窮している方の把握に努めていくとともに、適切な窓口対応が行われるよう、引き続き指導していきます。</p> <p>生活保護制度における自動車の取扱いについては、就労に伴う通勤や保育所の送迎のための使用など一定の要件を満たす場合には保有が可能であり、県としては、個々の世帯の実情を踏まえて適切に判断するよう引き続き福祉事務所を指導していきます。</p> <p>また、県内の5福祉事務所設置自治体において、生活保護受給者及び生活困窮者を対象とした「子どもの学習支援事業」を実施しているところであり、平成29年度においても、町村部で対象地域を拡大するなど、事業の充実に努めていきます。</p>	保健福祉部	地域福祉課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>3、安心して子どもを産み育てられる岩手県に—総合的な子育て支援策の推進を</p> <p>5、「子どもの貧困」の解決に総合的な対策を講じること。</p> <p>3)私学を含め高校授業料の無償化を実現すること。現在授業料が免除されている世帯が増税とならないよう対策を求めること。</p>	<p>私立高校に通う生徒に対しては、国の就学支援金その他、不慮の災害や家計の急変により修学が困難になった生徒への授業料減免や生活保護世帯に対する入学金減免を実施しており、これらの制度により、低所得世帯等に対して負担軽減措置を講じています。</p> <p>また、平成26年度に就学支援金加算金の増額が図られ、平成26年度に創設された授業料以外の学費への支援策である奨学のための給付金については、平成27年度に続いて平成28年度にも増額がなされるなど、支援策の拡充が図られてきています。</p> <p>県としては、これらの制度と併せて実質的な教育費負担の軽減に向け、引き続き支援に努めるとともに、国に対し、支援策の充実等について、要望していきます。</p>	総務部	法務学事課	B 実現に努力しているもの
	<p>高等学校等就学支援金制度については、本年度においても国に対して、所得基準等の制度見直しについて要望を行っているところです。</p> <p>今後とも、国の動向を踏まえながら、国に対して要望を行うなど、生徒の就学に支障が生じないよう努めていきます。</p>	教育委員会事務局	教育企画室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>3、安心して子どもを生み育てられる岩手県に一総合的な子育て支援策の推進を</p> <p>5、「子どもの貧困」の解決に総合的な対策を講じること。</p> <p>4)就学援助の周知・徹底を図り拡充すること。児童扶養手当の削減を撤回するよう国に求めること。小中高の教育費負担の軽減に取り組むこと。</p>	<p>児童扶養手当は、ひとり親家庭等の自立促進のための制度であるため、受給者が負傷や疾病等により就業が困難な事情がないにもかかわらず、就業意欲が見られない場合には、一部支給停止しているものであり、手当の目的を踏まえると削減撤回の要望は困難であると考えています。</p> <p>なお、県では、児童扶養手当の支給の他、母子父子寡婦福祉資金の貸付け、母子・父子自立支援プログラムの策定、ひとり親家庭等就業・自立支援センターでの就業相談、振興局に配置している母子・父子自立支援員による相談対応等により、引き続き、ひとり親家庭等の自立を支援していきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課	C 当面は実現できないもの
	<p>家庭の状況に関わらず、高校生が安心して教育を受けられるよう、国から交付される「高等学校等就学支援金」を授業料に充当することで、公立高等学校に通う生徒のいる、一定の所得基準未満の世帯の教育費負担の軽減を行っています。</p> <p>また、平成26年度から非課税世帯等の授業料以外の教育費に充てるための奨学給付金の給付を行っています。岩手育英奨学会が実施している高校生を対象とする貸付型奨学金の返還については、卒業後、進学したときや病気、災害、失職等の場合、願い出により返還を猶予しています。</p> <p>なお、震災により親を亡くした生徒・学生等には、いわての学び希望基金を活用した奨学金の給付を行っています。</p> <p>就学援助制度の周知徹底については、各市町村教育委員会において、各学校を通じ保護者に対して書類を配布する方法や市町村広報誌及びホームページ等による周知など、複数の方法により制度の周知を図っていると承知しています。</p> <p>県教育委員会としても、援助を必要とする全ての児童生徒が適切な援助が受けられるよう、引き続き市町村教育委員会に対し必要な情報提供を行いながら、助言を行っていきます。</p>	教育委員会事務局	教育企画室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>3、安心して子どもを産み育てられる岩手県に—総合的な子育て支援策の推進を</p> <p>5、「子どもの貧困」の解決に総合的な対策を講じること。</p> <p>5) 給付制の奨学金を創設し、奨学金は全て無利子とするよう改善すること。東日本大震災によって国の奨学金が返せなくなった場合、返還免除が可能となることを周知徹底すること。</p>	<p>高校生に対する奨学金事業については、高校の授業料を支援するための高等学校等就学支援金、非課税世帯等の授業料以外の教育費に充てるための奨学給付金の給付を行っています。</p> <p>なお、岩手育英奨学会が実施している高校生等を対象とした奨学金は全て無利子です。</p> <p>大学生に対する奨学金事業は、国が担っており、県としては、高校卒業後の教育の機会均等を図る上からも、学生への経済的支援は重要であると考え、繰り返し、国が行う奨学金制度の拡充を要望してきたところです。</p> <p>国においてはこうした声に応え、給付型奨学金を創設することとしています。</p> <p>奨学金制度の周知については、奨学金を希望する生徒に申込みから返済方法まで制度の内容を説明する機会を設けており、保護者に対しても制度の周知を図っています。</p>	教育委員会事務局	教育企画室	B 実現に努力しているもの
<p>3、安心して子どもを産み育てられる岩手県に—総合的な子育て支援策の推進を</p> <p>5、「子どもの貧困」の解決に総合的な対策を講じること。</p> <p>6) 県立大学の授業料の値上げは行わず、減額・免除を拡充し、必要な助成を行うこと。交付金の削減は行わないこと。</p>	<p>県立大学の授業料等は、国立大学の授業料標準額に準拠して決定していますが、県立大学が検討・決定するところであり、県としては、大学の状況を見ながら必要な助言を行うことにしています。</p> <p>また、県立大学においては、公立大学法人の自主的な運営の下で、経済的な理由により授業料の納付が困難な学生や震災で被災した学生に対し授業料等の減免を行っており、県では大学に、法人に対する経営努力を促しつつ、所要額を適正に算定し、運営費交付金を交付しています。</p>	総務部	総務室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>3、安心して子どもを産み育てられる岩手県に—総合的な子育て支援策の推進を</p> <p>6、子どもの安全と成長を守る対策を強化すること。</p> <p>1) 児童虐待対策を抜本的に強化すること。</p> <p>① 児童福祉司・児童心理司は大幅に増員し、広域振興局に対応した児童相談所の体制を抜本的に強化すること。</p>	<p>児童福祉司については、これまで順次増員するなど、児童相談所の体制強化を図ってきたところであり、平成29年度においても、改正児童福祉法に対応した人員配置を行っています。</p> <p>また、被災地における児童虐待の防止、要保護児童等への適切な対応を図るため、広域振興局に配置している遺児家庭支援専門員等と緊密な連携を図るなど、今後とも、児童相談体制の強化に努めていきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>3、安心して子どもを産み育てられる岩手県に一総合的な子育て支援策の推進を</p> <p>6、子どもの安全と成長を守る対策を強化すること。</p> <p>1) 児童虐待対策を抜本的に強化すること。</p> <p>② 満員状態の児童養護施設の整備と定員増を進め、児童養護施設の人員配置を改善し、親への指導と支援を強化すること。小規模ホーム、グループケアの増設を図ること。</p>	<p>児童養護施設の定員については、入所児童数の状況を勘案しながら、施設と協議し、必要に応じた見直しを行っており、現在は必要な定員が確保されているところです。</p> <p>また、平成27年度から児童指導員等の配置基準が改善された他、県内の全児童養護施設に、施設と家庭との調整を担う家庭支援専門相談員を配置して、親等への支援の充実を図っているところです。</p> <p>今後の本県における要保護児童対策をより家庭的な養育環境で進めるための推進計画において、児童養護施設等の小規模化や地域分散化等を進めることとしています。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課	B 実現に努力しているもの
<p>3、安心して子どもを産み育てられる岩手県に一総合的な子育て支援策の推進を</p> <p>6、子どもの安全と成長を守る対策を強化すること。</p> <p>1) 児童虐待対策を抜本的に強化すること。</p> <p>③ 重度の虐待児や医療の必要な児童が半数以上を占めているみちのくみどり学園の看護師配置や児童心理司に対する補助を継続するように国に働きかけるとともに、県としても対策を講じること。</p>	<p>みちのくみどり学園等の児童養護施設に対しては、職員の配置状況に応じて児童入所施設措置費を支弁しているところであり、さらに看護師や心理療法担当職員を配置する場合には、措置費の加算を行っています。</p> <p>県では、今後も充実した職員体制が維持されるよう、必要に応じて国への要望に努めていきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>3、安心して子どもを産み育てられる岩手県に一総合的な子育て支援策の推進を</p> <p>6、子どもの安全と成長を守る対策を強化すること。</p> <p>2) 相談が急増しているDVへの対応を強化し、緊急一時保護施設の整備と支援、被害者への自立支援を強めること。</p>	<p>県では、市町村や警察等の関係機関と協力のうえ、DV防止に関する周知啓発を行うとともに、相談員等を対象とした研修を実施している他、国、市町村、医療や法律の専門家等で構成する連絡会議を開催し、情報交換を行うなど、DV被害者に対する適切な相談対応・支援等に向けた取組を行っています。</p> <p>さらに、DV被害者に対する緊急避難場所の提供や、一時保護後の自立支援のための生活資金補助等を実施しています。</p> <p>今後も関係機関と連携し、被害者の支援を行います。</p>	環境生活部	若者女性協働推進室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>3、安心して子どもを生き育てられる岩手県に—総合的な子育て支援策の推進を</p> <p>6、子どもの安全と成長を守る対策を強化すること。</p> <p>3)アレルギー・アトピー、化学物質過敏症対策を総合的に強化し、実態調査と相談窓口の設置を行うこと。医療費と食品の購入助成を行うこと。必要な教育が受けられるよう特別の対策を講じること。</p>	<p>アレルギー・アトピー等に関するご相談は、市町村が実施する乳幼児健康診査(集団健診、医療機関委託健診)の他、保健所等の保健指導の中で相談対応をしています。</p> <p>食品購入費への助成は困難ですが、医療費について、就学前の乳幼児を対象に医療費助成を実施しています。</p>	保健福祉部	健康国保課 子ども子育て支援課	C 当面は実現できないもの
<p>3、安心して子どもを生き育てられる岩手県に—総合的な子育て支援策の推進を</p> <p>6、子どもの安全と成長を守る対策を強化すること。</p> <p>4)子どもの通学路の歩道の整備と安全対策を地域の協力のもと講じること。</p>	<p>平成24年度の通学路緊急合同点検を機に、県内の通学路における危険箇所洗い出しを行い、平成25年度から通学路安全推進事業、平成27年度からは防災教育を中心とした実践的安全教育総合支援事業(国庫10/10)を活用しながら安全対策を実施しており、平成29年度も実施する予定です。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る緊急対策を</p> <p>1、被災地の雇用確保に全力を上げ、被災した事業者の再建への支援を抜本的に強化すること。</p>	<p>平成29年度政府予算案において、新たに事業復興型雇用確保事業が創設されたことから、被災地における事業所に対して事業を積極的に活用するよう周知を図るなど、事業者の雇用確保に積極的に取り組みます。</p> <p>また、グループ補助金や被災中小企業重層的支援事業等を実施し、引き続き、被災事業者に対する再建支援や経営支援に取り組みます。</p>	商工労働観光部	雇用対策・労働室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る緊急対策を</p> <p>2、働く人の所得を増やす経済改革—賃上げと安定した雇用の拡大によって経済危機を打開すること。</p> <p>1)政府として経済界に「内部留保の活用で賃上げを」と正面から提起するよう求めること。</p>	<p>県は、「いわて県民計画」に掲げた『産業創造県いわて』の実現に向け、各種産業振興施策に取り組んでいます。</p> <p>賃金や労働時間等の労働条件の改善を図るため、経済団体等に対して要請を行っていきます。</p>	商工労働観光部	商工企画室 雇用対策・労働室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る緊急対策を</p> <p>2、働く人の所得を増やす経済改革一賃上げと安定した雇用の拡大によって経済危機を打開すること。</p> <p>2)雇用のルールを強化し、非正規社員の正社員化を図り、人間らしい雇用を保障すること。派遣労働の無制限の拡大をはじめ、雇用のルール破壊に厳しく反対すること。</p>	<p>県では、岩手労働局と連携し、商工団体や企業に対して、雇用の維持・確保等に関する要請活動を行い正規雇用の拡大を呼びかけています。</p> <p>また、平成28年度からは、事業主向けの処遇改善セミナーを実施し、正社員雇用の拡大、非正規雇用から正規雇用への転換等の処遇改善の取組を積極的に行っている優良企業の事例紹介等により、処遇改善に対する意識を高める取組を行っています。</p> <p>今後も安定的な雇用の確保に向けて取り組んでいきます。</p>	商工労働観光部	雇用対策・労働室	B 実現に努力しているもの
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る緊急対策を</p> <p>2、働く人の所得を増やす経済改革一賃上げと安定した雇用の拡大によって経済危機を打開すること。</p> <p>3)2度も廃案となった労働者派遣法の改悪、「残業代ゼロ法案」に反対し、抜本的改正で均等待遇のルールを確立し、正社員化の流れを促進すること。基本給の格差を容認する政府の「同一労働同一賃金ガイドライン案」ではなく、真の格差是正を求めること。</p>	<p>県では岩手労働局と連携し、商工関係団体や企業に対して、雇用の維持・確保等に関する要請活動を行い、正規雇用の拡大を呼びかけています。</p> <p>また、労働基準法等の改正や、「同一労働同一賃金ガイドライン案」については、現在国において検討が進められているところですが、その内容については、かえって長時間労働を助長しかねないなどの懸念の声があると承知しています。県では、国に対し、雇用環境の改善や長時間労働の抑制に資する制度の整備等を要望しているところ。労働法制の見直しについては、国民の懸念が払しょくされるよう国会で十分審議していただきたいと考えており、今後の国会等における議論などの動向を注視していきます。</p>	商工労働観光部	雇用対策・労働室	B 実現に努力しているもの
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る緊急対策を</p> <p>2、働く人の所得を増やす経済改革一賃上げと安定した雇用の拡大によって経済危機を打開すること。</p> <p>4)ブラック企業・ブラックバイトの実態を調査し、厳しく規制し、無法なリストラ・解雇を規制するルールを作ること。異常な長時間労働を是正し、「サービス残業」を根絶すること。</p>	<p>若者の使い捨てが疑われる企業への対策として、国では「労働条件相談ほっとライン」の開設による相談対応や、賃金、労働時間等の労働条件に関するポータルサイト「確かめよう 労働条件」の開設、企業に対する重点監督等を実施しています。</p> <p>県では、広域振興局や地域ジョブカフェ等に労働相談窓口を設置している他、労働委員会においてフリーダイヤル「労働相談なんでもダイヤル」を設置し、岩手労働局と緊密な連携を図り労働相談に対応しており、違法な労働時間等に関する相談については岩手労働局に伝えるなど、改善につなげています。今後も「いわて働き方改革推進運動」の展開、企業等を対象とするセミナー等の開催等を通じ、長時間労働の是正や働き方の見直しについて働きかけていきます。</p>	商工労働観光部	雇用対策・労働室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る緊急対策を</p> <p>2、働く人の所得を増やす経済改革一賃上げと安定した雇用の拡大によって経済危機を打開すること。</p> <p>5)最低賃金を時給1000円以上に大幅な引上げを実現すること。そのために中小企業への支援を抜本的に強化すること。</p>	<p>地域別最低賃金は、毎年、中央最低賃金審議会から示される引上げ額の目安を参考にしながら、都道府県労働局が地域の実情を踏まえ、地方最低賃金審議会の調査審議を経て決定しなければならないとされています。</p> <p>最低賃金の引上げは、当県における東日本大震災津波からの復興及び被災地における生活再建の観点からも重要であると考えており、県としては、国に対し、本県労働者の生計費や賃金の実情等を十分に考慮し決定するよう働きかけています。</p> <p>なお、国や県が、最低賃金引上げに向けた中小企業への支援策を強化していくことが大切であると考えており、県では商工団体による経営支援や被災中小企業の再建のための補助等による支援を行っています。</p>	商工労働観光部	雇用対策・労働室	B 実現に努力しているもの
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る緊急対策を</p> <p>2、働く人の所得を増やす経済改革一賃上げと安定した雇用の拡大によって経済危機を打開すること。</p> <p>6)「適正な労働条件の確保」を目的・理念として制定された公契約条例(岩手県の契約に関する条例)に基づき、県が発注・委託する事業で、労働者が適正な賃金・労働条件が確保されるよう実態調査を行うなど取組を強めること。先行事例を踏まえ公共事業においては公共工事設計労務単価の8割の賃金が保障されるように取り組むこと。こうした最低賃金の確保を明記した「賃金条項」を盛り込むよう検討すること。</p>	<p>県内事業所における賃金及び労働条件等の実態調査については、平成28年度中に実施します。</p> <p>賃金条項を規定することについては、条例の附則に「条例の施行後3年を目途として、社会経済情勢の変化等を勘案しつつ、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」といういわゆる見直し規定を設けていますので、当該規定に基づき、必要に応じて条例の規定の見直しを検討していきます。</p>	商工労働観光部	雇用対策・労働室	B 実現に努力しているもの
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る緊急対策を</p> <p>2、働く人の所得を増やす経済改革一賃上げと安定した雇用の拡大によって経済危機を打開すること。</p> <p>7)失業者の生活と職業訓練を保障し、安定した仕事、公的仕事への道を切り開く取組を進めること。</p>	<p>県では、国からの委託による離職者等再就職訓練事業を実施することにより、離職者の再就職に向けた多様な職業訓練を実施しています。</p> <p>今後も引き続き、離職者及び求人企業のニーズを的確に把握しながら、離職者に対する安定雇用の実現に向けた支援を行っています。</p>	商工労働観光部	雇用対策・労働室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る緊急対策を</p> <p>2、働く人の所得を増やす経済改革一賃上げと安定した雇用の拡大によって経済危機を打開すること。</p> <p>8)県職員の月80時間、年間360時間を超える超過勤務を直ちに是正すること。賃金引下げとなる総合的見直しは行わないこと。</p>	<p>超過勤務の縮減に向け、超過勤務実施に係る事前命令と事後確認の徹底による総実勤務時間の縮減に努めている他、特定の職員への業務量の偏りが生じないよう業務の平準化に努めているところであり、毎週水曜日の「か・えるの日」や毎月19日の「育児の日」における定時退庁や年次休暇の促進、グループ制のメリットを活かした事務分担の見直しや業務支援の活用などに取り組んでいるところです。(B)</p> <p>職員の給与改定については、これまでも県人事委員会の勧告を最大限尊重するという基本姿勢で決定しているところです。給与制度の総合的見直しについては、県人事委員会の勧告を踏まえつつ、法に定める給与決定の諸原則に則り、国及び他の都道府県の動向等諸般の情勢を総合的に勘案し、勧告どおり実施することとしたところであり、総合的見直しに係る条例案については平成28年2月県議会に提出し、議会の議決を経て、平成28年4月から実施しています。(D)</p>	総務部	人事課	<p>B 実現に努力しているもの</p> <p>D 実現が極めて困難なもの</p>
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る緊急対策を</p> <p>3、消費税10%増税の中止を求め、税財政と経済の民主的改革で財源を賄うこと。</p> <p>1)消費税8%への大增税は、景気悪化と格差と貧困の拡大をもたらしました。増税不況であることは明らかです。暮らしを破壊し、さらに不況を深刻化させる消費税の10%増税の中止を求めること。</p>	<p>成長と分配の好循環を創り上げるには、地方における人口減少と地域経済の縮小の悪循環から早期に脱却し、地域経済に好循環をもたらすことが不可欠です。</p> <p>このため、国に対して、地方重視の経済財政政策の実施や消費税率の引上げによって被災地の経済の落ち込みや復興の遅れを招くことのないよう、引上げ前から国において被災地に配慮した実効性ある対策を講じるよう要望してきたところであり、今後も、こうした観点で国に対し、要望を行っていきます。</p>	政策地域部	政策推進室	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る緊急対策を</p> <p>3、消費税10%増税の中止を求め、税財政と経済の民主的改革で財源を賄うこと。</p> <p>2)大企業と大資産家への行きすぎた減税を見直し、応能負担の原則に立った税制改革で財源を確保し、国民の所得を増やす経済改革、働き方の改革、大企業と中小企業、大都市と地方の格差を是正する産業構造の改革で、格差と貧困を正す経済民主主義の改革を進めるよう国に求めること。県としてもこうした方向の経済改革の取組を進めること。</p>	<p>成長と分配の好循環を創り上げるには、地方における人口減少と地域経済の縮小の悪循環から早期に脱却し、地域経済に好循環をもたらすことが不可欠です。</p> <p>このため、国に対して、地方重視の経済財政政策の実施を提言してきたところであり、今後も、こうした観点で国に対し、提言を行っていきます。</p>	政策地 域部	政策推 進室	B 実現 に努力 している もの
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る緊急対策を</p> <p>4、県内就職率を抜本的に高め、高校・大学等の新規学卒者の就職確保に全力を挙げること。</p> <p>1)新規高卒の県内就職率を80%に高める目標と計画を持ち、取組を抜本的に強化すること。大卒の県内就職率の向上の取組を強化すること。岩手労働局と連携し、就職支援員の取組と体制を強化して正規の求人の確保に全力をあげる。大学・高校と県内企業との連携を強化し、県内就職率の向上に積極的に取り組むこと。</p>	<p>新規高卒者の県内就職率の目標設定については、第3期アクションプランにおいて、平成26年度の現状値63.4%を過去10年間の最高値である67.6%に段階的に近づけることを目指して設定したものであり、これを着実に伸ばしていきます。</p> <p>県では、大卒の県内就職率の向上の取組を強化するため、岩手労働局やふるさといわて定住財団と連携して就職ガイダンスや面接会を県内外で開催し、県内企業とのマッチングを図る他、首都県在住の本県出身学生のインターンシップの受け入れ等の支援していくこととしています。</p> <p>また、各広域振興局等に就業支援員を配置し、若年者の職場定着支援や事業所訪問による求人開拓等若年者の就職活動を総合的に支援しているところであり、引き続き、岩手労働局やハローワークと連携し、新規高卒者の県内就職に向けた取組を推進していきます。</p> <p>なお、平成28年2月に設立したいわてで働こう推進協議会において、大学や高校などの教育機関や産業界など関係機関が連携し、若者や女性の県内就職の促進に取り組んでいるところであり、このような取組を通じて、県内就職率の向上に積極的に取り組んでいきます。</p>	商工労 働観光 部	雇用対 策・労働 室	B 実現 に努力 している もの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る緊急対策を</p> <p>4、県内就職率を抜本的に高め、高校・大学等の新規学卒者の就職確保に全力を挙げること。</p> <p>2)新卒3年までの離職者対策を強化するとともに、就職後の離職状況を調査し、その要因を把握するとともに就職対策に生かすこと。離職者の就職対策を講じること。採用した中小企業等への助成措置も講じること。</p>	<p>新卒3年までの就職者対策については、ジョブカフェいわて・地域ジョブカフェを中心に、高校生に対する卒業前の内定者向けガイダンスの開催や、就職後のフォローアップやキャリア・カウンセリング等により職場定着を支援する他、企業に対しては、採用力・人材育成力の強化を目的とした研修の実施や、キャリア・カウンセラーの派遣による人材定着の支援を行っています。</p> <p>離職状況については、現在、いわてで働こう推進協議会において、若年層の離職状況を含めた現状把握のためのアンケートを実施しており、今後、現状や課題を整理し、対策を検討することとしており、今後も高校・大学等の新規学卒者の早期離職防止等に取り組んでいきます。</p> <p>さらに、中小企業への支援については、事業復興型雇用確保助成金等の活用や国の助成金制度について周知等を図っていきます。</p>	商工労働観光部	雇用対策・労働室	B 実現に努力しているもの
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る緊急対策を</p> <p>4、県内就職率を抜本的に高め、高校・大学等の新規学卒者の就職確保に全力を挙げること。</p> <p>3)ジョブカフェいわて・地域ジョブカフェの拡充を図ること。</p>	<p>ジョブカフェいわて・地域ジョブカフェでは、就職支援における課題の変化に対応した取組を重点化するとともに、就職後の定着支援に加え、平成28年度からは新規学卒者や保護者に対する地元企業の情報発信支援を強化しているところです。</p> <p>今後も就職支援における課題の変化に応じた取組により、新規学卒者等の地元就職の確保に努めていきます。</p>	商工労働観光部	雇用対策・労働室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る緊急対策を</p> <p>4、県内就職率を抜本的に高め、高校・大学等の新規学卒者の就職確保に全力を挙げること。</p> <p>4)フリーターや新規未就職者の職業訓練、生活保障や雇用保険が受けられるよう国に働きかけること。県としても独自の対策を講じること。</p>	<p>県では、国からの委託により離職者等再就職訓練事業を実施し、離職者の再就職に向けた支援を行っているところです。</p> <p>フリーター等の方々に対しても、早期の再就職が実現するよう、国と連携しながら本事業により引き続き支援を行っていきます。</p>	商工労働観光部	雇用対策・労働室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る緊急対策を</p> <p>4、県内就職率を抜本的に高め、高校・大学等の新規学卒者の就職確保に全力を挙げること。</p> <p>5)キャリア教育では、労働基本法などパート・アルバイトを含め、労働者の権利を身につけること徹底すること。</p>	<p>県では、県内の高校生や大学生等に対し、労働関係法令の基本的知識や相談窓口の総会等を内容としたガイドブックを独自に作成・配布している他、県労働委員会において、学生を対象とした出前講座を実施しています。</p> <p>また、県のホームページ等でも労働関係法令等について広く周知・啓発を行っているところです。</p> <p>今後も、こうした取組を通じて、労働教育に取り組んでいきます。</p>	商工労働観光部	雇用対策・労働室	B 実現に努力しているもの
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る緊急対策を</p> <p>5、誘致大企業の一方的な解雇、リストラ、工場閉鎖を許さず、県・市町村への届け出と事前協議を求めること。</p> <p>1)大企業の一方的なリストラ、解雇を許さないこと。そのためにリストラアセスメントの制度を作るとともに、「解雇・リストラ規制条例」を制定すること。</p>	<p>キャリア教育については、「いわてキャリア教育指針」に基づき、児童生徒の発達段階に応じて「総合生活力」「人間設計力」を育成し、児童生徒が自己の在り方・生き方を考え、主体的に進路選択し、社会人・職業人として自立するための能力を身につけられるよう、学校全体で計画的かつ組織的に取り組んでいます。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	B 実現に努力しているもの
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る緊急対策を</p> <p>5、誘致大企業の一方的な解雇、リストラ、工場閉鎖を許さず、県・市町村への届け出と事前協議を求めること。</p> <p>1)大企業の一方的なリストラ、解雇を許さないこと。そのためにリストラアセスメントの制度を作るとともに、「解雇・リストラ規制条例」を制定すること。</p>	<p>解雇等に関する基準については、労働関係法令等で規定・確立されていることから、県としては、岩手労働局と連携しながら、法令等の基準が遵守されるよう周知に努めていきます。</p> <p>また、誘致企業に対しては、市町村と連携しながら日常的なフォローアップ訪問に努めており、様々な機会を捉えて雇用の維持・確保などについて要請しています。</p>	商工労働観光部	雇用対策・労働室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る緊急対策を</p> <p>5、誘致大企業の一時的な解雇、リストラ、工場閉鎖を許さず、県・市町村への届け出と事前協議を求めること。</p> <p>2) 離職に際しては、「本人同意」を原則に、再就職のあっせん、再就職までの生活資金や住居の保障など、労働者の生活と再就職への責任を果たさせること。</p>	<p>解雇等を行う場合の労働者に対する賃金の支払や解雇手続等については、労働基準法等関係法令で規定されていることから、県としては、企業において適切な労務管理がなされるよう、岩手労働局と連携を図りながら、関係法令等や国の助成金制度について周知に努めていきます。</p> <p>また、解雇等による労使間の紛争に対する労働委員会や岩手労働局の解決援助制度や、離職した方に対する県の離職者対策資金貸付制度など、利用可能な制度の紹介等も行っています。</p>	商工労働観光部	雇用対策・労働室	B 実現に努力しているもの
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る緊急対策を</p> <p>5、誘致大企業の一時的な解雇、リストラ、工場閉鎖を許さず、県・市町村への届け出と事前協議を求めること。</p> <p>3) 東芝関連の経営合理化と統合による離職者対策を強化すること。</p>	<p>県では、東芝関連企業の大量離職者の雇用対策については、平成28年4月27日に北上公共職業安定所を事務局とする「離職者雇用対策本部」を立ち上げて関係機関が連携して対応しています。</p> <p>離職者対策については、国の再就職関係の助成金である労働移動支援助成金等を活用されているところと聞いていますが、今後とも岩手労働局、ハローワークをはじめ関係機関と連携しながら、早期の再就職の支援に努めていきます。</p>	商工労働観光部	雇用対策・労働室	B 実現に努力しているもの
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る緊急対策を</p> <p>5、誘致大企業の一時的な解雇、リストラ、工場閉鎖を許さず、県・市町村への届け出と事前協議を求めること。</p> <p>4) 県として誘致企業を訪問し日常的な連携を強化し、大企業・誘致企業の社会的責任(雇用、地域経済、自治体、環境を守る役割と責任など)を果たすよう強く求めること。</p>	<p>県では、地域での雇用の場の確保につながる主要な産業振興政策の一つとして企業誘致を進めるとともに、立地した企業に対しては定期的なフォローアップによる継続的な情報収集と支援に取り組んでいます。</p> <p>立地企業が、安定的、継続的に事業を行うことが重要であるとの認識の下、地域社会のパートナーとして当地において末永く事業活動を行っていただけるよう、面談、情報交換等のフォローアップを通して、引き続き企業との連携強化、地元定着に努め、地域における持続的発展を支援していきます。</p>	商工労働観光部	ものづくり自動車産業振興室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る緊急対策を</p> <p>6、県内全ての地域で定期的にワンストップサービスを実施し、失業者の生活と再就職支援の総合的な相談と対策を講じること。</p> <p>1)ワンストップサービスを定期的に開催し、年末・年始は特別の体制で対応すること。</p>	<p>ワンストップサービスについては、県と岩手労働局が共同で、盛岡市と奥州市に総合就業支援拠点を通年で設置し、関係市と連携しながら、求職者の生活相談・支援から就職相談・紹介までを一体的に実施しています。</p> <p>また、各地域においても、ハローワーク・県・市町村等関係機関が連携し、総合的な相談対応を実施しています。</p> <p>今後も、関係機関と連携してワンストップサービスの実施に努めていきます。</p>	商工労働観光部	雇用対策・労働室	B 実現に努力しているもの
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る緊急対策を</p> <p>6、県内すべての地域で定期的にワンストップサービスを実施し、失業者の生活と再就職支援の総合的な相談と対策を講じること。</p> <p>2)失業者の生活援助・住宅援助制度を作り、雇用促進住宅や県・市町村営住宅の活用、離職者生活資金制度の改善充実など万全の対策を国と連携して講じること。</p>	<p>県では、事業主の都合により、離職された方に対する離職者対策資金の貸付も行っているところです。</p> <p>今後も引き続き、国や関係機関等と連携を図りながら、失業者に対する支援を行っていきます。</p>	商工労働観光部	雇用対策・労働室	B 実現に努力しているもの
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る緊急対策を</p> <p>6、県内すべての地域で定期的にワンストップサービスを実施し、失業者の生活と再就職支援の総合的な相談と対策を講じること。</p> <p>3)生活保護の適用を含め首切り・失業によるホームレス等を絶対作らないこと。</p>	<p>平成27年4月から施行された生活困窮者自立支援法に基づき、生活に困窮している方に対して、県内の福祉事務所設置自治体において、総合的な実施体制として自立相談支援事業の窓口を整備したところであり、引き続き、福祉事務所やハローワーク、社会福祉協議会などと連携した取組を進めていきます。</p> <p>また、生活保護制度では、支援を必要とする人に確実に保護を行うという基本的な考え方を維持しつつ、保護申請の意思が確認された方に対しては、速やかに保護申請書を交付するとともに、申請手続きについての助言を行っているところであり、県では、引き続き、各福祉事務所への指導に努めていきます。</p>	保健福祉部	地域福祉課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る緊急対策を 7、県として独自に雇用を確保する対策を講じること。 1)35人学級の小学校全学年への拡充(小5～6年で80学級増、80人教員増)、特養ホームの待機者解消(在宅1410人、50人定員で29か所、870人増)を図るなど介護施設の整備、充足率が70.9%にとどまっている消防職員の基準人員までの増員(809人)、老朽校舎の耐震改修、住宅の耐震改修・住宅改修助成など実効ある対策を講じること。</p>	<p>消防職員数は、国が示す消防力の整備指針を基本としつつ、消防団の体制や自主防災組織の活動状況、建造物の配置や構造など、地域の様々な実情を踏まえ、それぞれ消防活動を行う市町村や一部事務組合等の判断を尊重しつつ、消防力の充実強化が図られるよう、今後も必要な対策の実施を働きかけていきます。</p>	総務部	総合防 災室	B 実現 に努力 している もの
	<p>県内市町村の平成27年度から29年度までの第6期介護保険事業計画においては特別養護老人ホーム991床相当が開設見込となっています。県では介護を必要とする高齢者が必要な時に必要なサービスを受けることができるよう、市町村が行う介護サービス基盤の整備に対し補助等により支援を行っていきます。</p>	保健福 祉部	長寿社 会課	B 実現 に努力 している もの
	<p>住宅の耐震改修については、市町村や関連団体との連携の下、木造住宅の耐震診断、改修及び相談支援事業を実施しており、いわて木造住宅耐震改修事業者の育成及び公表、戸別訪問や説明会、小中学生等を対象とした耐震授業などの普及啓発にも取り組みながら促進していきます。</p>	県土整 備部	建築住 宅課	B 実現 に努力 している もの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る緊急対策を 7、県として独自に雇用を確保する対策を講じること。 1)35人学級の小学校全学年への拡充(小5～6年で80学級増、80人教員増)、特養ホームの待機者解消(在宅1410人、50人定員で29か所、870人増)を図るなど介護施設の整備、充足率が70.9%にとどまっている消防職員の基準人員までの増員(809人)、老朽校舎の耐震改修、住宅の耐震改修・住宅改修助成など実効ある対策を講じること。</p>	<p>本県においては、安定した学校生活や学力の向上などを図るため、加配定数の確保を国に強く働きかけながら、少人数学級の対象を順次拡大してきており、平成29年度からは、新たに中学校3年生をその対象に加え、中学校全学年に導入することとしています。</p> <p>また、県教委としては、義務教育の機会均等と教育水準の維持向上に向けた基礎的な財源は、国の責任においてしっかりとした措置がなされるべきであるという考えの下、これまでも教職員定数の充実などを国に対し強く要請し、少人数学級や少人数指導を柱にした少人数教育を拡大し、併せて県単独事業である「すこやかサポート事業」などの充実を図ってきたところです。</p> <p>今後においても少人数学級などの安定的な実施に向け、引き続き取り組んでいきます。</p> <p>県立学校施設の耐震化については、平成28年度久慈高校の改築に着手したところであり、平成29年度は福岡工業高校の改築や小規模施設の耐震改修等に着手することとしており、今後も計画的な耐震化に努めます。</p> <p>公立の小中学校については、今後統廃合等を予定しているなど個別事情のある学校を除き、平成29年度末までに、ほとんどの校舎の改修工事が完了する予定です。引き続き、国に対して耐震化に係る助成制度の継続や必要な予算額の確保について要望していきます。</p>	<p>教育委員会事務局</p>	<p>教職員課 教育企画室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る緊急対策を</p> <p>8、最低賃金を時給1,000円以上に引上げ、公契約条例の制定を生かしワーキングプアをなくすこと。</p> <p>1)「適正な労働条件の確保」を目的とした公契約条例の制定を生かし、県発注の事業については時給1,000円以上とし、「働く貧困層」をなくすこと。公共工事では、労務設計単価の8割を最低賃金として適正な賃金の確保を行うこと。</p>	<p>県が締結する契約に関する条例の立案にあたり、広く関係団体から御意見を伺いましたが、県の契約の相手方に最低賃金を上回る賃金の支払を義務づけるいわゆる「賃金条項」については様々な考え方や御意見があることを把握・承知したところであり、このことを踏まえ、平成27年3月制定の条例においては、賃金条項が盛り込まれなかったものです。</p>	商工労働観光部	雇用対策・労働室	C 当面は実現できないもの
	<p>公共工事設計労務単価については、毎年実施している公共工事労務費調査の結果を踏まえて、国からの通知により、平成29年3月に改定する予定です。</p>	県土整備部	建設技術振興課	B 実現に努力しているもの
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る緊急対策を</p> <p>8、最低賃金を時給1,000円以上に引上げ、公契約条例の制定を生かしワーキングプアをなくすこと。</p> <p>2)サービス残業の根絶、長時間残業の解消(1,800時間達成で約3万人の雇用)、有給休暇の完全取得ができるよう、県としても岩手労働局と連携し積極的に取り組み、雇用拡大を図ること。</p>	<p>国では、賃金不払残業の解消を図るため、労使による労働時間適正化の主体的な取組を促進するとともに、事業場に対する監督指導を実施しており、重大かつ悪質な事案が発生した場合は、司法処分も含む厳正な対応がなされています。</p> <p>県や労働委員会等に対し、違法な労働時間等に関する相談があった場合は、速やかに岩手労働局につなぐ等、迅速かつ適切な対応に努めています。</p> <p>また、県では岩手労働局と連携し、長時間労働の是正や年次休暇の取得促進を図っており、更に平成28年度から「いわて働き方改革推進運動」を展開し、働き方の見直しに向けた普及啓発や優良事例の紹介・表彰等に取り組んでいます。今後も引き続き、岩手労働局と連携し取組を進めていきます。</p>	商工労働観光部	雇用対策・労働室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る緊急対策を</p> <p>8、最低賃金を時給1,000円以上に引上げ、公契約条例の制定を生かしワーキングプアをなくすこと。</p> <p>3)厚生労働省の通知を踏まえ、県職員の始業時間、就業時間を記録しサービス残業を根絶すること。</p>	<p>職員の始業は、管理・監督の立場にある職員が出勤簿により確認しており、終業についても、管理職自ら確認できる場合はその確認により、また、超過勤務を命じた場合はその記録簿等により確認しているところです。</p> <p>なお、必要に応じて行われた超過勤務に対しては、その実績に応じて適正に手当を支給しています。</p>	総務部	人事課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る緊急対策を</p> <p>9、小規模企業振興基本法と中小企業振興条例、中小企業振興基本計画を踏まえ、地域経済と地域社会の主役として中小企業振興対策を抜本的に強化すること。</p> <p>1)小規模企業振興基本法と中小企業振興条例、中小企業振興基本計画に基づき、県内中小企業・小規模企業地域経済と地域社会の主役としての役割を明記し、その現状と課題を明らかにすること。</p>	<p>平成28年3月に策定した岩手県中小企業振興基本計画においては、第2章「本県の中小企業・小規模企業者の現状」において、現状や課題の分析を行っているところです。</p> <p>また、この現状分析のまとめとして記載している、第3章「目指す姿及び推進する施策」の「1目指す姿 <本県中小企業・小規模企業者の現状>」において、「本県の中小企業は、(中略)事業活動や雇用を通じて、県民の暮らしや地域づくりを支えています。」「中小企業は本県経済を牽引する存在です。」と記載し、中小企業・小規模企業者が地域経済において大きな役割を果たしていることを明記しています。</p>	商工労働観光部	経営支援課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る緊急対策を</p> <p>9、小規模企業振興基本法と中小企業振興条例、中小企業振興基本計画を踏まえ、地域経済と地域社会の主役として中小企業振興対策を抜本的に強化すること。</p> <p>2)中小企業の最も切実な人材の確保・育成に取り組むこと。中小企業、行政、大学・高校・専門学校等との連携を強化し、企業情報の提供、インターンシップ、キャリア教育を推進すること。</p>	<p>平成28年3月に策定した岩手県中小企業振興基本計画において、第3章「目指す姿及び推進する施策」の「2 推進する施策」の中で、「(1)事業活動を担う人材の確保・育成及び広報活動の充実」を掲げているところです。</p> <p>同項目の中の具体的な施策である「人材の確保と若年者の就業支援・職業能力開発」において、行政、企業、教育機関等と連携した「いわてで働こう推進協議会」等により人材確保・育成に取り組む他、「高等教育機関等との連携による若者定着の支援」や「いわてキャリア教育指針」に基づくキャリア教育の実践」等の施策を進めることとしています。</p>	商工労働観光部	経営支援課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る緊急対策を</p> <p>9、小規模企業振興基本法と中小企業振興条例、中小企業振興基本計画を踏まえ、地域経済と地域社会の主力として中小企業振興対策を抜本的に強化すること。</p> <p>3) 中小企業の自主的な取組を基本にしつつ、営業力・販売力・新商品開発や技術革新への支援を強化すること。大学や工業技術センター、金融機関等との連携を強化すること。中小企業間、異業種等との連携を強化すること。</p> <p>経営革新目指す小規模事業者への支援を強化し、今年度までとなっている「いわて希望ファンド」助成金交付事業の継続・拡充を行うこと。</p>	<p>平成28年3月に策定した岩手県中小企業振興基本計画において、第3章「目指す姿及び推進する施策」の「2 推進する施策」の中で、「(2) 新たな商品・役務の開発、研究成果の事業化、新たな販売先の開拓等による事業規模の拡大等の支援」を掲げているところであり、この中で、教育機関や研究機関等との連携を強化し、経営革新への支援など御提言のあった内容について取り組んでいきます。</p> <p>また、「いわて希望ファンド」の後継事業等についても検討していきます。</p>	商工労働観光部	経営支援課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る緊急対策を</p> <p>9、小規模企業振興基本法と中小企業振興条例、中小企業振興基本計画を踏まえ、地域経済と地域社会の主力として中小企業振興対策を抜本的に強化すること。</p> <p>4) 中小企業の「事業の持続的発展」の重要性を踏まえ、事業継承・後継者対策に取り組むこと。</p>	<p>平成28年3月に策定した岩手県中小企業振興基本計画において、第3章「目指す姿及び推進する施策」の「2 推進する施策」の中で、「(1) 事業活動を担う人材の確保・育成及び広報活動の充実」及び「(7) 創業、円滑な事業承継」を掲げているところであり、この中で、後継者対策・事業承継について取り組んでいきます。</p>	商工労働観光部	経営支援課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る緊急対策を</p> <p>9、小規模企業振興基本法と中小企業振興条例、中小企業振興基本計画を踏まえ、地域経済と地域社会の主力として中小企業振興対策を抜本的に強化すること。</p> <p>5) 条例に基づく毎年度の事業実績の報告に当たっては、中小企業者を含めた第三者機関で検証し、翌年度の政策・方針に生かすようにすること。</p>	<p>岩手県中小企業振興基本計画に基づき、中小企業振興施策に関する御意見をいただくため、中小企業者を含めた外部委員会を立ち上げており、いただいた御意見等を踏まえて柔軟に計画内容の見直しを行い、効果的かつニーズに合った施策の推進に努めることとしています。</p>	商工労働観光部	経営支援課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る緊急対策を 10、住宅リフォーム助成の実現で中小企業に仕事を増やす対策を抜本的に強化すること。 1) 県として住宅リフォーム助成事業を早期に実施すること。商店街リフォームも助成の対象とすること。</p>	<p>県では、東日本大震災津波の被災者に対する独自支援として既往及び新規ローンに対する利子補給補助制度や住宅の補修及び改修に対する補助制度を実施しています。 一般の住宅リフォームに対する助成制度等の創設については、今後の需要等を踏まえて検討を行っていきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>建築住宅課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る緊急対策を 10、住宅リフォーム助成の実現で中小企業に仕事を増やす対策を抜本的に強化すること。 2) 県の官公需の中小企業向け発注比率を件数でも金額でも引き上げること。2014年度は復興事業関連などで、件数では91.5%だが、金額では65.1%にとどまっています。実態を調査・検証し改善を図ること。</p>	<p>中小企業の受注機会の確保するため、地元中小企業への優先発注を図るための地域要件の設定や、官公需適格組合の積極的な活用などを行っている他、県各部局のみならず県内市町村に対して協力要請を行うとともに、岩手県中小企業団体中央会を通じた発注情報の提供、官公需に関する協議会を通じた県の取組などの周知により、中小企業向けの発注率が向上するよう努めています。</p>	<p>商工労働観光部</p>	<p>経営支援課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る緊急対策を 10、住宅リフォーム助成の実現で中小企業に仕事を増やす対策を抜本的に強化すること。 3) 「小規模工事希望登録者制度」を県としても実施し、県有施設の小規模工事発注を積極的に推進すること。</p>	<p>県営建設工事の発注に当たっては、発注金額に応じた等級区分を定めて入札参加資格者名簿を作成するとともに、入札執行を担当する総務部においても発注金額に応じた地域要件を運用するなど、地域の建設企業の受注機会の確保に配慮した発注を行っていますが、引き続き、他県の取組も参考に、地域の建設企業の振興に配慮した制度運用に努めていきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>建設技術振興課</p>	<p>C 当面は実現できないもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る緊急対策を</p> <p>11、金融円滑化法の復活を求め、更に使い勝手の良い制度とするよう求めること。中小企業の機械設備のリース代の支払い猶予についても、経産省の通達(2012年11月1日)の趣旨を生かして活用を進め、遅延損害金を求めないこと。遅延があってもリース物件を引き上げないこと。銀行による貸し渋り・貸しはがしをやめさせること。</p>	<p>中小企業金融円滑化法の適用は平成25年3月をもって終了しましたが、その後も、金融の円滑化に継続して対応するよう経済産業省や金融庁からの要請もあり、金融機関では現在においても中小企業者からの貸付条件の変更等に柔軟に対応しているものと考えております。</p> <p>県としても、金融機関には中小企業者への円滑な資金供給について継続的に取り組むよう働きかけていきます。</p>	<p>商工労働観光部</p>	<p>経営支援課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る緊急対策を</p> <p>12、大企業・誘致企業による単価たたきや仕事の減少など、下請けいじめをやめさせる取組を国と連携して強化すること。</p>	<p>県では、いわて産業振興センターが、国の「下請かけこみ寺事業」により相談窓口を設置し、中小企業の取引上の悩み相談を受け付けており、国では、県内下請中小企業と親企業との取引条件等の実態調査を行っています。</p> <p>今後もこれらの取組を通じ、国と連携しながら、下請取引の適正化に努めていきます。</p>	<p>商工労働観光部</p>	<p>経営支援課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る緊急対策を</p> <p>13、100%保証の緊急保証制度が、最大限活用されるように周知徹底を図るとともに、審査の迅速化、簡素化を図ること。中小企業庁長官名の通達を踏まえ「赤字や債務超過があっても形式的に判断するのではなく、実態や特性を十分に踏まえて判断するよう」徹底すること。全業種が対象となるよう国に求めること。部分保証制度は撤回すること。</p>	<p>100%保証の対象となっている保証制度は、経営安定に必要な資金需要に対応する制度として認識しており、県の制度資金においても東日本大震災津波の被災事業者向けの「中小企業東日本大震災復興資金」などを行っています。</p> <p>引き続き、事業資金を必要とする事業者が活用できるよう取り組んでいきます。</p>	<p>商工労働観光部</p>	<p>経営支援課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る緊急対策を 14、「特定大規模集客施設の立地誘導等に関する条例」を適切に運用し、大型店の無秩序な出店を規制するあらゆる手立てを講じること。商店街と地域住民が協力して安心して暮らせるまちづくりを進めるために、具体的な支援策を強化すること。小売商業調整特別措置法(商調法)にもとづく県の調査・調整を活用し、商店街を守る対策を強化すること。</p>	<p>床面積が6,000㎡を超える特定大規模集客施設の立地に関しては、都市構造に与える影響などを勘案し、広域的な見地から適地への誘導など、適正な制度運用に努めています。 また、「まちづくり」の推進については、中心市街地活性化法における多様な主体による協議活動に参画、助言するなど市町村、商工団体等との連携を進める他、中心市街地や商店街の活性化に向けた取組などへの助成などを通じて商店街を支援しています。 小売商業調整特別措置法は、小売商業の事業活動の機会の適正な確保等を目的とし、中小小売業に関わる紛争解決のための措置を定めており、法に基づく調査の申し出があった場合には、適切に対応することとしています。</p>	商工労働観光部	経営支援課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る緊急対策を 15、悪質な商工ローン、消費者金融、振り込め詐欺、ヤミ金融対策を抜本的に強化し、被害者救済対策に取り組むこと。多重債務者の相談と解決に各部局が連携して取り組むこと。県としても全国的に先進的な取組として評価されている消費者救済資金貸付制度に出資し拡充を図ること。</p>	<p>被害者救済については、県民生活センターにおいて消費者からの相談に応じている他、消費者110番などの特別相談会を実施し、相談機会の確保に努めるとともに、詐欺等の疑いがある相談の場合には警察にとりつぐ等の対応を行っています。 また、多重債務問題に対しては、庁内関係部局や、岩手弁護士会、岩手県司法書士会などとの連絡会議を開催するほか、多重債務弁護士無料相談を県内各地で実施するなど関係機関との連携に努めています。 県としては、市町村では対応が難しい専門的な相談への対応や、消費者被害の未然防止のための普及啓発事業などの実施を通じて、多重債務者対策の充実に努めており、消費者救済資金貸付の預託は考えていません。</p>	環境生活部	県民くらしの安全課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る緊急対策を 16、平泉の世界遺産登録と三陸復興国立公園、三陸ジオパークの認定を生かし、全県的な観光振興対策を強化すること。復興支援ツアーや震災教育旅行など沿岸県北の観光対策を抜本的に強化すること。</p>	<p>県では、平泉と橋野鉄鉱山の2つの世界遺産を情報発信の柱とし、三陸復興国立公園、三陸ジオパーク、三陸鉄道など、県内各地の特色ある観光資源を組み合わせた旅行商品の造成を促進し、「いわて三陸観光応援バスツアー」の運行を支援するなど、県内各地を周遊する観光周遊ルートの構築に取り組んでいます。またラグビーワールドカップ2019™の開催を見据え、外国人観光客の誘客・受入態勢整備の取組を東北各県や市町村、観光事業者と連携して実施しています。 復興支援ツアーや震災(防災)学習を目的とした教育旅行・企業研修旅行については、沿岸地域の観光振興の柱とするため、震災語り部活動への支援など受入態勢の整備を進めるとともに、三陸DMOセンターをはじめとする幅広い分野の関係者と連携を強化し、沿岸・県北への誘客を促進していきます。</p>	商工労働観光部	観光課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>5、TPPから撤退し、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、すべての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。 1、TPP批准と関連法の強行に反対し、TPPからの撤退を求めること。</p>	<p>TPP協定は、本県の基幹産業である農林水産業のみならず、国民生活や経済活動の幅広い分野に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。 このため、県は、国に対し、合意内容や国民生活に及ぼす影響について、十分な情報開示と説明を行い、国民的議論を尽くすよう要望してきたところです。 現在、アメリカの離脱などTPP協定の発効が不透明な中、今後、国において、国民生活に大きな影響を及ぼす可能性がある対外経済交渉を進める場合には、その動向を注視しながら、必要に応じ、同様の趣旨の要望を行っていきます。</p>	政策地域部	政策推進室	B 実現に努力しているもの
<p>5、TPPから撤退し、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、すべての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。 2、市場任せの米政策を転換し、国の責任で米価の暴落を抑え、再生産可能な米政策の実現を 1)政府の責任で過剰米を買い上げ、半額に減らした米直接支払いの10a当たり15,000円の復活、全生産者を対象とした価格補てんを行うこと。</p>	<p>県では、国全体で米の需給と価格の安定が図られることが重要との考えの下に、これまで国に対して、実効性のある需給安定の仕組みを構築するよう要望してきたところであり、引き続き、必要な対応を国に求めていきます。 また、米の直接支払交付金の復活等については、様々な制度の状況や、今後の動向を見定めながら、対応を検討していきます。</p>	農林水産部	農産園芸課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>5、TPPから撤退し、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、すべての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>2、市場任せの米政策を転換し、国の責任で米価の暴落を抑え、再生産可能な米政策の実現を</p> <p>2)米価に「不足払い」制度を導入し、再生産可能な米価を保障するよう国に求めること。</p>	<p>県では、国に対し、①ナラシ対策については、標準的収入額の算定方法を再生産可能な生産費を基準とするよう見直すことや、②国全体で米の需給と価格の安定が図られるよう、実効性のある需給安定の仕組みを構築すること等を要望してきたところであり、引き続き、必要な対応を国に求めています。</p>	農林水産部	農産園芸課	B 実現に努力しているもの
<p>5、TPPから撤退し、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、すべての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>2、市場任せの米政策を転換し、国の責任で米価の暴落を抑え、再生産可能な米政策の実現を</p> <p>3)米の生産調整をやめるのではなく、水田における麦・大豆・飼料作物などの増産と一体に取り組むこと。転作条件を有利にし、増産に伴って輸入を抑制するなど、安定した販路と需要先を確保すること。県として農協など関係団体と協力して、独自の対策を講じること。</p>	<p>県では、国に対し、①米政策の見直しに当たっては、実効性のある需給安定の仕組みを構築すること、②農業者が安心して麦、大豆及び飼料作物等の生産に取り組むため、「水田活用の直接支払交付金」の助成水準を維持することや、恒久的な制度とすること等を要望しており、国の検討状況等も踏まえ、引き続き、必要な要望を行ってまいります。</p> <p>また、平成30年産以降の米政策への対応については、産地が主体となった、稲作や転作のビジョンを推進する仕組みづくりを進めることとしており、引き続き、関係団体とも協力しながら、需要に応じた生産を推進してまいります。</p>	農林水産部	農産園芸課	B 実現に努力しているもの
<p>5、TPPから撤退し、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、すべての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>2、市場任せの米政策を転換し、国の責任で米価の暴落を抑え、再生産可能な米政策の実現を</p> <p>4)米の需給や流通を市場任せにせず、その安定に政府が責任を果たすこと。備蓄米100万トン以上を確保し、非常事態に備えること。輸入米の主食用米への流入を抑え、加工用も国産米で対応すること。</p>	<p>県では、国に対し、①米政策の見直しに当たっては、実効性のある需給安定の仕組みを構築すること、②ミニマムアクセス米について、引き続き国内需給に影響を及ぼさないための対策を講じること等を要望しており、国の検討状況等も踏まえ、引き続き、必要な要望を行ってまいります。</p>	農林水産部	農産園芸課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>5、TPPから撤退し、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、すべての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>2、市場任せの米政策を転換し、国の責任で米価の暴落を抑え、再生産可能な米政策の実現を</p> <p>5)米の消費拡大に本格的に取り組むこと。学校給食の米飯給食は週4日以上を目指し日本型食生活の定着を目指すこと。県立病院はもとより民間の病院、ホテル・旅館、レストラン、保育園などで県産米の活用を進めること。</p>	<p>県では、平成26年10月から「食べよう！いわての美味しいお米」をキャッチフレーズに、県産米の消費拡大に向けた県民運動を展開しているところであり、28年度は「日本一の美味しいお米の国づくり推進事業」において、米の消費拡大に結びつく商品開発等の取組への支援や、お米の良さを啓発するシンポジウムの開催、テレビや雑誌媒体等を活用したごはん情報の発信等を実施したところです。</p> <p>学校での米飯給食は、27年度で週3.8回まで増加しており、今後も、栄養教諭等に対し、利用を働きかけていきます。</p> <p>また、県産米を利用する県立病院等給食施設を対象とした「いわて地産地消給食実施事業所」や、ホテル・旅館、レストランなどを対象とした「いわての美味しいお米提供店」の指定拡大に取り組む、県産米の消費拡大を推進していきます。</p>	農林水産部	県産米戦略室 流通課	B 実現に努力しているもの
<p>5、TPPから撤退し、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、すべての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>3、酪農・畜産の困難を打開する課題取組を</p> <p>1)加工原料乳生産者補給金を大幅に引上げ、需要増大が見込まれる生クリームまで対象を拡大すること。生産費を保証する仕組みを構築すること。</p>	<p>国は、生クリーム等の液状乳製品を加工原料乳生産者補給金交付制度の対象に追加し、補給金単価を一本化(バター、チーズ、生クリーム)した上で、当該単価を将来的な経済状況の変化を踏まえ適切に見直すとして、平成29年2月に関連法案を国会(第193回通常国会)に提出したところです。</p> <p>なお、補給金単価は、再生産の確保という制度の趣旨に則して見直すこととされており、事業要件等を見直しにあたっては、本県の実情を踏まえ、生産者の所得が向上するよう、必要に応じて国に要望していきます。</p>	農林水産部	畜産課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>5、TPPから撤退し、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、すべての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>3、酪農・畜産の困難を打開する課題取り組みを</p> <p>2)肉用子牛生産者補給金制度や豚肉の経営安定対策は、生産者の負担金を軽減するとともに、単価や補てん水準を引き上げる等、再生産が可能になるよう改善・充実すること。また、牛・豚肉の経営安定対策を恒久対策として法制化すること。</p>	<p>肉用子牛生産者補給金制度及び養豚経営安定対策について、生産者の積立金の負担を軽減するため、県ではその一部について(肉用子牛は1/4、養豚は1/8)補助しており、今後も引き続き支援していきます。</p> <p>また、同対策の法制化等については、必要に応じて国に要望していきます。</p>	農林水産部	畜産課	B 実現に努力しているもの
<p>5、TPPから撤退し、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、すべての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>3、酪農・畜産の困難を打開する課題取り組みを</p> <p>3)飼料生産型酪農経営支援事業の交付金単価の引上げや基準面積などの事業参加要件の緩和等、輸入飼料に依存しない自給飼料型酪農経営に対する支援を拡充すること。また、飼料作物の増産を支援するため、水田・畑・採草地への直接支払いを拡充すること。</p>	<p>飼料生産型酪農経営支援事業について、平成29年度から飼料作付の拡大面積に応じて追加交付する交付金の要件に「乳用後継牛の増頭」を追加するなどの拡充がなされたところです。交付金単価の引上げや基準面積などの事業参加要件の緩和等については、必要に応じて国に要望していきます。</p> <p>水田活用の直接支払交付金の支払対象の拡充については、県内の取組状況や、他の都道府県の動向を注視しながら、国への要望など、適時適切に対応していきます。</p>	農林水産部	畜産課 農産園芸課	B 実現に努力しているもの
<p>5、TPPから撤退し、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、すべての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>3、酪農・畜産の困難を打開する課題取り組みを</p> <p>4)飼料価格の高騰による畜産経営の破たんを防ぐため、配合飼料価格安定基金からの補てんを安定的なものにするために万全な財源を確保すること。</p>	<p>配合飼料価格の上昇は、畜産経営に大きな影響を及ぼすことから、国では、配合飼料価格安定制度で、“通常補填”と“異常補填”の二段階の仕組みにより、支援しているところです。</p> <p>国に対する財源の確保については、輸入原料価格の動向を注視しながら、必要に応じて要望していきます。</p>	農林水産部	畜産課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>5、TPPから撤退し、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、すべての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>3、酪農・畜産の困難を打開する課題取り組みを</p> <p>5)畜産クラスター関連事業について、規模拡大要件をはずすこと。後継者や新規就農者を支援する観点から、家族経営への支援、採択要件の弾力化、上限単価の引上げなど、実情に応じた多様な運用が可能となるよう改善を図ること。</p>	<p>畜産クラスター関連事業については、地域で策定するクラスター計画に位置付けられた中心経営体の施設整備等に対し、支援する事業であり、これまで50棟以上の畜舎を整備してきたところです。</p> <p>引き続き、事業要望農家の計画の実現に向け、事業実施ができるよう支援していくとともに、事業要件の見直し等については、必要に応じて国に要望していきます。</p>	農林水産部	畜産課	B 実現に努力しているもの
<p>5、TPPから撤退し、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、すべての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>3、酪農・畜産の困難を打開する課題取り組みを</p> <p>6)酪農経営安定化支援ヘルパー事業については、必要な予算額を確保するとともに、要員の確保、人材育成の取組への支援等を拡充すること。</p>	<p>本県では、県・市町村・全農県本部・農協等で組織する酪農ヘルパー事業運営協議会(事務局:全農県本部)が実施する酪農経営安定化支援ヘルパー事業(ALIC事業)と岩手県酪農ヘルパー事業円滑化対策事業(県単)により、ヘルパー要員の確保や人材育成について支援しています。平成29年度以降も引き続き必要な予算を確保し、酪農ヘルパーの人材確保・育成を支援していきます。</p>	農林水産部	畜産課	B 実現に努力しているもの
<p>5、TPPから撤退し、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、すべての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>4、家族経営を維持し、大規模経営を含む担い手育成で農地を保全し、岩手型集落営農を推進すること。</p> <p>1)多様な家族経営を維持・発展させ、農業を続けたいと願う全ての農家を担い手に位置づけ、支援の対象とする地域農業、岩手型集落営農を推進すること。</p>	<p>本県農業・農村の維持・発展のためには、基幹となる担い手と小規模・兼業農家など、多様な志向をもった農家が共存する「いわて型集落営農」を確立することが重要であると認識しています。</p> <p>この考えに基づき、引き続き、集落営農の組織化や法人化、経営管理能力の向上、農業機械・施設の整備等を支援していきます。</p>	農林水産部	農業振興課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>5、TPPから撤退し、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、すべての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>4、家族経営を維持し、大規模経営を含む担い手育成で農地を保全し、岩手型集落営農を推進すること。</p> <p>2)地域農業を支えている大規模農家や生産組織を支援すること。</p>	<p>地域農業を支える大規模農家や生産組織については、生産基盤となる農地の集積、機械・施設の導入等による経営の規模拡大や効率化を支援しています。</p> <p>今後も、引き続き、農地中間管理事業や、いわてリーディング経営体育成支援事業等の活用による経営発展を支援していきます。</p>	農林水産部	農業振興課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>5、TPPから撤退し、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、すべての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>4、家族経営を維持し、大規模経営を含む担い手育成で農地を保全し、岩手型集落営農を推進すること。</p> <p>3)青年就農給付金事業は、農地集積を目指す「人・農地プラン」と一体であることや、親元就農の場合は5年以内に経営委譲するなどの要件を緩和し、一定期間の就農を前提として希望する青年全てを対象にすること。県・市町村独自の新規就農者支援対策を拡充すること。県立農業大学校の施設整備と教育・研修の拡充を図ること。</p>	<p>農業次世代人材投資事業(平成28年度までの青年就農給付金事業)は、就農前の研修や早期の経営確立を支援するため、次世代を担う意欲ある新規就農者を対象としています。交付要件については、一部の要件が緩和されたところですが、必要に応じ、国に改善を要望していきます。</p> <p>新規就農者に対する支援について、県では、県内外における就農相談会の開催や、就農希望者に対する農大や先進農家での実践研修、農業改良普及センターによる就農後の生産技術・経営指導、経営開始時における施設整備等に対する助成など、発展段階に応じたきめ細やかな支援を実施しており、今後とも、引き続き、市町村等と連携しながら、新規就農者の確保・育成に取り組んでいきます。</p> <p>県立農業大学校については、国の予算措置状況や県の財政状況なども踏まえながら、計画的に施設整備を進めるとともに、今後とも学生や就農希望者のニーズを踏まえ、カリキュラムや研修内容の充実に努めていきます。</p>	農林水産部	農業普及技術課	B 実現に努力しているもの
<p>5、TPPから撤退し、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、すべての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>4、家族経営を維持し、大規模経営を含む担い手育成で農地を保全し、岩手型集落営農を推進すること。</p> <p>4)株式会社一般への農地取得解禁に反対すること。</p>	<p>株式会社の農地取得について、国では、平成26年6月24日に閣議決定された「規制改革実施計画」において、リース方式で参入した企業の状況等を踏まえつつ検討し、農地中間管理事業の推進に関する法律の5年後見直しに併せて措置するとしているところです。</p> <p>県としては、農地中間管理機構を軸とする担い手への農地集積と集約化を推進していく上で、本県農業の発展に支障が生じることがないように、国の検討状況を注視しながら、必要に応じて要望していきます。</p>	農林水産部	農業振興課	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>5、TPPから撤退し、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、すべての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>5、農業予算を基幹産業にふさわしく拡充し、価格保障・所得補償を抜本的に拡充すること。</p>	<p>平成29年度の県の農業予算については、本県の厳しい財政事情を踏まえ、国庫事業を積極的に活用・導入するとともに、継続事業の徹底的な見直しを行い、事業の廃止・縮小により生み出した財源を、喫緊の課題に対応するための事業に重点配分するなど、緊急度や重要度を考慮しながら予算編成に取り組んだところです。</p> <p>また、価格保障・所得補償については、平成31年からスタートする予定の収入保険制度の周知などに努めていきます。</p>	農林水産部	農業振興課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>5、TPPから撤退し、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、すべての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>6、農業者と消費者の協同を広げて、「食の安全」と地域農業の再生を目指す</p> <p>1)放射能汚染対策として、農産物の放射能汚染測定を徹底し「食品の安全」を確保すること。</p>	<p>県では、国の「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」に基づき放射性物質濃度の「検査計画」を策定し県産農林水産物の検査を行い、安全性を確認、公表しており、今後も検査結果の公表による消費者への情報提供に取り組んでいきます。</p> <p>また、農作物への放射性物質の影響を防止するため「放射性物質影響防止のための農作物生産管理マニュアル」に基づく農作物の生産指導を行うとともに、しいたけホダ場の環境整備などに取り組んでいるところであり、今後もこうした取組を継続していきます。</p>	農林水産部	農林水産企画室	B 実現に努力しているもの
<p>5、TPPから撤退し、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、すべての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>6、農業者と消費者の協同を広げて、「食の安全」と地域農業の再生をめざす</p> <p>2)輸入食品の検査体制を強化し、原産国表示の徹底を図ること。食品偽装を許さない監視体制を強化し、製造年月日表示を復活すること。</p>	<p>輸入食品については、国が輸入食品監視指導計画に基づき、検疫所に食品衛生監視員を配置し、原産国名を表示する必要がある加工食品等の監視指導及びモニタリング検査の体制を整備し、その安全性を担保しています。</p> <p>県では、食品衛生監視指導計画に基づき、県内に流通する輸入食品の安全確保対策として、残留農薬や食品添加物などの検査を行うとともに、輸入事業者の監視指導や自主衛生管理の支援等を図り、輸入食品の安全確保に努めているところです。</p> <p>また、食品表示については、県民が食品を選択するための重要な情報であることから、輸入食品や生鮮食品等に関する原産地等の点検・指導・収去検査等を実施し、適正な表示の普及・定着を推進します。</p> <p>なお、平成7年に製造年月日表示から、期限表示に改正されていますが、この改正の趣旨は、食品の製造・加工技術の進歩等を踏まえ、食の安全を確保する上で品質保持が可能な期限の表示を行うことが、消費者にとって有用であるとの判断によるものであることを御理解願います。</p>	環境生活部	県民くらしの安全課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>5、TPPから撤退し、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、すべての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>6、農業者と消費者の協同を広げて、「食の安全」と地域農業の再生をめざす</p> <p>3)地産地消や食の安全を重視した地域づくりを進めること。学校給食や病院、ホテル・旅館などで地場の農水産物の活用を広げること。地元の特産物や資源を生かした農産加工や販売などを支援すること。米飯給食は当面週4回を目指すこと。</p>	<p>地産地消や食の安全を重視した地域づくりと、地場の農水産物の活用に向け、市町村の地産地消促進計画の策定・実践を支援していくとともに、地産地消給食実施事業者の拡大に取り組んでいきます。</p> <p>また、地元の特産物や資源を生かした農産加工や販売の促進に向け、商品開発や販路開拓のための専門家の派遣や、生産者と加工・小売業者等とのマッチング機会の提供などに取り組んでいきます。</p> <p>米飯給食については、平成27年度の県内小中学校での実施回数は、全国平均を0.4回上回る週3.8回となっていますが、一層の実施促進に向け、市町村や関係機関に働きかけていきます。</p>	農林水産部	農林水産部流通課	B 実現に努力しているもの
<p>5、TPPから撤退し、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、全ての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>6、農業者と消費者の協同を広げて、「食の安全」と地域農業の再生を目指す</p> <p>4)口蹄疫対策に万全の対策をとること。感染家畜が発生した場合、殺処分と埋設を迅速に行い、そのための埋設地を確保しておくこと。鳥インフルエンザなど各種感染症の監視体制を強め、発生した場合は機敏に殺処分や移動制限措置をとり、農家・業者への保障にも万全の対策を講じること。</p>	<p>県では、口蹄疫や鳥インフルエンザの発生に備え、「食の安全安心危機管理対応指針」及び「岩手県鳥インフルエンザ等発生時対応要領」を策定しており、感染家畜が発生した場合には、同指針等に基づき、全庁的及び部局横断的な組織を直ちに立上げるとともに、殺処分等の対策を迅速に講じることとしています。</p> <p>口蹄疫に係る埋設地については、飼養者が自ら確保すべきものでありますが、県としても、適切かつ迅速な防疫対応が可能となるよう、立地条件等に関して助言・指導を行うこととしています。</p> <p>各種感染症の監視体制については、例えば、鳥インフルエンザの場合、養鶏場のモニタリング検査や野鳥のサーベイランス検査を計画的に実施するとともに、本病の疑いがある死亡鶏や死亡野鳥の病性鑑定を行なっています。</p> <p>農家・業者への補償については、殺処分に係る手当金や売上減少に対する助成金等が速やかに支払われるよう、国と調整しながら対応していきます。</p>	農林水産部	畜産課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>5、TPPから撤退し、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、すべての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>6、農業者と消費者の協同を広げて、「食の安全」と地域農業の再生をめざす</p> <p>5)米国産牛肉の輸入を30カ月齢まで規制緩和したことと反対し、BSE対策の全頭検査を実施すること。</p>	<p>「国産牛のBSE検査対象月齢を48か月齢超に引き上げたとしても、人への健康影響は無視できる。」との食品安全委員会の評価に基づき、本県においても全国の各自治体と同様、平成25年7月1日以降は全頭検査を見直し、検査対象月齢を48か月齢超としたところです。</p> <p>なお、食品安全委員会は、平成28年8月に「48か月齢超の健康牛のBSE検査について、現行基準を継続した場合と廃止した場合のリスク差は非常に小さく、人への健康影響は無視できる。」と評価して答申したことを踏まえ、厚生労働省は平成29年4月1日から健康牛のBSE検査を廃止する方針です。</p> <p>県では、食品安全委員会の評価は、科学的知見に基づき、客観的かつ中立公正に行われたものと認識しており、また、国内での発生リスクに対する国際的な評価、農業団体の意見や県民の科学的評価に対する理解等を総合的に勘案し、全国の自治体と足並みを揃えて健康牛のBSE検査を廃止することで調整しています。</p>	環境生活部	県民くらしの安全課	D 実現が極めて困難なもの
<p>5、TPPから撤退し、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、すべての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>6、農業者と消費者の協同を広げて、「食の安全」と地域農業の再生をめざす</p> <p>6)鳥獣被害対策を抜本的に強化すること。</p>	<p>県では、市町村の鳥獣被害防止計画に基づき、有害鳥獣の捕獲や侵入防止柵の設置などを支援するとともに、積雪に強い恒久電気柵の普及や鳥獣被害対策研修会の開催などに取り組んでいます。今後においても、引き続き、市町村や関係機関等と連携しながら、鳥獣被害防止対策の充実強化に取り組んでいきます。</p>	農林水産部	農業振興課	B 実現に努力しているもの
<p>5、TPPから撤退し、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、すべての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>7、農協大合併を理由とした一方的な農家負債の整理は行わないよう指導すること。農家負債対策を強化すること。</p>	<p>農協が行っている農家負債の整理は、負債農家の再建が可能かどうかを農協内部で十分に検討したうえで判断しているところであり、その結果再建が困難であると判断された場合であっても、負債整理等は何度も面談を行うなど十分な理解と納得を得てから行なうこととして、一方的な負債整理は行っていないと承知しています。</p> <p>県としても負債整理は、農家と農協が双方合意の下に進めることが重要であり、今後も両者の話し合いにより行われるよう、また一方的な整理とならないよう指導していきます。</p> <p>また、農家負債対策については、農家の経営指導を充実するとともに、経営が不振な農家に対しては、経営改善計画を立てて継続的に指導を行うことが重要と考えており、必要に応じて農協など関係機関と連携を図りながら取り組んでいきます。</p>	農林水産部	団体指導課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>5、TPPから撤退し、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、すべての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>8、「輸入木材」から「国産材・県産材」へ、木材の自給率の向上と林業の再生で山村の活性化を図ること。</p> <p>1)森林と林業の再生のため、緊急に被災した合板工場の再建を支援すること。森林整備、間伐の取組を抜本的に強化し、県産材使用の数値目標を決め、県産材を活用した老朽校舎の改築、県営住宅や公共施設の整備、住宅建設に融資や税制上の優遇措置を含め助成措置も実施し積極的に取り組むこと。</p>	<p>被災した合板工場の再建については、国の補助事業等を活用し、平成26年度までに復旧が完了しています。</p> <p>公共施設等への県産材利用については、平成26年2月に策定した「岩手県公共施設・公共工事木材利用推進行動計画」において、平成26年度から28年度までの木材利用の推進目標を21,000立方メートルと定め、県が率先して木材利用を進めるとともに、住宅等においても、既存の融資制度等活用した県産材利用を促進していきます。</p>	農林水産部	林業振興課 森林整備課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>5、TPPから撤退し、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、すべての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>8、「輸入木材」から「国産材・県産材」へ、木材の自給率の向上と林業の再生で山村の活性化を図ること。</p> <p>2)「輸入木材」から「国産材・県産材」へ、林業・木材産業を国の大切な産業として位置づけ、林業・木材産業の再生を図り、緑の環境を充実させ山村の活性化を図ること。</p>	<p>県では、平成28年2月にいわて県民計画第3期アクションプランを策定し、「地域の森林経営を担う経営体の育成」、「豊富な森林資源を生かした全国屈指の木材産地等の形成」、「林産物の高付加価値化と販路の拡大」、「木質バイオマスエネルギーの利活用促進」等に取り組むこととしており、これらの取組を通じ、本県の林業・木材産業の振興や地域の活性化を図っていきます。</p>	農林水産部	林業振興課	B 実現に努力しているもの
<p>5、TPPから撤退し、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、すべての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>8、「輸入木材」から「国産材・県産材」へ、木材の自給率の向上と林業の再生で山村の活性化を図ること。</p> <p>3)現場の実態に即した林道・作業道を整備すること。日本の森林にあった林業機械の開発に国とともに取り組むこと。林業と結びつかない大規模林道事業などは見直すこと。</p>	<p>林道や作業道については、市町村や森林整備事業者の要望等に基づき計画的に整備している他、「市町村森林整備計画」で計画されている「路網整備等推進区域」において重点的に整備を進めています。</p> <p>林業機械の開発については、国が機械メーカーに委託するなどして行っており、県としては、国の林業機械の開発に協力していきます。</p> <p>旧緑資源幹線林道については、独立行政法人緑資源機構の廃止に伴い、残区間の路線形及び幅員を見直し、森林整備や木材生産の効率化のための林道として県が整備しています。</p>	農林水産部	森林保全課 森林整備課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>5、TPPから撤退し、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、すべての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>8、「輸入木材」から「国産材・県産材」へ、木材の自給率の向上と林業の再生で山村の活性化を図ること。</p> <p>4)輸入材中心の加工・流通を改め、国産材を中心に木質バイオマスなどの利用を広げること。林業労働者の確保と林業技術の継承を図り、地域の実態に即した流通・加工体制を確立し、林業・木材産業の再建を図ること。</p>	<p>木質バイオマスエネルギーについて県では、木質バイオマスコーディネーターによる事業者等への技術指導や助言、普及啓発セミナーの開催、国の補助事業を活用した燃焼機器等の導入促進を進めるとともに、木質バイオマス燃料の安定供給体制の構築を図りながら、利用促進に取り組んでいきます。</p> <p>また、林業労働者の確保と技術の継承については、県の出捐団体である公益財団法人岩手県林業労働対策基金において、林業への新規就業者の確保や技術研修などを行っており、県としても、関係団体と連携しながら、林業労働対策に継続して取り組んでいきます。</p> <p>木材の流通・加工体制については、引き続き、国の補助事業等を活用しながら施設整備等を支援し、林業・木材産業の再生を図っていきます。</p>	農林水産部	林業振興課 森林整備課	B 実現に努力しているもの
<p>5、TPPから撤退し、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、すべての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>8、「輸入木材」から「国産材・県産材」へ、木材の自給率の向上と林業の再生で山村の活性化を図ること。</p> <p>5)「緑の雇用事業」を思い切って拡充するなど、系統的な林業就業者の育成・確保に取り組むこと。</p>	<p>国が平成15年度から実施している「緑の雇用事業」は、本県の新規就業者の約半数が利用するなど、これまで大きな成果を上げてきたところです。</p> <p>県としては、実施団体を通じて、「緑の雇用事業」による新規就業者の確保やキャリアアップ対策に取り組み、系統的な林業就業者の育成・確保に努めていきます。</p>	農林水産部	森林整備課	B 実現に努力しているもの
<p>5、TPPから撤退し、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、すべての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>8、「輸入木材」から「国産材・県産材」へ、木材の自給率の向上と林業の再生で山村の活性化を図ること。</p> <p>6)国有林の分割・民営化をストップし、国が一元的に管理し地元の見解を反映した管理運営を行い、地域の林業事業体の育成を図るよう国に強く求めること。</p>	<p>地域の雇用を確保するため、国有林・民有林にかかわらず、地域の林業事業体の育成が重要と考えています。</p> <p>このため県では、雇用管理の改善と事業の合理化を図るため林業事業体で作成する「林業事業主改善計画」を認定し、その計画に基づく取組を支援するとともに、国に対し林業就業者の育成対策の強化について要望を行っています。</p>	農林水産部	森林整備課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>5、TPPから撤退し、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、すべての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>9、三陸沿岸漁業・水産業の復興・再生へ以下の対策を講じること。</p> <p>1) 漁船の確保、養殖施設の再建整備を生かした取組を強化すること。魚市場を核とした流通・加工施設の一体的な再建整備に取り組むこと。</p>	<p>漁船や養殖施設については、漁業者の要望に基づいて復旧事業を実施した結果、震災後の生産体制において必要とされる数量が概ね確保された状況となり、今後は、整備した漁船や養殖施設を有効に活用し、一層の生産回復に取り組んでいきます。</p> <p>また、流通・加工関連施設の復旧・整備についても支援を継続し、今後も引き続き、産地魚市場を核とした漁業と流通・加工業の一体的な再生に取り組んでいきます。</p>	農林水産部	水産振興課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>5、TPPから撤退し、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、すべての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>9、三陸沿岸漁業・水産業の復興・再生へ以下の対策を講じること。</p> <p>2) ワカメ、アワビ、秋サケなどつくり育てる漁業の再建を図ること。サケふ化場、アワビ・ウニの種苗施設の再建整備を図ること。がんばる漁業・養殖復興支援事業について、フォローアップを行い必要な支援を強化すること。</p>	<p>これまでに、ワカメ等養殖施設の復旧は完了しており、平成28年のワカメの生産量は約1万5千トンで震災前の7割まで回復しています。</p> <p>また、サケふ化場について、震災により被災した施設は平成27年度に復旧が完了し、平成29年春のサケ稚魚放流数は震災前と同水準の約4億尾まで回復する見込みでしたが、平成28年8月の台風10号により被災し、現在、復旧を進めている施設があることから、同年の稚魚放流数は3.3億尾にとどまる見込みです。</p> <p>アワビ・ウニについては、平成25年度に種苗生産施設の復旧が完了しており、平成28年度の種苗放流実績はアワビ700万個、ウニ263万個と概ね震災前と同等の水準となっています。</p> <p>また、がんばる漁業・養殖復興支援事業について、県では、計画達成のため、漁場の効率的な利用などの経営改善に係る指導を行ってきたところです。今後は、漁協の地域再生営漁計画の実行支援を通じて、さらなる漁場利用の効率化や、生産物の付加価値向上などの取組を促進し、漁業者の所得確保に取り組んでいきます。</p>	農林水産部	水産振興課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>5、TPPから撤退し、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、すべての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>9、三陸沿岸漁業・水産業の復興・再生へ以下の対策を講じること</p> <p>3) 被災した全ての漁港の早期復旧・整備に取り組むこと。漁村集落の維持に取り組むこと。</p>	<p>被災した108漁港全てで本格的な復旧工事に着手しており、平成29年1月末までに94漁港で復旧工事が完了しています。</p> <p>引き続き、関係市町村や漁協などと緊密に連携しながら復旧工事を進め、平成29年度末までに被災した全ての漁港の復旧完了を目指していきます。</p>	農林水産部	農林水産部	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>5、TPPから撤退し、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、すべての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>9、三陸沿岸漁業・水産業の復興・再生へ以下の対策を講じること</p> <p>4) 漁業者の生活支援の強化を図ること。二重ローンの解消、緊急的な雇用の確保、生活資金への支援を強化すること。</p>	<p>県では、東日本大震災津波で被害を受けた漁業者等の既往債務の負担軽減等を図ることを目的として、岩手県信用漁業協同組合連合会が創設した資金制度の無利子化を図るため、市町村と連携し利子補給を行うなど、漁業経営の早期安定化を図るための支援を継続して行なっているところです。</p> <p>また、被災した漁業者の生活支援に関しては、これまで、漁協による雇用を促すとともに、養殖施設等の生産基盤の復旧を支援し、一定程度の生産の回復が進んだことから、今後は、生産の更なる回復や経営の安定化に向けた支援を中心に取り組んでいきます。</p>	農林水産部	団体指導課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>5、TPPから撤退し、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、すべての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>9、三陸沿岸漁業・水産業の復興・再生へ以下の対策を講じること</p> <p>5) 被災した漁協への支援を強化し、漁業・水産業を核とした地域の振興を図ること。被災した漁協の再建へ施設とともに人件費の補助等を含む支援を強化すること。</p>	<p>被災した漁協への支援に関しては、漁協事務所の復旧・整備を支援するとともに、共同利用施設等の復旧・整備に際し、国の補助事業において県、市町村の嵩上げ補助により漁協の負担を軽減している他、補助事業等の事務処理について適切な助言・指導を行うなど人的支援にも努めているところです。</p> <p>今後も、引き続き水産業共同利用施設の復旧・整備を支援するとともに、漁協による地域再生営漁計画の実行支援を通じて、漁業者及び漁協の収益向上と経営の安定化が図られるよう取り組んでいきます。</p>	農林水産部	水産振興課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>5、TPPから撤退し、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、すべての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>9、三陸沿岸漁業・水産業の復興・再生へ以下の対策を講じること</p> <p>6) サケの定置網漁の復旧とともに、小型漁船漁業者を含めサケ資源の公平配分に取り組むこと。事実上個人の所有となっている定置は見直すこと。</p>	<p>定置網漁業については、漁協等の事業要望に基づき復旧整備を進め、操業を再開しています。</p> <p>サケ資源に関しては、人工ふ化放流によって資源を維持するとともに、県内だけではなく、関係する道県を含めた漁業調整を図りながら今後も資源の公平配分に努めていきます。</p> <p>また、定置漁業権の免許については、引き続き適切に対応していきます。</p>	農林水産部	水産振興課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>5、TPPから撤退し、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、すべての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>9、三陸沿岸漁業・水産業の復興・再生へ以下の対策を講じること</p> <p>7) 小型漁船漁業の復興・再生と具体的な振興策を講じること。</p>	<p>被災した漁船については、漁業者の要望に基づいて、その復旧整備を支援してきたところです。</p> <p>また、小型漁船漁業は、経営の規模が小さく収入が不安定なことから、減収補てんを受けられる国の経営安定対策事業の導入や、ケガニなどの資源管理の取組を支援する他、マダラなど資源状態の良い魚種への転換を促すなど、経営の安定化を支援していきます。</p>	農林水産部	水産振興課	B 実現に努力しているもの
<p>5、TPPから撤退し、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、すべての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>9、三陸沿岸漁業・水産業の復興・再生へ以下の対策を講じること</p> <p>8) 新規漁業就業者支援制度の縮小ではなく、拡充を国に求めるとともに、県としても独自に漁業の担い手対策を強化すること。</p>	<p>国は、新規漁業就業者を確保するため、漁業就業情報の提供や就業フェア等の開催に加え、新規就業希望者の漁業現場における長期研修などの事業を継続実施しているところです。</p> <p>県としては、これらの国の事業を活用した新規漁業就業者の確保を支援するとともに、各漁協の地域再生営漁計画に掲げた担い手対策の取組支援や、市町村や関係団体と連携した新規就業者の受入体制の構築などに取り組んでいきます。</p>	農林水産部	水産振興課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>5、TPPから撤退し、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、すべての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>9、三陸沿岸漁業・水産業の復興・再生へ以下の対策を講じること</p> <p>9) 福島原発事故による放射能汚染対策と風評被害対策に取り組み、損害の全面賠償を実現すること。</p>	<p>県では、産地魚市場に水揚げされた水産物の放射性物質検査を毎週実施し、消費者への安全な県産水産物の提供に努めているところです。</p> <p>また、市町村や関係団体と連携して、消費者の不安の払拭を図るなど風評被害対策に取り組むとともに、東京電力(株)に対し、漁業者等の損害賠償請求について早期かつ確実な賠償金の支払いを求めているところです。</p> <p>今後も引き続き、安全な県産水産物の提供や風評被害対策に取り組み、消費者の信頼回復と県産水産物の販路の回復・拡大に取り組んでいきます。</p>	農林水産部	水産振興課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>6、「いじめ」・体罰問題に全力で取り組み、競争の教育から連帯の教育への転換を。憲法と子どもの権利条約を生かした教育を</p> <p>1、深刻さを増すいじめ問題の解決に、教職員、保護者、子ども—みんなの力で取り組むこと。</p> <p>1)いじめ対策の基本として、目の前のいじめから子どもたちの命、心身を守り抜くこと。根本的な対策として、いじめが深刻となった要因をなくすことに正面から取り組むこと。</p>	<p>教職員と児童生徒、児童生徒同士、及び教職員と保護者等が人間関係をどう築いていくかということを学校経営の基軸に据え、学校が一丸となって、命の尊さについて子供たちに真剣に考えさせるとともに、いじめを見過ごすことなく、安全・安心な学校づくりに取り組みます。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>6、「いじめ」・体罰問題に全力で取り組み、競争の教育から連帯の教育への転換を。憲法と子どもの権利条約を生かした教育を</p> <p>1、深刻さを増すいじめ問題の解決に、教職員、保護者、子ども—みんなの力で取り組むこと。</p> <p>2)学校での取組では以下の点に取り組むこと。</p> <p>①いじめへの対応を絶対に後回ししない、子どもの命最優先の原則・安全配慮義務を明確にすること。そのためにいじめを認知できるように学校ごとに対策と研修を行うこと。</p>	<p>いじめは、いじめを受けた児童生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものと捉え、いじめがあることが確認された場合、学校は直ちにいじめを受けた児童生徒の安全を確保し、その解決に向け、適切に対応するとともに、教員研修の充実を図ります。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>6、「いじめ」・体罰問題に全力で取り組み、競争の教育から連帯の教育への転換を。憲法と子どもの権利条約を生かした教育を</p> <p>1、深刻さを増すいじめ問題の解決に、教職員、保護者、子ども—みんなの力で取り組むこと。</p> <p>2)学校での取り組みでは以下の点に取り組むこと。</p> <p>②いじめの情報は、系統的に把握し、すぐに全教職員、保護者に知らせ連携して取り組むこと。いじめが発生した場合、できるだけ速やかに「いじめ実態調査」を実施すること。</p>	<p>いじめ及びいじめの疑いがあることが確認された場合、学級担任等が一人で抱え込むことなく、速やかに組織で情報を共有するとともに、事実を確認する調査を実施し、組織体制でその解決に当たります。また、家庭や市町村教育委員会への連絡・相談を適切に行い、事案に応じ、関係機関と連携して取り組みます。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>6、「いじめ」・体罰問題に全力で取り組み、競争の教育から連帯の教育への転換を。憲法と子どもの権利条約を生かした教育を</p> <p>1、深刻さを増すいじめ問題の解決に、教職員、保護者、子ども—みんなの力で取り組むこと。</p> <p>2)学校での取り組みでは以下の点に取り組むこと。</p> <p>③子どもの自主的活動の比重を高めるなど、いじめをやめる人間関係をつくること。</p>	<p>全ての児童生徒をいじめに向かわせることなく、心の通い合う人間関係を構築できる社会性のある大人に育み、いじめを生まない学校風土づくりに取り組めます。</p>	<p>教育委員会事務局</p>	<p>学校教育室</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
<p>6、「いじめ」・体罰問題に全力で取り組み、競争の教育から連帯の教育への転換を。憲法と子どもの権利条約を生かした教育を</p> <p>1、深刻さを増すいじめ問題の解決に、教職員、保護者、子ども—みんなの力で取り組むこと。</p> <p>2)学校での取り組みでは以下の点に取り組むこと。</p> <p>④被害者の安全を確保し、加害者にはいじめをやめるまでしっかり対応すること。</p>	<p>いじめの発見・通報を受けた場合には、速やかに組織的に対応し、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨とした毅然とした態度で指導します。</p>	<p>教育委員会事務局</p>	<p>学校教育室</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
<p>6、「いじめ」・体罰問題に全力で取り組み、競争の教育から連帯の教育への転換を。憲法と子どもの権利条約を生かした教育を</p> <p>1、深刻さを増すいじめ問題の解決に、教職員、保護者、子ども—みんなの力で取り組むこと。</p> <p>2)学校での取り組みでは以下の点に取り組むこと。</p> <p>⑤被害者・遺族の知る権利を尊重し、情報提供を行うとともに、意見を聞いて対応すること。</p>	<p>学校はいじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、その意向を確認しながら調査等を丁寧に行うとともに、事実関係について適時・適切な方法で情報を提供します。</p>	<p>教育委員会事務局</p>	<p>学校教育室</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>6、「いじめ」・体罰問題に全力で取り組み、競争の教育から連帯の教育への転換を。憲法と子どもの権利条約を生かした教育を</p> <p>1、深刻さを増すいじめ問題の解決に、教職員、保護者、子ども—みんなの力で取り組むこと。</p> <p>3)教育行政としては以下の課題に取り組むこと。</p> <p>①教員の多忙化の解消、35人学級の実現、養護教諭・カウンセラーの増員、全ての学校でのいじめ問題の研修など、いじめの解決に取り組む条件整備を進めること。</p>	<p>現在、教員が子どもと向き合える時間をより一層確保できるよう、教員の勤務負担の軽減策について、労働安全衛生体制の構築、勤務時間の把握、部活動指導業務の見直し等をテーマとして職員団体とともに協議を行い、その取組を実施しており、引き続き学校現場の状況を把握しながら、市町村教育委員会と連携し、勤務負担の軽減に努めていきます。</p> <p>本県においては、安定した学校生活や学力の向上などを図るため、加配定数の確保を国に強く働きかけながら、少人数学級の対象を順次拡大してきており、平成29年度からは、新たに中学校3年生をその対象に加え、中学校全学年に導入することとしています。</p> <p>少人数学級の拡充については、教職員定数の改善に向けた国の動向や、加配定数の確保の見通しなどをも見極めながら、そのあり方について具体的な検討を進めていきます。</p> <p>いじめ問題等の解消に向けては、いじめをしない児童生徒の育成と共に、いじめ等が発生した場合、いじめに関わった児童生徒の心のケアを図るため、また、教育相談や見守り、児童生徒の安全確保のため、養護教諭やスクールカウンセラーの役割は一層増しています。</p> <p>このような状況に対応するため、本県では国からの加配を活用し、教育相談等必要性が高い学校に対し養護教諭の複数配置を実施しているところであり、今後も加配の拡充に向けて国に対して要望していきます。</p> <p>スクールカウンセラーの配置校の拡充に努めていきます。</p> <p>教育事務所単位等でいじめ問題に関わる教員研修を実施し、研修を受けた教職員が中心となって校内研修会を行うとともに、総合教育センターにおけるいじめ問題に対する研修を充実するなどにより、いじめ問題に対応する教職員の資質向上を図ります。</p>	<p>教育委員会事務局</p>	<p>教職員課 学校教育室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>6、「いじめ」・体罰問題に全力で取り組み、競争の教育から連帯の教育への転換を。憲法と子どもの権利条約を生かした教育を</p> <p>1、深刻さを増すいじめ問題の解決に、教職員、保護者、子ども—みんなの力で取り組むこと。</p> <p>3)教育行政としては以下の課題に取り組むこと。</p> <p>②教職員をバラバラにしている教員評価など教員政策を見直すこと。「多忙化」の解消に取り組むこと。</p>	<p>平成20年度から実施している新昇給制度においては、学校が教職員相互の協働や連携による取組によって成り立つ職場であることを踏まえ、教職員個々の取組の他、他の教職員との協働や連携による取組についても重視すべきものとしています。</p> <p>現在、教員が子どもと向き合える時間をより一層確保できるよう、教員の勤務負担の軽減策について、労働安全衛生体制の構築、勤務時間の把握、部活動指導業務の見直し等をテーマとして職員団体とともに協議を行い、その取組を実施しており、引き続き学校現場の状況を把握しながら、市町村教育委員会と連携し、勤務負担の軽減に努めていきます。</p>	教育委員会事務局	教職員課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>6、「いじめ」・体罰問題に全力で取り組み、競争の教育から連帯の教育への転換を。憲法と子どもの権利条約を生かした教育を</p> <p>2、被災地の学校への教職員の増員・加配、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置を行い、被災児童・教職員への「心のケア」の取組を強化すること。内陸部等に転入した被災児童に対しても行き届いた対応を行うこと。</p>	<p>本県においては、国から措置される復興加配を被災地等の小中学校等に配置し、児童生徒の心のケアに努めているところです。復興加配の今後の措置については、国に対し被災地の状況を説明しつつ、その継続を求めています。</p> <p>また、被災地の学校へのスクールカウンセラーの配置及び巡回型カウンセラーの訪問を行うとともに、被災地の教育事務所にスクールソーシャルワーカーを配置し、引き続き、児童生徒及び教職員等への心のケアに取り組めます。内陸部に転入した被災児童生徒についてもきめ細かな対応をしていきます。</p> <p>いまだ復興の途上にある被災地においては、児童生徒に対する相談活動や心のケア等に関わり、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの必要性は高まっていると認識しています。このような状況を踏まえ、国において検討が進められている「チーム学校」の議論の動向を注視しつつ、その配置の充実に努めていきます。</p>	教育委員会事務局	教職員課 学校教育室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>6、「いじめ」・体罰問題に全力で取り組み、競争の教育から連帯の教育への転換を。憲法と子どもの権利条約を生かした教育を</p> <p>3、県立高田高校のグラウンドの早期整備を図ること。被災した小中学校等の早期の再建整備を進めること。必要なグラウンド等の整備を行うこと。</p>	<p>県立高田高校は、これまでに本校舎及び仮設グラウンドを整備したところであり、平成29年度は艇庫・講義棟の整備を予定しています。グラウンドの本格復旧やその他付帯施設は、陸前高田市の土地区画整理事業との関係から平成30年度以降となる見込みですが、引き続き、早期復旧ができるよう関係機関と調整を図っていきます。</p> <p>小中学校については、現在までに校舎を改築により復旧した市町村立学校は、山田町立船越小学校など8校あり、本年度末までに更に大船渡市立赤崎小学校など4校の復旧が見込まれています。</p> <p>校庭に応急仮設住宅等が建設されている小中学校においては、仮設グラウンド等の整備や校地内の空きスペースの活用、他校・他施設のグラウンドの利用など、学校の状況に応じて対応しています。</p> <p>なお、応急仮設住宅の解消も進んでいることから、解消後は速やかに復旧、返還が行われるよう関係機関と必要な調整を行っていきます。</p>	教育委員会事務局	教育企画室	B 実現に努力しているもの
<p>6、「いじめ」・体罰問題に全力で取り組み、競争の教育から連帯の教育への転換を。憲法と子どもの権利条約を生かした教育を</p> <p>4、小中学校・高校の耐震改修・改築を思い切って進めること。県産材を積極的に活用し木造校舎の建設を進めること。大規模改造工事を含め、シックスクール対策を徹底し、TVOC検査を義務づけること。被害を受けた生徒の医療の確保と教育を保障すること。</p>	<p>県立学校施設の耐震化については、平成28年度久慈高校校の改築に着手したところであり、平成29年度は福岡工業高校の改築や小規模施設の耐震改修等に着手することとしています。</p> <p>県立学校施設の新築、大規模改修に当たっては「岩手県公共施設・公共工事木材利用推進行動計画」に基づき、構造部材や内装材を県産材とするよう努めています。</p> <p>また、県立学校施設の工事に起因するシックスクールの発生を防止するため、原因物質の発散量が最も少ない材料の使用や揮発性有機化合物が基準値内であることをVOC測定により確認するとともに、揮発性有機化合物の総量を測定するTVOC測定を必要に応じて実施しています。</p> <p>公立の小中学校については、今後統廃合等を予定しているなど個別事情のある学校を除き、平成29年度までに、ほとんどの校舎の耐震改修工事が完了する予定です。</p> <p>また、学校施設に起因して体調不良となる児童生徒が出現することがないように、室内空気汚染対策の徹底について、引き続き各市町村に要請していきます。</p>	教育委員会事務局	教育企画室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>6、「いじめ」・体罰問題に全力で取り組み、競争の教育から連帯の教育への転換を。憲法と子どもの権利条約を生かした教育を</p> <p>5、「全国学力テスト」は中止し、抽出調査についても押し付けないこと。「学力テスト結果」の公表は行わないようにすること。教育に市場原理を導入する目標管理型学校経営や県版学力テストの点数を目標とするやり方は見直すこと。</p>	<p>全国学力・学習状況調査は、全国的な義務教育の機会均等とその水準の維持向上のため、児童生徒の学力・学習状況を把握・分析することにより、児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てるものです。このことを踏まえ、本調査への参加及び公表については、学校の設置者が判断しています。文部科学省では、平成26年度より市町村教育委員会の判断に基づき、学校名を明らかにした公表を可能にしましたが、その際、教育上の効果や影響等に考慮しながら、序列化や過度な競争が生じないようにする等配慮すべき点について示しています。本県では、平成26年度以降、学校名を明らかにした市町村はありません。</p> <p>県内の各小中学校では、目標達成型の学校経営への転換を目指し、児童生徒の実態や地域の状況を踏まえ、具体的な目標を設定した取組を進めています。目標の設定や検証については、数値目標のみに偏ることなく、目標達成に向けた具体的な取組過程を重視するものです。</p> <p>岩手県学習定着度状況調査についても、平均正答率の高低のみに注目するのではなく、正答数の分布状況や課題の見られる問題に着目する等、各小中学校において、児童生徒の学習状況をよりの確に把握するよう努めており、分析結果から各校において必要な指導を工夫し実施するなど、一人一人の学力を保障する取組を進めています。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	D 実現が極めて困難なもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>6、「いじめ」・体罰問題に全力で取り組み、競争の教育から連帯の教育への転換を。憲法と子どもの権利条約を生かした教育を 6、国・文科省に35人学級の実施を強く求めるとともに、県独自にも35人学級を当面小学校全学年に拡充し、更に中学校でも全学年への拡充を目指すこと。</p>	<p>本県においては、安定した学校生活や学力の向上などを図るため、加配定数の確保を国に強く働きかけながら、少人数学級の対象を順次拡大してきており、平成29年度からは、新たに中学校3年生をその対象に加え、中学校全学年に導入することとしています。</p> <p>また、県教委としては、義務教育の機会均等と教育水準の維持向上に向けた基礎的な財源は、国の責任においてしっかりとした措置がなされるべきであるという考えの下、これまでも教職員定数の充実などを国に対し強く要請し、少人数学級や少人数指導を柱にした少人数教育を拡大し、併せて県単独事業である「すこやかサポート事業」などの充実を図ってきたところです。今後においても少人数学級などの安定的な実施に向け、引き続き取り組んでいきます。</p> <p>少人数学級の拡大については、教職員定数の改善に向けた国の動向や、加配定数の確保の見通しなどをも見極めながら、そのあり方について具体的な検討を進めていきます。</p>	教育委員会事務局	教職員課	B 実現に努力しているもの
<p>6、「いじめ」・体罰問題に全力で取り組み、競争の教育から連帯の教育への転換を。憲法と子どもの権利条約を生かした教育を 7、小中学校の統廃合計画については、子どもの教育にとって、地域の教育にとって、地域住民との合意の3点を基本原則にして取り組むこと。住民合意のない一方的な統廃合は行わないこと。被災地の学校の統廃合計画についても、地域住民の合意を貫くこと。小中一貫校は全国で問題が出ており、進めないこと。</p>	<p>小中学校の統廃合については、児童生徒の健やかな成長を促し、豊かな人間性を育む上で必要な教育環境の整備や教育向上の観点から、地域住民の意見を十分に聞きながら進めることが重要と考えており、被災地の学校においても、設置者である市町村が策定する復興計画等に基づき、地域住民の意見を聞きながら進められるものと考えています。</p> <p>子供たちの成長にあわせて教育活動を9年間で体系的に展開していく小中一貫教育に関する取組は、全国的にも注目され、各自治体が主体的に進めている現状があります。県教育委員会としては、柔軟な教育課程編成の一つとして捉えており、平成28年4月から義務教育学校が法制化されたことも踏まえ、全国の状況を見ながら、市町村教育委員会や学校を支援しているところです。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	S その他

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>6、「いじめ」・体罰問題に全力で取り組み、競争の教育から連帯の教育への転換を。憲法と子どもの権利条約を生かした教育を</p> <p>8、特別支援教育・障害児教育の拡充を目指すこと。</p> <p>1)特別支援学校の生徒急増に対応し、緊急課題として教室不足の解消に取り組むこと。特別支援学校・分教室の整備計画を立て、計画的に改築改修を進めること。国に対し特別支援学校の設置基準を決め、計画的に整備に取り組むよう求めること。男女共用トイレは直ちに解消すること。</p>	<p>県教育委員会では、特別支援学校での教室不足の解消に向け、地元市町村などからの要望も踏まえ計画的に特別支援学校・分教室の整備を進めています。</p> <p>具体的には、平成28年4月に二戸地域で盛岡みたけ支援学校高等部分教室を開室した他、平成29年度に北上市内に花巻清風支援学校小・中学部分教室の設置を進めているところです。</p> <p>また、移転後の盛岡となん支援学校の空き校舎については、知的障がいを対象とした新たな特別支援学校として活用する方向で今後具体的な整備を検討していく他、釜石祥雲支援学校の整備など課題解消に向けた検討を進めるとともに、国に対し特別支援教育に関する諸条件の整備等についても要望していきます。</p> <p>特別支援学校の男女共用トイレのうち改修可能な箇所については、平成26年度までに工事を完了しています。一部の学校にトイレを男女に区分するスペースが確保できないため、男女共用トイレが残っていますが、今後の大規模改修などの際に解消するよう努めていきます。</p>	教育委員会事務局	学校教育室 教育企画室	B 実現に努力しているもの
<p>6、「いじめ」・体罰問題に全力で取り組み、競争の教育から連帯の教育への転換を。憲法と子どもの権利条約を生かした教育を</p> <p>8、特別支援教育・障害児教育の拡充を目指すこと。</p> <p>2)都南支援学校の跡地への新たな特別支援学校の整備を急ぐこと。釜石祥雲特別支援学校の整備については高等部を含めた一体型の学校として整備すること。北上市内への花巻清風特別支援学校の分教室の設置を進めるとともに高等部を展望し、特別支援学校の設置を検討すること。</p>	<p>盛岡となん支援学校移転後の空き校舎については、盛岡地区での特別支援学校の教室不足の解消に向け、知的障がいを対象とした新たな特別支援学校として活用する方向で今後具体的な整備を検討していきます。</p> <p>また、釜石祥雲支援学校の整備については、移転先を旧釜石商業高校跡地を第一の候補とする方向で、現在釜石高校内に開室している高等部教室の現状と課題を踏まえながら一体型の整備も含め検討を進めていきます。</p> <p>平成29年度、北上市内に花巻清風支援学校小・中学部分教室の設置を進めていますが、高等部については、将来の自立や就職を見据えた教育が必要であり、また、人間関係の広がりなども踏まえ、大きな集団が必要と考えており、教育課程上も作業学習に重点を置いているため、作業学習に適した教育環境が必要となります。花巻清風支援学校には、平成26年度に整備した特別教室棟など職業能力の育成に適した教育環境が整っていること、また、大きな集団であるからこそ、複数の作業学習を選択できるメリットもあるため、分教室設置後の状況を踏まえながら慎重に検討していきます。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>6、「いじめ」・体罰問題に全力で取り組み、競争の教育から連帯の教育への転換を。憲法と子どもの権利条約を生かした教育を</p> <p>8、特別支援教育・障害児教育の拡充を目指すこと。</p> <p>3)子どもたちの障がいの複雑化に対応し、軽度発達障がいの子どもの支援を含む「特別支援教育」に当たっては、必要な教職員を確保し、特別支援教育支援員の配置を徹底するとともに待遇の改善を図ること。</p>	<p>発達障がいを含む特別な支援を必要とする子どもたちへの教育の充実を図るため、平成28年度は、全市町村において幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校に575人(前年比30人増)の特別支援教育支援員が配置され、その財源となる国の地方財政措置額も拡充されるなどの充実が図られているところで。また、県教育委員会においても平成28年度は高等学校へ34人の特別支援教育支援員の配置を行っていますが、今後も、下記の研修などを通じ市町村を含めた特別支援教育支援員の専門性の向上などに努めていきます。</p> <p>なお、待遇改善については、国の地方財政措置の状況から非常勤職員としての採用とならざるを得ない状況ですが、県教育委員会では特別支援教育支援員研修会や配置校担当者を集めての情報交換会を開催し、特別支援教育支援員の資質の向上などに向け取り組んでいきます。</p> <p>また、現在、子どもたちの状況が一層多様化・困難化しているところであり、通常学級に在籍する児童生徒への支援についても、新たな定数改善計画の策定を早期に実施するよう、国に対し引き続き要望していきます。</p>	教育委員会事務局	学校教育室 教職員課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>6、「いじめ」・体罰問題に全力で取り組み、競争の教育から連帯の教育への転換を。憲法と子どもの権利条約を生かした教育を</p> <p>8、特別支援教育・障害児教育の拡充をめざすこと。</p> <p>4)「支援地域」の中心と位置づけられる盲・ろう・養護学校は統廃合ではなく、小規模分散で地域密着型を目指し拡充すること。</p>	<p>県教育委員会では、「共に学び、共に育つ」というインクルーシブ教育システムの構築に向けて、障がいのある児童生徒も自分の住んでいる地域で学ぶことができるよう、二戸市(H20小学部、H25中学部、H28高等部)、遠野市(H19小学部、H24中学部)、一関市千厩町(H19小学部、H21中学部)に特別支援学校の分教室を設置しており、平成29年度は北上市に小・中学部の分教室の設置を予定しています。併せて、盛岡地区以外の特別支援学校では、例えば、知的障がいのある児童生徒と肢体不自由の児童生徒に対応するなど、複数の障がい種を受け入れ、地域で学ぶことができるようにしています。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>6、「いじめ」・体罰問題に全力で取り組み、競争の教育から連帯の教育への転換を。憲法と子どもの権利条約を生かした教育を</p> <p>9、一関一高への併設型中高一貫校・付属中学校については、施設不足や既存の中学校への影響、小学校への受験競争の激化など諸問題の検証を行い、地域の声を把握して見直しを含め再検討すること。</p>	<p>併設型中高一貫教育の導入については、検討委員会を設置し、その在り方を検討し、設置の方向性を示した上で、各地域への説明会を行いながら十分に時間をかけて進めてきたものです。</p> <p>一関第一高等学校附属中学校は、平成27年3月に初年度に入学した生徒が高等学校を卒業し、平成29年4月に9年目を迎えます。生徒の学習や進学状況、同校が目指す教育の進捗状況、周辺の義務教育への影響等、導入の成果と課題を検証し、その方向性について継続的に検討していきます。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	C 当面は実現できないもの
<p>6、「いじめ」・体罰問題に全力で取り組み、競争の教育から連帯の教育への転換を。憲法と子どもの権利条約を生かした教育を</p> <p>10、県立高校の入試制度の改善に当たっては、生徒減少の中で希望者全員が進学できるよう、透明性と公平性が確保されるようにすること。高校間格差を拡大する通学区域の拡大は行わないこと。</p>	<p>高校入試は学校教育法施行規則の定めにより実施しており、生徒が志願先高等学校においてその資質や能力を十分に発揮し、有意義な高校生活を送ることができるかを判断しているものです。</p> <p>実施に当たっては、選抜方法を公開し、学力検査等の得点を口頭開示するなど、透明性と公平性の確保に努めています。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	B 実現に努力しているもの
<p>6、「いじめ」・体罰問題に全力で取り組み、競争の教育から連帯の教育への転換を。憲法と子どもの権利条約を生かした教育を</p> <p>11、新規高卒者の県内就職率80%を目指し、取組を抜本的に強化すること。高校生の就職を支援する就職支援相談員の配置を拡充し、安定した雇用と県内就職率の向上に努めること。違法な内定取り消しについては、毅然と対応し企業名の公表を行うこと。3年以内の離職率(47.6%)の改善を目指し、実態調査を踏まえ対策を検討すること。各部局、関係機関とも連携を強化すること。キャリア教育に当たっては、憲法、労働法に基づく基本的な権利を盛り込むこと。</p>	<p>各振興局に配置の就業支援員や岩手労働局等の関係機関と連携し、高校生の安定した雇用の確保と県内就職率の向上及び早期離職の防止に引き続き取り組んでいきます。</p> <p>また、「いわてキャリア教育指針」に基づき、児童生徒の発達段階に応じて「総合生活力」・「人生設計力」を育成し、児童生徒が自己の在り方・生き方を考え主体的に進路選択し、社会人・職業人として自立するための能力を学校教育全体で計画的かつ組織的に育むなど、キャリア教育の一層の推進に努めていきます。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>6、「いじめ」・体罰問題に全力で取り組み、競争の教育から連帯の教育への転換を。憲法と子どもの権利条約を生かした教育を</p> <p>12、自衛隊の入隊説明会が県立高校35校で実施されるとともに、自衛隊への体験入隊等が13校で実施されたことは重大です。戦争法・安保関連法によって海外派兵される現実的な危険が生じており、「子どもを再び戦場に送らない」の戦後教育の原点に立ち返った取組を行うこと。</p>	<p>高等学校等の進路指導においては、職業選択の自由を尊重しながら、特定の分野に片寄った誘導等を行うことなく、生徒自身の興味関心、意欲を尊重するとともに、保護者の意向等も受け止めながら指導を進めています。</p>	<p>教育委員会事務局</p>	<p>学校教育室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>6、「いじめ」・体罰問題に全力で取り組み、競争の教育から連帯の教育への転換を。憲法と子どもの権利条約を生かした教育を</p> <p>13. 教員の増員と少人数学級の拡充、事務作業の抜本的な改善で「多忙化」を解消し、教員の専門家としての役割が発揮されるようにすること。過労死ラインを超える超過勤務は直ちに解消するよう徹底すること。司書教諭を専任で配置すること。恣意的な「教員評価」「不適格教員」制度や「教員給与の格差付け」は見直すこと。パワーハラスメント防止対策を強化すること。部活動については、休養日を徹底するとともに部活動の在り方の改善を図ること。</p>	<p>これまでも学校行事の見直しや、会議、照会等の精選などの取組を実施してきましたが、現在、教員が子どもと向き合える時間をより一層確保できるよう、教職員の勤務負担の軽減に向け、労働安全衛生体制の構築、勤務時間の把握、部活動指導業務の見直し等をテーマとして職員団体とともに協議を行い、その取組を実施しているところです。引き続き、学校現場の状況を把握しながら、市町村教育委員会とも連携し、勤務負担の軽減に努めていきます。</p> <p>平成20年度から実施している新昇給制度においては、複数の上司による二段階の確認を行い、二者の協議により上位区分候補者を決定している他、確認結果に対する相談窓口を設置するなどし、上位区分決定の判断の公正・客観性の確保に努めています。</p> <p>パワーハラスメント対策については、平成27年3月に教職員のコンプライアンスマニュアルを改訂し、教職員に注意喚起した他、管理職に対する研修等の機会を通じ、組織運営や部下職員に対する適切なマネジメントを一層徹底していきます。</p> <p>本県においては、安定した学校生活や学力の向上などを図るため、加配定数の確保を国に強く働きかけながら、少人数学級の対象を順次拡大してきており、平成29年度からは、新たに中学校3年生をその対象に加え、中学校全学年に導入することとしています。</p> <p>今後の少人数学級の拡大については、教職員定数の改善に向けた国の動向や、加配定数の確保の見通しなどをも見極めながら、そのあり方について具体的な検討を進めていきます。</p> <p>また、司書教諭については、小27学級以上、中22学級以上の学校に専任司書教諭を配置しています。今後も専任司書教諭の拡充に向けて、その成果等について分析を進めていきます。</p> <p>部活動については、部活動休養日の設定の基準を示し、その徹底を図るよう平成29年2月に新たに通知したところです。今後は、適切な休養日や活動時間に配慮した部活動が行われるよう、各市町村教育委員会等と連携して学校に指導していきます。また、部活動の方針や決まりについて、教職員、保護者、外部指導者との情報交流の場を設定するよう働きかけていきます。</p>	教育委員会事務局	教職員課 スポーツ健康課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>6、「いじめ」・体罰問題に全力で取り組み、競争の教育から連帯の教育への転換を。憲法と子どもの権利条約を生かした教育を</p> <p>14、教員採用、管理職昇任制度について、公正で透明化された採用と昇任が行われるよう抜本的に改善すること。「教員免許更新制」の中止を求めること。臨時教員制度を抜本的に見直し、正規雇用を拡大すること。外国人講師による英語教育に当たっては直接雇用とすること。</p>	<p>教員採用、管理職任用については、適切な筆記試験や面接等を行い、客観的かつ厳正な評価を行っています。今後も更に学校や地域のニーズに合わせ、学校現場で活躍できる人材の確保に努めていきます。また、教員の任用には単年度措置の加配によるものもあることを踏まえながら、臨時教員の任用についてはこれまで同様適切に進めていきます。</p> <p>教員免許更新制については、文部科学省で設置した「教員免許更新制度の改善に係る検討会議」で議論され、その改善について報告されています。県としては、国における改正がなされた場合、制度を円滑に運用するよう努めるとともに、必要に応じて国に対して制度の改善を要望していきます。</p>	教育委員会事務局	教職員課	B 実現に努力しているもの
<p>6、「いじめ」・体罰問題に全力で取り組み、競争の教育から連帯の教育への転換を。憲法と子どもの権利条約を生かした教育を</p> <p>15、通学路の安全対策を総点検し、地域住民・関係機関と連携して歩道の整備と通学路の安全対策を強化すること。冬季の除排雪を徹底し安全を確保すること。</p>	<p>平成24年度の通学路緊急合同点検を機に、通学路の点検を行い安全対策の総点検を行っています。また、関係機関と連携し、各市町村において策定した通学路安全プログラムが適切に運用されるよう必要に応じて支援するなどにより、登下校中の児童生徒の安全確保に努めます。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>6、「いじめ」・体罰問題に全力で取り組み、競争の教育から連帯の教育への転換を。憲法と子どもの権利条約を生かした教育を</p> <p>16、侵略戦争を美化する「歴史教科書」「公民教科書」の押し付けを許さず、「日の丸・君が代」の学校教育での押し付けは行わないこと。性教育などへの政治介入に反対すること。</p>	<p>義務教育における教科書採択については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律などに基づいて実施されています。県教育委員会では、教科書採択の権限を有する市町村教育委員会や採択地区協議会において、歴史及び公民の教科書を含む教科書の採択事務が公正かつ適切に行われるよう指導しています。</p> <p>また、教育活動における国旗の掲揚及び国歌の斉唱については、学習指導要領に「入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする」と示されており、県教育委員会では、各学校において学習指導要領の趣旨に沿って措置するよう市町村教育委員会に指導しています。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>6、「いじめ」・体罰問題に全力で取り組み、競争の教育から連帯の教育への転換を。憲法と子どもの権利条約を生かした教育を</p> <p>17、教師の体罰は生徒の人権を侵害する暴力であり、徹底して根絶すること。軽い処分を見直すこと。部活動の顧問による体罰については、顧問からはずすことを原則とすること。パワハラやセクハラ・不祥事を根絶する具体的対策を講じるとともに、「憲法」と「子どもの権利条約」の精神と内容を教職員にも徹底すること。</p>	<p>全ての教職員に対し、研修や会議等のあらゆる機会を通じて、体罰、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメントの禁止など、不祥事防止の徹底に努めてきましたが、いまだ体罰行為を始めとした不祥事が発生している状況を踏まえ、校長が自らその根絶に向けた決意を示す「コンプライアンス宣言」の実施や、新たに懲戒処分の対象となった職員に対し「事後研修」を義務付け、適切な反省を促すこととしたところであり、これらの取組を通じて、不祥事の根絶に向けて努力していきます。</p> <p>懲戒処分については、個別の事案を精査して行っているものであり、更に同様の事案に係る前例、他の任命権者及び他の都道府県における処分例等についても勘案しながら検討し、厳正に実施しているところです。</p>	教育委員会事務局	教職員課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>6、「いじめ」・体罰問題に全力で取り組み、競争の教育から連帯の教育への転換を。憲法と子どもの権利条約を生かした教育を</p> <p>18、給付制の奨学金を創設し、これまでの奨学金制度も無利子とするなどの改善を国に求め、県としても拡充を図ること。低所得者世帯に対する就学援助を改善・拡充し、高校授業料無償化への所得制限の導入に反対し、県立高校の授業料無償化については、全ての高校生を対象とすること。</p>	<p>高校生に対する奨学金事業については、高校の授業料を支援するための高等学校等就学支援金、非課税世帯等の授業料以外の教育費に充てるための奨学給付金の給付を行っています。</p> <p>なお、岩手育英奨学会が実施している高校生等を対象とした奨学金は全て無利子です。</p> <p>大学生に対する奨学金事業は、国が担っており、県としては、高校卒業後の教育の機会均等を図る上からも、学生への経済的支援は重要であると考え、繰り返し、国が行う奨学金制度の拡充を要望してきたところです。</p> <p>国においてはこうした声に応え、給付型奨学金の創設、無利子奨学金の貸与人員の増員等制度の拡充を図っています。</p> <p>就学援助費の支給内容については、毎年度市町村教育委員会において検討が行われ、徐々にではありますが拡充が図られています。</p> <p>就学援助は経済的理由により就学が困難な世帯の子どもへの学ぶ機会を保障するために、極めて重要なものと考えていますので、引き続き必要な情報提供を行いながら、就学援助の適切な運用が図られるよう助言を行ってまいります。</p> <p>高等学校等就学支援金制度については、本年度においても国に対して、所得基準等の制度の見直しについて要望を行っているところです。</p> <p>今後とも、国の動向を踏まえながら、国に対して要望を行うなど、生徒の就学に支障が生じないよう努めてまいります。</p>	教育委員会事務局	教育企画室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>6、「いじめ」・体罰問題に全力で取り組み、競争の教育から連帯の教育への転換を。憲法と子どもの権利条約を生かした教育を</p> <p>19、学校給食の食材の放射線量の検査を徹底し、食品の安全を確保すること。中学校までの学校給食を実施し、県産農畜水産物の活用で地産地消にふさわしい自校方式を積極的に進めること。利用率の低いランチボックス(仕出し弁当給食)の実態と問題点を把握し改善を図ること。</p>	<p>県では、「県産食材等の安全確保方針」に基づき、県内で生産(収穫・漁獲)される農林水産物の主な品目について、主要産地を対象にモニタリング等を実施しているところであり、今後もこれらの取組により、学校給食の安全性の確保に努めていきます。</p> <p>県立学校においては、自校で学校給食を調理している11校で測定機器を整備し、流通の場を通じない地場産物などの食材及び提供後の給食について、放射性物質濃度測定を実施し、より一層の安全安心の確保に努めていきます。</p> <p>また、学校給食については、義務教育諸学校の設置者において実施するよう努めることとされているところです。</p> <p>今後も、学校給食の意義を踏まえ、児童生徒の実態や地域の実情に応じた望ましい学校給食のあり方等について検討していただくよう働きかけていきます。なお、ランチボックス(仕出し弁当給食)については、設置者において、実施状況等を踏まえながら、検討されるものと考えており、必要に応じて支援してまいります。</p>	教育委員会事務局	スポーツ健康課	B 実現に努力しているもの
<p>6、「いじめ」・体罰問題に全力で取り組み、競争の教育から連帯の教育への転換を。憲法と子どもの権利条約を生かした教育を</p> <p>20、私学助成を拡充し、私立高校の私学就学支援金については実質無料化を目指すこと。これまでの授業料減免の財源を復元し全国並みに拡充すること。授業料以外の学費の父母負担の軽減に取り組むこと。</p>	<p>私立高校に通う生徒に対しては、国の就学支援金その他、不慮の災害や家計の急変により修学が困難になった生徒への授業料減免や生活保護世帯に対する入学金減免を実施しており、これらの制度により、低所得世帯等に対して負担軽減措置を講じています。</p> <p>また、平成26年度に就学支援金加算金の増額が図られ、平成26年度に創設された授業料以外の学費への支援策である奨学のための給付金については、平成27年度に続いて平成28年度にも増額がなされるなど、支援策の拡充が図られてきています。</p> <p>県としては、これらの制度と併せて実質的な教育費負担の軽減に向け、引き続き支援に努めるとともに、国に対し、支援策の充実等について、要望してまいります。</p>	総務部	法務学事課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>6、「いじめ」・体罰問題に全力で取り組み、競争の教育から連帯の教育への転換を。憲法と子どもの権利条約を生かした教育を</p> <p>21、岩手国体の成果を踏まえて、引き続き官民の協力体制を強化し競技力向上に取り組むこと。インターハイ参加者などへの派遣費への補助は廃止せず、競技力向上とスポーツ振興に取り組むこと。埋蔵文化財調査の補助金廃止も行わないこと。</p>	<p>競技力向上については、岩手国体で培った各競技団体の一貫指導体制のノウハウや、民間企業と連携した社会人選手の就職支援、県体育協会等と連携した選手強化に向けた取組など、国体のレガシーを十分に継承しつつ、関係する機関・団体と連携を図りながら競技力向上に向けた取組を進めていきます。</p> <p>インターハイ参加者などへの派遣費補助は、生徒や学校の経済状況等を踏まえ、継続する方向で検討しています。</p> <p>埋蔵文化財の発掘調査経費は、原則として開発の原因者が負担することとなっていますが、個人住宅建設に係る発掘調査経費は、国庫補助制度により個人負担を求めています。また、現行の県費嵩上げ補助についても継続することとしています。</p>	教育委員会事務局	スポーツ健康課 生涯学習文化課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>6、「いじめ」・体罰問題に全力で取り組み、競争の教育から連帯の教育への転換を。憲法と子どもの権利条約を生かした教育を</p> <p>22、18歳選挙権に対応し、憲法、教育基本法、子どもの権利条約に基づいて主権者教育を進めること。</p>	<p>主権者教育については、政治参加の重要性や選挙の意義等を深く理解させ、政治への参加意識を醸成していくことが重要であることから、小中学校社会科、高校公民科の授業や選挙管理委員会と連携して実施する「明るい選挙啓発授業」などを通して、児童生徒の発達段階に応じて、計画的かつ継続的に指導の充実に努めていきます。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>7、東日本大震災津波・台風10号災害の検証と教訓を踏まえ、住民合意による安全安心のまちづくりをすすめる、防災対策を抜本的に強化すること。</p> <p>1、東日本大震災津波の検証と教訓を生かし、安全安心なまちづくりを住民の合意で進めること。</p> <p>1)大規模な津波から住民のいのちを守る基本は、速やかな避難です。小中学校の防災教育を徹底するとともに、住民レベルの防災教育と集落ごとの防災訓練・避難訓練を抜本的に強化すること。避難道路・避難施設を総点検し、整備すること。</p>	<p>東日本大震災のような大規模な災害に対しては、防潮堤整備等のハード面の対策のみでは対応できないことが検証されています。</p> <p>県では、自らが災害から身を守る「自助」を基本として、総合防災訓練への地域住民の参加を促進するとともに、岩手県地域防災サポーターを派遣し、地域の自主防災組織が行う防災対策・避難訓練などの取組を支援しています。</p> <p>また、防災教育教材を作成し、県内の小中学校に配付するとともに、教材活用を促進するため、教員を対象とした研修会を教育委員会等と連携して開催するなど、防災教育の推進に取り組んでいます。</p> <p>災害対策基本法に基づく指定避難所や避難道路については、県地域防災計画に市町村が地域の実情に応じて整備するよう定めているところであり、整備に当たっては、市町村の復興計画等と併せて整備されていくことが望ましいと考えています。</p>	総務部	総合防災室	B 実現に努力しているもの
	<p>小中学校の防災教育の徹底については、自然災害時の自らの命を守り抜くために必要な「主体的に行動する態度」を育成するため、学校、家庭、地域の連携による、児童生徒の発達段階に応じた防災教育を推進するとともに、各学校の防災体制の確立と児童生徒の防災意識の向上を図るため、学校訪問により、防災管理、防災教育等に対する支援、相談などに取り組んでいます。</p> <p>防災教育の一層の充実を図るため、平成29年度は、いわての復興教育スクールの中から「地域連携型」として2地区を指定し、小・中・高等学校の連携、更に関係諸機関との連携を推進し、その成果等の普及・啓発を図ります。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>7、東日本大震災津波・台風10号災害の検証と教訓を踏まえ、住民合意による安全安心のまちづくりをすすめる、防災対策を抜本的に強化すること。</p> <p>1、東日本大震災津波の検証と教訓を生かし、安全安心なまちづくりを住民の合意で進めること。</p> <p>2)大震災津波と台風10号災害の検証を踏まえ、行政と岩手大学、県立大学等の連携で「防災講座」「防災講演会」を開催し、防災担当者の教育・研修と養成、自主防災組織を対象とした研修など行政職員と県民の防災意識の高揚を図ること。</p>	<p>県では、岩手大学の協力により、小・中学校の授業で活用可能な防災教育教材を作成するとともに、防災教育教材の活用を促進するため、教員を対象とした研修会に講師として参画いただき、防災教育の推進に連携して取り組んでいるところです。</p> <p>また、岩手大学と連携して「防災・危機管理エキスパート育成講座」を開設し、市町村等関係機関担当者の防災意識の高揚や、能力の向上を図るとともに、今年度から、自主防災組織の結成や活性化を支援することを目的に研修会を開催し、県民の防災意識の高揚も図っているところです。</p> <p>今後も大学等と連携し、防災意識の高揚や能力向上の取組を行っていきます。</p>	総務部	総合防災室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>7、東日本大震災津波・台風10号災害の検証と教訓を踏まえ、住民合意による安全安心のまちづくりをすすめる、防災対策を抜本的に強化すること。</p> <p>1、東日本大震災津波の検証と教訓を生かし、安全安心なまちづくりを住民の合意で進めること。</p> <p>3)避難施設となっている小・中・高の校舎・体育館、公民館などの耐震診断と耐震改築・改修を図り、自家発電設備と暖房設備、洋式トイレ等を整備すること。情報設備と必要な人員の配置、食糧備蓄対策を講じること。</p>	<p>県では、市町村との連絡手段を確保するため、衛星携帯電話が未配備となっていた市町村に対し無償貸与を行う等、災害時における通信手段の確保に努めているところです。</p> <p>食料備蓄対策については、県及び市町村、県民並びに事業所それぞれが食料、生活必需品等の備蓄を行うよう、県地域防災計画に定めている他、県では、市町村等の備蓄で不足する分を補完するため、県災害備蓄指針に基づき、県広域防災拠点施設への食料等の備蓄を計画的に進めています。</p>	総務部	総合防災室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>7、東日本大震災津波・台風10号災害の検証と教訓を踏まえ、住民合意による安全安心のまちづくりをすすめ、防災対策を抜本的に強化すること。</p> <p>1、東日本大震災津波の検証と教訓を生かし、安全安心なまちづくりを住民の合意で進めること。</p> <p>3)避難施設となっている小・中・高の校舎・体育館、公民館などの耐震診断と耐震改築・改修を図り、自家発電設備と暖房設備、洋式トイレ等を整備すること。情報設備と必要な人員の配置、食糧備蓄対策を講じること。</p>	<p>県立学校施設の耐震化については、計画的に改築や耐震改修等に取り組むなど、引き続き早期実現に努めます。また、防災機能強化のため、全ての県立学校に可搬型の発電機を配備している他、平成27年度までに指定避難所となっている沿岸部の高校を含む12校に太陽光発電設備を設置しました。</p> <p>なお、県立学校の施設整備は、文部科学省の高等学校設置基準等を踏まえて策定した県立学校施設整備指針に基づき行っており、指定避難所となっている学校施設における暖房設備やトイレ設備等の整備についても、当該指針や学校からの要望に基づき適切に進めていきます。</p> <p>学校施設の避難施設としての防災機能強化については、各市町村の地域防災計画の中で、実情に応じて計画的に整備が図られるよう働きかけていきます。</p> <p>避難場所の指定、物資の備蓄はそれぞれの市町村が地域防災計画に定め運用しているものであり、市町村と調整する必要があるものと考えています。</p> <p>公民館については、県内全ての公民館の耐震診断や耐震化工事の実施状況等の調査を行い、その把握に努めるとともに、必要に応じて指導助言を行っています。</p>	教育委員会事務局	教育企画室 生涯学習文化課	B 実現に努力しているもの
<p>7、東日本大震災津波・台風10号災害の検証と教訓を踏まえ、住民合意による安全安心のまちづくりをすすめ、防災対策を抜本的に強化すること。</p> <p>1、東日本大震災津波の検証と教訓を生かし、安全安心なまちづくりを住民の合意で進めること。</p> <p>4)地震対策の緊急課題として、住宅の耐震改修を積極的に推進すること。</p>	<p>住宅の耐震改修については、市町村や関連団体との連携の下、木造住宅の耐震診断、改修及び相談支援事業を実施しており、いわて木造住宅耐震改修事業者の育成及び公表、戸別訪問や説明会、小中学生等を対象とした耐震授業などの普及啓発にも取り組みながら促進していきます。</p>	県土整備部	建築住宅課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>7、東日本大震災津波・台風10号災害の検証と教訓を踏まえ、住民合意による安全安心のまちづくりをすすめる、防災対策を抜本的に強化すること。</p> <p>1、東日本大震災津波の検証と教訓を生かし、安全安心なまちづくりを住民の合意で進めること。</p> <p>5) 要援護高齢者や1人暮らし高齢者など災害弱者の実態と情報を共有し、避難計画の策定など具体的な対策を講じること。避難の警報システムを整備すること。全国的な同時多発型の地震への対応も検討すること。</p>	<p>住民への迅速かつ確実な災害情報の伝達については、各市町村において、防災行政無線や広報車の他、携帯電話による緊急速報メールやインターネット、ソーシャルネットワークサービスなど多様な伝達手段の整備・活用に取り組んでいるところです。</p> <p>また、今年度から運用している災害情報システムでは、市町村が発令する避難勧告など、災害時に県民が必要とする情報を、Lアラートを通じて、テレビ等で迅速かつ的確に伝達しているところです。</p> <p>さらに、全国的な同時多発型の地震への対応については、岩手県災害時受援応援計画を策定し、大規模かつ広域的な災害に対応できる体制の整備等に取り組んできたところであり、平成28年熊本地震では応援本部を設置し、人的支援や支援物資の提供などにより被災地の支援を行ったところです。</p>	総務部	総合防災室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>7、東日本大震災津波・台風10号災害の検証と教訓を踏まえ、住民合意による安全安心のまちづくりをすすめる、防災対策を抜本的に強化すること。</p> <p>1、東日本大震災津波の検証と教訓を生かし、安全安心なまちづくりを住民の合意で進めること。</p> <p>6) 自主防災組織の組織化と研修、実践的な訓練など活動への支援を強化すること。</p>	<p>自主防災組織の組織化と活動への支援については、自主防災組織のリーダーを対象とした研修会や、連絡会議を開催するとともに、岩手県地域防災サポーターを地域等へ派遣し、研修会や訓練等の取組を支援するなど、市町村と連携して取り組んでいます。</p> <p>また、平成28年度は、自主防災組織の結成促進を支援することを目的に、岩手大学や市町村と連携して研修会を開催したところです。</p> <p>今後も市町村等と連携しながら、地域の実情に応じた自主防災組織の組織化や、研修会、訓練など活動の活性化のための支援を行っていきます。</p>	保健福祉部	地域福祉課	B 実現に努力しているもの
<p>7、東日本大震災津波・台風10号災害の検証と教訓を踏まえ、住民合意による安全安心のまちづくりをすすめる、防災対策を抜本的に強化すること。</p> <p>1、東日本大震災津波の検証と教訓を生かし、安全安心なまちづくりを住民の合意で進めること。</p> <p>6) 自主防災組織の組織化と研修、実践的な訓練など活動への支援を強化すること。</p>	<p>自主防災組織の組織化と活動への支援については、自主防災組織のリーダーを対象とした研修会や、連絡会議を開催するとともに、岩手県地域防災サポーターを地域等へ派遣し、研修会や訓練等の取組を支援するなど、市町村と連携して取り組んでいます。</p> <p>また、平成28年度は、自主防災組織の結成促進を支援することを目的に、岩手大学や市町村と連携して研修会を開催したところです。</p> <p>今後も市町村等と連携しながら、地域の実情に応じた自主防災組織の組織化や、研修会、訓練など活動の活性化のための支援を行っていきます。</p>	総務部	総合防災室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>7、東日本大震災津波・台風10号災害の検証と教訓を踏まえ、住民合意による安全安心のまちづくりをすすめる、防災対策を抜本的に強化すること。</p> <p>2、集落・コミュニティの維持を基本に、住民合意を貫いて高台移転や土地のかさ上げ、災害に強いまちづくりを進めること。</p> <p>1) 防災集団移転事業による高台移転や土地のかさ上げなどまちづくりに当たっては、徹底した地域住民の協議と合意に基づいて、コミュニティの維持を基本に進めること。浸水した土地については被災前の価格で買い上げるようにすること。</p>	<p>まちづくり面整備事業については、平成28年12月31日時点で、158地区のうち156地区(約99%)で着工し、109地区(約69%)が完成しているところですが、今後のまちづくりに当たっても、まちづくり協議会等へ専門家を派遣するなど、住民主体の復興まちづくりを支援していきます。</p> <p>東日本大震災津波からの復旧・復興の事業に必要な土地の取得価格については、平成24年1月12日付けで国(中央用地対策連絡協議会)から、「被災地内の用地取得における土地評価は、公共用地の取得に伴う損失補償基準等に定めるところにより行う旨」改めて通知がなされたところです。</p> <p>なお、本県沿岸12市町村や国、県などの復旧・復興事業の施行者において、「岩手県の被災地における土地価格の情報連絡会議」を設立し、同補償基準等に則り取得価格を適正に算定するための情報共有等を行っています。”</p>	<p>県土整備部</p>	<p>都市計画課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>7、東日本大震災津波・台風10号災害の検証と教訓を踏まえ、住民合意による安全安心のまちづくりをすすめる、防災対策を抜本的に強化すること。</p> <p>2、集落・コミュニティの維持を基本に、住民合意を貫いて高台移転や土地のかさ上げ、災害に強いまちづくりを進めること。</p> <p>2) 住宅の再建を思い切って支援するとともに、戸建てや長屋方式の多様な復興公営住宅の建設で集落の維持を図ること。</p>	<p>県では、被災者の住宅再建支援として市町村と共同で最大100万円を補助する事業を実施しています。また、バリアフリー化や県産材の活用を行う場合の補助や住宅ローンの利子補給などを実施しています。</p> <p>災害公営住宅の整備に当たっては、地域の実情等に応じた多様な住宅の供給を推進する方針としており、市町村と協議しながら立地特性等に応じて、長屋や木造での整備を検討していきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>建築住宅課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>7、東日本大震災津波・台風10号災害の検証と教訓を踏まえ、住民合意による安全安心のまちづくりをすすめる、防災対策を抜本的に強化すること。</p> <p>2、集落・コミュニティの維持を基本に、住民合意を貫いて高台移転や土地のかさ上げ、災害に強いまちづくりを進めること。</p> <p>3)高台移転などで分散型まちづくりとなることから、高台と役場・公共施設、病院、学校、商店街等を結ぶ交通体系を確立すること。</p>	<p>復興まちづくりが進む中、災害公営住宅や高台団地等の居住エリア、商業、医療、教育、福祉のエリアが変化しており、これに合わせた公共交通の確立が必要です。</p> <p>沿岸市町村では、特定被災地域公共交通調査事業などを活用し、コミュニティバスやデマンドタクシーなどにより交通を確保しているところですが、被災地の交通体系確立のため、応急仮設住宅を経由する路線のみならず、災害公営住宅や高台団地への運行についても幅広く補助対象とするよう国に要望しており、今後も要望していきます。</p> <p>また、県においては、有識者の派遣やコミュニティバス等の実証運行に対して補助を行う「地域公共交通活性化推進事業」などにより、市町村が行う新しいまちづくりに対応した公共交通の再編等について支援し、交通体系の確立に努めていきます。</p>	政策地域部	地域振興室	B 実現に努力しているもの
<p>7、東日本大震災津波・台風10号災害の検証と教訓を踏まえ、住民合意による安全安心のまちづくりをすすめる、防災対策を抜本的に強化すること。</p> <p>3、まちづくりの柱となる庁舎、病院、学校などの施設の再建を早期に進めること。JR大船渡線・JR山田線の復旧と三陸鉄道の復旧を優先して進めること。</p>	<p>JR山田線については、復旧に関する復興まちづくり事業との調整を図るとともに、早期の復旧にむけてJR東日本等との協議を進めているところです。</p> <p>また、国に対しても、早期復旧に向けたJR東日本への適切な指導・助言を図るよう要望しているところです。</p> <p>JR大船渡線については、BRTによる本格復旧が合意されたところです。</p>	政策地域部	地域振興室	B 実現に努力しているもの
	<p>県では、東日本大震災における復興事業の円滑化、迅速化のため、復興整備計画の作成支援を実施するなど、市町村との連携、支援を実施しています。引き続き、庁舎、病院、学校の早期再建に向けた連携、支援に努めていきます。</p>	復興局	まちづくり再生課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>7、東日本大震災津波・台風10号災害の検証と教訓を踏まえ、住民合意による安全安心のまちづくりをすすめ、防災対策を抜本的に強化すること。</p> <p>4、湾口防波堤の効果を徹底的に検証し、防潮堤の高さについても住民の合意に基づくまちづくりの中で検討すること。</p> <p>1)大船渡・釜石の湾口防波堤については、破壊の状況と防災効果について、徹底して科学的・実証的に検証すること。その結果を踏まえて湾口防波堤のあり方を見直すこと。</p>	<p>湾口防波堤の防災効果等については、国において「東日本大震災による被害状況と津波防災施設の役割の評価」に係る検証が行われ、「中間とりまとめ」において、「防波堤には、①津波高を低減、②港内の水位上昇を遅延させて避難時間を確保、③流速を弱め破壊力を低減させる効果がある。」と報告されています。</p> <p>安全安心のまちづくりをすすめるためにも、湾口防波堤の早期復旧について国に対して強く働きかけていきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>港湾課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>7、東日本大震災津波・台風10号災害の検証と教訓を踏まえ、住民合意による安全安心のまちづくりをすすめ、防災対策を抜本的に強化すること。</p> <p>4、湾口防波堤の効果を徹底的に検証し、防潮堤の高さについても住民の合意に基づくまちづくりの中で検討すること。</p> <p>2)防潮堤の高さについては、先に結論ありきとするのではなく、まちづくりのあり方と合わせて、住民の協議と合意に基づいて検討すること。</p>	<p>計画から工事着手まで、市町村が行う復興計画等の説明会や市町村と連携しながら事業説明会等において、地域の理解を得ながら進めてきています。市町村からも、復興まちづくりとあわせて、防潮堤を一刻も早く完成してほしいとの考えが伝えられており、防潮堤の早期復旧・整備に取り組んでいます。</p> <p>なお、防潮堤の高さは、まちづくりと計画策定の過程で、頻度の高い津波に対する安全度が確保される場合などには、地域の意向や他地区への影響を確認したうえで、防潮堤の高さを最大値より低くした箇所もあります。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>河川課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>7、東日本大震災津波・台風10号災害の検証と教訓を踏まえ、住民合意による安全安心のまちづくりをすすめる、防災対策を抜本的に強化すること。</p> <p>5、除雪対策を徹底し、除雪とともに排雪の取組を抜本的に強化すること。拡幅除雪とともに、歩道の確保対策を講じること。通学路の除排雪と安全対策を講じること。</p>	<p>県では、雪による幅員減少や圧雪等による通行障害の防止のため、初期除雪や拡幅除雪、排雪作業等の強化を図るとともに、市町村等と連携した効率的な除雪を推進し、安全で安心な道路交通の確保に努めています。</p> <p>また、通学路においては、通学時間帯前に通行可能な歩行空間を確保するなど、通園・通学路を重点とした歩道除雪を推進するとともに、歩行者の安全対策のため、横断歩道や交差点等における歩行障害の防止や見通しを確保する排雪作業を実施しています。</p> <p>今後とも、地域の皆様の御理解と御協力の下、更なる連携を図りながら、きめ細やかな除排雪作業を実施し、安全で安心な冬期歩行者空間の確保に努めていきます。</p>	県土整備部	道路環境課	B 実現に努力しているもの
<p>7、東日本大震災津波・台風10号災害の検証と教訓を踏まえ、住民合意による安全安心のまちづくりをすすめる、防災対策を抜本的に強化すること。</p> <p>6、岩手山、秋田駒ヶ岳、栗駒山の火山活動の観測体制を引き続き強化し、継続的で多様な防災訓練を一層強化し、防災教育・啓発の取組を系統的に進めること。火山との共生にふさわしい総合的対策を講じること。</p>	<p>県では、県内の常時観測火山(岩手山、秋田駒ヶ岳及び栗駒山)について、定期的な機上観測を行っているところです。</p> <p>また、気象庁では、平成28年度に新たに県内の常時観測火山にカメラや地震計を設置するなど、観測体制を強化しています。</p> <p>火山災害を想定した総合防災訓練は平成26年度に実施しているところですが、今後については、火山防災協議会での議論を踏まえ、ハザードマップや避難計画の作成と併せて、避難訓練や普及啓発を始めとするソフト対策のあり方についても検討していきます。</p>	総務部	総合防災室	B 実現に努力しているもの
<p>7、東日本大震災津波・台風10号災害の検証と教訓を踏まえ、住民合意による安全安心のまちづくりをすすめる、防災対策を抜本的に強化すること。</p> <p>7、防災体制の強化を図ること。</p> <p>1)総合防災室に、防災の専門技術者を配置するとともに、岩手大学・県立大学、東北大学と連携し、市町村の防災担当者を対象とする「防災講座」を実施するなど、防災担当者の研修・教育・訓練を強化すること。</p>	<p>防災の専門技術者については、総合防災室に元自衛官の防災危機管理監を配置している他、警察本部及び消防本部からも職員の派遣を受け、それぞれの専門知識を生かした防災・危機管理体制の強化に努めています。</p> <p>防災担当者の研修・訓練等については、岩手大学と連携し、「防災・危機管理エキスパート育成講座」等を開設している他、市町村の防災担当者を対象とした図上訓練や研修会を実施し、災害対応力の強化に努めています。</p>	総務部	総合防災室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>7、東日本大震災津波・台風10号災害の検証と教訓を踏まえ、住民合意による安全安心のまちづくりをすすめる、防災対策を抜本的に強化すること。</p> <p>7、防災体制の強化を図ること。</p> <p>2)要をなす消防職員は基準人員の70.9%(15年4月現在)にとどまっております計画的に増員(809人増)を図ること。</p>	<p>消防職員数は、国が示す消防力の整備指針を基本としつつ、消防団の体制や自主防災組織の活動状況、建造物の配置や構造など、地域の様々な実情を踏まえ、それぞれ消防活動を行う市町村や一部事務組合等の判断を尊重しつつ、消防力の充実強化が図られるよう、今後も必要な対策の実施を働きかけていきます。</p>	総務部	総合防 災室	B 実現 に努力 している もの
<p>7、東日本大震災津波・台風10号災害の検証と教訓を踏まえ、住民合意による安全安心のまちづくりをすすめる、防災対策を抜本的に強化すること。</p> <p>7、防災体制の強化を図ること。</p> <p>3)消防団員の確保と待遇の改善、地域住民による自主防災組織の育成・訓練の強化に取り組むこと。災害時の消防団員の安全の確保対策を講じること。県消防学校の施設、体制の改善・強化をはかること。</p>	<p>消防団員の確保と処遇の改善については、従来から市町村への働きかけを行ってきたところですが、市町村が作成する「地方版総合戦略」に消防団の充実強化を位置付け、国の支援を効果的に活用し、団員確保の取組みを強力に推進するよう助言を行ってきたところです。</p> <p>自主防災組織の育成・訓練の強化については、自主防災組織のリーダーを対象とした研修会や連絡会議を開催するとともに、岩手県地域防災サポーターを派遣し、研究会や訓練の取組を支援するなど、市町村と連携して取り組んでいるところです。災害時の消防団の安全確保対策については、市町村が消防団の活動マニュアルの策定、見直しを行う際の指針を取りまとめたところであり、安全確保に向けた支援を行っています。</p> <p>消防学校については、女性消防職団員の受入体制について、ハード、ソフトの両面で整備を進めている他、計画的に修繕を行うなど教育環境の整備に努めるとともに、国が定める消防職団員の教育訓練の基準の見直しに対応し県の基準を改正するなど、教育体制の強化を図っています。</p>	総務部	総合防 災室	B 実現 に努力 している もの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>8、不要・不急の大型公共事業は抜本的に見直し、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学会議の提言を踏まえ進めること</p> <p>1、津付ダム建設事業(141億円)は中止となりました。築川ダム建設事業は進められていますが、あらゆる段階で見直しを検討するとともに、自然環境・生態系の維持が図られるようにすべきです。</p>	<p>築川ダムについては、築川流域の住民の生命と財産を洪水の被害から守る治水を目的にダムや遊水地、河川改修等様々な手法から「ダム＋河川改修」が最適と判断し、既に河川改修が概成していることから、水道用水等の確保の利水目的を併せ持つ多目的ダムとして、平成4年度から建設事業として取り組んでおり、平成27年11月に大規模事業評価専門委員会から事業継続の答申があったところです。</p> <p>また、事業を進めるに当たっては、自然環境・生態系への影響を可能な限り回避低減するよう努めていきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>河川課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>8、不要・不急の大型公共事業は抜本的に見直し、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学会議の提言を踏まえ進めること</p> <p>2、大型開発・大型公共事業を総点検し、見直すとともに、公共事業の中身を学校の耐震化、県営住宅の増設、下水道の整備、防災対策、道路・橋梁・トンネルの維持管理など生活密着型に転換し地元中小企業の仕事を拡大すること。</p>	<p>「いわて県民計画」では、7つの政策の柱の一つに、岩手を支える基盤として「社会資本・公共交通・情報基盤」の整備を掲げ、厳しい財政環境の中、選択と集中を図りながら、必要な社会資本の整備や社会資本の維持管理に取り組んでいます。また、「復興基本計画」では安全の確保を掲げ、多重防災型まちづくりや災害に強い交通ネットワークの構築を進めています。</p> <p>さらに大型の開発事業や公共事業の実施に当たっては、大規模事業評価により、事業の効果的な推進と重点化を図っていくこととしています。</p>	<p>政策地域部</p>	<p>政策推進室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>8、不要・不急の大型公共事業は抜本的に見直し、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学会議の提言を踏まえ進めること</p> <p>3、港湾整備事業(総事業費1,354億円)は、計画と実績が大きく乖離しており、大震災津波の被害状況を踏まえ抜本的に見直すこと。</p> <p>花巻空港整備事業(310億円うち県費270億円)も当初の計画と目標から大きく乖離し、利用客は大幅に減少しており、事業の検証を行い今後にかすこと。</p>	<p>各港の港湾計画については、企業ヒアリング等により社会経済情勢を的確に反映させて計画改訂することとしています。また、今後の整備については、東日本大震災津波からの復旧状況や需要動向を踏まえながら、公共事業評価制度に基づく事前評価や再評価を行い、効率的、効果的に進めていきます。</p> <p>花巻空港整備事業は、地域間交流の活性化や本格的な国際化時代の到来に対応した空港機能の一層の拡充を図るために実施したところです。いわて花巻空港は、産業及び観光振興などにおいて極めて重要な役割を担っており、東日本大震災津波においても、災害拠点空港として重要な役割を果たし、交通インフラとしての重要性が再認識されたところです。</p> <p>花巻空港の利用客は平成23年に増加に転じ、平成25年度以降の上期ダイヤでは過去最高となる1日12往復の国内定期便が運航されるなど、路線網の拡充が図られてきています。また、国際線についても平成26年度には本県初の台湾との定期チャーター便が運航され、その定期路線化に向け必要な取組を行っているところです。県としては、国際線の受入態勢の充実を図る他、岩手県空港利用促進協議会とも一体となり、花巻空港の更なる利用促進に取り組んでいきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>港湾課 空港課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>8、不要・不急の大型公共事業は抜本的に見直し、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学会議の提言を踏まえ進めること</p> <p>4、県の大規模事業評価専門委員会の審議は県の立場に偏重しており、結果的に県の追認機関となっています。委員会の審議の在り方、人選についても地域住民の意見や専門家の意見聴取を行い科学的・専門的な審議が行えるよう見直すこと。</p>	<p>専門委員の人選は、専門委員会が所掌する案件の審議等に求められる専門性と調査審議に当たっての中立性に配慮することを基本方針としています。</p> <p>大規模事業評価専門委員会については、審議予定事業の多い道路・河川分野の他、環境分野や事業費の適正化の観点から会計分野などの専門性を重視した人選を行っており、科学的・専門的な見地から十分な調整審議ができる体制を整えています。</p> <p>また、専門委員会の調査審議に当たり、更に専門的・技術的な観点から意見を聴く必要がある場合には、該当する分野の専門家等を招いて意見を聴くこととしている他、地域住民の意見を適切に反映させる必要がある場合には、当該議事の関係者を招いて意見を聴くこととしています。</p>	<p>政策地域部</p>	<p>政策推進室</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>8、不要・不急の大型公共事業は抜本的に見直し、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること</p> <p>5、農家の利用の見通しが見えない馬淵川沿岸水利事業(国営495億円、県営115億円)や八戸平原水利事業(国営510億円、県営200億円)などは、計画と実態を検証し、抜本的に見直しすること。</p>	<p>5 馬淵川沿岸地区及び八戸平原地区については、国営事業による基幹水利施設の整備を終えており、現在、附帯する県営事業による畑地かんがい施設の整備や、整備に向けた調査を行っているところです。</p> <p>かんがい施設を整備した畑地においては、レタスやキャベツ、りんごやおとうなど、野菜・果樹などの収量・品質の向上・安定化、果樹の霜害の大幅軽減などの効果が確認されています。</p> <p>県としては、これまで確認されているかん水効果の普及・啓発を図りつつ、地域の状況を踏まえた県営事業の推進を図っていきます。</p>	農林水産部	農村計画課	B 実現に努力しているもの
<p>8、不要・不急の大型公共事業は抜本的に見直し、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること</p> <p>6、盛岡市が進めるオムニバスタウン計画(交通渋滞対策)、パークアンドライドの取組を支援するとともに、住民の利便性が向上するよう改善を図ること。公共交通機関の充実で、市内中心部への自動車乗り入れ総量を規制するなど、歴史と文化を大切にしながら城下町にふさわしい町づくりを進めること。</p>	<p>県では、「運輸事業振興費補助」により、盛岡市が進めるオムニバスタウン計画に基づき整備されたバスロケーションシステムやハイグレードバス停などの整備・更新について財政支援を行っています。</p> <p>今後も盛岡市と連携し、住民の利便性向上が図られるよう支援してまいります。</p>	政策地域部	地域振興室	B 実現に努力しているもの
<p>8、不要・不急の大型公共事業は抜本的に見直し、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること</p> <p>7、雇用促進住宅の一方的廃止に反対し、国の責任で維持するように求めること。</p> <p>1)被災者のみなし仮設住宅として活用するとともに、今後の活用策を検討すること。</p>	<p>東日本大震災で被災され、現在、雇用促進住宅へ入居されている方々のうち、貸与期間延長地域の対象者については、貸与期間が延長される間は、みなし仮設として活用されることとなっています。</p> <p>今後も、社会情勢に応じ、その活用について求めていきます。</p>	商工労働観光部	雇用対策・労働室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>8、不要・不急の大型公共事業は抜本的に見直し、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること</p> <p>7、雇用促進住宅の一方的廃止に反対し、国の責任で維持するように求めること。</p> <p>2)「派遣切り」や「雇い止め」となった労働者の入居を速やかに行うこと。継続して入居できるよう徹底すること。入居者に対する一方的な退去勧告は撤回し、中止すること。</p>	<p>平成28年3月以降、雇用促進住宅の新規入居受付は停止しており、雇用促進住宅を所管している(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構は、入居者が入居した状態で譲渡されるよう、民間事業者への売却も取り組んでいます。</p> <p>県は、これまで厚生労働省に対し、入居者に廃止までのスケジュール等について十分な説明を行うこと、高齢者、障害者、母子世帯等の退去については、関係市町村と十分な連携を図ること等について要望してきました。</p> <p>県としては、今後とも住民の方々の不安が生じないよう、雇用促進住宅の廃止に係る国からの情報を収集し、関係市町村に情報提供するなど対応していきます。</p>	商工労働観光部	雇用対策・労働室	B 実現に努力しているもの
<p>8、不要・不急の大型公共事業は抜本的に見直し、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること</p> <p>7、雇用促進住宅の一方的廃止に反対し、国の責任で維持するように求めること。</p> <p>3)雇用促進住宅の果たしている役割を評価し、国に廃止の撤回を求めること。自治体に譲渡する場合は、無償譲渡など特別の財政支援を行うこと。</p>	<p>県は、これまで厚生労働省に対し、入居者に廃止までのスケジュール等について十分な説明を行うこと、高齢者、障害者、母子世帯等の退去については、関係市町村と十分な連携を図ること等について要望してきました。</p> <p>雇用促進住宅を所管している(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構は、入居者が入居した状態で譲渡されるよう、民間事業者への売却に取り組んでいます。</p> <p>県としては、今後とも住民の方々の不安が生じないよう、雇用促進住宅の廃止に係る国からの情報を収集し、関係市町村に情報提供するなど対応していきます。</p>	商工労働観光部	雇用対策・労働室	B 実現に努力しているもの
<p>8、不要・不急の大型公共事業は抜本的に見直し、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること</p> <p>7、雇用促進住宅の一方的廃止に反対し、国の責任で維持するように求めること。</p> <p>4)県は市町村と協力し、入居者の生活を守るためあらゆる手だてを尽くすこと。</p>	<p>県は、これまで厚生労働省に対し、入居者に廃止までのスケジュール等について十分な説明を行うこと、高齢者、障害者、母子世帯等の退去については、関係市町村と十分な連携を図ること等について要望してきました。</p> <p>雇用促進住宅を所管している(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構は、入居者が入居した状態で譲渡されるよう、民間事業者への売却にも取り組んでいます。</p> <p>県としては、今度とも住民の方々の不安が生じないよう、雇用促進住宅の廃止に係る国からの情報を収集し、関係市町村に情報提供するなど市町村と連携して対応していきます。</p>	商工労働観光部	商工労働観光部	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>8、不要・不急の大型公共事業は抜本的に見直し、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること</p> <p>8、県民の要望が強い県営住宅の新增設を進めること。県産材を活用した木造住宅の整備を推進すること。既存の県営住宅に風呂釜を設置すること。駐車場のあり方（1世帯1台）を見直し整備すること。</p>	<p>東日本大震災津波の被災者のための災害公営住宅は、県と市町村で5,694戸の整備を進めています(平成28年12月31日時)。</p> <p>県営住宅の整備に当たっては、従来から内装材等への県産木材の使用に努めてきたところであり、一部では木造による整備も実施しているところ。県営住宅への浴槽等の設置については、建替えや改修に合わせて順次進めているところであり、既存の県営住宅の風呂釜については、新規入居者の負担軽減を図るため再利用を可能とする運用を実施しているところ。県営住宅の駐車場については、一部団地において2台目駐車場の許可を実施しており、今後、条件の整った団地での拡大を検討していきます。</p>	県土整備部	建築住宅課	B 実現に努力しているもの
<p>8、不要・不急の大型公共事業は抜本的に見直し、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること</p> <p>9、空き家対策とともに安価な若者住宅の整備に取り組むこと。</p>	<p>空き家対策として、平成27年度は、行政職員向け公民連携セミナーや県民対象のイベントとして岩手県公会堂を会場としてシンポジウムを開催し、広がりノベーションのイメージの共有に努めました。</p> <p>平成28年度は、岩手県の取組を全国に発信するため東京で開催されたリノベーションまちづくりサミット2016に参加しました。また行政職員、民間事業者双方の人材育成と、公的不動産利活用検討を同時に行うイベントとして、いわてリノベーションスタディを開催した他、このスタディで提案された公的不動産の利活用案を社会実験として実施しました。また「岩手県空家等対策連絡会議」を設立し、関係団体等との連携体制を構築しました。</p> <p>今後は、空き家等利活用に取り組む民間事業者と連携し、若者住宅等の供給等も視野に入れた空き家等利活用の推進を図っていきます。</p>	県土整備部	建築住宅課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>8、不要・不急の大型公共事業は抜本的に見直し、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学会議の提言を踏まえ進めること</p> <p>10、資材と労賃の高騰等に対応した効果的な入札制度に改善すること。</p> <p>1)復興事業の進展に伴い、資材・労賃の高騰、建設職人の不足と工期の延長などの事態が生じています。災害公営住宅の建設や防潮堤の整備など復興事業が停滞することのないよう、適正な建設単価の見直しを求めるとともに、効果的な入札を進めること。</p>	<p>県営建設工事においては、実勢に即した設計価格にするために労務単価や資材価格などが上昇した場合には速やかに積算に反映させること、被災地以外からの労働者を確保するために必要となる宿泊費や交通費など実際に要した費用を考慮し設計変更において計上できること等実情に即した対策を講じています。引き続き入札状況を注視しながら、適切に対応していきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>建設技術振興課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>8、不要・不急の大型公共事業は抜本的に見直し、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学会議の提言を踏まえ進めること</p> <p>10、資材と労賃の高騰等に対応した効果的な入札制度に改善すること。</p> <p>2)公共事業の発注に当たっては、下請けの契約関係の適正化に努めること。地元企業・中小企業の育成に配慮した、地域貢献度やランク別など条件付き一般競争入札を基本とするとともに、請負企業の経営安定のため、最低制限価格を導入し上げること。制定された「公契約条例」に基づき、公共工事等に従事する労働者の適正な賃金や労働条件を確保し、地元中小企業への発注を優先すること。</p>	<p>県営建設工事の入札においては、地元企業の入札参加に配慮した地域要件等を設定して条件付一般競争入札を実施するとともに、地域貢献度を評価する総合評価落札方式を導入しています。</p> <p>また、県では、平成19年7月以降、最低制限価格制度から低入札価格調査制度に切り替え、ダンピング防止対策を講じているところです。</p> <p>引き続き、県内業者で施工可能と認められる工事は、県内優先発注を原則とするなど、県が締結する契約に関する条例の基本理念の実現に向けて、適切に対応します。</p>	<p>総務部</p>	<p>総務室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
	<p>県では、県営建設工事請負契約書附属条件において、下請契約を締結した場合、下請調書を提出することや、土木工事特記仕様書において、下請契約締結後、速やかに、施工体制台帳及び施工体系図を作成し、提出することを義務づけており、下請の契約関係の適正化に努めています。</p> <p>また、公共工事の発注に当たっては、地元業者で施工可能なものは地元業者を優先する発注に努めています。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>建設技術振興課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>8、不要・不急の大型公共事業は抜本的に見直し、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること 10、資材と労賃の高騰等に対応した効果的な入札制度に改善すること。 3)分離分割発注を進めるとともに、下請契約書(調書)の公表、談合情報通りの落札となった場合の入札取り消しなど厳格な対応を実施すること。</p>	<p>談合情報通りの落札となった場合には、入札参加者から事情聴取等を行い、談合の事実があったと認められる場合や談合等不正行為の疑いが強い場合には、入札を無効とするほか、必要に応じて公正取引委員会や警察に通報することとしています。</p> <p>工事の発注契約については、各建設企業の健全な経営環境を確保するため、原則として専門工事の分離発注を行うこととしており、引き続き適正な発注に努めていきます。 下請契約書(調書)の公表については、公開することによって請負人の競争上の地位を害するおそれがある下請金額等が記載されていることから、施工体制台帳等活用マニュアルの主旨に則って取り扱っています。</p>	<p>総務部</p>	<p>総務室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>8、不要・不急の大型公共事業は抜本的に見直し、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること 11、地上デジタルテレビジョン放送の難視聴解消の対策を講じること。</p>	<p>地上デジタルテレビジョン放送の難視聴解消の対策については、国と放送事業者が対象世帯から恒久対策について同意を得て実施し、岩手県内の対象世帯について平成27年3月までに全て対策を完了したと伺っています。 なお、東日本大震災津波による、高台移転に伴う地デジ難視聴対策については、国の被災地域情報化推進事業を活用した対策が講じられています。</p>	<p>政策地域部</p>	<p>情報政策課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
<p>8、不要・不急の大型公共事業は抜本的に見直し、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること 12、ILC(国際リニアコライダー)誘致の取組は、学術会議の提言を踏まえ、国の財政状況、学術会議での合意形成、国際的な財政支援の動向などを踏まえて、過大な取組にならないよう進めること。</p>	<p>国では、日本学術会議が指摘した課題に対する調査・検討を進めるため、平成26年度から継続的にILCに関する経費を予算措置しています。また、文部科学省のILCに関する有識者会議では、新たに「体制及びマネジメントの在り方検証作業部会」が設置され、検討が進められています。 県としては、引き続き、国等の動向を注視しながら、ILCの実現に向けて必要な取組を行っていきます。</p>	<p>政策地域部</p>	<p>科学ILC推進室</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>9、原子力発電からの撤退、自然エネルギーの本格的導入で先進県をめざし、自然と共生しながら発展する新たな経済社会をめざすこと。</p> <p>1、「即時原発ゼロ」の方針を県として打ち出し、国に政治的な決断を求めること。原発より危険な青森県六ヶ所村の「再処理施設」の閉鎖を求めること。プルサーマル計画の中止を求めること。</p>	<p>六ヶ所村の使用済み核燃料再処理施設については、国が安全性を審査し、設計認可等するとともに、現在、新規基準に基づく安全審査を行っており、その安全性については、国及び事業者の責任において確保されるべきものと考えています。</p>	環境生活部	環境保全課	S その他
<p>9、原子力発電からの撤退、自然エネルギーの本格的導入で先進県をめざし、自然と共生しながら発展する新たな経済社会をめざすこと。</p> <p>2、原発の再稼働、輸出の中止を求めること。高レベル放射性廃棄物の最終処分地問題では、一部の学者が北上山地(沿岸部)を地質的に有望と指摘していることから、将来にわたって最終処分地にしないとする岩手県宣言や最終処分地にしない県条例の制定を検討すること。</p>	<p>原子力政策に関しては、国の責任において決定されるべきものと考えています。また、高レベル放射性廃棄物の最終処分地問題については、県としてこれまでも様々な機会を通じて受入について明確に拒否してきており、今後もその姿勢は変わらないものです。</p>	環境生活部	環境保全課	S その他

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>9、原子力発電からの撤退、自然エネルギーの本格的導入で先進県をめざし、自然と共生しながら発展する新たな経済社会をめざすこと。</p> <p>3、自然エネルギーの本格的な導入を進めること。地球温暖化防止対策に真剣に取り組み、8%の削減目標に総力を挙げて取り組み、2020年までに30%削減目指す具体的な方策と行程表を示すこと。</p> <p>1)地球温暖化防止に真剣に取り組むこと。県が独自に決定した8%削減目標の達成目指しあらゆる対策を講じること。特に排出量の69.8%を占める産業界の取組を重視して、自主努力にとどめず削減協定を締結するなど具体的に進めること。家庭部門についても実効性のある具体的な対策を講じること。</p>	<p>県では、平成11年9月に策定した「岩手県環境基本計画」及び平成17年6月に策定した「岩手県地球温暖化対策地域推進計画」において、平成22年度の二酸化炭素排出量を平成2年(基準年)比で8%削減する目標を掲げ取組を進めてきたところ、目標年である平成22年度の排出量は、基準年の10.2%減となり、目標を達成しました。</p> <p>現在は、平成28年3月に改訂した「岩手県地球温暖化対策実行計画」に基づき、取組を進めています。</p> <p>なお、本計画は、平成32年度に平成2年比25%削減を目標とし、各部門における今後の対策を明らかにした上で、具体的取組を進めることとしています。</p> <p>また、産業界や家庭部門における具体的対策についてですが、県では、市町村や産業、運輸、地域活動団体など全県的な団体で構成される「温暖化防止いわて県民会議」と連携しながら、省エネや再生可能エネルギー導入に取り組んでいます。</p> <p>産業・業務部門に対しては、条例に基づく「地球温暖化対策計画書」の作成義務や、環境マネジメントに取り組む「いわて地球環境にやさしい事業所」の認定等を行っています。</p> <p>また、家庭部門に対しては、岩手県地球温暖化防止活動センターによる「うちエコ診断」の実施のほか、地域における勉強会等への温暖化防止活動推進員の派遣などによる身近な省エネや節電の普及啓発などの各種対策を実施しています。</p>	環境生活部	環境生活企画室	B 実現に努力しているもの
<p>9、原子力発電からの撤退、自然エネルギーの本格的導入で先進県をめざし、自然と共生しながら発展する新たな経済社会をめざすこと。</p> <p>3、自然エネルギーの本格的な導入を進めること。地球温暖化防止対策に真剣に取り組み、8%の削減目標に総力を挙げて取り組み、2020年までに30%削減めざす具体的な方策と行程表を示すこと。</p> <p>2)地球温暖化防止についての啓発・学習の取組を学校、地域、職場などあらゆるところで、草の根から取り組むこと。</p>	<p>県では、地球温暖化防止活動推進センターを拠点に、温暖化対策に係る情報発信や普及啓発などの取組を進めています。</p> <p>具体的には、「CO2ダイエットいわて倶楽部」会員の募集や、当該会員へのメールマガジンの発行、小学生とその家庭での取組を促す「地球温暖化を防ごう隊」事業、各地域で開催される研修会や勉強会等への地球温暖化防止活動推進員の派遣などを行っています。</p> <p>また、平成26年度より地球温暖化防止に関する活動発表や講演会・セミナーなど総合的な情報提供や普及啓発を図るために、「いわて温暖化防止フェア」を開催しており、平成28年度は、10月に久慈市、1月に盛岡市で開催しました。</p> <p>今後においても、こうした取組を継続して実施し、家庭や職場、更には地域における取組を促進していきます。</p>	環境生活部	環境生活企画室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>9、原子力発電からの撤退、自然エネルギーの本格的導入で先進県をめざし、自然と共生しながら発展する新たな経済社会をめざすこと。</p> <p>3、自然エネルギーの本格的な導入を進めること。地球温暖化防止対策に真剣に取り組み、8%の削減目標に総力を挙げて取り組み、2020年までに30%削減めざす具体的な方策と行程表を示すこと。</p> <p>3)2020年目指す30%削減目標を達成するために、目標にふさわしい戦略と具体的な方策と行程表を策定し取り組むこと。</p>	<p>県では、平成28年3月に「岩手県地球温暖化対策実行計画」をこれまでの取組状況や温暖化対策等に係る国内外の動向等を踏まえ見直し、平成32年度の目標を平成2(基準)年比25%削減に変更するとともに、目標達成に向けた対策や施策、具体的行程表を明示したところです。当該計画に基づき、市町村や各団体との連携・協働の下、全県的に取組を進めていきます。</p>	環境生活部	環境生活企画室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>9、原子力発電からの撤退、自然エネルギーの本格的導入で先進県をめざし、自然と共生しながら発展する新たな経済社会をめざすこと。</p> <p>3、自然エネルギーの本格的な導入を進めること。地球温暖化防止対策に真剣に取り組み、8%の削減目標に総力を挙げて取り組み、2020年までに30%削減めざす具体的な方策と行程表を示すこと。</p> <p>4)自然エネルギーの活用を大幅に拡大すること。太陽光発電や風力、小水力、木質バイオマスなどそれぞれの具体的な目標と計画を立て強力で推進すること。</p>	<p>本県に豊富に賦存する再生可能エネルギーの最大限の活用を図るため、「岩手県地球温暖化対策実行計画」(平成28年3月改訂)において、再生可能エネルギーによる電力自給率を平成32年度までに現状の2倍とする目標を定めるとともに、主要な施策の行程表等も示しながら取組を進めています。</p> <p>県では、この計画に基づき、地域の特徴を活かし、地域に根ざした再生可能エネルギーの積極的な導入を図られるよう取組を進めていきます。</p>	環境生活部	環境生活企画室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>9、原子力発電からの撤退、自然エネルギーの本格的導入で先進県をめざし、自然と共生しながら発展する新たな経済社会をめざすこと。</p> <p>4、青森県境の産廃不法投棄事件については、万全な安全対策を講じること。</p> <p>1)有害廃棄物の早期撤去、廃棄物の全量撤去に取り組むこと。</p>	<p>平成25年度に廃棄物は全量撤去を完了しています。</p>	環境生活部	廃棄物特別対策室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>9、原子力発電からの撤退、自然エネルギーの本格的導入で先進県をめざし、自然と共生しながら発展する新たな経済社会をめざすこと。</p> <p>4、青森県境の産廃不法投棄事件については、万全な安全対策を講じること。</p> <p>2) 専門家の協力と地域住民の参加で解決に取り組むこと。そのために、定期的な現地説明会を開催するなど地域住民に対する説明責任を果たすこと。</p>	<p>学識経験者と地域住民代表者を構成員とする原状回復対策協議会は、公開の場において現場の原状回復に当たっての科学的知見や地域住民の意見などを踏まえ、浄化対策事業を実施しているところです。</p>	環境生活部	廃棄物特別対策室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>9、原子力発電からの撤退、自然エネルギーの本格的導入で先進県をめざし、自然と共生しながら発展する新たな経済社会をめざすこと。</p> <p>4、青森県境の産廃不法投棄事件については、万全な安全対策を講じること。</p> <p>3) 産業廃棄物の不法投棄の根絶を目指し、産廃Gメンの活動と対策を強化するとともに、隣県との連携、市町村との協力を強化すること。最後まで汚染者負担の原則を貫くこと。</p>	<p>不法投棄等産業廃棄物の不適正処理に対する監視指導については、産廃Gメンを広域振興局等に配置し、地域に密着した監視指導を効率的に実施するとともに、隣県や市町村等と連携し、合同パトロールを行うなど不法投棄の未然防止や早期発見に向け引き続き努力しています。</p> <p>また、不法投棄行為者に対して原状回復など改善を求め、早期解決を図っていきます。</p>	環境生活部	資源循環推進課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>9、原子力発電からの撤退、自然エネルギーの本格的導入で先進県をめざし、自然と共生しながら発展する新たな経済社会をめざすこと。</p> <p>5、県の盛岡広域の「ゴミ処理広域化計画」と大型焼却炉導入（溶融炉）は見直すこと。</p> <p>1) 盛岡広域3市5町のごみを盛岡市1カ所に集中させる「ごみ広域化計画」は、ごみの減量・リサイクルに逆行するとともに、何よりも焼却施設周辺の住民に大きな影響を与えるものであり、地域住民が求める分散型に見直すこと。焼却施設周辺の小学校におけるぜんそく罹患率が高い実態と原因について調査すること。</p>	<p>ごみ処理広域化により、ごみの減量化、リサイクルに係る先進的な取組が地域内に拡大されていくことから、ごみ処理広域化は今後も促進する必要があるものと考えています。</p> <p>また、焼却施設の稼働とぜんそく罹患率の関係については、調査実施を含め、施設設置者が対応していくものと考えています。</p>	環境生活部	資源循環推進課	D 実現が極めて困難なもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>9、原子力発電からの撤退、自然エネルギーの本格的導入で先進県をめざし、自然と共生しながら発展する新たな経済社会をめざすこと。</p> <p>5、県の盛岡広域の「ゴミ処理広域化計画」と大型焼却炉導入（溶融炉）は見直すこと。</p> <p>2)大型焼却炉の導入は、ゴミの減量に逆行し、安全性、効率性など未完成の技術で自治体に過大な負担を与えかねません。既に導入した自治体では過大な施設となり、ゴミを求める逆立ちした状況も見られます。全面的な見直しを図るとともに市町村に押しつけないこと。</p>	<p>「岩手県ごみ処理広域化計画」は、新たな制度の創設や社会情勢の変化によりごみ処理状況に変更が生じた場合には、必要に応じて計画を見直すとしており、この計画策定以降において、ごみ処理施設を大切に長期間使用するといういわゆる長寿命化の考え方が打ち出されているなど、計画を進めるにあたり地域の状況の変化を考慮する必要があると認識しています。</p> <p>なお、ごみ処理広域化の目的である廃棄物処理事業のコストの低減や、排熱等未利用エネルギーの有効活用、リサイクルの推進などは、引き続き実現を目指すべきものと考えており、ごみ処理施設の段階的な集約やこれに必要な長寿命化等について社会情勢の変化も踏まえながら対応していきます。</p>	環境生活部	資源循環推進課	B 実現に努力しているもの
<p>9、原子力発電からの撤退、自然エネルギーの本格的導入で先進県をめざし、自然と共生しながら発展する新たな経済社会をめざすこと。</p> <p>5、県の盛岡広域の「ゴミ処理広域化計画」と大型焼却炉導入（溶融炉）は見直すこと。</p> <p>3)小型焼却炉でも現在では十分ダイオキシン対策に適合できます。国に対し国庫補助を認めるよう求めること。</p>	<p>廃棄物の発生抑制及び適正な循環的利用を徹底するため、循環型社会形成推進交付金による交付対象は、エネルギー回収型廃棄物処理施設とされ、小型焼却炉に多い単純焼却施設は交付対象外となっています。</p> <p>県としても、ごみ焼却に伴い発生する熱エネルギーを有効に活用できる施設が望ましいと考えています。</p>	環境生活部	資源循環推進課	B 実現に努力しているもの
<p>9、原子力発電からの撤退、自然エネルギーの本格的導入で先進県をめざし、自然と共生しながら発展する新たな経済社会をめざすこと。</p> <p>5、県の盛岡広域の「ゴミ処理広域化計画」と大型焼却炉導入（溶融炉）は見直すこと。</p> <p>4)新たな焼却施設の整備にあつては、地域住民との覚書等を守り、住民合意を大前提にして進めること。一関市の場合もこの立場を堅持して進めること。</p>	<p>県央ブロック、県南ブロックにおける新たな焼却施設の整備については、必要に応じ助言を行っていきます。</p>	環境生活部	資源循環推進課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>9、原子力発電からの撤退、自然エネルギーの本格的導入で先進県をめざし、自然と共生しながら発展する新たな経済社会をめざすこと。</p> <p>6、PM2.5の観測体制を抜本的に強化すること。焼却場周辺の観測も行うこと。</p>	<p>県では、環境省が策定した事務処理基準に基づきPM2.5測定器を配置し、測定を行っています。今後も常時監視体制を維持し、測定を実施していきます。</p>	環境生活部	環境保全課	B 実現に努力しているもの
<p>9、原子力発電からの撤退、自然エネルギーの本格的導入で先進県をめざし、自然と共生しながら発展する新たな経済社会をめざすこと。</p> <p>7、ゴミ問題解決の基本は、元(発生源)からゴミを減らすことです。県としても発生抑制、リユース、リサイクル、リデュースのそれぞれの目標と計画をもって推進すること。</p> <p>1)ゴミのきめ細かな分別回収を徹底し、住民参加の取組を強化すること。生ゴミ、畜産廃棄物などの堆肥化・資源化の取り組みを抜本的に強化すること。</p>	<p>「岩手県循環型社会形成推進計画」においてごみの排出量等について目標値を定めており、ごみの発生抑制を第一とする3Rの取組を一層推進するために、「もったいない・いわて3R推進運動」を展開し、県民に対する普及啓発や市町村等が進めるごみ減量化への助言等を行っています。</p> <p>また、廃棄物の資源化等については、「産業・地域ゼロエミッション推進事業」により取組を進める企業等について支援をしており、今後も当該事業を継続していきます。</p>	環境生活部	資源循環推進課	B 実現に努力しているもの
	<p>県では、平成28年3月に、①堆肥センター等の施設の延命化、②飼料用米等を含む自給飼料生産における堆肥利用の推進、③広域的な堆肥流通に向けた情報の整理及び供給体制の整備等を推進することとした「岩手県家畜排せつ物利用促進計画」を策定し、家畜排せつ物の適正な管理と利用促進に向け、取り組んでいくこととしています。</p>	農林水産部	畜産課	B 実現に努力しているもの
<p>9、原子力発電からの撤退、自然エネルギーの本格的導入で先進県をめざし、自然と共生しながら発展する新たな経済社会をめざすこと。</p> <p>7、ゴミ問題解決の基本は、元(発生源)からゴミを減らすことです。県としても発生抑制、リユース、リサイクル、リデュースのそれぞれの目標と計画をもって推進すること。</p> <p>2)ゴミの発生を設計・生産段階から削減するために、現行制度を「拡大生産者責任」の立場で抜本的に見直すよう国に求めること。</p>	<p>「拡大生産者責任」については、循環型社会形成推進基本法や廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の他、各種リサイクル法に基づき取組が進められているものと認識しておりますが、県としても、関係法令の運用状況等を踏まえて、国に対する要望や周知に取り組んでいきます。</p>	環境生活部	資源循環推進課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>9、原子力発電からの撤退、自然エネルギーの本格的導入で先進県をめざし、自然と共生しながら発展する新たな経済社会をめざすこと。</p> <p>8、アスベスト対策に当たっては、企業と国の責任を明確にして抜本的な対策を講じること。</p> <p>1)健康被害が予想される労働者、住民など関係者のアスベスト特別検診を、県立病院など県内の医療機関で実施できるようにすること。CTスキャン等の二次検診も特別検診の対象として実施すること。必要な助成措置を講じること。専門医療機関と連携して県立病院での検診・診療体制の充実を図ること。</p>	<p>健康被害者の早期発見のための検診制度の確立等について、全国知事会を通じて国に要望しています。</p>	環境生活部	環境保全課	B 実現に努力しているもの
<p>9、原子力発電からの撤退、自然エネルギーの本格的導入で先進県をめざし、自然と共生しながら発展する新たな経済社会をめざすこと。</p> <p>8、アスベスト対策にあたっては、企業と国の責任を明確にして抜本的な対策を講じること。</p> <p>1)健康被害が予想される労働者、住民など関係者のアスベスト特別検診を、県立病院など県内の医療機関で実施できるようにすること。CTスキャン等の二次検診も特別検診の対象として実施すること。必要な助成措置を講じること。専門医療機関と連携して県立病院での検診・診療体制の充実をはかること。</p>	<p>アスベスト関連疾患の診断に関しては、エックス線写真の読影など、その判断には困難な事例が多く、また、医学的な知識・経験に加え、石綿ばく露等についての知識も必要となるものであり、県内においては、予防医学協会が特殊健診(第一次)に対応しています。</p>	保健福祉部	医療政策室	S その他
<p>9、原子力発電からの撤退、自然エネルギーの本格的導入で先進県をめざし、自然と共生しながら発展する新たな経済社会をめざすこと。</p> <p>8、アスベスト対策にあたっては、企業と国の責任を明確にして抜本的な対策を講じること。</p> <p>2)中皮腫による死亡者や治療者の被曝履歴等の実態調査を行うよう国に求めること。アスベストが原因と思われる肺がん、良性石綿胸水・びまん性胸膜肥厚などの被害実態調査も行うこと。</p>	<p>「アスベスト問題に係る総合対策(平成17年雄12月27日アスベスト問題に関する関係閣僚による会合)」の計画的な推進による実態調査の実施について、全国知事会を通じて国に要望しています。</p>	環境生活部	環境保全課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>9、原子力発電からの撤退、自然エネルギーの本格的導入で先進県をめざし、自然と共生しながら発展する新たな経済社会をめざすこと。</p> <p>8、アスベスト対策にあたっては、企業と国の責任を明確にして抜本的な対策を講じること。</p> <p>3)アスベスト調査の結果を公表し、対策を徹底すること。解体工事等のアスベスト飛散防止措置を行うに当たっては、周辺住民への周知等万全の体制をとり、届出、立入検査等必要な対策と体制を講じること。</p>	<p>建築物のアスベスト使用実態調査については、公共施設・民間施設それぞれにおいて実施しており、公共施設についてはその結果を公表しているところ です。</p> <p>解体工事等のアスベスト飛散防止対策については、大気汚染防止法に基づき、原則として立入検査の上、必要な指導を行って行きます。また、作業に当たってはその内容を表示して、周辺住民に周知することとなっています。</p>	環境生活部	環境保全課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>9、原子力発電からの撤退、自然エネルギーの本格的導入で先進県をめざし、自然と共生しながら発展する新たな経済社会をめざすこと。</p> <p>8、アスベスト対策にあたっては、企業と国の責任を明確にして抜本的な対策を講じること。</p> <p>4)中小零細企業等への撤去・改修工事等への無利子・無担保・無保証の融資制度を創設すること。</p>	<p>融資制度については、県の商工観光振興基金の低利子融資が利用可能であり、アスベストの除去・改修については1億円まで融資が可能です。</p>	環境生活部	環境保全課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>9、原子力発電からの撤退、自然エネルギーの本格的導入で先進県を目指し、自然と共生しながら発展する新たな経済社会をめざすこと。</p> <p>8、アスベスト対策にあたっては、企業と国の責任を明確にして抜本的な対策を講じること。</p> <p>5)県としてアスベスト検査体制を確立すること。</p>	<p>建築材のアスベストの含有検査については、県内の民間検査機関において対応が可能であることを確認しています。また、大気中の濃度測定については、県環境保健研究センターなどで対応が可能です。</p>	環境生活部	環境保全課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>9、原子力発電からの撤退、自然エネルギーの本格的導入で先進県をめざし、自然と共生しながら発展する新たな経済社会をめざすこと。</p> <p>9、ダイオキシン対策の基本は、発生源となる塩化ビニール類の分別・規制・リサイクルを徹底すること。</p> <p>1) 県として一般・産廃焼却施設のダイオキシン汚染調査を実施し、公表すること。母乳中のダイオキシン調査を継続し、対策を講じること。</p>	<p>県では、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、一般環境、廃棄物焼却施設などの発生源周辺のモニタリングを実施し公表しています。</p> <p>なお、同法による廃棄物焼却施設等規制対象施設には、排ガス等の自主測定と知事への報告が義務付けされており、これについても取りまとめの上公表しています。ダイオキシン類の人体への取り込み、蓄積状況については、国(厚生労働省、環境省等)により、専門的・継続的調査が実施されているものと承知しています。</p>	環境生活部	環境保全課	B 実現に努力しているもの
<p>9、原子力発電からの撤退、自然エネルギーの本格的導入で先進県をめざし、自然と共生しながら発展する新たな経済社会をめざすこと。</p> <p>9、ダイオキシン対策の基本は、発生源となる塩化ビニール類の分別・規制・リサイクルを徹底すること。</p> <p>2) 環境ホルモン汚染の実態を調査し、汚染原因と対策を明らかにすること。環境ホルモン汚染の疑いのあるPS食器は、他の安全なものに切り替えるよう指導すること。</p>	<p>県では、平成10年度から平成19年度までの10年間、県内の主な河川、海域について内分泌かく乱物質、いわゆる環境ホルモンの実態調査を実施し、全国に比べ検出頻度、濃度範囲ともに低いこと、魚類に対し内分泌かく乱作用が疑われる物質について無影響濃度を下回っていることを確認するとともに、調査結果についてはインターネット等を通じて公表してきたところです。</p> <p>食品用の器具又は容器包装については、公衆衛生の見地から、国が食品衛生法に基づき必要な規格基準を定めており、ポリカーボネートを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装についても、材質試験及び容器試験の規格基準に合わないものは、販売や営業上の使用等が禁止されています。</p> <p>なお、国では、平成24年4月に「食品用器具及び容器包装における再生プラスチック材料の使用に関する指針(ガイドライン)」を作成、同年12月にはポリスチレンを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装の材質試験法の改正を行うなどの取組を進めており、県としては、こうした国の対応を注視していきます。</p>	環境生活部	環境保全課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>9、原子力発電からの撤退、自然エネルギーの本格的導入で先進県をめざし、自然と共生しながら発展する新たな経済社会をめざすこと。</p> <p>10、2・4・5-T系除草剤の埋設処分問題では、国の責任で恒久対策を講じるよう引き続き求めること。</p>	<p>県としては、今後も関係市町村と十分連携を図りながら、国に対して恒久対策を要望していきます。</p>	環境生活部	環境保全課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>9、原子力発電からの撤退、自然エネルギーの本格的導入で先進県をめざし、自然と共生しながら発展する新たな経済社会をめざすこと。</p> <p>11、県内の貴重な自然環境を保全するために、自然環境調査を計画的に進めること。県版レッドデータブックに基づいて、希少野生動植物保護の条例に基づき、保護区への立ち入り制限や固体の所持制限などの具体的規制と対策を強化すること。保護区の設定に際しては買い上げや必要な補償などの対策も講じること。</p>	<p>本県の希少な野生動植物の保護対策を推進するため、平成25年度にいわてレッドデータブックの改訂を行い、平成26年度からレッドデータブック掲載種の追跡調査を行うなど生息状況の把握に努めています。</p> <p>また、岩手県希少野生動植物の保護に関する条例に基づき指定した希少動植物の流通監視活動や環境整備などの保護対策に取り組んでいます。</p> <p>なお、多様で豊かな本県の自然環境を適切に把握し保全していくため、平成10年度に策定した岩手県自然環境保全指針の見直しを行います。</p>	環境生活部	自然保護課	B 実現に努力しているもの
<p>9、原子力発電からの撤退、自然エネルギーの本格的導入で先進県をめざし、自然と共生しながら発展する新たな経済社会をめざすこと。</p> <p>12、大型開発・公共事業の乱開発を規制する環境アセスメント・猛禽類調査を徹底し、厳しいチェックと規制の体制を確立すること。</p>	<p>規模が大きく、環境に著しい影響を与える事業については、環境影響評価法及び岩手県環境影響評価条例による環境アセスメント制度の対象となります。</p> <p>同制度において、県は関係市町村の意見及び各分野の有識者で構成される岩手県環境影響評価技術審査会の意見等を踏まえて、事業者に対し県としての意見を述べているところであり、今後も県民、事業者及び行政が相互に有益な意見を出しあいながら、猛禽類を含めた的確な調査、予測及び評価が行われるよう、同制度の適切な運用に努めていきます。</p> <p>また、同制度の適用対象外事業についても、自然環境の保全に配慮した事業の実施について要請していきます。</p>	環境生活部	環境生活部	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>9、原子力発電からの撤退、自然エネルギーの本格的導入で先進県を目指し、自然と共生しながら発展する新たな経済社会をめざすこと。</p> <p>13、県庁舎は議会棟を含め全面禁煙とし、公共施設での全面禁煙を徹底すること。受動喫煙防止対策の徹底目指し、受動喫煙防止条例の制定を目指すこと。</p>	<p>受動喫煙防止条例の制定に当たっては、様々な受動喫煙防止の取組を重ねた上で、県民や事業者の方々をはじめ、関係団体の理解を十分に得て、その機運の高まりの中で進めることが必要であると考えています。</p> <p>このため、県では、受動喫煙防止に関する社会全体の理解が深められるよう、たばこの健康被害に関する知識の普及啓発や官公庁等の公共的空間における受動喫煙防止対策に取り組んでいます。</p> <p>現在、国においては、受動喫煙防止対策の強化に向けた健康増進法の改正を検討しており、こうした国の動向も注視しながら必要な対応を検討していきます。</p>	保健福祉部	健康国保課	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>9、原子力発電からの撤退、自然エネルギーの本格的導入で先進県を目指し、自然と共生しながら発展する新たな経済社会をめざすこと。 13、県庁舎は議会棟を含め全面禁煙とし、公共施設での全面禁煙を徹底すること。受動喫煙防止対策の徹底目指し、受動喫煙防止条例の制定を目指すこと。</p>	<p>職員にあっては、県庁舎内(議会棟を含む)において全面禁煙としています。</p>	総務部	管財課	A 提言の趣旨に沿って措置
	<p>議会棟においては、平成26年11月に喫煙室を設置し、喫煙室以外は全面禁煙としたところです。 なお、総務部管財課が年3回実施している分煙効果測定において、当該喫煙室内及び周辺について調査した結果、浮遊粉じん濃度や一酸化炭素濃度の数値が大幅に基準数値を下回っており、分煙のために必要な措置が適切に講じられているものと理解しています。</p>	議会事務局	議会事務局総務課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>10、存在意義を失った競馬組合は廃止を含め見直しを検討すること。 1、競馬事業の継続に当たっては、必要な修繕費と改修計画を示し、競馬事業が継続可能かどうかを検討して進めること。</p>	<p>岩手県競馬組合の平成29年度事業計画は、平成28年度事業の実施状況を踏まえながら、競馬組合運営協議会の場などを通じて競馬関係者や構成団体と十分な協議を行うとともに、構成団体議会からの選出議員で構成する競馬組合議会に対し、その基本的な考え方を説明して御意見を伺いながら検討を進め、策定しています。 施設等の改修や整備は、組合の厳しい財政状況等から、①人馬の安全確保上必要なもの、②法令等に義務付けのあるもの、③競馬開催に直接支障を及ぼすおそれがあるもの、④収益の増加につながるものなどを勘案しながら、優先順位を付けて行うこととしています。</p>	農林水産部	競馬改革推進室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>10、存在意義を失った競馬組合は廃止を含め見直しを検討すること。</p> <p>2、地方財政に寄与するという存在意義を失っている県競馬組合は、330億円融資の元金返済の見通しもなく、コスト削減も限界にきており、廃止を含めて今後のあり方を検討すること。</p>	<p>競馬事業を廃止した場合、構成団体が融資した330億円が返済されなくなることに加えて、施設の解体費用等の、廃止に伴う費用が発生すると見込まれる他、地域の雇用や地域経済への直接・間接の効果が失われることとなります。</p> <p>このため、「新しい岩手県競馬組合改革計画」のルールに沿って、新たな赤字を発生させない仕組みの下、競馬事業を継続していくことが、構成団体、ひいては県民・市民の負担を最小限とすることにつながるものと考えています。</p> <p>なお、平成28年度の決算においては、1億円を超える最終利益が見込まれており、構成団体融資元金の一部返済が行われる見通しであることから、今後とも元金返済が行われるよう構成団体としても競馬組合の取組を支援していきます。</p>	農林水産部	競馬改革推進室	D 実現が極めて困難なもの
<p>10、存在意義を失った競馬組合は廃止を含め見直しを検討すること。</p> <p>3、競馬組合破綻の原因と責任を明らかにし、競馬管理者であった前知事の責任や金融機関の貸し手責任などを明らかにした対応を行うこと。</p>	<p>岩手県競馬組合の経営悪化の原因と管理者の責任については、構成団体が共同で設置した岩手県競馬組合事業運営監視委員会が、過去の事業運営の検証を行い、平成19年8月に報告書を取りまとめたところです。</p> <p>その報告書では、経営悪化の原因について、競馬組合の経営がその時々々の情勢の変化に適切に対応できなかったものとの指摘がありました。事業運営の手続きや内容に明らかに法令に違反するものや著しく合理性を欠くものは認められなかったとされており、当時の関係者の個人的な法的責任を問うまでには至らないものと認識しています。</p> <p>また、金融機関は競馬組合の要請に応じて融資を実行したものであり、金融機関の貸し手責任は問えないものと認識しています。</p>	農林水産部	競馬改革推進室	D 実現が極めて困難なもの
<p>11、マイナンバー制度の実施中止、自治体の機能と地方自治を破壊する「道州制」に反対し、地方交付税と国庫補助負担金の削減に反対し、地方財源の拡充を求めること。</p> <p>1、国民のプライバシーを侵害し、国民にとって何の利益もないマイナンバー制度の中止を求めること。</p>	<p>マイナンバー制度は、番号利用法に基づき、平成28年1月1日から法に規定された事務において個人番号の利用が開始されています。</p> <p>本制度は、税・社会保障制度の効率性、透明性を高め、国民にとって利便性の高い、より公平・公正な社会の実現を図るためのインフラとして国が制度化を推進したものであり、行政手続きにおける所得証明書等の添付書類の省略など、住民の利便性向上の効果も期待されることなどから、県としても個人情報の保護やシステムのセキュリティ強化に取り組みながら制度の運用を行っていきます。</p>	政策地域部	情報政策課	D 実現が極めて困難なもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>11、マイナンバー制度の実施中止、自治体の機能と地方自治を破壊する「道州制」に反対し、地方交付税と国庫補助負担金の削減に反対し、地方財源の拡充を求めること。</p> <p>2、「道州制」に反対し、地方財源の確保を求めること。</p> <p>1)地方財政の重要な柱である地方交付税の復元・増額を求めること。</p>	<p>地方公共団体が安定的な財政運営を行っていくためには、地方税・地方交付税を含めた一般財源の確保が何よりも重要です。県では、これまで機会を捉えて地方一般財源総額の確保を国に要望してきたところであり、今後も強く要望していきます。</p>	総務部	財政課	B 実現に努力しているもの
<p>11、マイナンバー制度の実施中止、自治体の機能と地方自治を破壊する「道州制」に反対し、地方交付税と国庫補助負担金の削減に反対し、地方財源の拡充を求めること。</p> <p>2、「道州制」に反対し、地方財源の確保を求めること。</p> <p>2)地方自治の変質と破壊をもたらす「道州制」に反対すること。</p>	<p>道州制については、国と地方の役割分担を再構築することにより、地方分権型の地方自治への転換や広域的課題を解決するための視点から議論されることには意義がありますが、住民自治や道州のガバナンスなどの観点から検討されるべき課題も多く、今後幅広く議論していくことが必要と考えています。</p> <p>本県においては、東日本大震災津波への対応の中で、これまでにない主体的かつ大規模な県内外の自治体との連携や、行政・民間等の枠を超えた連携・協働の取組の進展が見られるなど、地域の底力が発揮され、今の岩手の自治力の高まりを見せているところです。</p> <p>東日本大震災津波からの復興に最優先で取り組む本県としては、現段階では引き続き、住民自治や地方分権を進める中で、地域の主体性を発揮した復興の取組を着実に重ねていくことが重要であると考えています。</p>	政策地域部	政策推進室	S その他
<p>11、マイナンバー制度の実施中止、自治体の機能と地方自治を破壊する「道州制」に反対し、地方交付税と国庫補助負担金の削減に反対し、地方財源の拡充を求めること。</p> <p>3、「平成の大合併」の検証を行い、住民自治の強化を目指すこと。</p> <p>1)「平成の大合併」の検証を行い、住民の声が届く住民自治が貫ける市町村のあり方を目指すこと。そのために県は支援を強化すること。</p>	<p>本県では平成の大合併などにより、現在33市町村となりましたが、合併を契機として行財政基盤の強化が図られ、生活に必要な施設整備が進んだ他、住民同士の新たな連携や地域資源の活用などの効果が現れていると考えています。</p> <p>県としては、それぞれの市町村に最も相応しい姿は、住民の意向を踏まえて、それぞれの地域が決めるべきものと考えており、住民自治について、これまでどおり、地域の自主的な取組を支援することを基本とし、行財政運営についての助言や情報提供を行うなど、必要な支援を行っていきます。</p>	政策地域部	市町村課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>11、マイナンバー制度の実施中止、自治体の機能と地方自治を破壊する「道州制」に反対し、地方交付税と国庫補助負担金の削減に反対し、地方財源の拡充を求めること。</p> <p>2、「道州制」に反対し、地方財源の確保を求めること。</p> <p>2) 広域合併を進めた自治体では、住民自治を強化する立場から地域内分権を強化するなどの取組を進めること。地方交付税の大幅な減額に対する特別の対策を講じるよう求めること。</p>	<p>地方分権改革の進展に伴い、基礎自治体の役割が今後ますます重視されることから、県としては、地方分権改革に係る一括法に基づく事務移譲の他、県条例に基づく独自の事務移譲を行っており、今後とも、市町村と十分に合意形成を図りながら、事務移譲を行っていきます。</p> <p>地方公共団体が、安定的な財政運営を行っていくためには、地方税・地方交付税を含めた一般財源の確保が何よりも重要であり、県では、これまで機会を捉えて地方一般財源総額の確保を国に要望してきたところです。今後においても、地方団体固有の財源として地方交付税の所要額の確保に加え、その機能の維持について国に対して強く要望していきます。</p>	政策地域部	市町村課	B 実現に努力しているもの
<p>11、マイナンバー制度の実施中止、自治体の機能と地方自治を破壊する「道州制」に反対し、地方交付税と国庫補助負担金の削減に反対し、地方財源の拡充を求めること。</p> <p>2、「道州制」に反対し、地方財源の確保を求めること。</p> <p>3) 合併せずに頑張る小規模町村への支援策を講じること。</p>	<p>地方分権改革の進展に伴い、基礎自治体の役割が今後ますます重視されることから、県としては、市町村への権限移譲や自主的な広域連携の取組に対する支援を行うとともに、市町村行財政コンサルティング等を通じて、行財政運営への適切な助言を行い、市町村の更なる行財政基盤の強化を支援していきます。</p>	政策地域部	市町村課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>11、マイナンバー制度の実施中止、自治体の機能と地方自治を破壊する「道州制」に反対し、地方交付税と国庫補助負担金の削減に反対し、地方財源の拡充を求めること。</p> <p>4、県民の安全を守る警察へ、不祥事根絶、天下りを正すこと。</p> <p>1) 犯罪の防止・摘発、オレオレ詐欺、交通事故等県民の安全を守る警察の取組を強化すること。要望の強い信号機の設置など交通安全施設の整備を抜本的に強化すること。</p>	<p>犯罪の防止・摘発については、警察本部内に「戦略的犯罪抑止対策推進本部」を設置し、重点的に抑止すべき重点犯罪を指定し、抑止対策と検挙活動を強化しています。</p> <p>オレオレ詐欺を含む特殊詐欺については、警察本部内に「特殊詐欺対策本部」を設置し、被害防止対策と検挙対策を推進しています。具体的には、金融機関と連携した「預金小切手プラン」の継続的推進や「岩手県警察特殊詐欺被害防止広報センター」からの注意喚起、県担当部局等との連携によるケアマネージャー等の活動を通じたチラシ配布による啓発活動の他、金融機関店舗外ATMにおける被害が増加していることから、音声案内装置を設置し、利用者に対する広報活動を実施します。</p> <p>交通事故防止対策については、交通事故死者数が前年に比べて減少したものの、全死者数に占める高齢者の割合が年々増加していることから、高齢者対策を最重要課題と位置づけ、平成29年交通死亡事故抑止重点対策「セーフティーロード・イーハトーブ2017運動」を県内全域で推進します。</p> <p>この対策では、高齢歩行者対策重点地域指定による交通事故防止対策、歩行環境シミュレーター等による参加・体験・実践型の交通安全教育、ボランティア団体と連携した高齢者宅への訪問指導等を行う他、高齢運転者対策として、自動車教習所施設における実技指導やドライブレコーダーを活用した交通安全教育等を推進します</p> <p>信号機など交通安全施設の整備には、県民の関心も高く、地域住民等から多くの意見・要望が寄せられており、設置に当たっては、必要性、緊急性等を十分に検討した上で、地域の代表者等で構成する警察署交通規制対策協議会に諮り意見を聴くなど、民意の反映にも配慮しています。</p> <p>今後、新設等と並行して老朽化の進む既存施設の更新整備が大きな課題となっており、限られた予算の中でより合理化、かつ、効果的な事業を推進し、交通の安全と円滑の確保を図っていきます。</p>	警察本部	<p>生活安全企画課</p> <p>刑事企画課</p> <p>交通企画課</p> <p>交通規制課</p>	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>11、マイナンバー制度の実施中止、自治体の機能と地方自治を破壊する「道州制」に反対し、地方交付税と国庫補助負担金の削減に反対し、地方財源の拡充を求めること。</p> <p>4、県民の安全を守る警察へ、不祥事根絶、天下りを正すこと。</p> <p>2)東日本大震災津波の行方不明者の捜索活動を引き続き強化すること。遺族等の要望を踏まえた湾内での捜索活動等を重視すること。</p>	<p>復興工事等に伴い、新たに捜索可能となる場所が生じていることなどを踏まえ、これまでの手段や方法を見直しつつ、各月命日を中心とした沿岸警察署単位の捜索活動及び3月と9月の集中捜索を引き続き実施していきます。</p> <p>これまでも、行方不明者ご家族等からの要望については、その都度対応してきました。</p> <p>今後も、関係機関・団体と更なる連携を図りながら、真摯に対応していきます。</p>	警察本部	警備課	B 実現に努力しているもの
<p>11、マイナンバー制度の実施中止、自治体の機能と地方自治を破壊する「道州制」に反対し、地方交付税と国庫補助負担金の削減に反対し、地方財源の拡充を求めること。</p> <p>4、県民の安全を守る警察へ、不祥事根絶、天下りを正すこと。</p> <p>3)捜査報償費の検証を行うこと。不正支出・裏金問題について徹底的に究明し、その原因と責任を明らかにすること。</p>	<p>捜査用報償費については、これまでも適正に執行されていますことから、改めて検証を行うことは考えていません。</p> <p>不適切な事務処理については、平成20年11月からの調査において、約3万4千件の全ての契約内容を突合した上で、その全容を明らかにしたものであることから、改めて調査等を行う必要はないものと考えています。</p>	警察本部	会計課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>11、マイナンバー制度の実施中止、自治体の機能と地方自治を破壊する「道州制」に反対し、地方交付税と国庫補助負担金の削減に反対し、地方財源の拡充を求めること。</p> <p>4、県民の安全を守る警察へ、不祥事根絶、天下りを正すこと。</p> <p>4)警察の不祥事の根絶を目指すこと。岩手医科大学元教授の覚せい剤疑惑の捜査もみ消しと警察幹部の天下りなど関係機関との癒着を正すこと。</p>	<p>警察職員による非違事案の発生は、県民からの警察に対する信頼を失わせ、警察活動を大きく阻害するものであり、県警察としては、全職員に職務倫理の徹底を図るなど、非違事案防止に全力を上げて取り組んでいます。(反映区分B)</p> <p>岩手医科大学元教授の覚せい剤疑惑について、捜査をもみ消した事実はありません。</p> <p>天下りについては定義が明確ではありませんが、退職者の再就職については、民間企業等がどのような人材を必要とし、どのような採用を行うかは、あくまで、当該企業等の独自の裁量と努力によることであり、再就職は、雇用主と退職職員本人との雇用契約に基づいているものです。(反映区分S)</p>	警察本部	監察課 警務課 組織犯罪対策課	B 実現に努力しているもの S その他

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>11、マイナンバー制度の実施中止、自治体の機能と地方自治を破壊する「道州制」に反対し、地方交付税と国庫補助負担金の削減に反対し、地方財源の拡充を求めること。</p> <p>5、「官から民へ」のかけ声で公共福祉の仕事を投げ捨てる「規制緩和」「地方行革」路線は見直すこと。</p> <p>1) 指定管理者制度については、この間の実績・実態を検証し、制定した「公契約条例」の立場に立って、適正な労働条件の確保ができるよう検証すること。県の事業で非正規労働者の増加やワーキングプアを生まないように労働条件の改悪・低下などがあれば見直しを行うこと。</p>	<p>指定管理者制度を導入している公の施設の管理について適正を期するため、定期的に指定管理業務の報告を求めるとともに、必要に応じて実地調査を実施し、雇用・労働条件に適切な配慮がなされるよう、指定管理者に対して指導を行ってきたところです。</p> <p>今後においても、「県が締結する契約に関する条例」の趣旨を踏まえながら、指定管理者における適切な雇用・労働条件の確保を図るため、引き続き各所管部局に対して、指定管理業務の開始時や実績報告等において適宜確認を行うよう、指導していきます。</p>	総務部	管財課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>11、マイナンバー制度の実施中止、自治体の機能と地方自治を破壊する「道州制」に反対し、地方交付税と国庫補助負担金の削減に反対し、地方財源の拡充を求めること。</p> <p>5、「官から民へ」のかけ声で公共福祉の仕事を投げ捨てる「規制緩和」「地方行革」路線は見直すこと。</p> <p>2) 指定にあたっては、専門家・関係者を含め、導入の是非を慎重に検討し、公共性の確保と県民へのサービスが低下しないよう具体的対策を講じること。指定管理者制度そのもののあり方を根本的に検証し、見直すこと。</p>	<p>指定管理者制度の導入に当たっては、施設毎に施設のあり方について検討し、個別に制度導入の適否を判断し、制度の導入や更新を行ってきたところです。</p> <p>また、指定管理者の選定に当たっては、選定の透明性、公平性を確保するため、「公の施設に係る指定管理者の導入のガイドライン」に基づき、有識者を交えた選定委員会を設置し、施設の機能、性質、設置目的を踏まえた選定基準を設け、総合的に審査しているところであり、引き続き質の高いサービスの提供や効果的な施設の運営に努めていきます。</p>	総務部	管財課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>11、マイナンバー制度の実施中止、自治体の機能と地方自治を破壊する「道州制」に反対し、地方交付税と国庫補助負担金の削減に反対し、地方財源の拡充を求めること。</p> <p>6、知る権利の保障、原則公開の立場で、情報公開を一層推進すること。</p> <p>1) 県の政策形成過程における「パブリックコメント」制度は、説明会、公聴会、懇談会を開催し、県民の意見を反映するものに改善すること。</p>	<p>パブリック・コメント制度については、説明会や公聴会の実施等について要綱に規定し、広く県民に計画等の案の周知に努めることとしています。</p> <p>また、その実施に際しては、多くの意見が寄せられるよう意見募集期間を十分確保するとともに、寄せられた意見について十分に検討を行うこととしており、引き続き、制度の適切な運用を図り、県民意見の反映に努めていきます。</p>	秘書広報室	広聴広報課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>11、マイナンバー制度の実施中止、自治体の機能と地方自治を破壊する「道州制」に反対し、地方交付税と国庫補助負担金の削減に反対し、地方財源の拡充を求めること。</p> <p>6、知る権利の保障、原則公開の立場で、情報公開を一層推進すること。</p> <p>2)必要な情報を公開し、住民参加を広げるよう積極的に取り組むこと。</p>	<p>情報公開の推進については、県が保有する情報は県民の共有財産であるという認識の下、県政の諸活動の状況を県民に説明するとともに、県民による県政の監視及び参加の充実に資するため、積極的な情報の公開に努めています。</p> <p>特に一定額以上の競争入札の随意契約の情報について、行政情報(サブ)センター及びホームページで公表するなど、予算執行過程の透明性の確保に努めており、県民が情報を入手しやすいよう公表内容等の充実に取り組んでいます。</p> <p>今後とも、県民とともにつくる開かれた県政が推進されるよう、県民の知る権利を尊重し、より一層情報公開の推進を図っていきます。</p>	総務部	法務学事課	B 実現に努力しているもの
<p>11、マイナンバー制度の実施中止、自治体の機能と地方自治を破壊する「道州制」に反対し、地方交付税と国庫補助負担金の削減に反対し、地方財源の拡充を求めること。</p> <p>6、知る権利の保障、原則公開の立場で、情報公開を一層推進すること。</p> <p>3)各種審議会委員は兼任を減らし、女性、青年の登用、公募制の活用を図ること。</p>	<p>審議会等への県民の参画をより一層推進するため、「審議会等の設置・運営に関する指針」(平成12年2月策定)を定め、幅広い視点から適任者を登用するよう努めています。</p> <p>委員の兼任については、法令等による充て職以外は広く適任者を求め、原則として同一部局内において同一人による複数の委員兼任を避けること、また、同一人が委員を兼任できる審議会等の数の上限を、原則として4機関とすることとしています。</p> <p>また、女性委員や若手委員についても目標値を設定し、積極的な登用に努めています。</p> <p>さらに、審議会等に民意を反映させ、県民の参画機会を拡充するために、当該審議会等の役割や性格を考慮し、専門的知識の必要性など委員に求められる要件を検討のうえ、委員の一部を公募により選任する委員公募制を導入しています。</p> <p>今後、委員の改選や追加選任の際に女性委員や若手委員の登用を拡大できるよう、引き続き充て職の見直しや公募制導入などの取組を進めるとともに、委員候補となり得る方の情報把握等に努めていきます。</p>	総務部	人事課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>11、マイナンバー制度の実施中止、自治体の機能と地方自治を破壊する「道州制」に反対し、地方交付税と国庫補助負担金の削減に反対し、地方財源の拡充を求めること。</p> <p>7、地方労働委員会の労働者側委員の任命に当たっては、「連合」独占をやめ、労働組合の構成比率を反映したものにすること。</p>	<p>岩手県労働委員会の委員については、労働組合法に定める任命手続に則して、労働組合から推薦のあった方の中から、適任と認められる方を総合的に判断し選任、任命しています。</p>	<p>商工労働観光部</p>	<p>雇用対策・労働室</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
<p>11、マイナンバー制度の実施中止、自治体の機能と地方自治を破壊する「道州制」に反対し、地方交付税と国庫補助負担金の削減に反対し、地方財源の拡充を求めること。</p> <p>8、県の広域振興局のあり方については、県南広域振興局、総合支局、出張所のあり方を総点検し、メリット、デメリットを明らかにし見直すこと。産業振興はもとより、保健・福祉・教育・農林漁業など広域行政の取組が円滑に進められるようにすること。市町村の意見と要望、県職員の声と創意を大事にして進めること。</p>	<p>広域振興局の円滑な運営を図るため、広域振興局体制整備の考え方や県議会からの附帯意見等を踏まえて、効果を検証しながら所要の改善に努めるとともに、各分野において広域的なサービスが円滑に実施できるよう、局長のリーダーシップの下、広域振興局全体で情報共有を図りながら一体的に取り組んでいきます。</p> <p>また、市町村との情報共有、意見交換等の場を積極的に設けるなど、連携を強化しており、それぞれの役割を十分に果たしつつ、ともに課題解決に取り組むことができるよう努めています。</p> <p>さらに、広域振興局の職員が、総合力・機動力を発揮し、広域的な取組を進めることができるよう、職員向け研修会の開催や広域振興局独自の事業立案に取り組んでいます。</p>	<p>政策地域部</p>	<p>政策推進室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>11、マイナンバー制度の実施中止、自治体の機能と地方自治を破壊する「道州制」に反対し、地方交付税と国庫補助負担金の削減に反対し、地方財源の拡充を求めること。</p> <p>9、県職員の超過勤務の実態を調査し、月80時間、年間360時間を超える超過勤務の是正を図り、サービス残業を根絶すること。労働時間の把握は厚生労働省通知に基づいてタイムカードやパソコン等で客観的に把握すること。</p> <p>県職員の賃金引下げとなる総合的見直しは行わないこと。国の「総人件費抑制政策」に追随してきた県人事委員会の在り方を抜本的に見直すこと。</p>	<p>超過勤務の縮減に向け、超過勤務実施に係る事前命令と事後確認の徹底による総実勤務時間の縮減に努めている他、特定の職員への業務量の偏りが生じないよう業務の平準化に努めているところであり、毎週水曜日の「か・えるの日」や毎月19日の「育児の日」における定時退庁や年次休暇の促進、グループ制のメリットを活かした事務分担の見直しや業務支援の活用などに取り組んでいるところです。【反映区分B】</p> <p>職員の始業は、管理・監督の立場にある職員が出勤簿により確認しており、終業についても、管理職員自ら確認できる場合はその確認により、また、超過勤務を命じた場合は、その記録簿等により確認しているところです。</p> <p>なお、必要に応じて行わせた超過勤務に対しては、その実績に応じて適正に手当を支給しています。【反映区分A】</p> <p>職員の給与改定については、これまでも県人事委員会の勧告を最大限尊重するという基本姿勢で決定しているところです。給与制度の総合的見直しについては、県人事委員会の勧告を踏まえつつ、法に定める給与決定の諸原則に則り、国及び他の都道府県の動向等諸般の情勢を総合的に勘案し、勧告どおり実施することとしたところであり、総合的見直しに係る条例案については平成28年2月県議会に提出し、議会の議決を経て、平成28年4月から実施しています。</p> <p>【反映区分D】</p>	総務部	人事課	<p>B 実現に努力しているもの</p> <p>A 提言の趣旨に沿って措置</p> <p>D 実現が極めて困難なもの</p>
	<p>人事委員会は、地方公務員法の目的である、民主的かつ能率的な近代的な地方公務員制度の推進を図るため、①公正な人事行政の確保、②社会の変化に対応した人事施策の調査研究、③適正な勤務条件の整備による労働基本権制約の代償措置としての役割を担っています。</p> <p>このため、平等取扱いの原則及び情勢適応の原則等地方公務員法に定められた原則に則り、適正な運営に努めているところです。</p>	人事委員会事務局	人事委員会事務局職員課	S その他

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>12、実効性ある男女平等の取組を進め、女性と青年の声が生かされる県政を</p> <p>1、国連女性差別撤廃条約の具体化を図り、普及する取組を強めること。</p> <p>女子差別撤廃条約選択議定書や、ILOの母性保護条約・パートタイム労働に関する条約の具体化・実現を目指すこと。</p>	<p>国連女性差別撤廃条約の内容については、男女共同参画センターにおいて情報提供や学習機会の提供などを行っています。</p> <p>女性の差別撤廃条約選択議定書やILOの母性保護条約・パートタイム労働に関する条約については、国の動向を注視していきます。</p>	環境生活部	若者女性協働推進室	S その他
<p>12、実効性ある男女平等の取組を進め、女性と青年の声が生かされる県政を</p> <p>2、男女平等の取組を強め、以下の点で実効ある対策を推進すること。</p> <p>1) 男女の賃金格差・昇進昇格差別・年金格差、採用差別など、働く女性への差別をなくす対策を進めること。パートや派遣など非正規労働者の権利を守り、均等待遇と正規雇用化を進めること。</p>	<p>県では、セミナーの開催などにより、男女雇用機会均等法やパートタイム労働法等、均等待遇等に関する関係法令や正規雇用の転換等に取り組む事業主に対する国の助成制度等について周知を図っている他、岩手労働局等と連携して、非正規雇用労働者の正社員転換や待遇改善などについて、関係団体へ要請しているところです。</p> <p>また、労働問題を抱えた方が労働相談を利用しやすく、円滑に解決へとつなげることができるよう、県内の相談窓口や無料電話相談先などについて、各種媒体を通じて周知を図るとともに、丁寧な対応に努め、相談しやすい環境づくりにも取り組んでいます。</p> <p>さらに、平成28年度からは、事業主向けの処遇改善セミナーを実施し、雇用における男女の均等な機会や待遇の確保に一層努めています。</p>	商工労働観光部	雇用対策・労働室	B 実現に努力しているもの
<p>12、実効性ある男女平等の取組を進め、女性と青年の声が生かされる県政を</p> <p>2、男女平等の取組を強め、以下の点で実効ある対策を推進すること。</p> <p>2) 妊娠・出産への不利益取扱いをやめさせ、解雇、退職勧奨を根絶すること。</p>	<p>妊娠・出産・産休・育休などを理由とする解雇などの不利益取扱いをすることは、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法で禁止されており、県では、ホームページ等により事業主へ周知・啓発を行っている他、岩手労働局雇用環境・均等室の相談窓口についても周知しているところです。</p> <p>また、問題を抱えた方が県に対し相談された場合には、速やかに岩手労働局につなぐ等、迅速丁寧な対応に努めているところであり、今後もこうした取組を継続していきます。</p>	商工労働観光部	雇用対策・労働室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>12、実効性ある男女平等の取り組みを進め、女性と青年の声が活かされる県政を</p> <p>2、男女平等の取り組みを強め、以下の点で実効ある対策を推進すること。</p> <p>3) 所得税法56条の廃止など自営業・農業女性の労働を正當に評価し、支援すること。</p>	<p>所得税法の改正等については、国における議論等を注視していきたいと考えています。</p> <p>本県の農業就業人口に占める女性の割合は約5割となっており、農業経営の重要な役割を担っています。このため、県では、家族の役割分担を明確化する家族経営協定の締結を促進するとともに、女性がアイデアや能力を発揮できるよう、各種研修会の開催やネットワーク化の支援を行っているところであり、今後もこうした取組を継続していきます。</p>	<p>商工労働観光部</p> <p>農林水産部</p>	<p>商工企画室</p> <p>農業普及技術課</p>	<p>C 当面は実現できないもの</p> <p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
<p>12、実効性ある男女平等の取り組みを進め、女性と青年の声が活かされる県政を</p> <p>2、男女平等の取組を強め、以下の点で実効ある対策を推進すること。</p> <p>4) 乳幼児医療費助成の対象を、当面、小学校卒業まで拡充し現物給付化すること。待機児童を解消する認可保育所の増設・整備、育児・介護休業制度の拡充など、働く男女がともに家族責任を果せる社会を目指すこと。</p>	<p>子どもの医療費助成については、県では、人口減少対策としての総合的な子育て支援施策の一環として、厳しい財政状況にはありますが、市町村等と協議の上、平成27年8月から助成対象を小学校卒業の入院まで拡大するとともに、昨年8月からの未就学児及び妊産婦を対象として現物給付を実施したところとす。</p> <p>本県の子ども医療費助成について、対象者の範囲を小学校卒業の通院まで拡充した場合、年間約2億8千万円と多額の財源を確保する必要があり、本県では、県立病院等事業会計負担金が多額になっているという事情もあることから、県の医療・福祉政策全体の中で、総合的に検討する必要があると考えています。</p> <p>子ども・子育て支援新制度では、各市町村において、認可外保育施設も含めた保育ニーズの把握に努め、需要と供給に基づいた「子ども・子育て支援事業計画」を策定しています。各市町村では、当該計画に基づき計画的な認可保育所等の整備を推進しているところであり、この取組を支援していきます。</p>	<p>保健福祉部</p>	<p>健康国保課</p> <p>子ども子育て支援課</p>	<p>C 当面は実現できないもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>12、実効性ある男女平等の取り組みを進め、女性と青年の声が活かされる県政を</p> <p>2、男女平等の取り組みを強め、以下の点で実効ある対策を推進すること。</p> <p>5)夫婦間暴力などの実態を調査し、県の婦人相談室の機能と体制の強化を図り、一時保護施設の整備など、DV防止法に基づく実効ある措置を実施すること。</p>	<p>県では、平成27年5月に「男女が共に支える社会に関する意識調査」を実施していますが、この調査において、配偶者間の暴力に関する調査項目があり、調査結果を県のホームページで公表しています。</p> <p>また、DV防止法に基づく配偶者暴力相談支援センターは、県内に12カ所あり、被害者からの相談対応や支援をしています。</p> <p>平成29年度も相談対応職員の資質向上のための研修を引き続き実施するとともに、市町村や関係機関との連携を強化し、相談・保護体制の充実を図っていきます。</p>	環境生活部	若者女性協働推進室	B 実現に努力しているもの
<p>12、実効性ある男女平等の取り組みを進め、女性と青年の声が活かされる県政を</p> <p>2、男女平等の取り組みを強め、以下の点で実効ある対策を推進すること。</p> <p>6)選択的夫婦別姓制度の導入、非嫡出子の相続差別廃止など早急に民法の改正を求めること。</p>	<p>選択的夫婦別姓制度の導入については、引き続き情報収集に努めます。</p>	環境生活部	若者女性協働推進室	S その他
<p>12、実効性ある男女平等の取り組みを進め、女性と青年の声が活かされる県政を</p> <p>2、男女平等の取組を強め、以下の点で実効ある対策を推進すること。</p> <p>7)ひとり親家庭、シングルマザーへの経済的支援を拡充すること。生活保護基準以下の世帯には生活保護受給を進めること。</p>	<p>県では「岩手県ひとり親家庭等自立促進計画」を策定し、相談機能の充実、就業支援対策の充実、養育費確保の促進、経済的支援の充実などを重点に、ひとり親家庭等への支援に取り組んでいるところです。</p> <p>なお、平成28年度には、児童扶養手当の第2子加算、第3子以降加算額の増額や、ひとり親家庭の親が資格取得のために修学する場合に給付する高等職業訓練促進給付金を拡充したところであり、平成29年度は自立支援教育訓練給付金の拡充を予定しています。</p> <p>今後とも、相談対応職員の資質の向上、各種事業の周知徹底を図るとともに、効果的な支援を行うため関係機関と連携し、ひとり親家庭等の自立に努めていきます。</p> <p>生活保護については、国、県及び各市のホームページなどで制度の周知を図っているところであり、引き続き、制度の周知に努めていきます。</p> <p>また、県内各福祉事務所において、民生委員や関係機関などと連携して、生活に困窮している方の把握に努めていくとともに、適切な窓口対応が行われるよう、引き続き指導していきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課 地域福祉課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>12、実効性ある男女平等の取り組みを進め、女性と青年の声が生かされる県政を</p> <p>2、男女平等の取り組みを強め、以下の点で実効ある対策を推進すること。</p> <p>8) 県の女性幹部職員の積極的登用を進めるとともに、各種審議会にも幅広く女性と青年を積極的に登用すること。</p>	<p>女性幹部職員の登用については、平成28年3月に策定した「女性活躍推進のための特定事業主行動計画」において、平成32年度に幹部職員のうち女性が占める割合を9%とする目標値を設定しているところです。これに向け、女性職員のキャリアアップを支援し、より能力を発揮できるよう、平成27年度から「女性職員リーダー養成」や女性職員キャリアデザイン研修」を実施していることとあり、女性が活躍しやすい職場環境の整備など、女性幹部職員の登用率の向上に向けた取組を図っていきます。</p> <p>各審議会への女性の登用については、いわて男女共同参画プランにおいて、審議会等委員の男女割合についての指標を定めて取り組んでいることとあり、今後も目標達成に向けた取組を進めていきます。</p>	<p>総務部</p>	<p>人事課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>12、実効性ある男女平等の取り組みを進め、女性と青年の声が生かされる県政を</p> <p>3、青年が人間らしく働き、くらし、学べる社会を目指す総合的な青年対策を実施すること。</p> <p>1) 若者を使い捨てにするブラック企業・ブラックバイトの実態を調査し、是正させること。ブラック企業規制法の制定を求めること。青年の雇用確保と高校生・学生の就職支援を強化し、とりわけ県内就職の取組を強化すること。</p>	<p>若者の使い捨てが疑われる企業への対策として、国では「労働条件相談ほっとライン」の開設による相談対応や、賃金、労働時間等の労働条件に関するポータルサイト「確かめよう 労働条件」の開設を行っている他、企業に対する重点監督等を強化しています。</p> <p>また、平成28年3月から、青少年の雇用の促進等に関する法律の規定に基づき、ハローワークにおいて、一定の労働関係法令違反の求人者について、新卒者の求人申込みを受理しない制度が開始されています。</p> <p>県では、広域振興局や地域ジョブカフェ等に労働相談窓口を設置している他、労働委員会においてフリーダイヤル「労働相談なんでもダイヤル」を設置し、岩手労働局と緊密な連携を図り労働相談に対応しています。県では、違法な労働時間等に関する相談については、岩手労働局に伝え改善につなげていきます。</p> <p>青年の雇用確保と高校生・学生の就職支援については、これまでの県の取組に加え、平成28年2月に設立した「いわてで働こう推進協議会」において、関係機関が連携し、若者や女性の県内就業の促進や定着を図っていきます。</p>	<p>商工労働観光部</p>	<p>雇用対策・労働室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>12、実効性ある男女平等の取り組みを進め、女性と青年の声が生かされる県政を</p> <p>3、青年が人間らしく働き、くらし、学べる社会をめざす総合的な青年対策を実施すること。</p> <p>2) 県立高校の授業料無償化への所得制限導入に反対し、全ての高校生を対象としたものとする。私立高校への私学就学支援金は全国並みに県独自の加算を行うこと。県立大学の授業料の値上げは行わず、授業料免除・減額の対策を拡充すること。給付制奨学金を創設すること。</p>	<p>私立高校に通う生徒に対しては、国の就学支援金の他、不慮の災害や家計の急変により修学が困難になった生徒への授業料減免や生活保護世帯に対する入学金減免を実施しており、これらの制度により、低所得世帯等に対して負担軽減措置を講じています。</p> <p>また、平成26年度に就学支援金加算金の増額が図られ、平成26年度に創設された授業料以外の学費への支援策である奨学のための給付金については、平成27年度に続いて平成28年度にも増額がなされるなど、支援策の拡充が図られてきています。</p> <p>県としては、これらの制度と併せて実質的な教育費負担の軽減に向け、引き続き支援に努めるとともに、国に対し、支援策の充実等について、要望していきます。</p>	総務部	法務学 事課	B 実現 に努力 している もの
	<p>高校生に対する奨学金事業については、高校の授業料を支援するための高等学校等就学支援金、非課税世帯等の授業料以外の教育費に充てるための奨学給付金の給付を行っています。</p> <p>大学生に対する奨学金事業は、国が担っており、県としては、高校卒業後の教育の機会均等を図る上からも、学生への経済的支援は重要であると考え、繰り返し、国が行う奨学金制度の拡充を要望してきたところです。</p> <p>国においてはこうした声に応え、給付型奨学金を創設することとしています。</p> <p>高等学校等就学支援金制度については、本年度においても国に対して、所得基準等の制度見直しについて要望を行っているところです。</p> <p>今後とも、国の動向を踏まえながら、国に対して要望を行うなど、生徒の就学に支障が生じないように努めていきます。</p>	教育委 員会事 務局	教育企 画室	B 実現 に努力 している もの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>12、実効性ある男女平等の取り組みを進め、女性と青年の声が活かされる県政を 3、青年が人間らしく働き、くらし、学べる社会をめざす総合的な青年対策を実施すること。 3) 青年の定住を目指し、魅力ある町づくりを進め、スポーツ、レクリエーション施設の充実、青年向け県営住宅と家賃補助などの対策を進めること。</p>	<p>県営住宅は、公営住宅法に基づき住宅に困窮している低額所得者の入居を目的に整備しており、高額所得者を含む青年のみを対象とした住宅整備や優遇措置等については、本来目的に反するため実現は困難です。 また、青年を対象とした住宅の整備等には、新たな財源を必要とするため、現時点では実現は困難です。</p>	県土整備部	建築住宅課	D 実現が極めて困難なもの
	<p>現有の県営体育施設については、利用者の安全を最重点とし、必要性や緊急性を考慮しながら計画的に施設の維持保全に努めるとともに、各市町村の社会体育施設については、それぞれの現状やニーズに対応した施設となるよう、助言していきます。</p>	教育委員会事務局	スポーツ健康課	B 実現に努力しているもの
<p>12、実効性ある男女平等の取り組みを進め、女性と青年の声が活かされる県政を 3、青年が人間らしく働き、くらし、学べる社会をめざす総合的な青年対策を実施すること。 4) 青年の引きこもりの実態を調査するとともに、相談、居場所の設置、就労支援などの取り組みを強化すること。NPOや民間団体の取り組みを支援すること。</p>	<p>県では、ニート、ひきこもりや不登校など社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対し、青少年育成支援に関連する分野の関係機関・団体が連携し、それぞれの専門性を生かした支援を効果的かつ円滑に実施するため、子ども・若者育成支援推進法第19条第1項に規定する子ども・若者支援地域協議会として、平成28年12月に岩手県子ども・若者自立支援ネットワーク会議を設置しました。 今後も本会議の取組により、本県における子ども・若者支援の取組の充実を図っていきます。</p>	環境生活部	若者女性協働推進室	B 実現に努力しているもの
	<p>岩手県精神保健福祉センター内に設置している「岩手県ひきこもり支援センター」では、相談支援体制の強化を図るとともに、各保健所において居場所支援や家族教室、関係機関支援連絡会議、研修会等の取組を行っています。 また、平成28年12月に「岩手県子ども・若者自立支援ネットワーク会議」(事務局:若者女性協働推進室)を設置し、関係機関や支援団体との情報交換及び連絡調整を実施しており、不登校やひきこもり、ニート等の関係機関や支援団体との連携強化による支援の充実を図っています。 なお、ひきこもりの実態調査については、平成27年度に、釜石保健所において民生委員へのアンケート調査を実施したところです。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>12、実効性ある男女平等の取り組みを進め、女性と青年の声が生かされる県政を</p> <p>3、青年が人間らしく働き、くらし、学べる社会をめざす総合的な青年対策を実施すること。</p> <p>5)18歳選挙権に向けて、憲法と教育基本法、子どもの権利条約に基づく主権者教育を進めること。</p>	<p>主権者教育については、政治参加の重要性や選挙の意義等を深く理解させ、政治への参加意識を醸成していくことが重要であることから、小・中・義務教育学校社会科、高校公民科の授業や選挙管理委員会と連携して実施する「明るい選挙啓発授業」などを通して、児童生徒の発達段階に応じて、計画的かつ継続的に指導の充実に努めていきます。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	B 実現に努力しているもの
<p>13、南スーダンPKOへの新任務付与に反対し、撤退を求めると。戦争法廃止、集団的自衛権の閣議決定の撤回、特定秘密保護法の廃止を求めると。憲法改悪を阻止し、核兵器のない世界と日本を。オスプレイの配備と低空飛行訓練に反対し、憲法9条を守る非核平和の県政推進を</p> <p>1、内戦状態にあり、PKO5原則に反する南スーダンPKOへの「駆けつけ警護」に反対し、撤退を求めると。IS空爆への後方支援など、憲法違反の「武力行使」となるあらゆる動きに反対すること。</p>	<p>政府は、平成29年3月に同年5月末をもって自衛隊の施設部隊の活動を終了する旨の発表をしています。</p> <p>また、南スーダンの駆けつけ警護やIS空爆への後方支援などは、国の専管事項であることから、政府の責任において議論されるべきものと考えています。</p>	総務部	総務室	S その他
<p>13、南スーダンPKOへの新任務付与に反対し、撤退を求めると。戦争法廃止、集団的自衛権の閣議決定の撤回、特定秘密保護法の廃止を求めると。憲法改悪を阻止し、核兵器のない世界と日本を。オスプレイの配備と低空飛行訓練に反対し、憲法9条を守る非核平和の県政推進を</p> <p>2、憲法違反の戦争法(安保法制)の廃止を国に求めること。</p>	<p>安全保障関連法の廃止については、国において国民的に議論を十分に行った上で、国民総意の下、法に則って手続きされるべきものと認識しています。</p>	総務部	総務室	S その他

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>13、南スーダンPKOへの新任務付与に反対し、撤退を 求めること。戦争法廃止、集団的自衛権の閣議決定の 撤回、特定秘密保護法の廃止を求めること。憲法改悪 を阻止し、核兵器のない世界と日本を。オスプレイの配 備と低空飛行訓練に反対し、憲法9条を守る非核平和 の県政推進を</p> <p>3、オスプレイの配備と低空飛行訓練に反対し、中止 を求めること。米軍機の超低空飛行訓練の中止を求め ること。</p>	<p>オスプレイについては、平成27年9月の航空自衛隊三沢基地における三沢 基地航空祭での一般公開の際に、横田基地からの移動中、本県上空を飛行 したことから、県民への丁寧な説明、飛行する際の飛行ルートの特示につい て、防衛省東北防衛局長に対して要請しています。</p> <p>また、全国知事会を通じて飛行高度や区域等に関する日米合同委員会合意 事項が遵守されるよう要請しており、今後も適切に対応していきます。</p>	総務部	総合防 災室	S その 他
<p>13、南スーダンPKOへの新任務付与に反対し、撤退を 求めること。戦争法廃止、集団的自衛権の閣議決定の 撤回、特定秘密保護法の廃止を求めること。憲法改悪 を阻止し、核兵器のない世界と日本を。オスプレイの配 備と低空飛行訓練に反対し、憲法9条を守る非核平和 の県政推進を</p> <p>4、「核兵器廃絶平和宣言」(98年6月県議会)に基づい て、県として非核平和の行政を推進すること。特に、「日 米核密約」の存在を踏まえ、名実ともに非核3原則の厳 正な実施を求めること。核兵器廃絶を主題とした国際交 渉の速やかな開始など「核兵器のない世界」に向けて 積極的なイニシアチブを発揮するよう国に求めるととも に、県としても取り組むこと。</p>	<p>平和は人類普遍の願いであり、わが国は平和憲法の下にいわゆる非核三 原則を国是として国の平和と安全の確保に努めています。</p> <p>県としても、非核三原則を国是とするわが国の平和と安全の確保の趣旨を 踏まえ、様々な機会を捉えて核兵器の廃絶と恒久平和への願いを内外に表明 してきており、今後も継続してこのような取組を行っていきたいと考えていま す。</p> <p>また、世界平和に関する取組は、世界各国と協調しながら取り組むべき課題 であり、「唯一の被爆国」としてわが国が核兵器廃絶のための積極的な取組を 行うことを願っています。</p>	総務部	総務室	S その 他
<p>13、南スーダンPKOへの新任務付与に反対し、撤退を 求めること。戦争法廃止、集団的自衛権の閣議決定の 撤回、特定秘密保護法の廃止を求めること。憲法改悪 を阻止し、核兵器のない世界と日本を。オスプレイの配 備と低空飛行訓練に反対し、憲法9条を守る非核平和 の県政推進を</p> <p>5、侵略戦争の犠牲者の実態を調査、記録し、県民の 戦争体験の継承に取り組むこと。戦争のない世界と日 本を展望した国連憲章、憲法9条をはじめとした憲法の 意義と内容を学び、啓蒙する取組を行うこと。</p>	<p>県では、先の大戦の岩手県戦後処理史の一部として、昭和46年11月に「援 護の記録」としてまとめ、恒久平和に役立てられるよう、県の援護の施策の参 考としたり、戦没者関連の資料として情報提供するなど活用しています。</p> <p>平和は人類普遍の願いであり、わが国は平和憲法の下に国の平和と安全 の確保に努めています。</p> <p>県としても、わが国の平和と安全の確保の趣旨を踏まえ、県のホームページ 等を活用し、様々な機会を捉えて、核兵器の廃絶と恒久平和への願いを内外 に表明してきており、今後も継続してこのような取組を行っていきたいと考えて います。</p>	総務部	総務室	S その 他

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>13、南スーダンPKOへの新任務付与に反対し、撤退を求めると。戦争法廃止、集団的自衛権の閣議決定の撤回、特定秘密保護法の廃止を求めると。憲法改悪を阻止し、核兵器のない世界と日本を。オスプレイの配備と低空飛行訓練に反対し、憲法9条を守る非核平和の県政推進を</p> <p>6、日米の軍事一体化・米軍支援を目指す岩手山演習場での日米共同訓練に反対すること。</p>	<p>日米共同訓練における訓練内容の調整については、国の専権事項ではありますが、その実施に当たっては、主権者である国民の理解が不可欠です。</p> <p>県内において訓練が行われる場合は、訓練実施に伴って県民の生活や安全に支障をきたすことのないよう、国に申入れを行っています。</p>	総務部	総合防災室	S その他
<p>13、南スーダンPKOへの新任務付与に反対し、撤退を求めると。戦争法廃止、集団的自衛権の閣議決定の撤回、特定秘密保護法の廃止を求めると。憲法改悪を阻止し、核兵器のない世界と日本を。オスプレイの配備と低空飛行訓練に反対し、憲法9条を守る非核平和の県政推進を</p> <p>7、国民を戦争に動員する有事立法・国民保護法制の廃止を要求すること。ありえない日本への攻撃を想定した岩手県国民保護計画は、県民を戦争態勢に動員するものであり、県民を動員する訓練などは行わないこと。市町村に対しても計画策定を押し付けないこと。</p>	<p>有事立法・国民保護法制は、武力攻撃事態やテロなどの緊急対処事態が発生した場合に、国民の生命、身体及び財産を守るために、国や地方公共団体等の責務や対処方法を定めたものです。</p> <p>岩手県国民保護計画は、武力攻撃事態等が発生した場合に、県が住民を保護するための措置等を迅速かつ確実に実施するために作成しているものであり、実動訓練の実施に当たっては、住民に広く参加を呼びかけることとしています。</p> <p>なお、参加への協力は任意であり、住民の自主的な判断に委ねられています。</p> <p>また、市町村における国民保護計画作成については、平成19年3月までに県内全市町村で作成を完了しています。</p>	総務部	総合防災室	S その他
<p>13、南スーダンPKOへの新任務付与に反対し、撤退を求めると。戦争法廃止、集団的自衛権の閣議決定の撤回、特定秘密保護法の廃止を求めると。憲法改悪を阻止し、核兵器のない世界と日本を。オスプレイの配備と低空飛行訓練に反対し、憲法9条を守る非核平和の県政推進を</p> <p>8、憲法を敵視し、侵略戦争を美化する育鵬社と自由社「歴史教科書」に、事実に基づいた検証を進め、侵略戦争を美化する動きを、芽のうちに摘み取る草の根の取組を広げること。</p>	<p>学習指導要領において、中学校社会科では、我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を深め、公民としての基礎的教養を培い、国際社会に生きる平和で民主的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養うことをねらいとしています。</p> <p>とりわけ、歴史的分野の学習においては、「大戦が人類全体に惨禍を及ぼしたこと」について、「我が国が多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大な損害を与えたこと、各地への空襲、沖縄戦、広島・長崎への原子爆弾の投下など、我が国の国民が大きな戦禍を受けたことなどから、大戦が人類全体に惨禍を及ぼしたことを理解させる」ことをねらいとしており、県教育委員会では、学習指導要領の趣旨に基づいて教科用図書の調査を行うとともに、各学校において適切に歴史学習が進められるよう指導しています。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	A 提言の趣旨に沿って措置